

平成4年版

環境白書

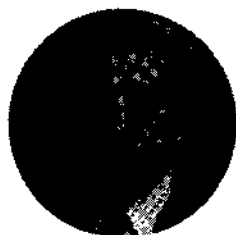
—— 水と緑の快適な環境をめざして ——



環境白書についてのお問い合わせは、富山県
企画県民部環境整備課(T E L 0764-31-4111)
あてに御連絡下さい。

本白書は再生紙を使用しております。

環境白書の発刊にあたって



豊かな緑と水に恵まれた富山県の素晴らしい環境を守り、育て、県民共有の財産として次の世代に引き継いで行くことは私たちに課せられた大きな責務であります。

幸い、富山県の環境は、県民の皆様のご協力のもと、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画をはじめとする各種の環境保全施策の推進により、おおむね良好な状況にあります。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、生活排水による河川の汚濁や自動車による大気汚染など都市・生活型環境問題の比重が高まってきております。また、オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨など地球規模での環境問題が大きくクローズアップされております。

このような課題の解決にあたりましては、私たち一人ひとりが日常生活や経済社会のありかたに目を向けるとともに、「地球規模で考え、足元から行動する。」との視点に立って、地域に根ざした取組みを展開していくことが大切であると存じます。

このため、本県におきましては、働とやま環境財団を中心に県民、企業、行政が一体となって取り組んでおります環境保全活動を積極的に支援するほか、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を目指し、本年2月に策定いたしました「とやま環境計画」に基づき、各種の環境保全施策を総合的、計画的に推進することにしております。

この白書は、本県の環境の現状と施策についてとりまとめたものです。県民の皆様の環境問題に関する認識と県の施策に対するご理解を求めているただく一助となれば幸いです。

平成4年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況	3
1 公害の現況	3
(1) 大 気 汚 染	4
(2) 水 質 汚 濁	10
(3) 騒音・振動・悪臭	16
(4) 土 壌 汚 染	18
(5) 地 下 水	20
(6) 廃 棄 物	24
(7) 快適環境づくり	30
(8) 環境保全活動の推進	33
(9) そ の 他	34
2 自然環境の現況	38
(1) 植 生	39
(2) 鳥 獣	43
(3) 自然公園	47
第2節 環境行政の歩みと今後の展開	53
1 環境行政の歩み	53
2 今後の環境行政の展開	57
(1) とやま環境計画の推進	58
(2) 快適な環境づくりの推進	58
(3) 環境基準の達成維持	59
(4) 廃棄物の適正処理の推進	60
(5) 自然環境の保全	61
(6) 環境影響評価の実施	61
(7) 地球環境問題への取り組み	62

(8) 環境保全活動等の推進	63
〈富山の自然と環境保全活動〉	65
第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	73
第1節 大気汚染の現況と対策	73
1 大気汚染の現況	73
(1) 汚染物質別の現況	73
(2) 燃料使用量等の推移	91
2 大気汚染防止に関して講じた施策	95
(1) 法令等に基づく規制の概要	95
(2) 大気環境計画(ブルースカイ計画)の推進	103
(3) 監視測定体制の整備	107
(4) 監視指導	113
(5) 大気環境の各種調査	114
第2節 水質汚濁の現況と対策	138
1 水質汚濁の現況	138
(1) 河川の汚濁状況	138
(2) 湖沼の汚濁状況	146
(3) 海域の汚濁状況	147
(4) 地下水の汚染状況	150
2 水質汚濁防止に関して講じた施策	153
(1) 法令等に基づく規制の概要	153
(2) 水質環境計画(クリーンウォーター計画)の推進	157
(3) 監視測定体制の整備	161
(4) 監視指導	165
(5) 水質環境の各種調査	166
第3節 騒音及び振動の現況と対策	182
1 騒音及び振動の現況	182
(1) 騒音の状況	182

(2) 振動の状況	187
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	188
(1) 騒音の規制	188
(2) 振動の規制	192
第4節 悪臭の現況と対策	196
1 悪臭の現況	196
2 悪臭防止に関して講じた施策	196
(1) 法令等に基づく規制の概要	196
(2) 悪臭実態調査	198
第5節 土壌汚染の現況と対策	200
1 土壌汚染の現況	200
(1) 土壌汚染の環境基準	200
(2) 農用地の土壌汚染	200
2 農用地の土壌汚染防止に関して講じた施策	203
(1) 神通川流域	203
(2) 黒部地域	206
第6節 地下水の現況と対策	208
1 地下水の現況	208
(1) 地下水位の変動	208
(2) 地下水の塩水化	212
2 地下水に関して講じた施策	213
(1) 地下水条例による規制	213
(2) 監視体制の整備	217
(3) 監視指導	217
(4) 地下水指針の策定	217
(5) 地下水利用対策協議会の支援	218
第7節 廃棄物の現況と対策	219
1 廃棄物処理の現況	219
(1) 一般廃棄物の処理	219

(2) 産業廃棄物の処理	223
2 廃棄物に関して講じた施策	226
(1) 法令に基づく規制の概要	226
(2) 一般廃棄物対策	228
(3) 産業廃棄物対策	229
(4) 産業廃棄物処理計画の策定	231
第8節 快適環境づくりの展開	233
1 県土美化推進運動の実施	233
2 快適なトイレの整備	236
3 グリーンプランの推進	237
第9節 その他の環境保全対策	238
1 とやま環境計画の策定	238
2 公害防止計画の推進	239
3 環境影響評価要綱の運用	240
4 富山県ゴルフ場開発総合指導指針の策定	242
5 環境情報管理システム	242
6 環境保全活動等の推進	243
7 緩衝緑地の整備	247
8 下水道等の整備	251
9 畜産環境保全対策	257
10 漁場環境保全対策	259
11 環境保健対策	262
12 食品等の汚染対策	264
13 公害に関する紛争と苦情処理	266
14 公害防止協定と事前協議	270
第10節 環境保全に関する試験、研究	273
第11節 民間における公害防止体制の整備	278
1 県の助成	278
2 公害防止管理者制度	282

第12節 自然環境保全の現況と対策	283
1 自然環境保全の現況	283
(1) 自然環境保全地域等	283
(2) 自然公園等	285
(3) 県民公園	289
(4) 立山山麓家族旅行村	292
2 自然環境保全に関して講じた施策	293
(1) 自然環境保全地域の保全及び管理	293
(2) 自然公園等の保護及び管理	293
(3) 自然公園等の施設整備	297
(4) 県民公園の整備	298
(5) とやまの滝の整備	298
(6) 野生鳥獣の管理	298
(7) 自然保護思想の普及啓蒙	304
(8) 自然環境の各種調査	306
(9) 自然環境保全地域等の公有地化	307

第3章 平成4年度において講じようとする

環境保全に関する施策	309
1 総合的な環境保全対策	310
2 大気汚染防止対策	310
3 水質汚濁防止対策	312
4 騒音・振動防止対策	314
5 悪臭防止対策	314
6 土壌汚染対策	314
7 地下水対策	314
8 一般廃棄物対策	315
9 産業廃棄物対策	316
10 快適環境の形成	317

11	環境保全活動等の推進	319
12	その他の環境保全対策	320
13	環境保全に関する試験・研究	322
14	公害防止事業に対する助成	325
15	自然環境保全対策	325

資 料

第 1	年表(昭和36年度～2年度)	329
第 2	日誌(3年度)	351
第 3	富山県環境関係行政組織図	353
第 4	富山県環境関係付属機関	354
第 5	富山県環境関係分掌事務	355
第 6	市町村環境関係担当課(係)一覧	358
第 7	市町村の環境関係条例制定状況	359
第 8	市町村の公害防止協定締結状況	360
第 9	最近の環境用語	366
第10	国の環境基準	376
第11	県の環境基準	386
第12	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	387
第13	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	389
第14	「とやまの名水」一覧.....	390
第15	「とやまの滝」一覧.....	393
第16	「とやまの森林浴の森」一覧.....	394
第17	富山県巨木20	399
第18	鳥獣保護区一覧	400
第19	自然公園の主な施設の内容	401
第20	ナチュラリストの配置状況	410
第21	自然観察読本等の発行状況	411

第1章 総

論



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣がえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。

（昭和30年、国の特別天然記念物に指定）

第1章 総

論

富山県は、緑豊かな大地、清く澄んだ水や空気に恵まれており、これらの優れた環境は、私たちに、うるおいとやすらぎのある快適な生活を提供してくれています。

30年代後半からの経済の高度成長の過程で、本県では大気汚染や水質汚濁などの公害の発生や自然の改変など環境の汚染が進みました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策が強化された結果、産業活動に起因する環境の汚染は著しく改善されてきました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の変化などを背景として、生活排水による河川の汚濁、自動車による大気汚染や交通騒音、道路や公園における空き缶やごみの散乱など都市・生活型公害についての対応が必要となってきています。

自然環境については、地域開発が進むなかで、原生的な自然や優れた景観を形成する自然がますます貴重になってきている一方、市街地では身近な水辺や緑地が減少するなど自然とふれあう機会が少なくなってきました。

さらに、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴って、県民の環境に対するニーズは公害の防止にとどまらず、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しさや歴史的なたたずまいといったうるおいとやすらぎを与えてくれるより快適な環境を求めるようになっていきます。

また、技術革新に伴う未規制化学物質の使用や大規模な開発、廃棄物の増加と多様化、さらにはオゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨等の地球規模の環境問題への対応など幅広い取り組みが求められています。

このような状況をふまえ、今後の環境施策の展開に当たっては、水と緑の快適な環境をめざして策定したとやま環境計画に基づき、21世紀を展望しながら、健康で文化的な生活は環境と深くかかわりがあるとの基本的な認識に立って、環境資源の持続可能な利用や環境に配慮した社会的ルールの形成等を図っていく必要があります。

さらに、環境問題に対する県民の理解と認識を深め、事業活動や日常生活のスタイルを地球環境や生態系にも配慮されたものとするとともに、県土美化運動やごみのリサイクル運動などの地域に根ざした環境保全活動を積極的に進めるため、(財)とやま環境財団を中心に、これらの運動をより広く展開していくことにしています。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

3年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般的に良好な水準を維持しています。

大気汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局で環境基準を達成しており、きれいな空となっています。しかし、浮遊粉じんや光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えています。

水質汚濁については、小矢部川や神通川などの主な河川や海で、著しく改善されてきましたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などの影響による汚濁がみられます。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみると最近はほぼ横ばいの傾向にありますが、その内容は多様化してきています。

農用地のカドミウムによる土壤汚染については、神通川流域の土壤汚染対策地域における第1次及び第2次地区では復元事業がほぼ完了し、引き続き第3次地区及び黒部地域についても土壤汚染対策計画が策定され、復元事業が実施されています。

地下水については、近年、道路などの消雪に利用される量は、増加する傾向にありますが、地下水条例による採取量の規制や工場における水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にあります。

廃棄物については、日常生活に伴って発生するごみやし尿などの処理施設の整備が市町村において逐次なされており、住民等の協力を得てごみの再資源化への取り組みも積極的に行われてきています。また、工場などから発生する産業廃棄物については、減量化と有効利用が進められています。

さらに、快適な環境づくりについては、ボランティアにより、県土美化推進運動をはじめ、花と緑の美しいふるさとづくりやうるおいのある街づくり等の活動が年々各地で盛んになってきています。

(1) 大 気 汚 染 —きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める—

大気は、水とともに、私たち人間が生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、このきれいな空を守り維持していかなければなりません。

近年における産業や交通の発達、私たちに豊かで便利な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を大量に消費するようになったため、工場や自動車からの排出ガスが増えて、大気を汚染するようになりました。

このため、県では、法令による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、すべての観測局において環境基準^{*2}が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような、大気の状態を監視するために、現在、図1-1のとおり、県内35か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。

また、このうち主な19局については、公害センターの中央監視局とテレメータ装置で結び、光化学スモッグの発生など、大気汚染の状況が悪化した場合に備えています。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移しています。

硫黄酸化物については、法令の規制にあわせて、47年度からブルースカイ計画により、工場等に対して、燃焼方法の改善や良質燃料の使用などについて指導してきました。

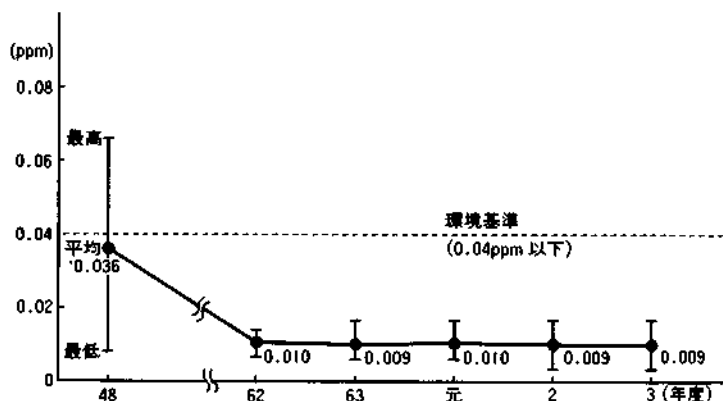
^{*1}【ブルースカイ計画】工場などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。
なお、この計画は3年度に推進方法等について検討し見直しました。

^{*2}【環境基準】人の健康や生活環境を守っていく上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、公害対策基本法に基づき、現在、大気、水質、騒音及び土壌について定められています。

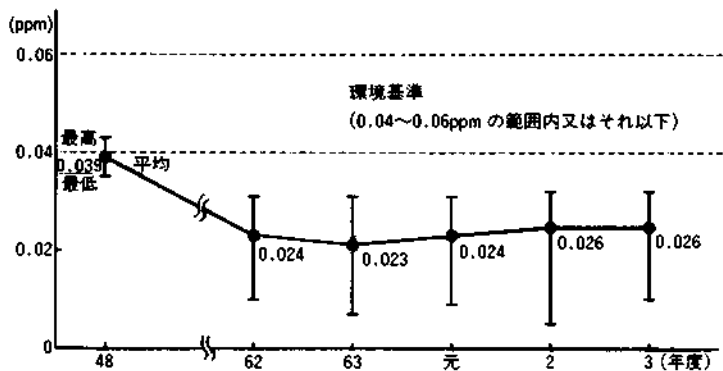


図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

(1) 硫酸化物



(2) 窒素酸化物



(3) 浮遊粉じん

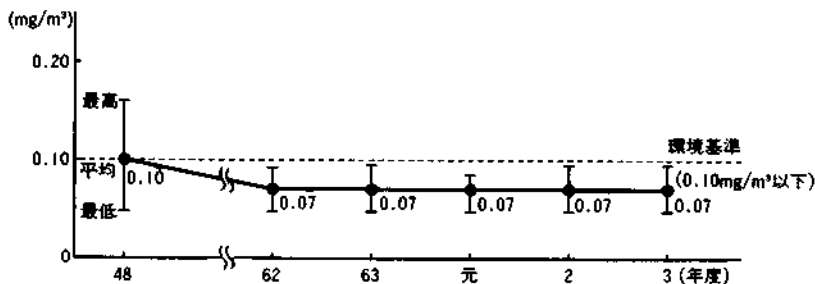


表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移

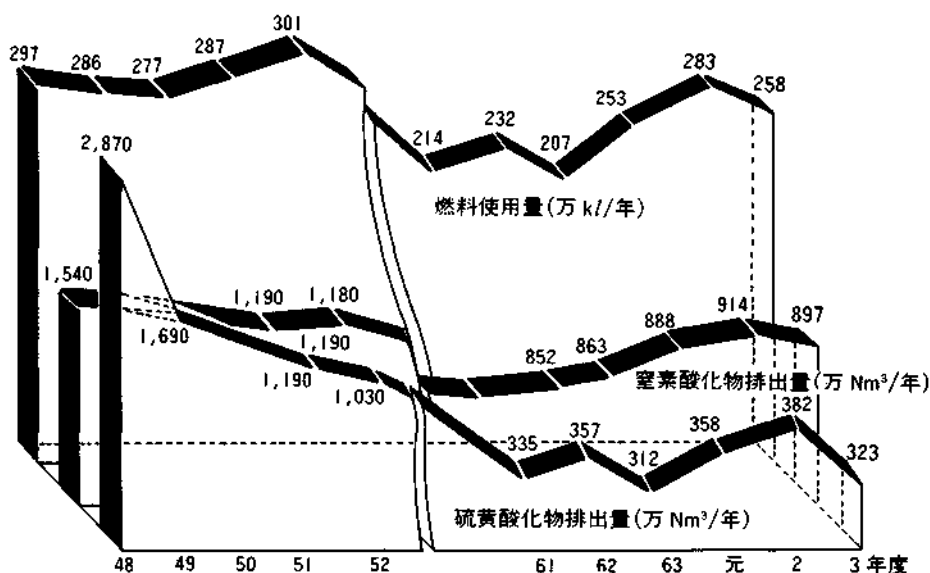
(単位: %)

項 目	48年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	88	97	100	94	81

注 環境基準達成率 (%) = (環境基準達成観測局数/全観測局数) × 100

また、工場等においても除害装置が順次整備され、良質燃料への転換や省エネルギー対策も進められたこともあって、排出量は、図1-3のとおり、48年度に比べて大幅に減少してきていましたが、最近、燃料使用量が横ばいであることから排出量もおおむね横ばいの傾向にあります。

図1-3 燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量の推移



その結果、環境の濃度は、48年度の平均0.036ppm に比べて、3年度は平均0.009ppm と4分の1に減少しました。

環境基準については、長期的評価*でみると48年度には観測局の半数が基準を超えていましたが、51年度以降はすべての観測局において達成しており、3年度も環境基準よりかなり低い濃度でこれを維持しています。

窒素酸化物については、法令の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対して燃焼方法の改善や良質燃料の使用を指導してきました。このため、排出量は、図1-3のとおり、減少してきていましたが、最近では、エネルギー源の多様化や自動車交通量が増えたことに伴って増加する傾向にあります。

環境の濃度は、48年度には平均0.039ppm でしたが、近年は0.025ppm 前後を横ばいに推移しており、3年度は0.026ppm で、すべての観測局において環境基準を達成しています。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、3年度に改定したブルースカイ計画を推進し、引き続き環境基準を維持することにしています。

浮遊粉じんについては、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきましたが、環境の濃度は、従来から0.10mg/m³程度に推移しており、3年度も0.07mg/m³とほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準については、3年度の達成率が81%であり、今後とも、工場などから排出されるばいじんや粉じんの環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、ここ数年、情報や注意報を発令する状況には至っていませんでしたが、3年度には高岡・新湊地区に情報を1回発令しました。各観測局とも、晴天が続く、風が弱く気温の高い日に環境基準を超えることが多いので、今後さらに、原因物質や発生メカ

* [長期的評価] 汚染の状況を的確に判断するため、長年にわたる年間の測定日の1日平均値について、測定値の高い方から2%内にあるものを除外して評価することをいいます。

ニズムを調査し、対策を進めることにしています。

一酸化炭素については、すべての観測局において環境基準を達成しています。

スパイクタイヤの使用による道路粉じんについては、スパイクタイヤは冬期の安全走行に効果を発揮している反面、雪解け後の道路を削り、粉じんを巻き上げるなど、春先の大きな悩みとなっています。

このようなことから、県では、59年1月から要綱により期間を定めてスパイクタイヤの使用自粛を呼びかけてきましたが、2年度にスパイクタイヤ規制法が施行され、指定地域の27市町村で、3年度から積雪・凍結の状態にない路面での使用が禁止されました。

また、近年、大気汚染の形態が産業型から都市型へと変化していることやブルースカイ計画の推進、環境影響評価の実施に対応する必要があるので、3年度からの3か年計画で全県的な視野に立った大気汚染常時観測局の適正な配置を図るとともに、衛星通信を利用したテレメーター化を行い、広域的な大気汚染常時監視網の整備を進めています。

このほか、広域的な課題となっている酸性雨^{*1}については、引き続き調査を実施するとともに、環境放射能^{*2}についてもその実態把握に努めるなど、適切に対応していくことにしています。

^{*1}【酸性雨】大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれて酸性の度合いが強くなった雨のことです。

^{*2}【環境放射能】空気、雨水、ちり及び土壌など一般環境中に含まれる放射能を言います。

(2) 水 質 汚 濁 一魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海をめざして、
クリーンウォーター計画を進める一

水は、炊事、洗濯などの生活用水として毎日の暮らしに必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業などの産業活動にもなくてはならないものです。

また、小川のせせらぎや紺碧の海、緑豊かな水辺は、レクリエーションや憩いの場として、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。このように、水は暮らしのなかで重要な役割を果たしていますが、近年、産業の発展や生活様式の変化などが、水質の汚濁をもたらしました。

このため、工場排水については、法律や条例により規制をするとともに、私たちが日常生活に伴って排出する生活排水については、下水道を整備するなどの対策がとられています。また、川の流れや汚濁を改善するため、きれいな水の導入なども行われています。

その結果、県内の川や海の水質は、全体としてきれいになってきていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられます。

表1-2 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

(単位：%)

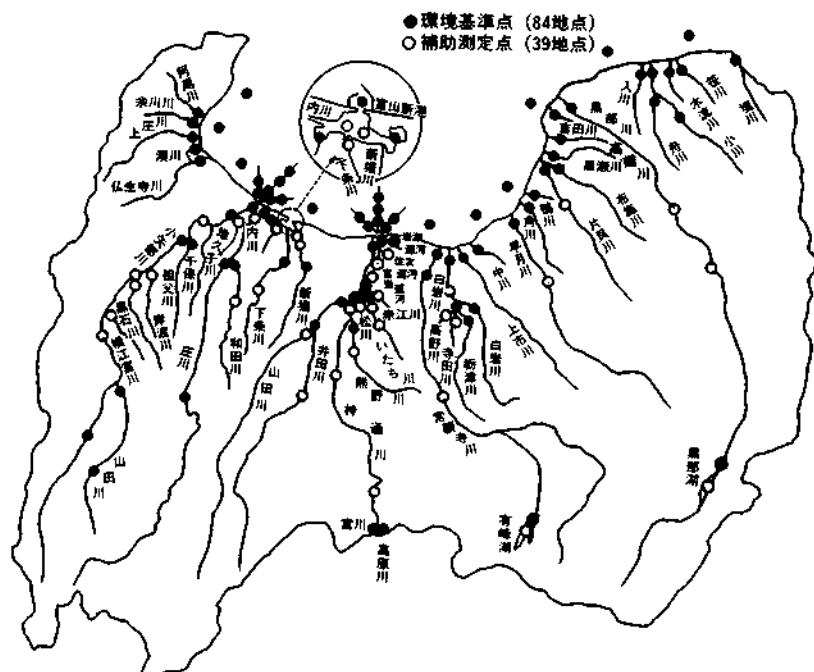
水域区分		62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
河川	主要5河川	100	100	100	100	100
	中小22河川	87	90	93	93	93
	計	93	95	96	96	96
湖沼		—	—	100	100	100
海域	富山湾	100	100	92	100	100
	富山新港	100	100	100	100	100
	計	100	100	93	100	100

注1 環境基準達成率は、河川についてはBOD、湖沼、海域についてはCODによる。

2 環境基準達成率(%)=(環境基準達成点数/環境基準点数)×100

3 湖沼は、元年度から測定開始

図1-4 水質の監視測定地点



水質汚濁の状況を監視するため、図1-4のとおり、現在27の川で89地点、湖で4地点、海で30地点の合計123地点で定期的に測定を行っています。

これらの地点では、それぞれ環境基準が定められており、水銀やカドミウムなどの人の健康に関する項目では、46年度以降すべての川や海で環境基準を達成維持しています。

また、生活環境に関する BOD や COD の達成状況は、表1-2のとおり、90%以上を維持しており、きれいな水質が保たれています。

なお、湖については、元年度から測定を開始したところであり、環境基準を達成しています。

つぎに、県内の川や海における水質の推移をみると、図1-5、図1-6のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川やその支川の千保川、神通川などは、大幅に改善され、近年はきれいになってきています。また、

庄川や黒部川などは現在もその清流を保っています。

しかし、中小の川のうち、生活排水の影響が多くみられる街の中を流れる川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚濁が見られます。

一方、海では、一部で環境基準を超えるところがみられましたが、近年、安定したきれいな水質を維持しています。

それぞれの川の水質の状況は、図1-7のとおり、ほとんど環境基準のA A (BOD1mg/l) ~ B (BOD3mg/l) 類型*に相当するきれいな水質を維持しています。しかし、一般に下流部では、工場や家庭からの排水による汚濁がみられ、特に街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚濁が目立ちます。

これらの汚濁のみられる川に清流を取り戻すため、3年度に改定したクリーンウォーター計画を推進し、公共下水道、農村下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、あるいは、川へのきれいな水の導入などの事業を積極的に行っていくことにしています。また、私たち一人ひとりが「自らも水質汚濁の原因者である」との認識を持ち、調理くずや使用済み食用油の流出防止などの家庭でできる浄化対策を一層進めていく必要があります。

地下水については、2年度から計画的に水銀やカドミウムなどの人の健康に関する項目の水質測定を実施してきています。3年度に測定を行った県西部地域の151地点では、ほとんどの地域で有害物質が検出されませんでした。評価基準を超えた一部の地点では、周辺を詳細に調査するとともに、飲料水対策を実施しました。

また、ゴルフ場で使用される農薬についても、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づいて、その適正な使用について指導を行うとともに水質

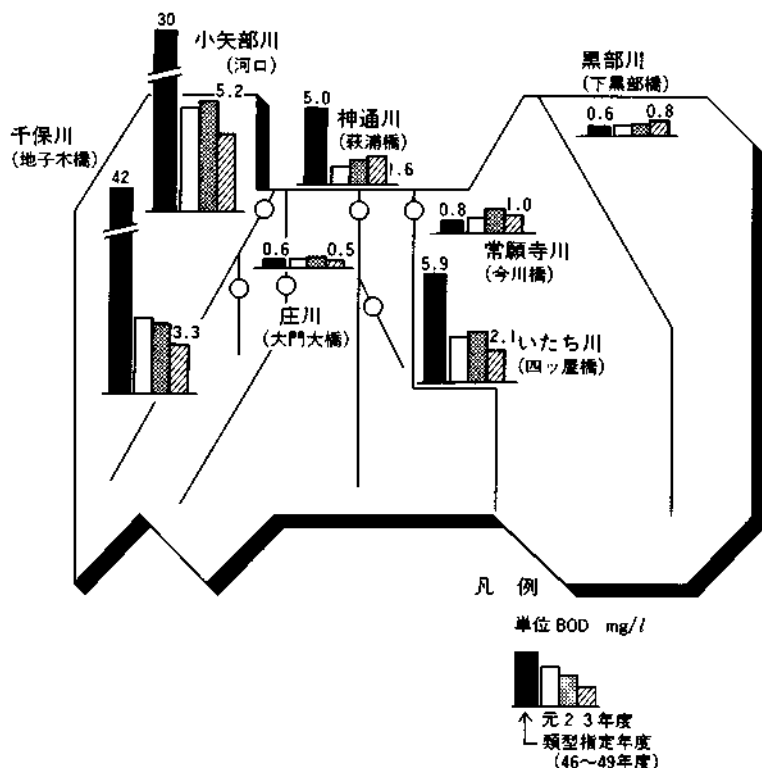
*[水質の環境基準の類型]川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合はAA類型～Eタイプの6つに、また海の場合はA～Cタイプの3つに、分類されています。

川のAA類型とか、海のA類型はもっともきれいな水質です。

調査を実施しましたが、いずれのゴルフ場においても環境庁の暫定指導指針値を下回っていました。なお、排水水質については、指導要綱を改正し、30種類の農薬について指導値を設けたところであり、今後は、この指導値が守られるようゴルフ場を指導して行くことにしています。

県では今後とも、本県の良質で豊かな水を将来にわたって守っていくため、“魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”をめざすクリーンウォーター計画*を県民、事業者、行政が一体となって推進していくことにしています。

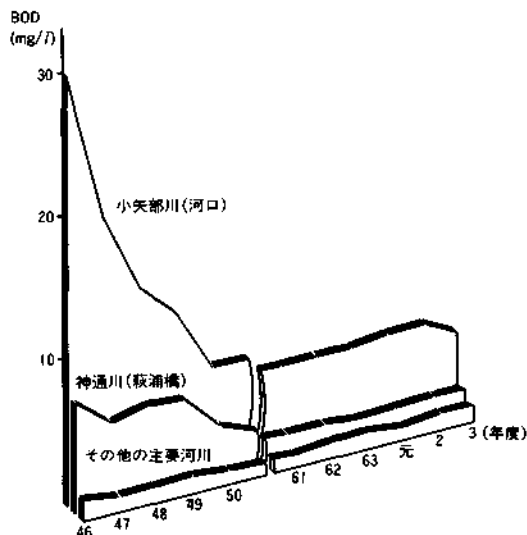
図1-5 主要河川末端の水質(BOD)の推移



*【クリーンウォーター計画】“魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”を実現することを目標とし、望ましい水質環境を将来にわたって守っていくための計画です。なお、この計画は、3年度に施策等を見直しました。

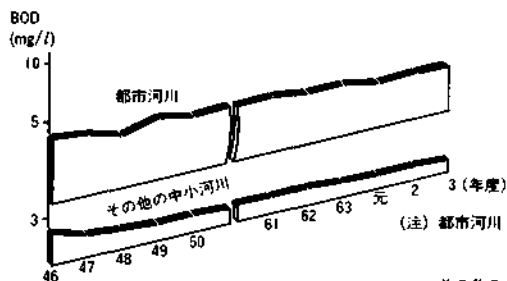
図1-6 河川及び海域の水質の推移

(1) 主要河川



(2) 中小河川

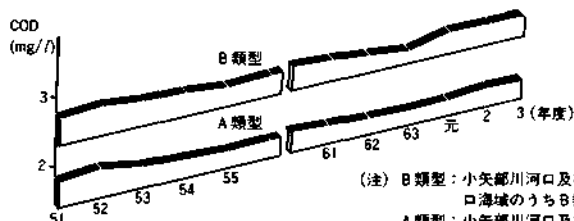
(注) その他の主要河川：庄川、常願寺川、黒部川



(注) 都市河川：上庄川、仏生寺川(兼川)、内川、下桑川、中川、角川、鴨川、黒瀬川、高橋川、木波川

その他の：阿尾川、余川川、新堀川、白岩川、上市川、早月川、片貝川(布庭川)、吉田川、入川、小川、笹川、境川

(3) 富山海



(注) B類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちB類型海域

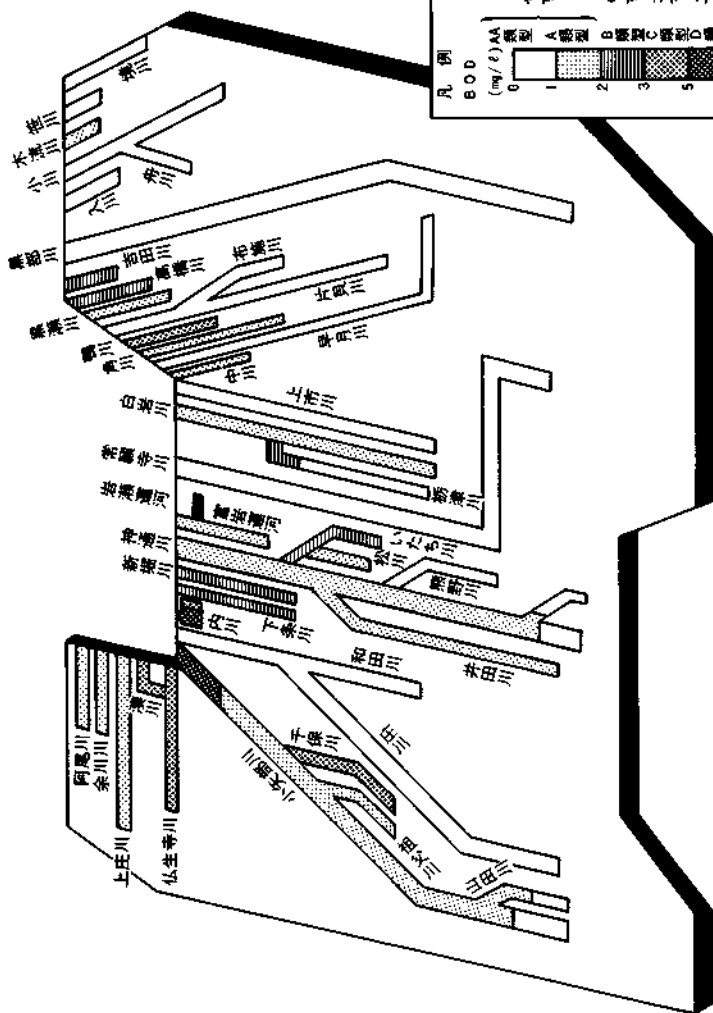
A類型：小矢部川河口及び神通川河口海域のうちA類型海域並びにその他地先海域

凡例

BOD (mg/l)

0 1 2 3 5 10

A 腐敗型 B 腐敗型 C 腐敗型 D 腐敗型 E 腐敗型



(3) 騒音・振動・悪臭 ー多様化する苦情ー

日常生活で体験するさまざまな音や揺れ、においの中には「迷惑な音（騒音）」や「不安な揺れ（振動）」、「不快なにおい（悪臭）」があります。

県では、これら身近な公害について、法律や条例により工場や事業場を規制しています。

騒音については、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を実施しています。

3年度の測定結果では、一般環境騒音については表1-3のとおり、環境基準に適合しているのは道路に面する地域が59%、それ以外の地域が71%であり、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において、適合率が低い状況にあります。

航空機騒音については、低騒音型ジェット機の就航率が増加したため全体的には改善されてきており、引き続き、すべての地点で環境基準を達成維持しています。

県及び市町村で受けつけた騒音、振動、悪臭の苦情件数からみると、騒音や振動については、図1-8のとおり、工場等において防音工事や移転等の対策が実施されたため、47年度をピークに大幅に減少し、最近では、横ばい傾向となっています。発生源は、工場・事業場が最も多くなっていますが、商店・飲食店、建設作業、交通機関等多様化する傾向にあります。

悪臭については、図1-9のとおり47年度が最も多く、最近はほぼ横ばいとなっています。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくことにしています。

表1-3 一般環境騒音の環境基準の適合率（3年度）

区 分	測定地点数	環境基準適合地点数	適合率 (%)
道路に面する地域	210	123	59
内 国 道	23	5	22
県 道	72	41	57
市町村道	115	77	67
道路に面する地域以外の地域	92	65	71
全 体	302	188	62

図1-8 騒音・振動苦情の発生源別推移

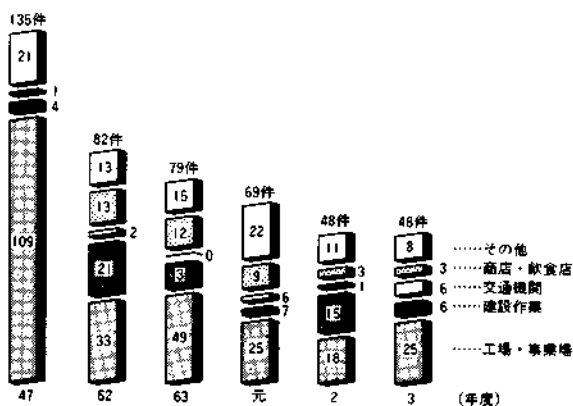
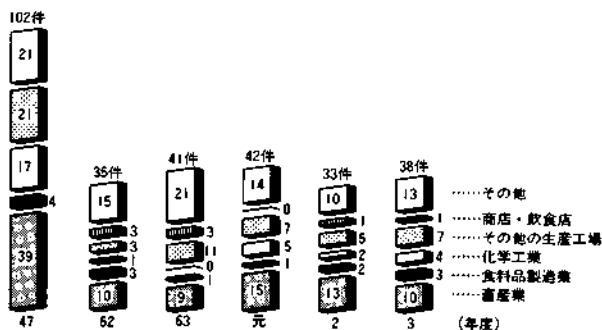


図1-9 悪臭苦情の発生源別推移



(4) 土 壤 汚 染 —すべての対策地域で復元に着手—

土壌は、人をはじめとする生物の生存の基盤として重要な役割を担っていますが、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があります。

このことから、3年8月にカドミウム、シアン等10物質について「土壌の汚染に係る環境基準」が定められたところです。

本県では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によりカドミウムに汚染された農用地として、表1-4及び図1-10のとおり、神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haが農用地土壌汚染対策地域に指定されています。

神通川流域の上流部の第1次地区については、きれいな土壌に復元するための工事が完了し、62年6月には、この対策地区のうち95.2haについて、その指定を解除（第1回）しました。

また、第1次地区に隣接する第2次地区の450.5haについても、表1-5のとおり59年1月に農用地土壌汚染対策計画（以下、「対策計画」という。）をつくり（3年9月に対策計画を変更）、59年6月から対策工事を実施しています。このうちの189.9haについて、3年6月に指定解除（第2回）

表1-4 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

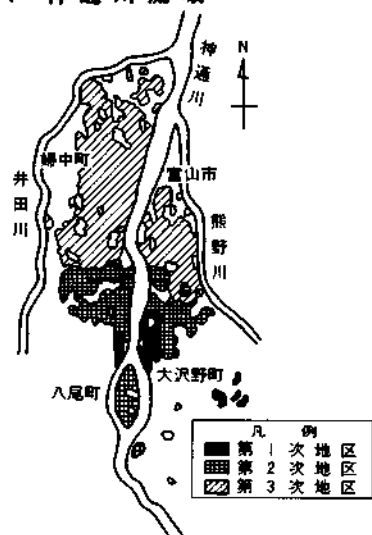
（単位：ha）

地 域 名			対策地域の 指定面積 ①	指定解除 した面積 第1回②	指定解除 した面積 第2回③	残る対策 地域の面積 ①-②-③	汚染 物質	指定及び解除の年月日
神通川 流 域	左岸 地域	富山市	21.1	—	—	21.1	カドミウム	指定 49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日 指定解除 第1回62年6月9日 第2回3年6月18日
		榑中町	912.0	12.5	42.2	857.1		
		八尾町	85.3	—	4.2	81.1		
		小 計	1,018.4	12.5	46.6	959.3		
	右岸 地域	富山市	437.6	54.2	129.2	254.2		
		大沢野町	44.6	28.5	14.1	2.0		
		小 計	482.2	82.7	143.3	256.2		
	計		1,500.6	95.2	189.9	1,215.5		
黒部 地 域	黒部市		129.5	—	—	129.5	カドミウム	指定 48年8月9日 区域変更 49年11月28日

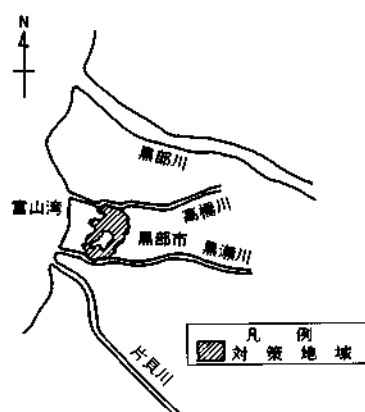
注 面積は台帳面積である。

図1-10 農用地土壌汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



を行いました。

さらに、残る953.7haについても、第3次地区として、同表のとおり4年2月に対策計画をつくり、4年度から対策工事を実施することにしています。

一方、黒部地域については、同表のとおり3年11月に対策計画をつくり、3年度から対策工事を実施しています。

表1-5 神通川流域及び黒部地域における対策計画策定状況

地区 計画の内容	神 通 川 流 域			黒 部 地 域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	
告 示 年 月 日	55年2月6日	59年1月20日 3年9月4日変更	4年2月3日	3年11月19日
計 画 面 積 ha	96.4(108.8)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

(5) 地 下 水 ー地下水位は横ばい、消費用の増加が課題ー

本県は、降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であるため、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けています。

県では、この地下水が適正に利用されるよう地下水条例を制定し、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について、採取量の規制を行っています。

地下水位については、現在、図1-11のとおり、28か所の井戸で観測を行っていますが、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

地域別にみると、高岡・砺波地域では、豪雪による地下水利用の影響もあって、これまで、一部の地点において低下がみられましたが、最近では、全体的にゆるやかな上昇傾向にあり、富山地域では、ほぼ横ばいに推移しています。

図1-11 地下水位の観測地点

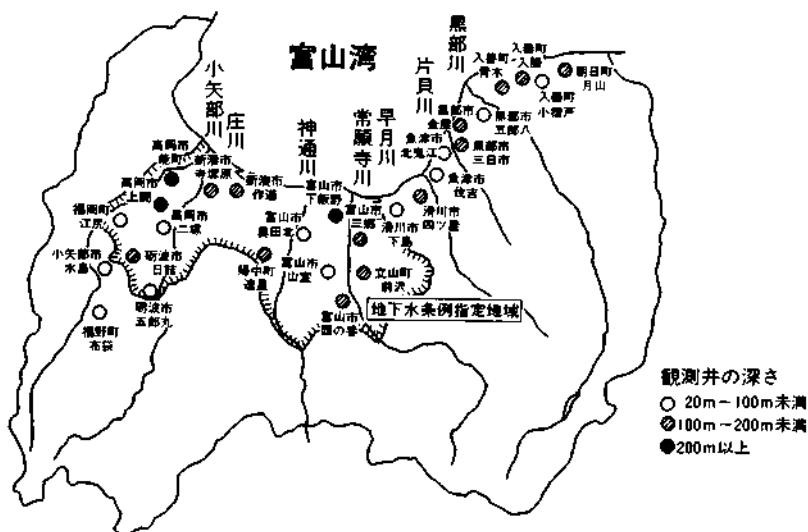
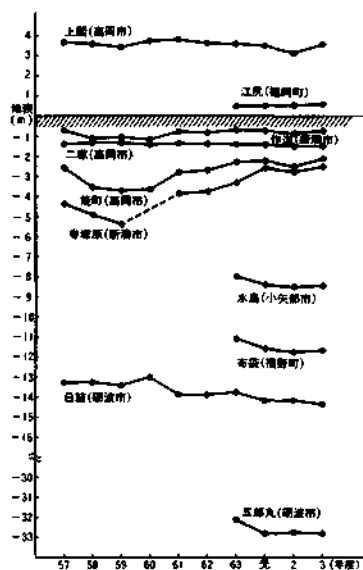


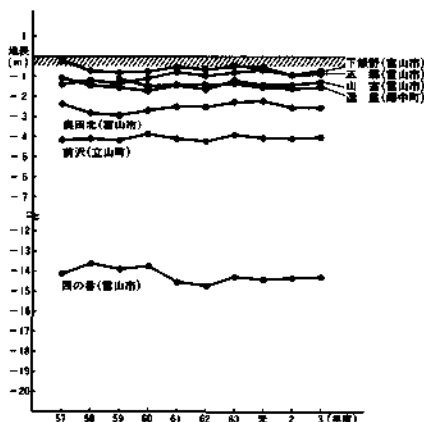
図1-12 地下水位の推移

1 高岡・砺波地域

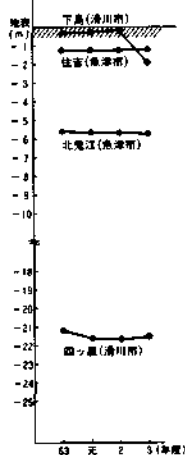


注 寺尾原観測井の60年度は、工事のため欠測

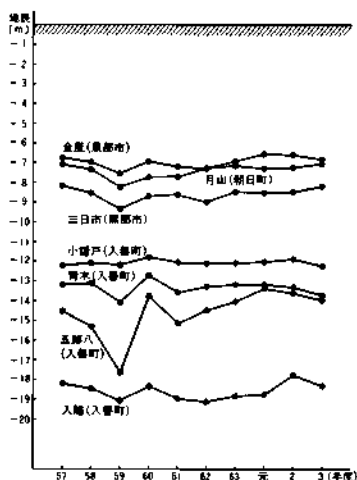
2 富山地域



3 魚津・滑川地域



4 黒部地域



また、魚津・滑川地域については、一部の地点において低下がみられましたが、全体的にはほぼ横ばいに推移しており、黒部地域では、過去に低下がみられましたが、その後回復し、最近ではほぼ横ばいに推移しています。

地下水の塩水化は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられますが、最近では、塩水化の範囲が縮小する傾向にあります。

一方、地盤沈下については、63年度に高岡、射水及び富山地域において水準測量調査*を実施しましたが、沈下は認められていません。

地下水条例指定地域における採取量は、図1-13のとおり、工業用が最も多く、次いで、水道用、建築物用、道路等消雪用の順となっています。

また、地下水の揚水設備は、図1-14のとおり、道路や建築物の消雪用が年々増加しており、降雪時にはこれらの揚水設備が一斉に稼働することから、一時的ではありますが地下水位の低下が懸念されます。

このため、県では、この貴重な資源である地下水を保全するために、60年度から元年度にかけて高岡・砺波地域から順次、県下の各平野部について、地下水適正揚水量調査を実施し、地下水障害を生じさせないで永続的に揚水できる地下水量の検討を行いました。

4年度は、この結果を踏まえ、地下水障害を防止するとともに、地下水の適正利用を図り、県民共有の財産である豊富で清浄な地下水を次の世代に引き継ぐことを目的に「地下水指針」を策定し、県民、事業者及び行政が一体となって各種の施策を推進していくことにしています。

観測体制については、3年度に黒部川扇状地の名水地帯に地下水観測井を設置し、4年度から観測をすることにしています。また、4年度には氷見地域にも観測井を設置し、一層の拡充を図るとともに、引き続き地下水位の観測や塩水化の調査を行っていくことにしています。

*【水準測量】土地の高さを精密に測定する測量であり、この経年変化によって、地盤変動状況を把握し、地盤沈下対策に利用します。

図1-13 地下水条例指定地域の採取量（3年度）

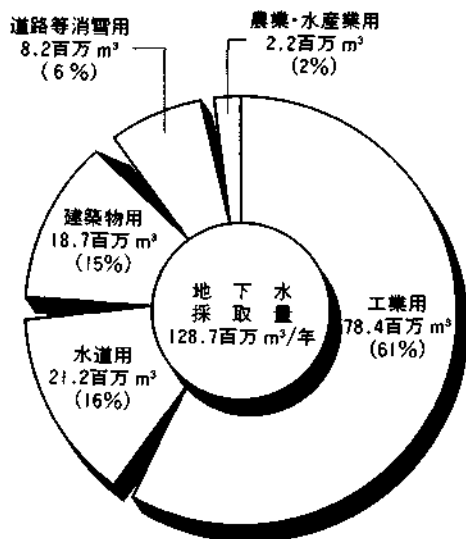
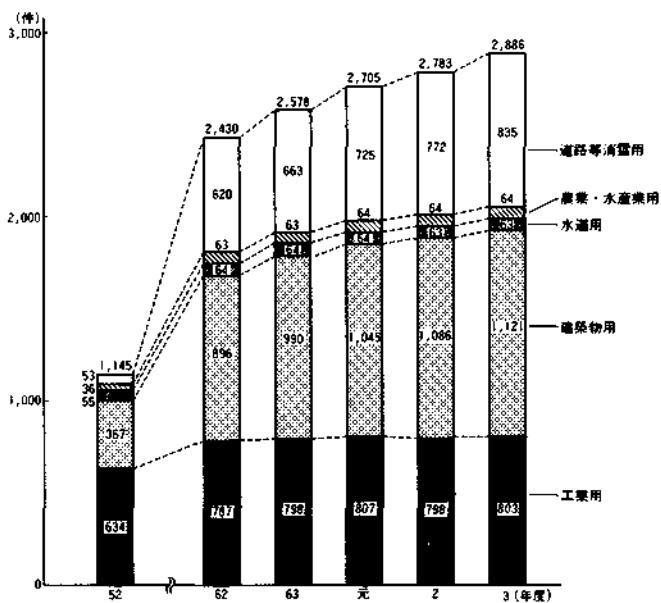


図1-14 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



(6) 廃棄物 —さらに有効利用を進める—

廃棄物は、近年の経済の安定成長が進むなかで、生活水準の向上や産業構造の高度化あるいは OA 化の進展に伴い、量的には増加の傾向が見られ、質的にも多種・多様化してきています。

このため、国においては、廃棄物の減量化・再生の推進や適正処理の確保等を柱として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を大幅に改正するとともに、資源の有効利用を図ること等を目的とした「再生資源の利用の促進に関する法律」を新たに制定したところです。

廃棄物には、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚でい、建設廃材、木くず、鉋さいなどの産業廃棄物があります。

一般廃棄物については、市町村が計画的に収集・処理することになっています。

ごみ焼却施設やし尿処理施設は、用地の確保や効率的な処理を行う必要から、広域圏を中心として整備されています。これらの施設では、ごみの中から金属回収をしたり、汚でいを肥料化するほか、廃熱を発電、温水プールのエネルギー源とするなどの有効利用に努めています。

ごみの処理状況についてみると、図1-15のとおり、処理量は、近年、横ばいの状況であり、2年度では、36万9千tとなっています。これらは、ほとんどが市町村によって収集され、図1-16、図1-17のとおり、市町村や広域圏で設置されているごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、ごみ埋立地で処理されていますが、焼却される割合が年々増加しています。

その他、近年、市町村においては、ごみの減量化と有効利用を進めるため、空きびん、空き缶、古新聞、古雑誌等の資源ごみとそれ以外の一般ごみの分別を住民に推奨しており、これらの資源ごみは市町村によって直接回収されたり、住民団体によって集団回収されたりしています。

さらに、一部の市町村では、不用品交換の実施や集団回収を奨励する

図1-15 ごみ処理状況の推移

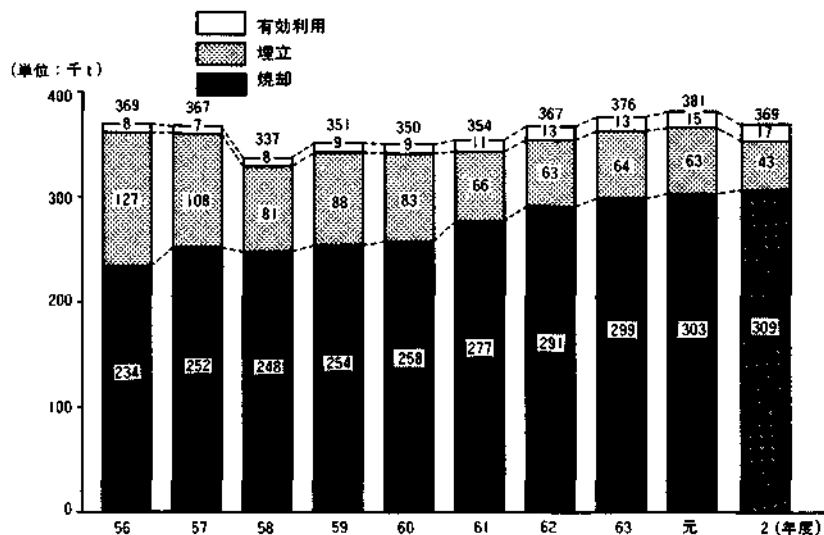


図1-16 ごみ処理施設の状況

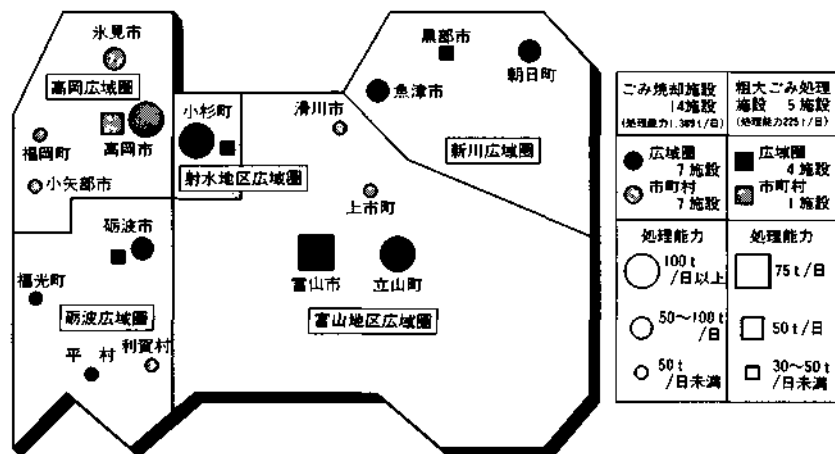
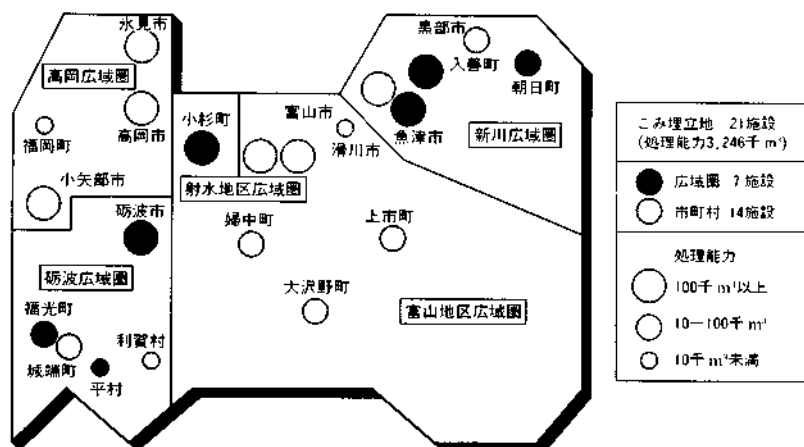


図1-17 ごみ埋立地の状況



ための報奨金制度*の導入、あるいは家庭用コンポスト化容器や焼却炉の購入に対する助成等も行われています。

一方、し尿の処理状況についてみると、収集量は、図1-18のとおり、やや増加の傾向がみられ、2年度では、35万5千 kl となっており、近年は、水洗トイレの増加に伴って、浄化槽汚での割合がやや増加しています。

これらの収集人口は、図1-19のとおり、くみ取りによるものが45万6千人、浄化槽によるものが39万4千人となっています。

収集されたし尿と浄化槽の汚では、図1-20のとおり、市町村や広域圏で設置されているし尿処理施設で処理されています。

産業廃棄物については、排出した者が自ら責任をもって適正な処理や有効利用を行うこととされています。

県では、3年7月に改定した産業廃棄物処理計画に基づき、排出事業者、処理業者並びに県及び市町村が各々の役割分担により適正な処理を推進することになっています。

事業活動に伴って排出される汚でいや建設廃材等の総排出量は、

*【報奨金制度】資源ごみの集団回収を行っている住民団体に対し、自治体はその行動に報いるため奨励金を給付する制度です。

図1-18 し尿の処理状況の推移

(単位：千 kL)

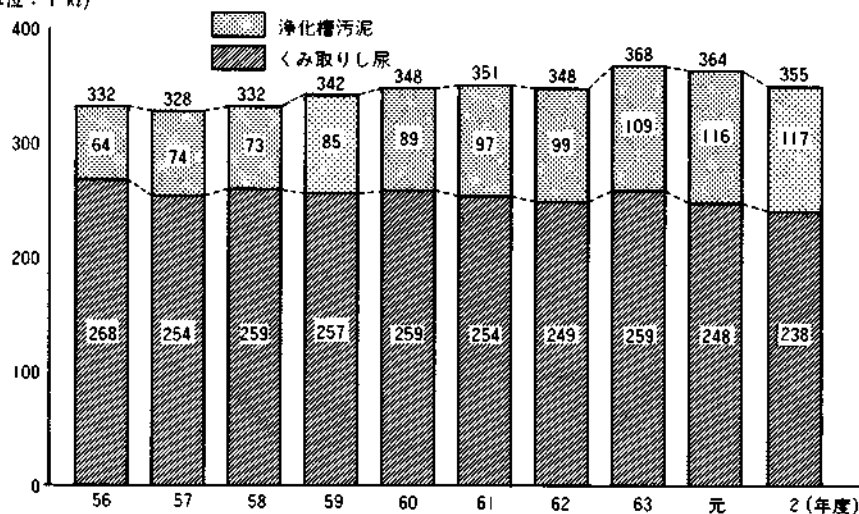


図1-19 し尿の処理状況 (2年度)

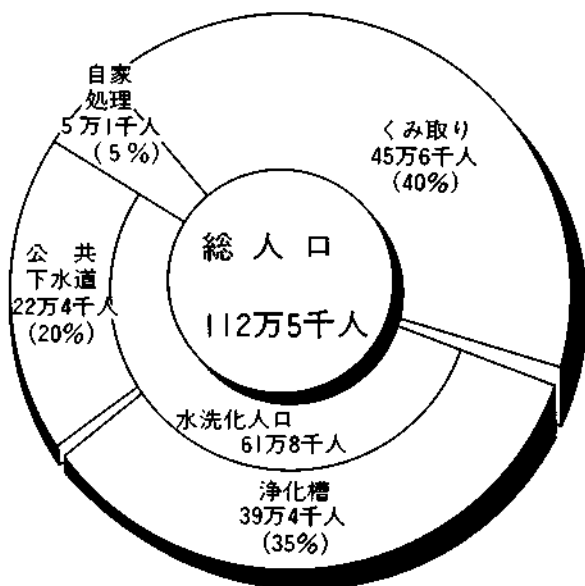


図1-20 し尿処理施設の状況

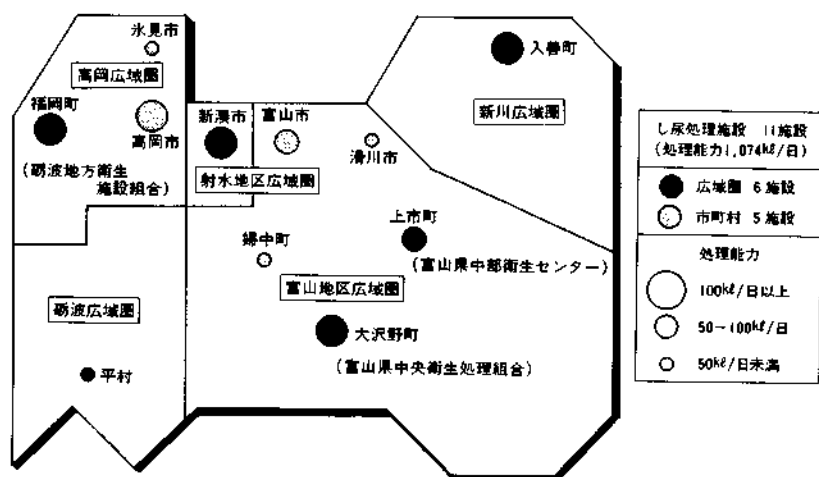


図1-21のとおり、2年度では694万6千tとなっています。このうち、184万5千tが自社で再利用したり、有価物として売却するなど有効利用され、残りの510万1千tが産業廃棄物となっています。

種類別では、上・下水道、化学工場などから発生する汚水が394万6千tで最も多く、次いで建設廃材の44万9千tとなっています。

これらの処理については、図1-22のとおり359万9千tが脱水、焼却などによって減量され、その結果、68万3千tがセメント原料や路盤材などとして再利用され、残りの81万9千tが埋立などにより処分されています。

また、小規模事業所における適正処理を促進するため、民間処理業者の育成に努めるとともに、県でも富山新港東部埋立地の産業廃棄物埋立センターで、埋立処分を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出から最終処分まで、排出事業者が責任をもって委託処理の確認をするようマニフェストシス

・[マニフェストシステム] マニフェスト(積荷目録)を利用して産業廃棄物の物流管理を行う仕組みのことです。排出事業者(会社、工場など)から収集、運搬業者を経て処理処分されるまでの工程ごとに所定の伝票により確認、記録、保管していく方式です。

図1-21 産業廃棄物等の排出状況（2年度）

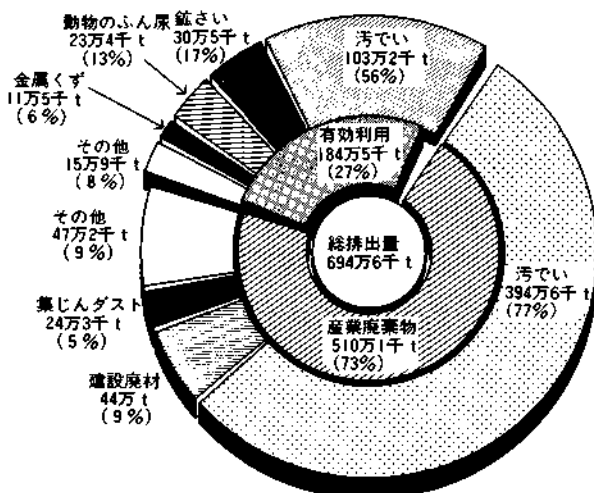
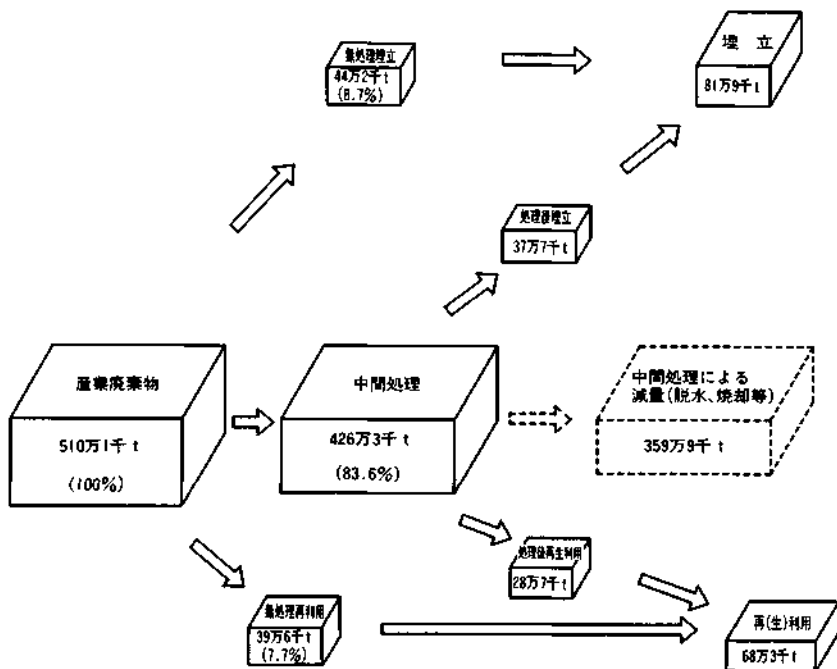


図1-22 産業廃棄物の処理状況（2年度）



テム*の導入を指導するほか、建設廃棄物処理ガイドライン、医療廃棄物処理ガイドラインの周知徹底に努めているところです。

なお、従来から、本県と新潟県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の各事業所間で産業廃棄物が相互に利用されるよう広域的な交換体制の整備に努め、有効利用を推進しています。

(7) 快適環境づくり ー県土美化運動などを進め、

快適な環境づくりをめざすー

近年、生活水準の向上に伴って、県民の環境に対する要望も多様なものになり、清らかな水と豊かな緑に恵まれた自然、歴史的雰囲気の落ち着いたたたずまい、機能的で美しい街並みなど、うるおいとやすらぎのある快適な環境を創造していくことがますます重要となってきています。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、県土美化運動や「とやまの名水」の選定などにみられるように、さらに一步進んだ快適環境づくりの施策に積極的に取り組んでいます。

県土美化運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体など102団体で構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動は、図1-23のとおり「まちやむらを美しくする運動」など4つの美化運動を通じて、ポスターの掲示やちらしの配布などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃、清掃美化大会を開催するなど各種の事業を実施しています。また、「ふるさとの大クリーン作戦」を夏休み期間中に展開し、美化清掃体験を通じて児童・生徒の美化意識の高揚を図っています。

さらに、県土美化モデル地区においては、美化スローガンを設けて、熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として美化活動の輪がいつそう広がるよう努めています。

また、本県が全国に誇る豊かな自然は、産業を育み、県民の心をうる

おし、生活に多大の恩恵を与えてきました。

これらの水や森を守り育てていくため、水環境については、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や川などの中から、特に優れたもの55件を「とやまの名水」として選定しており、そのうちの4件については「全国名水百選」にも選ばれています。これらの名水については、身近な水環境として県民に親しまれており、市町村では説明板や水飲み場の整備などを行ったほか、県では「名水めぐり」や「親子の水とのふれあいバス教室」を開催しています。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、そのうちの称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。これらの滝については、市町村と協力して滝見台、歩道などの整備を進めることにしています。

森林については、代表的な森林50か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうちの立山の美女平と県民公園頼成の森は「森林浴の森日本百選」にも選ばれています。これらの森林については、県民が気軽に森林浴を楽しむことができるよう、市町村が行う遊歩道、休息所、案内板の整備事業などに助成しているほか、「森林浴バス教室」を開催しています。

また、美しい海辺づくりの「海岸アメニティ・マスタープラン」*1や花と緑の「グリーンプラン」*2、魅力ある郷土づくりの「ふるさと環境総合整備ガイドライン」*3などの計画もそれぞれ策定しているところであり、

*1【海岸アメニティマスタープラン】富山県の美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

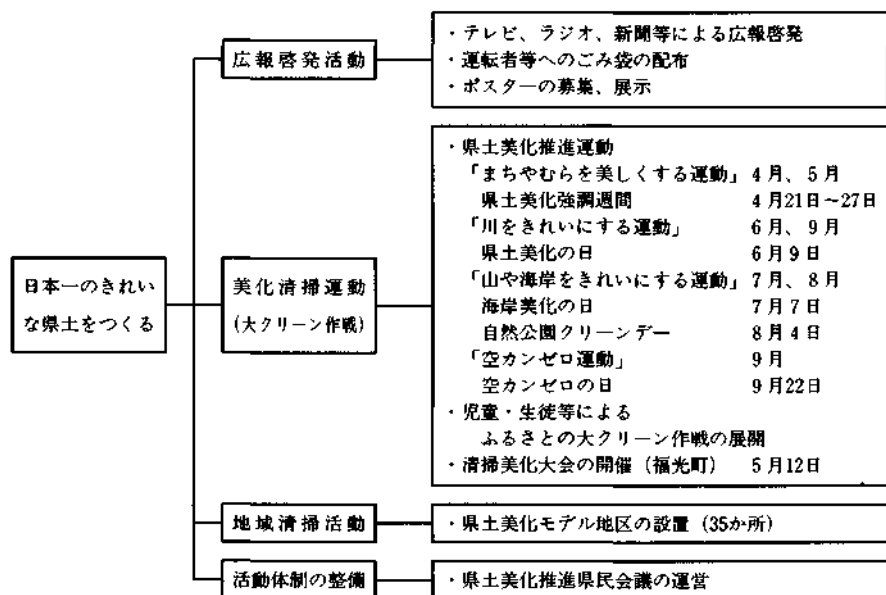
*2【グリーンプラン】日本一の花と緑の環境づくりをめざして、県土を花と緑でつつみ、生活にうるおいとやすらぎをもたらす美しいふるさとづくりを推進する計画です。

*3【ふるさと環境整備ガイドライン】県土の環境整備を総合的かつ計画的にすすめるため、豊かな緑や水辺空間を守り育て、文化の香り高い都市環境や活気と楽しい雰囲気のある市街地の創造等を基本的な目標として、その実現のための指針を提示したもの。

これらの事業を通じて、今後とも快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

このほか、快適な街づくりを進めるにおいて大切な、「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備を推進するため、モデル的な施設の設置や改築に対して市町村に助成するとともに、グッドトイレコンテストやセミナーを開催しました。

図1-23 県土美化推進運動の概要（3年度）



(8) 環境保全活動の推進

—環境にやさしい暮らしを求めて—

今日の都市・生活型公害の多くは、日常生活に起因するものが多く、また、最近、大きな課題となっている地球的規模の環境問題も、私たちの日常生活における物やエネルギーの消費と深くかかわっています。

これら環境問題の解決のためには、行政はもとより、県民や事業者と一体となった取り組みが必要です。

特に、県民一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、節電、公共交通機関の利用等の省資源、省エネルギー対策や調理くず、使用済み食用油の流出防止等の生活排水対策など日常生活において行動することはもちろん、清掃活動や資源ごみの回収などを通じて地域の環境保全活動に積極的に参加することが望まれます。

このため、県では環境教育基本方針の策定や学校における環境教育の在り方について検討を開始するとともに、環境保全活動を推進するための啓発冊子やビデオを作成しました。また、環境保全活動の一層の普及啓発を図るため、環境月間等にあわせ環境フェアをはじめとする各種啓発活動を実施したほか、環境保全相談室による相談や研修会等への講師派遣、環境保全活動を進めるための中核となる環境保全活動推進員の育成等を行っています。さらに、3年7月には環境保全活動団体等への情報提供や活動の支援を行うことを目的として勸とやま環境財団を設立したところであり、県では、今後とも財団との連携のもとに県民総ぐるみによる環境保全活動を推進することにしています。

(9) そ の 他

ア 公害に関する苦情

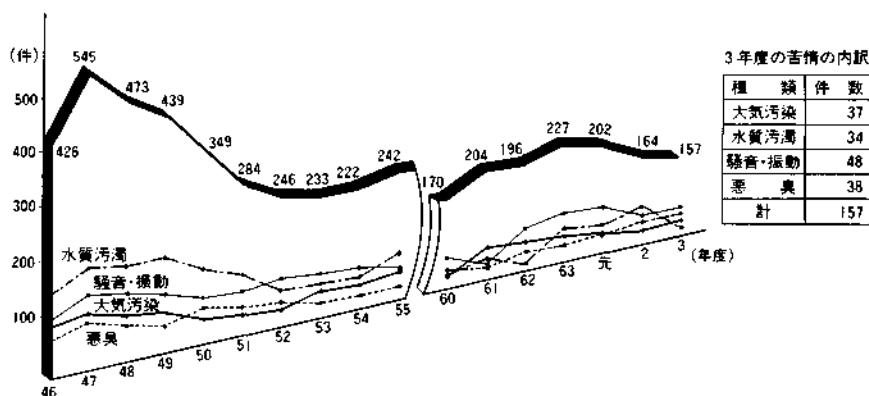
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めています。

県や市町村で受付けた大気汚染や水質汚濁など典型7公害*についての苦情件数は、図1-24のとおり、47年度の545件をピークに、近年は、その2分の1以下で推移し、3年度では157件となっています。

これらの苦情発生源は、図1-25のとおり、工場、畜産業、商店・飲食店、建築・土木工事などとなっています。

なお、人口100万人当たりの苦情の件数は、図1-26のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図1-24 苦情件数の推移（典型7公害）



* [典型7公害] 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図1-25 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

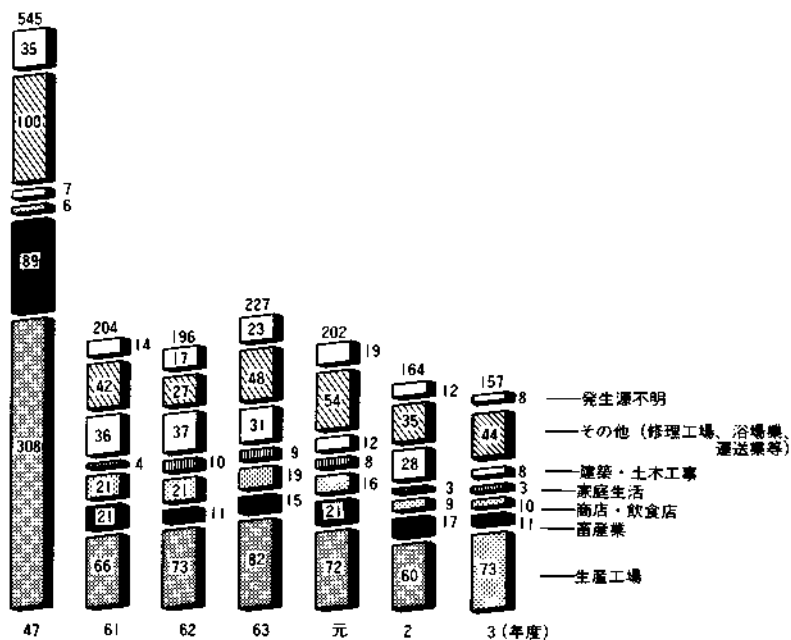
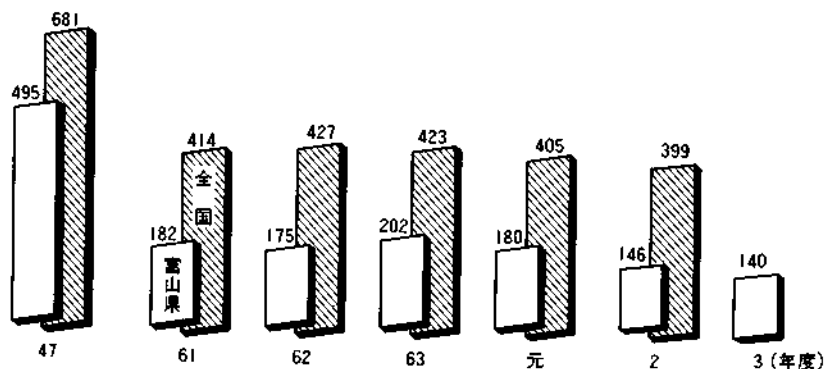


図1-26 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人

イ 富山・高岡地域公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害のおそれのある地域について、公害防止の対策を総合的、計画的に進めることをねらいとして策定するものです。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来4回にわたり国の承認を受けて公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めています。

その結果、硫黄酸化物による大気汚染や主な河川の水質汚濁は、大幅に改善されてきましたが、主要幹線道路の騒音、都市河川の水質汚濁、カドミウム汚染田の復元など、なお本地域にはいくつかの課題が残されていることから、元年度に策定した公害防止計画に基づき、今後も引き続き環境保全対策を進めることにしています。

表1-6 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分	内 容
地 域 範 囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	2年3月13日
計 画 期 間	元年度～5年度
計画事業費	1,741億円（地方公共団体 1,656億円、事業者 85億円）
主 な 計 画 事 業	・ 公共下水道の整備 ・ 河川のしゅんせつ、導水 ・ し尿処理施設の設置 ・ ごみ処理施設の設置 ・ 農用地土壌汚染対策 ・ 監視測定体制の整備

ウ 公害防止のための融資制度

中小企業における公害防止施設の整備を円滑に進めるために、金融機関と協力して、各種の融資制度を設けています。

このうち、中小企業公害防止資金における融資限度額は、個別処理施設については2,000万円、共同処理施設については4,000万円で、その返済期間は7年以内、利率は4.6%と低利なものとなっています。

その他の融資制度としては、中小企業設備近代化資金、農業近代化資金などがあり、これらを含めた融資状況は表1-7のとおりとなっています。

表1-7 公害防止施設への融資状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	62	63	元	2	3
中小企業公害防止資金	314,665 (21)	164,300 (13)	147,760 (11)	216,080 (18)	125,399 (8)
中小企業設備近代化 設備貸与資金 高度化 振興融資	98,840 (6)	54,506 (4)	107,580 (6)	24,940 (2)	36,500 (1)
農業近代化資金	20,790 (1)	1,860 (1)	8,370 (1)	— —	7,500 (1)
計	434,295 (28)	220,666 (18)	263,710 (18)	241,020 (20)	169,399 (10)

注 () は融資件数

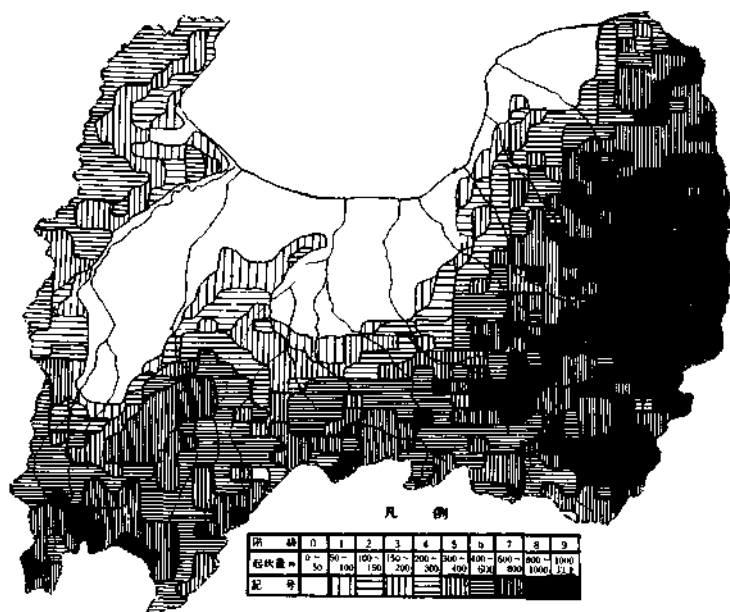
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量*は、図1-27のとおり大きく、本県特有のけわしさが見受けられます。とくに県東部では大きくなっていますが、これは東部に高い山岳が多いことによるものです。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っています。このことは、環境庁の行

図1-27 起伏量図



*【起伏量】一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなります。

った「緑の国勢調査」*1において、原生的な植生地域（自然度10、9）の県土面積に占める割合が本州第1位にランクされていることからわかります。

このように、本県には、すぐれた自然環境の残されている地域が多く野生鳥獣も豊富で、鳥類では316種、獣類では46種がそれぞれ確認されています。なお、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定されています。県では、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行うとともに、自然環境保全地域を11か所、県立自然公園を5か所指定し、国立公園及び国定公園とあわせて、これらの貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図っています。また、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト*2、バードマスター*3などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 —高い植生自然度—

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっています。

(ア) 高山帯、亜高山帯（標高1,600m 以上）

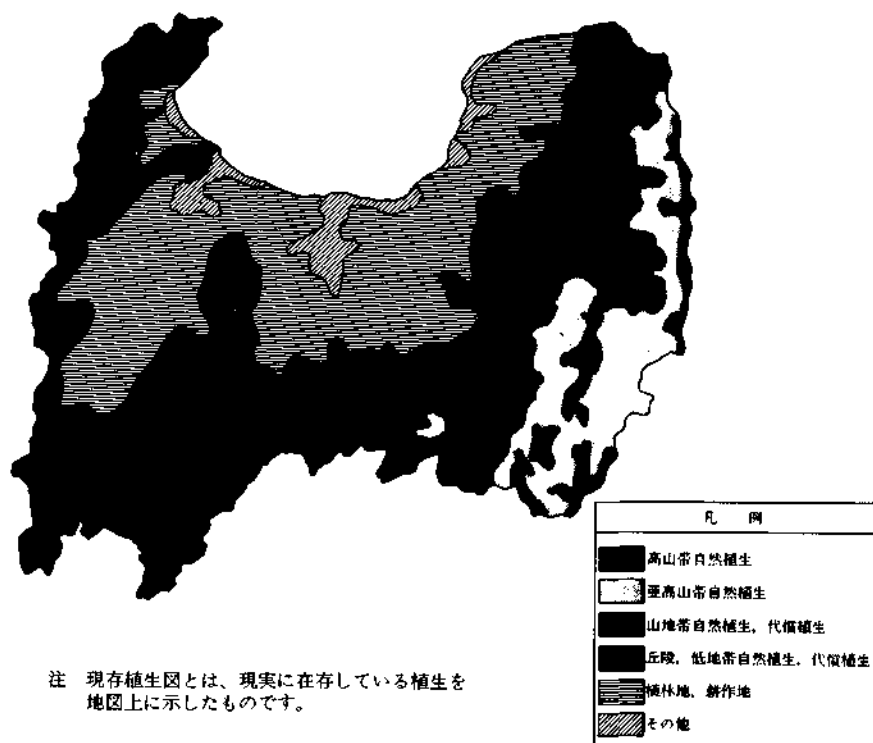
高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

*1【緑の国勢調査】わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度から環境庁が実施している調査です。

*2【ナチュラリスト】県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

*3【バードマスター】県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいいます。

図1-28 現存植生図



注 現存植生図とは、現実には存在している植生を地図上に示したものです。

(イ) 山地帯（標高500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林*やスギの植林地になっています。

*【二次林】ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

(ウ) 丘陵帯（標高500m 以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設として利用されてきています。このため、自然植生は一部の社寺林等に残されている状況です。

(エ) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

図1-29 植物の垂直分布

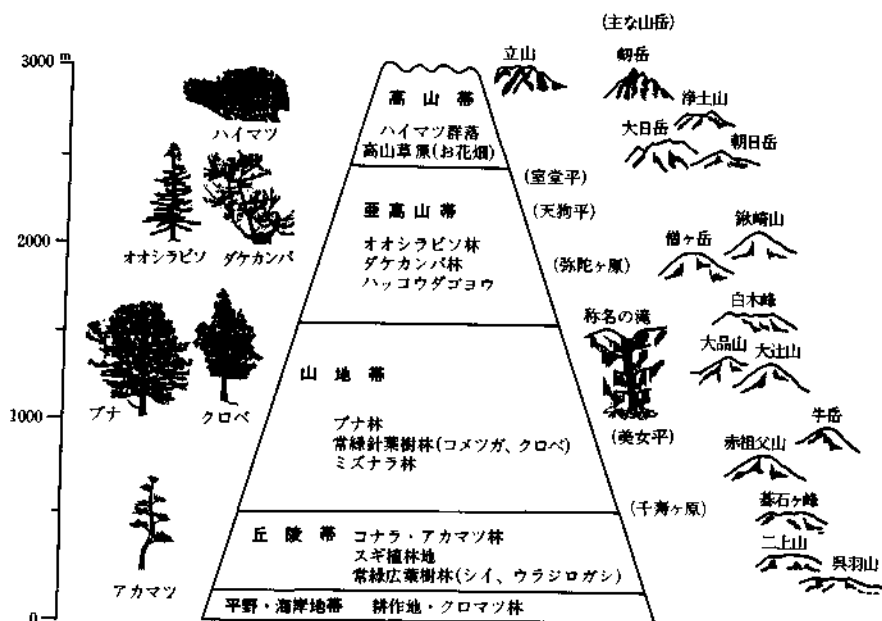
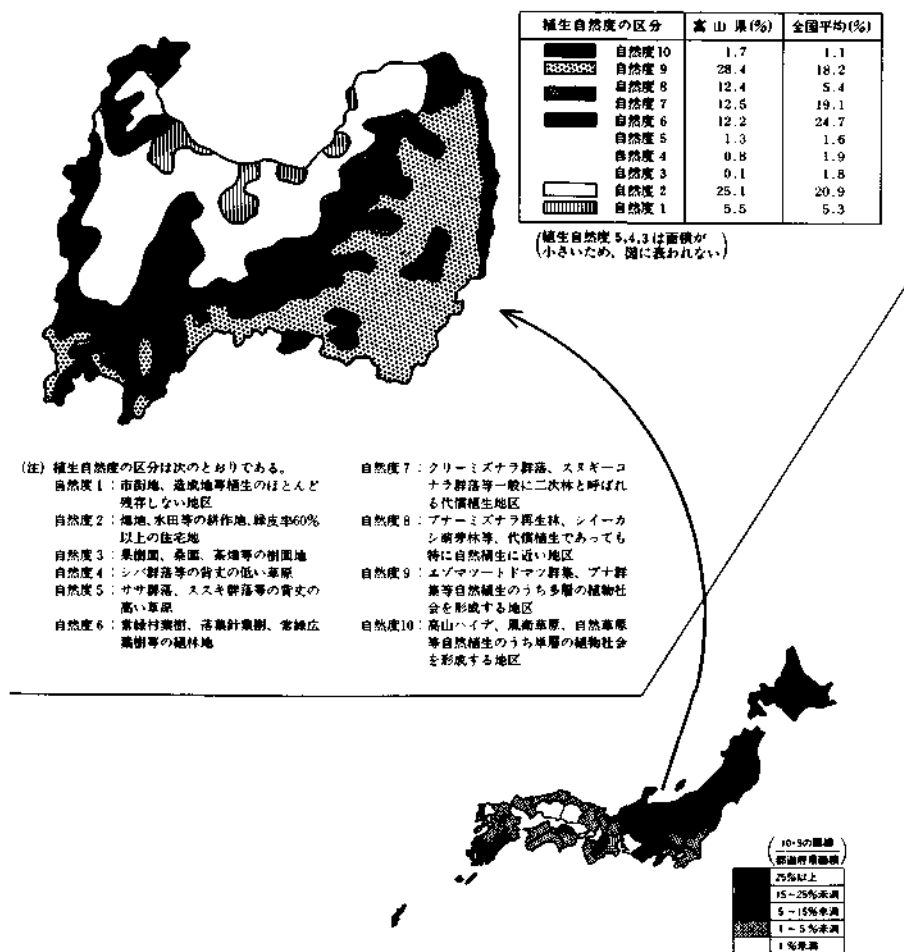


図1-30 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもあります。

イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると図1-30のとおり、自然度の高い原生的な植生地区（自然度10、9）の県土面積に占める割合は30.1%と全国平均19.3%よりも高く、北海道沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10、9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 ー多様な自然と多種類の野生鳥獣ー

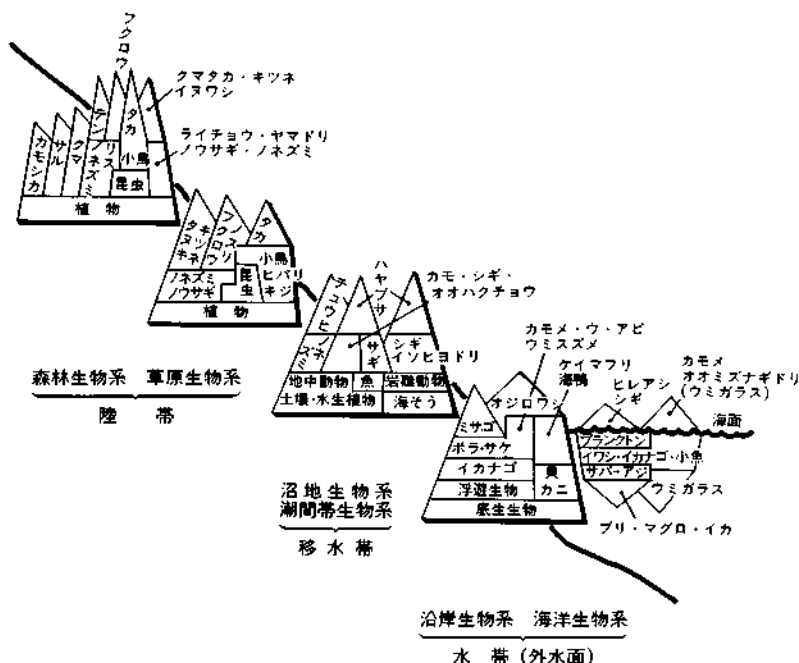
本県は、標高0 mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりの中には、海岸、河川、湖沼、田畑、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

ア 鳥 類

海岸には、氷見海岸周辺等にウミガラス、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面で食物をとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きいので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊市の海岸埋立地には、春と秋の渡りの季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

図1-31 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオシドリ、湖沼には陸ガモ類やカイツブリがすんでいます。富山新港付近、小杉町の恩坊池は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には毎年、オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえているところには、タゲリ、ヨシキリ類やシギ類が集まってきます。特に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まってきます。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち丘陵帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

亜高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシ、アマツバメなども姿を見ることがあります。

イ 獣 類

平野部には、イタチやハタネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかし、冬には積雪が多く、そのため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亜高山帯から高山帯にかけては、オコジョがすんでいます。

ウ 絶滅のおそれのある野生動物

環境庁が3年度に公表した「日本の絶滅のおそれのある野生生物」の中で、富山県で生息が確認されているライチョウ、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ（以上鳥類）、ホクリクサンショウウオ（両生類）、イタセンバラ（淡水魚類）が絶滅危惧類に選定されました。

エ 鳥獣保護区の設定

本県は、良好な自然環境を有しており多種類で多数の野生鳥獣が生息しているため、鳥獣保護の観点から図1-32のとおり33か所の鳥獣保護区を設定しており、その面積は104,686haと県土面積の約25%を占めています。

図1-32 鳥獣保護区現況図



(3) 自然公園 ー自然を守り利用するためにー

ア 自然公園等

本県のすぐれた自然の風景地について、表1-8及び図1-33のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くよう努めています。

3年度においては新たに6ヶ所の県定公園を指定しました。

また、自然の適正な保護と利用を図るため、中部山岳国立公園の室堂地区、称名地区、樺平地区、馬場島地区、能登半島国定公園の二上山地区、雨晴・島尾地区、県立自然公園の有峰地区等各地区で様々な施設の整備を進めています。

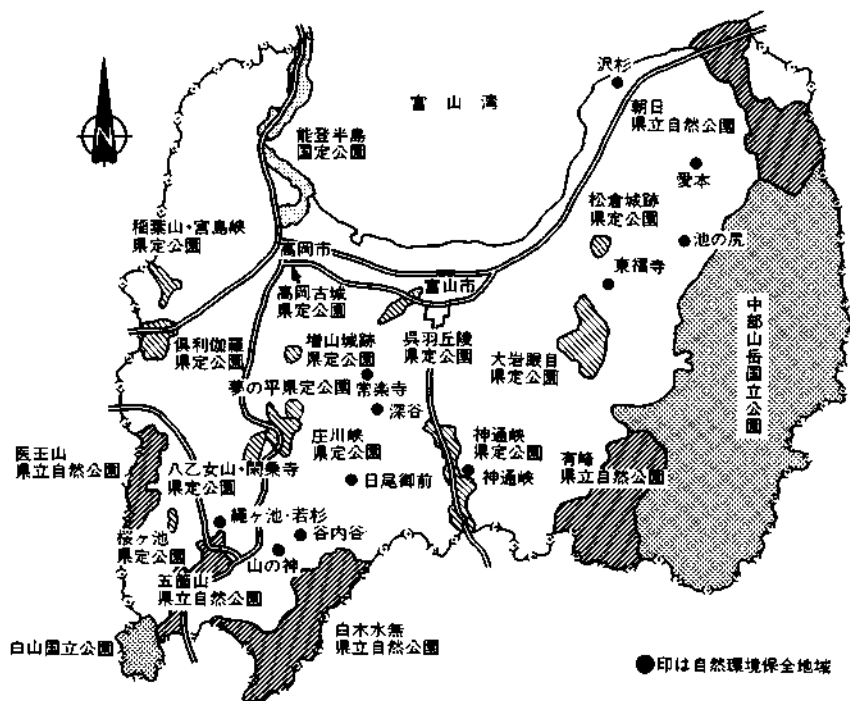
イ 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表1-8及び図1-33のとおり自然環境保全地域が指定されています。

表1-8 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に占める割合	摘 要
国 立 公 園	2	79,173ha	18.62%	中部山岳、白山
国 定 公 園	1	1,005	0.24	能登半島
県立自然公園	5	39,576	9.31	朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県 定 公 園	12	9,666	2.27	神通峡、呉羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目、松倉城跡、増山城跡、夢の平、稲葉山・宮島峡、桜ヶ池、八乙女山・閑乗寺
自 然 環 境 保 全 地 域	11	624	0.15	沢杉、縄ヶ池・若杉、菱本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
計	31	130,044	30.59	

図1-33 自然公園等現況図



ウ 県民公園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、富山県置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、表1-9及び図1-34のとおり、都市公園として新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物園（ねいの里）、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物園センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園を経て、頼成の森に至る延長19kmの遊歩道として、公園街道が58年に開通し、多くの人々に利用されています。

表1-9 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	〔57年10月庭球場 58年4月野球場・陸上競技場 58年7月〕
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物園（ねいの里）	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物園センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全 体)	県民公園地域	約2,600ha		

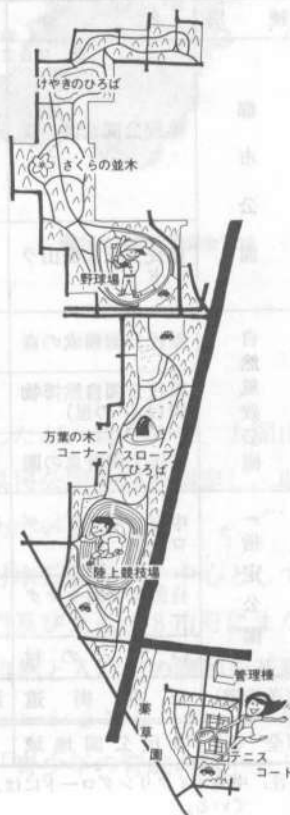
注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

図1-34 富山県置県百年記念県民公園概要図

太閤山ランド



新港の森



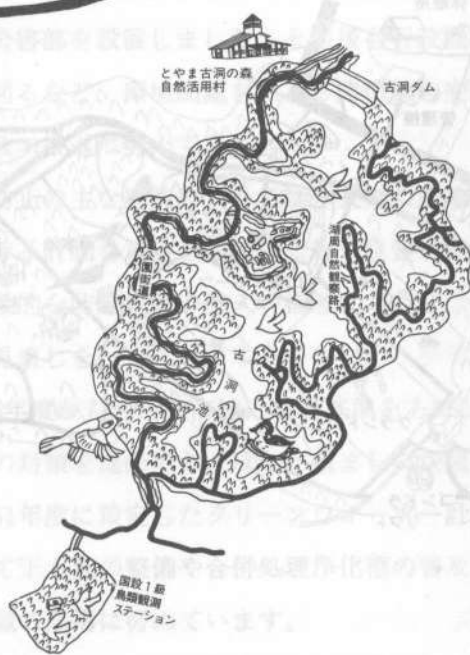
頼成の森





自然博物園（ねいの里）

野鳥の園



エ 家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋の雰囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。

また、近年の自然とのふれあい志向の増大に対応して、平成元年度より県西部の福岡町五位地区に「とやま・ふくおか家族旅行村」を建設しています。

図1-35 立山山麓家族旅行村概要図



第2節 環境行政の歩みと今後の展開

1 環境行政の歩み 一産業公害から都市・生活型公害、

地球環境問題へー

本県では神通川流域のイタイイタイ病が早くから問題となっていたほか、30年代後半からの経済の高度成長に伴い、臨海部の工業地帯を中心に産業公害が急速に広まり、生活環境が悪化したことから、公害防止についての社会的要請が高まりました。

このため、県では42年度に総合計画部に公害課を設けるとともに、公害防止条例を制定するなど一連の公害防止施策を進めてきました。さらに、45年度には、公害センターを設置し、公害防止条例を全面改正するとともに、全国に先がけて公害部を設置しました。その後も行政機構や環境保全対策の整備拡充を図るなど、環境問題をめぐる諸情勢の変化に即応したきめ細かな環境行政の推進に努めてきました。

これまでに実施した公害防止の主な施策については、大気汚染対策として、47年度にブルースカイ計画を策定し、工場に対し良質な燃料の使用、燃焼方法の改善、効果的な防除技術の導入の指導とあわせ、社会経済情勢に応じて、計画の見直しを行っています。

水質汚濁については、46年度から河川や海域に環境基準をあてはめ、排水基準を厳しくするなどの対策を進めてきたほか、望ましい快適な水質環境づくりをめざして、61年度に策定したクリーンウォーター計画に基づき、生活排水対策として下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、水質保全意識の高揚に努めています。

そのほか、騒音、振動、悪臭については、順次、環境基準のあてはめ

や規制地域の拡大を行い、発生源に対する規制や指導を進めてきました。地下水については、51年度に地下水条例を制定したほか、地下水位の監視とともに地域ごとの地下水適正揚水量調査を実施し、適正な利用に努めています。

ごみやし尿などの生活系の廃棄物及び汚でいや建設廃材などの産業系の廃棄物については、市町村及び事業者において、有効利用と適正な処理に努めています。

また、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質、騒音などについて定期的に観測を行っているほか、公害センターに試験機器や測定車を配備するなど、試験研究のための体制も整備してきています。

さらに、富山・高岡地域の公害防止計画を推進しているほか、神通川流域、黒部地域でのカドミウム汚染田の復元事業や富山空港周辺の緩衝緑地整備事業等、環境の整備のための各種事業も展開してきています。

一方、自然環境の保全のために実施してきた施策としては、46年度の県立自然公園条例の制定をはじめとして、47年度に自然環境保全条例を、48年度には自然環境保全基本方針を策定し、県立自然公園や自然環境保全地域を順次指定するとともに、野生鳥獣を保護するための鳥獣保護区の設定、拡大を図ってきました。

また、自然保護思想の普及を図るため、立山自然保護センター、有峰と樺平のビジターセンター、自然博物館センター及び鳥獣保護センターを整備し、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト、バードマスターを配置するとともに、各種の自然保護普及用冊子の作成・配布に努めてきました。そのほか、自然環境の適正利用を促進するため、国立、国定、県立の自然公園、県定公園並びに国民休養地の各種利用施設を整備するとともに、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物館、野



鳥の園や中央サイクリングロードなど県民公園の整備に努めてきました。また、立山山麓家族旅行村やとやま・ふくおか家族旅行村の整備もあわせて進めています。

さらに、日本一のきれいな県土をめざして、58年度以来、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開してきたほか、「とやまの名水」や「とやま森林浴の森」、「とやまの滝」の選定や環境週間、愛鳥週間、緑化週間には各種の行事を行うなど、環境とのふれあいを通じて環境保全意識の高揚に努めてきました。

3年度に環境保全のため実施した新たな施策は次のとおりです。

- (1) 環境全般にわたる環境目標を明らかにし、これを実現するための指針となるとやま環境計画を策定しました。
- (2) 最近の産業構造の高度化やエネルギー源の多様化にあわせ、良好な大気の状態を引き続き維持していくため、大気環境計画（ブルースカイ計画）を改定しました。
- (3) 大気汚染の形態が、近年、産業型から都市型へと変化してきていることやブルースカイ計画の推進、環境影響評価の実施に対応する必要があるため、全県的な視野に立った大気汚染常時観測局適正配置計画を推進しました。
- (4) 河川や海域に加え、湖沼や地下水の水質保全を図るため、水質環境計画（クリーンウォーター計画）を改定しました。

また、千保川、下条川、高橋川流域において、生活排水対策のモデル事業を実施しました。

- (5) 有害物質による地下水汚染の実態を把握するため、県西部地域の151地点で水質調査を実施しました。

また、八尾町の一部においてトリクロロエチレンによる地下水汚染

がみられたことから、地下水の水質調査、汚染土壌の除去対策を実施しました。

(6) ゴルフ場の使用農薬による水質汚濁を防止するため、ゴルフ場農薬使用安全指導要綱を改正し、30種類の農薬について指導値を定めました。

(7) カドミウムによる農用地土壌汚染対策地域の神通川流域第3次地区及び黒部地域について対策計画と費用負担計画を策定するとともに、黒部地域について対策工事に着手しました。

(8) 塩水化や大幅な地下水位の低下等の地下水障害の進行を防止するとともに、県民共有の財産である豊富で清浄な地下水を次の世代に引き継ぐため、地下水指針の策定について検討しました。

(9) 産業廃棄物の適正処理を推進するため、2年度に実施した実態調査結果を踏まえ、新たに3年度から7年度までの5か年間の産業廃棄物処理計画を策定しました。

(10) 日本一の花と緑の環境づくりをめざしてグリーンプランを改定しました。

(11) 地球環境問題と日常生活のかかわりを理解し、地球環境に対する負担をできるだけ軽減するようなライフスタイルを広く県民に普及するため、地球にやさしい生活展を開催しました。

また、県民に対する環境問題の普及、啓発を図るため、主婦向け排水対策ビデオや環境読本などを作成しました。

(12) 県民、企業、行政が一体となって環境保全活動に取り組むための拠点として、働とやま環境財団を設立しました。

(13) 環境問題についての国際交流と相互理解を図るため、中国遼寧省から環境保護視察団を受け入れ、今後の交流について協議しました。

- (14) 本県の望ましい自然環境のあり方を明らかにし、その実現のため必要とされる諸施策を示す自然環境指針について検討しました。
- (15) 自然保護思想の普及啓発の充実を図るため、ナチュラリストバンク検討会を設置し、その創設について検討しました。
- (16) 県民の野外レクリエーションに対するニーズに応えるため、県定公園6か所を新たに指定しました。
- (17) 野猿の適正な保護と農作物を野猿被害から守るため、野生動物保護対策事業（電気柵の設置）を実施しました。

2 今後の環境行政の展開 一清らかな水と豊かな緑に恵まれた

住みよい富山をつくるために一

本県の環境の状況は、全般的に改善されてきていますが、生活排水による水質汚濁、自動車による大気汚染や交通騒音、廃棄物の増加や多様化など、県民の生活と深いかわりのある都市・生活型公害、さらには、快適な環境の形成や自然とのふれあいを求める県民のニーズの多様化のほか、地球環境問題がクローズアップされる等、今後、対処しなければならないいくつかの課題があります。

このような状況を踏まえ、21世紀を展望しつつ、環境行政を展開していくためには、県民の協力と参加を得てこれまで実施してきた公害防止と自然保護の施策はもとより、水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を適切に保全・活用する環境施策を基本として進めるとともに「地球規模で考え、足元から行動する。」という視点に立って、幅広く取り組んでいく必要があります。

このため、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを積極的に進

めることが重要であり、大気や水質などの環境基準の達成維持、廃棄物の適正処理の推進、あるいは自然環境の保全と活用、環境汚染の未然防止のための環境影響評価などの施策を実施します。さらに、地球環境や地域環境に配慮した生活・行動ルールの啓発や地域に根ざした環境保全活動をうながすための推進組織の整備拡充を図るなどとやま環境計画に基づいての各種の環境施策を総合的、計画的に推進していくことにしています。

(1) とやま環境計画の推進

環境汚染を未然に防止し、近年課題となっている生活排水による水質汚濁、自動車による大気汚染や交通騒音、ごみの散乱などの都市・生活型公害に的確に対応するとともに、うるおいややすらぎを与えてくれるより快適な環境を求める県民のニーズにも応え、緑と水に恵まれた美しく豊かな県土を次の世代に確実に引き継いでいくためには、空気、水、緑等の限りある環境資源を適正かつ総合的、計画的に管理することが必要です。

このため、長期的な観点に立って、本県の環境の望ましいあり方を明らかにし、その目標の達成施策を示したとやま環境計画を推進していくことが重要であり、この計画の理念に沿って、現在策定されているブルースカイ計画やクリーンウォーター計画、産業廃棄物処理計画等を推進するとともに、自然環境や地下水の保全と活用を図るため自然環境指針や地下水指針を策定し、各種環境保全施策を総合的、計画的に推進することとしています。

(2) 快適な環境づくりの推進

生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の環境に対するニーズは、清らかな水辺や豊かな緑などの自然とのふれあい、ゆとりある空間の配置や美しい景観の確保、歴史的なたたずまいといった心にうるおいとやすらぎを与える快適な環境へと向けられてきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑などの恵まれた環境資源を十分に生かしながら、県民の幅広い理解と協力を得て、個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

このため、県民総ぐるみの県土美化運動の輪をさらに広げるとともに、「海岸アメニティ・マスタープラン」や「グリーンプラン」、「ふるさと環境総合整備ガイドライン」等を通じて、今後とも、快適な環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

また、市町村が実施する「とやまの滝」や「きれいで利用しやすい公共トイレ」の整備などを支援することになっています。

(3) 環境基準の達成維持

県民の健康と生活環境を守り、快適な環境づくりを進めるためには、環境基準の達成維持されていることが必要です。

このため、現在、環境基準を達成している大気のスルホン酸化物、窒素酸化物や主な河川のBODなどについては、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進し、引き続き良好な環境を維持するよう努めることにしています。

一方、大気汚染形態の変化やブルースカイ計画等の適切な推進に対応するため、全県的な視野に立った大気汚染常時観測局の適正な配置を図るほか、環境基準を達成していない光化学オキシダントや浮遊粉

じんについては今後とも発生メカニズムの解明に努め、基準の達成に向けて対策を検討することになっています。

また、生活排水による汚濁がみられる都市河川については、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、地域ぐるみの家庭でできる浄化対策の実践活動などを一層進め、環境基準の早期達成を図っていくことにしています。

さらに、今後とも新技術の開発や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギー源の多様化による社会経済の変化に対応した適切な環境保全対策を推進していくことにしています。

(4) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物は、生活様式の多様化や消費意識の変化、あるいは産業構造の高度化や技術革新の進歩により、発生量が増加するとともにその種類も多様化しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や「再生資源の利用の促進に関する法律」の制定が行われたところです。今後はこれらの廃棄物をめぐる諸情勢の変化に適切に対応する必要があります。

このため、一般廃棄物については、今後とも市町村による計画的収集・処理や処理施設の計画的整備を進めるとともに、県民の理解と協力の下に市町村と連携し、廃棄物の資源化、減量化の円滑な推進を図るため、資源化・リサイクル指針を策定することになっています。

一方、産業廃棄物については、3年度に改定した産業廃棄物処理計画に基づいて、行政、排出事業者、処理業者の役割の明確化、マニフェストシステムの導入、産業廃棄物の減量化や有効利用等の推進、最終処分場の計画的な整備などを行い、産業廃棄物の適正な処理の推進

に努めるとともに、今後とも発生状況の変化や処理処分状況を的確に把握し、適切に対処することになっています。

(5) 自然環境の保全

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に引き継いでいかなければなりません。

このため、植生、地形・地質、昆虫など各種の調査結果をもとに、自然環境指針を策定し、総合的かつ計画的な自然保護施策を推進することになっています。

県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、登山道、野営場、休憩所など、地域の特性をふまえた公園利用施設の整備を図るとともに、ナチュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員及びバードマスター等の制度の充実や積極的な活用により、自然保護思想の普及活動を一層推進していくことにしています。

さらに、ナチュラリストについては、自然解説を希望する団体等からの強いニーズに応えるため、ナチュラリストバンクを設立し、これまで以上に積極的に自然解説活動を行うことにしています。

また、ライチョウ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル等の野生鳥獣の生息調査を実施し、適正な保護対策を進めることにしています。

(6) 環境影響評価の実施

近年、大規模な開発計画が相次いでいることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、

かつ、適切に活用することが望まれてきています。

このような開発による環境汚染の未然防止を図るためには、事業の実施に際し、その環境への影響を事前に調査、予測及び評価をすることが重要です。

このため、2年度に環境影響評価要綱を制定し、環境に著しい影響を与える恐れのある大規模な事業について、事業者には環境影響評価の実施、地域住民への説明会の開催等を義務づけました。

また、3年度には富山県ゴルフ場開発総合指導指針を策定し、適正なゴルフ場開発が行われるよう開発事業者の責務や指導基準を示しました。

今後とも、要綱、指針等に基づき、環境影響評価の実施をはじめ、公害防止条例や土地対策要綱による事前審査制度により、大規模な開発から環境の保全を図っていくことにしています。

(7) 地球環境問題への取り組み

今日の社会における科学技術の発達は、豊かで快適な生活をもたらしましたが、その反面、資源、エネルギーの大量消費により、オゾン層の破壊、地球の温暖化などの地球的規模の環境問題が顕在化することとなりました。

これらの問題の解決には、国際機関や国による対応はもちろんのこと、住民の日常生活や事業活動とも密接にかかわっていることから、県、市町村、企業、さらには住民一人ひとりの立場からも参加と協力が求められています。

国においては、本年6月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)における合意や「地球温暖化防止行動

計画」等に基づき、国際的なルールづくりへの積極的な貢献、調査研究・観測監視の推進、技術開発の促進、開発途上国に対する協力及び地球にやさしい経済社会のための政策づくりを進めることにしています。

また、県、市町村においても、国の各種施策を踏まえ、住民に対する普及啓発、環境にやさしいまちづくりの推進、酸性雨調査、これまでの経験を生かした国際協力などに努めることにしています。

一方、企業や住民においても、地球にやさしい企業活動や日常生活への取り組みが進められており、今後とも、県民や事業者の理解のもとに各種施策を積極的に展開することとしています。

(8) 環境保全活動等の推進

今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁など身近な問題から地球規模の問題に至るまで、県民の日常生活と深くかかわるようになってきています。

このような問題に対応するためには、県民一人ひとりがそれぞれ人間活動と環境との関係について深い理解と認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を行うとともに、問題の背景にある社会経済構造に目を向け、その仕組みを環境に配慮したものへと変革していく努力が必要になってきています。

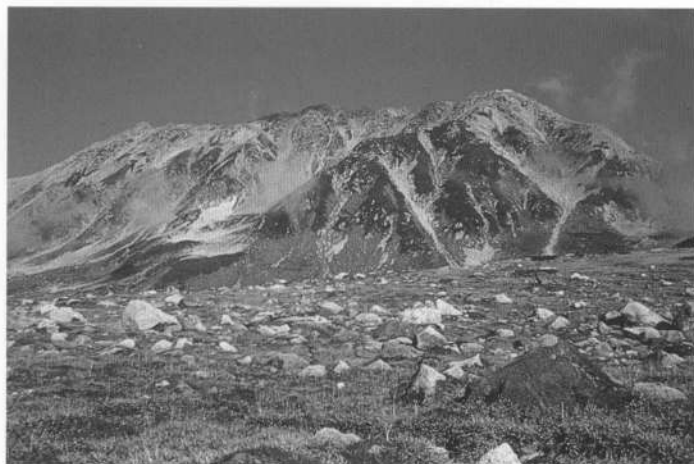
このため県では、これまで冊子や新聞、テレビ等による啓発のほか、環境教育を体系的に進めるための基盤整備、環境保全活動の情報提供等を行う環境保全相談室の設置、環境保全活動推進員の養成、あるいは地域環境保全活動ガイドスの策定等の施策を進めてきました。

また、**勸とやま環境財団**を設立し、県民、企業、行政が一体となっ

て環境保全活動に取り組むための推進体制を整備したところであり、今後とも、「地球規模で考え、足元から行動する。」の観点に立って、各種施策をさらに推進することとしています。

富山の自然と環境保全活動

富山の自然



中部山岳国立公園

雲上の散策は別世界を思わせる 3,000m級の山々が連なる 立山連峰

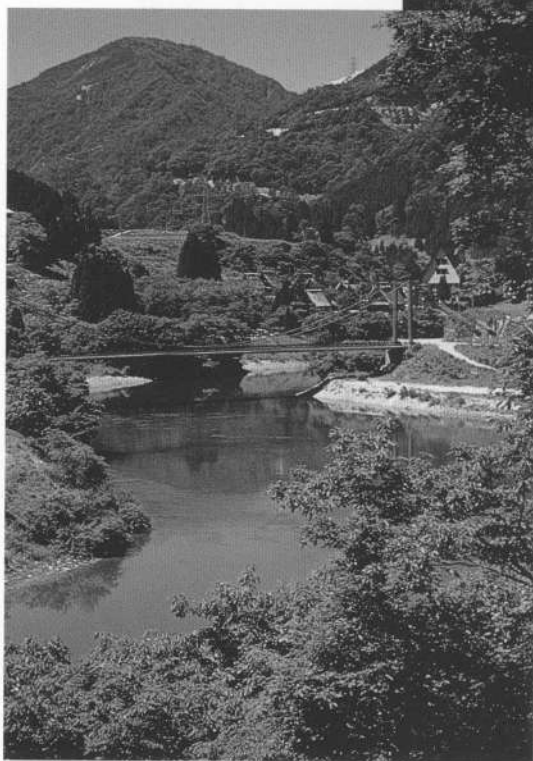


有峰県立自然公園

有峰の緑に包まれた湖面の向こうには残雪の薬師岳

神通峡県定公園

豊かできれいな水を湛え流れる神通川
庵谷展望台から眺める片路峡



五箇山県立自然公園

緑豊かな五箇山をゆったり流れる庄川

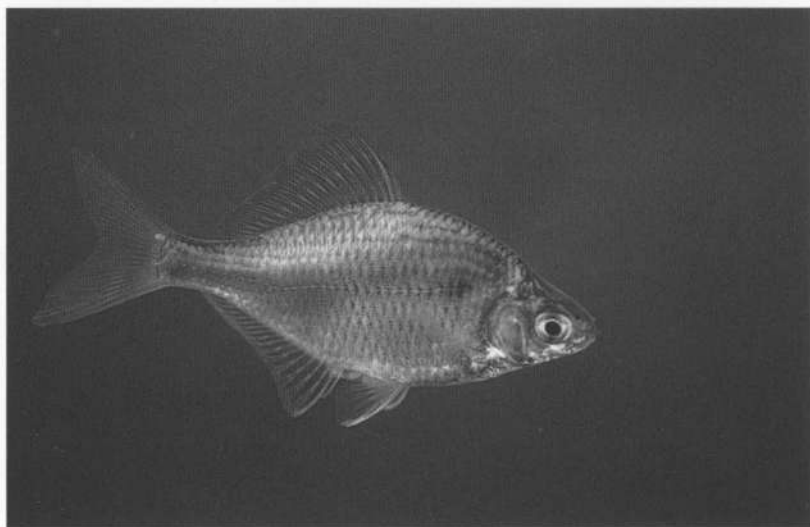


能登半島国定公園
富山湾に浮かぶ虹が島



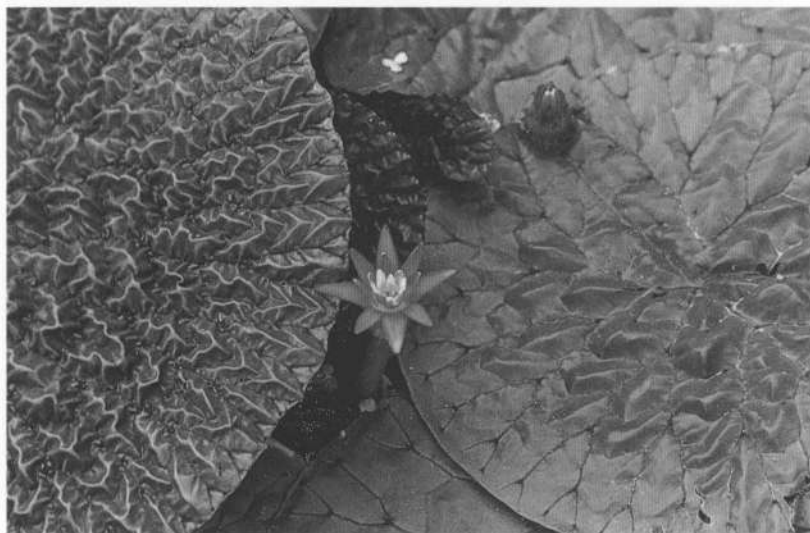
白木水無県立自然公園
白木峰頂上近くに点在する池塘

貴重な動植物



イタセンバラとオニバス

永見市の万尾川流域に生息するイタセンバラと、
葉に多数のとげがあるオニバス





ホクリクサンショウウオ

富山県から石川県にかけての里山に生息する ホクリクサンショウウオ



ライチョウ（特別天然記念物、県の鳥）

標高2,300m以上の高山帯にすにすみ、県内では1,200羽余りが確認されている
ライチョウ

環境保全活動



清流をよみがえらせ、鮭の遡上する川をめざす活動



雄大な自然を背景に自然解説を行うナチュラリスト



大きな流木が打ち上げられた海岸の清掃活動



ガラス、合成樹脂などのごみが多い都市河川の清掃活動

地球環境にやさしいライフスタイルを 考える環境フェア



トレイの怪獣



廃油を使った、せっけんづくり

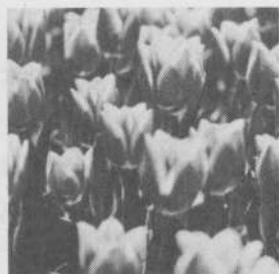


ソーラーカーの展示



世界のごみ箱

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第1節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の現況

ア 一般環境常時観測局の測定結果

一般環境常時観測局を県内33か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、光化学オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

（ア）硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般環境常時観測局33局（富山地区11局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-1及び図2-1のとおりであり、3年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.003ppm（神明、水橋観測局）～0.006ppm（岩瀬大町、岩瀬蓮町観測局）であり、主な観測局について、2年度と比べると、全体的にみてやや高い値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.004ppm（伏木一宮等12観測局）～0.006ppm（高岡能町観測局）であり、主な観測局について、2年度と比べると、全体的にみて、ほぼ横ばいの値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm（氷見伊勢大町、大山本宮観測局）～0.006ppm

表2-1 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局			年度	62	63	元	2	3
富山地 区	富山市	岩瀬大町		0.006	0.006	0.005	0.006	0.006
		岩瀬蓮町		0.006	0.004	0.005	0.005	0.006
		草島		0.004	0.003	0.003	0.004	0.004
		富山県庁		0.005	0.004	0.004	0.004	0.005
		呉羽		0.004	0.004	0.004	0.005	0.004
		新庄		0.005	0.004	0.004	0.005	0.005
		富山南部		0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
		神明		0.004	0.004	0.005	0.004	0.003
		水橋		0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
	婦中町	婦中		0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
		婦中東本郷		0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
高岡・ 新湊地 区	高岡市	伏木一宮		0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
		高岡能町		0.006	0.005	0.005	0.006	0.006
		高岡本丸		0.007	0.008	0.007	0.005	0.005
		高岡波岡		0.007	0.006	0.007	0.006	0.005
		高岡戸出		0.005	0.006	0.005	0.004	0.004
		高岡二塚		0.002	0.003	0.003	0.004	0.004
		高岡立野		0.003	0.003	0.004	0.004	0.004
	新湊市	新湊三日曾根		0.005	0.006	0.004	0.004	0.004
		新湊塚原		0.006	0.005	0.005	0.005	0.004
		新湊今井		0.004	0.006	0.004	0.003	0.004
		新湊片口		0.005	0.004	0.005	0.005	0.005
		新湊堀岡		0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
		新湊海老江		0.003	0.004	0.003	0.003	0.004
		新湊七美		0.004	0.004	0.005	0.003	0.004
		新湊八幡		0.006	0.006	0.008	0.006	0.005
	小杉町	小杉		0.005	0.006	0.005	0.004	0.004
	大門町	大門		0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
その他の 地区	滑川市	滑川市庁		0.004	0.004	0.004	0.007	0.006
		滑川大崎野		(0.003)	0.003	0.003	0.004	0.004
	黒部市	黒部市庁		0.005	0.004	0.004	0.005	0.004
	永見市	永見伊勢大町※					0.002	0.002
	大山町	大山本宮※				0.002	0.002	0.002

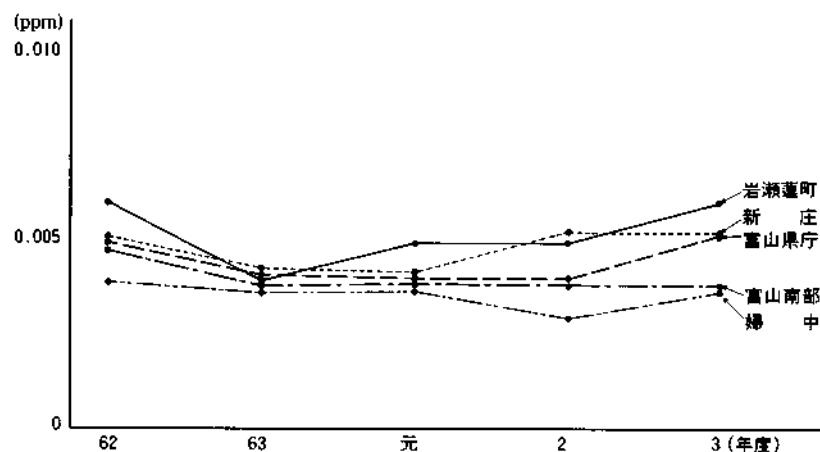
注1 測定は、溶液導電率法による。

2 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。（評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。）

3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

図2-1 主な一般環境常時観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

富山地区



高岡・新湊地区

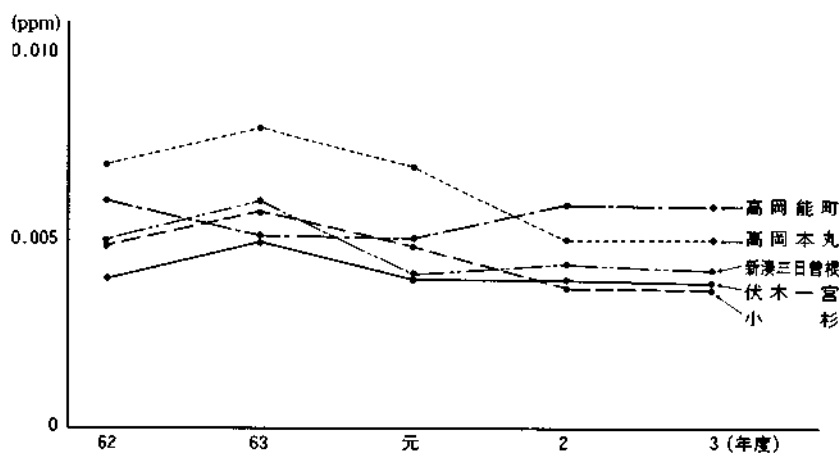


表2-2 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(ppm)					短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)				
		0.04ppm以下であること														
		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.012	0.012	0.012	0.013	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		岩瀬達町	0.011	0.009	0.009	0.012	0.015	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		草島	0.008	0.007	0.007	0.008	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.011	0.009	0.008	0.008	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		呉羽	0.009	0.007	0.009	0.009	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新庄	0.009	0.008	0.010	0.010	0.013	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山南部	0.010	0.007	0.008	0.009	0.011	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		神明	0.008	0.006	0.011	0.009	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		水橋	0.008	0.006	0.006	0.009	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	埴中町	埴中	0.013	0.007	0.010	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	高岡市	埴中東本郷	0.007	0.007	0.007	0.010	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		伏木一宮	0.010	0.010	0.008	0.008	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.016	0.012	0.010	0.013	0.011	×	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.014	0.016	0.015	0.011	0.013	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.014	0.012	0.015	0.013	0.013	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.008	0.012	0.011	0.008	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.006	0.007	0.007	0.007	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日笠根	0.011	0.012	0.010	0.008	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.012	0.010	0.010	0.010	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.008	0.013	0.009	0.007	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.009	0.008	0.009	0.010	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊堀岡	0.012	0.009	0.010	0.010	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.007	0.008	0.006	0.007	0.007	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊七美	0.008	0.009	0.012	0.008	0.006	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.012	0.011	0.016	0.011	0.012	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小杉町	小杉	0.011	0.016	0.015	0.008	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大門町	大門	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.008	0.008	0.010	0.013	0.010	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		滑川大崎野	(0.007)	0.011	0.012	0.007	0.007	○	○	○	○	○	(○)	○	○	○
	黒部市	黒部市庁	0.010	0.009	0.008	0.010	0.009	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	氷見市	氷見伊勢大町※				0.005	0.005			○	○				○	○
	大山町	大山本宮※			0.005	0.004	0.005			○	○			○	○	○

注1 測定は、溶液導電率法による。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(長期的評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

4 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で0.04ppm以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

5 長期的評価による適(○)とは、一日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないということをいう。

（滑川市庁観測局）であり、2年度と比べると、ほぼ横ばいの値であった。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-2のとおりであり、3年度は、短期的評価及び長期的評価ともにすべての観測局がこれに適合していた。

(イ) 窒素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般環境常時観測局27局（富山地区9局、高岡・新湊地区15局、その他の地区3局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-3及び図2-2のとおりであり、3年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.010ppm（草島観測局）～0.017ppm（富山県庁観測局）であり、主な観測局について、2年度と比べると、全体的にみて、やや高い値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.009ppm（伏木一宮観測局）～0.017ppm（高岡本丸観測局）であり、主な観測局について、2年度と比べると、全体的にみて、やや高い値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.002ppm（大山本宮観測局）～0.011ppm（滑川市庁観測局）であり2年度と比べると横ばいの値であった。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-4のとおり、3年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-3 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppm）

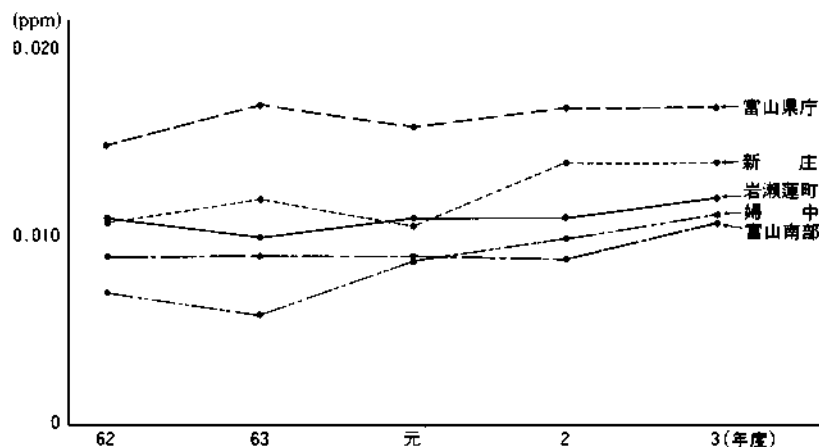
観測局			年度	62	63	元	2	3
富 山 地 区	富 山 市	岩 瀬 大 町		0.012	0.014	0.013	0.015	0.011
		岩 瀬 蓮 町		0.011	0.010	0.011	0.011	0.012
		草 島		0.010	0.010	0.010	0.011	0.010
		富 山 県 庁		0.015	0.017	0.016	0.017	0.017
		呉 羽		0.009	0.010	0.011	0.011	0.011
		新 庄		0.011	0.012	0.011	0.014	0.014
		富 山 南 部		0.009	0.009	0.009	0.009	0.011
		神 明		0.009	0.009	0.010	0.010	0.011
	婦 中 町	婦 中		0.007	0.006	0.009	0.010	0.011
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	伏 木 一 宮		0.008	0.009	0.009	0.010	0.009
		高 岡 能 町		0.014	0.013	0.015	0.014	0.015
		高 岡 本 丸		0.015	0.015	0.016	0.015	0.017
		高 岡 波 岡		0.012	0.010	0.012	0.011	0.012
		高 岡 戸 出		0.009	0.010	0.010	0.010	0.011
		高 岡 二 塚		0.010	0.010	0.011	0.010	0.012
		高 岡 立 野		0.010	0.011	0.012	0.011	0.011
	新 湊 市	新 湊 三 日 曾 根		0.012	0.012	0.013	0.014	0.012
		新 湊 塚 原		0.016	0.013	0.013	0.014	0.015
		新 湊 今 井		0.010	0.012	0.013	0.013	0.014
		新 湊 片 口		0.009	0.010	0.011	0.012	0.013
		新 湊 海 老 江		0.009	0.009	0.010	0.011	0.011
		新 湊 八 幡		0.011	0.011	0.010	0.011	0.013
	小 杉 町	小 杉		0.010	0.012	0.013	0.012	0.013
	大 門 町	大 門		0.010	0.010	0.011	0.011	0.011
そ の 他 の 地 区	滑 川 市	滑 川 市 庁		0.004	0.008	0.009	0.011	0.011
	氷 見 市	氷 見 伊 勢 大 町※					0.007	0.007
	大 山 町	大 山 本 宮※				0.002	0.002	0.002

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

図2-2 主な一般環境常時観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

富山地区



高岡・新湊地区

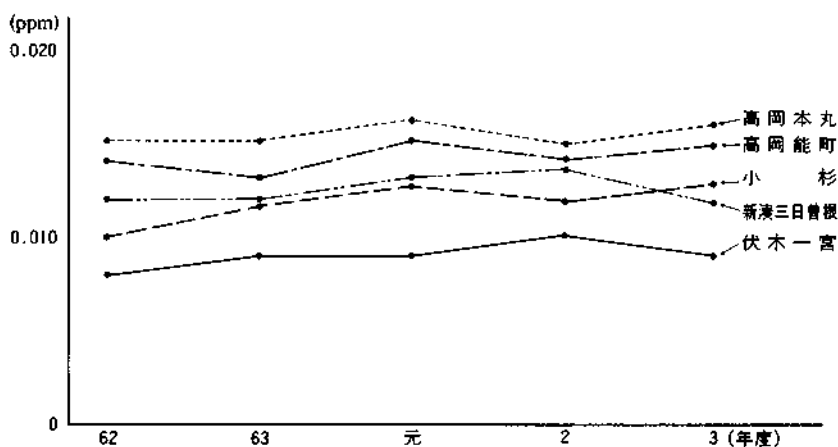


表2-4 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

		項目	1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適(○)、否(×)				
		基準	0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。									
観測局		年度	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山地 区	富山市	岩瀬大町	0.027	0.028	0.029	0.032	0.025	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.026	0.021	0.025	0.026	0.027	○	○	○	○	○
		草島	0.022	0.023	0.023	0.030	0.026	○	○	○	○	○
		富山泉庁	0.029	0.030	0.028	0.032	0.020	○	○	○	○	○
		呉羽	0.021	0.022	0.023	0.025	0.024	○	○	○	○	○
		新庄	0.022	0.022	0.022	0.030	0.027	○	○	○	○	○
		富山南部	0.019	0.021	0.020	0.023	0.025	○	○	○	○	○
		神明	0.021	0.020	0.021	0.027	0.024	○	○	○	○	○
婦中町	婦中	0.016	0.016	0.021	0.023	0.022	○	○	○	○	○	
高岡・ 新湊地 区	高岡市	伏木一宮	0.022	0.022	0.024	0.025	0.024	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.030	0.029	0.032	0.028	0.032	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.030	0.031	0.030	0.030	0.032	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.025	0.025	0.029	0.024	0.020	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.021	0.021	0.025	0.025	0.026	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.023	0.022	0.024	0.023	0.027	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.024	0.023	0.027	0.024	0.026	○	○	○	○	○
		新湊市	新湊三日曾根	0.029	0.028	0.030	0.032	0.026	○	○	○	○
	新湊塚原		0.031	0.028	0.030	0.032	0.032	○	○	○	○	○
	新湊今井		0.026	0.027	0.028	0.027	0.028	○	○	○	○	○
	新湊片口		0.024	0.024	0.026	0.031	0.031	○	○	○	○	○
	新湊海老江		0.023	0.021	0.024	0.030	0.024	○	○	○	○	○
	新湊八幡		0.028	0.025	0.027	0.033	0.031	○	○	○	○	○
	小杉町	小杉	0.022	0.026	0.029	0.026	0.026	○	○	○	○	○
	大門町	大門	0.024	0.024	0.025	0.023	0.027	○	○	○	○	○
	その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.007	0.019	0.022	0.024	0.024	○	○	○	○
氷見市		氷見伊勢大町※				0.016	0.019				○	○
大山町		大山本宮※			0.005	0.005	0.005			○	○	○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

注2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

注3 ※は、コンテナ式移動観測局である。

(7) 浮遊粉じん

浮遊粉じん（浮遊粒子状物質- β 線吸収法又は光散乱法）の測定は、一般環境常時観測局32局（富山地区10局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-5、図2-3のとおりであり、3年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.027\text{mg}/\text{m}^3$ （草島、水橋観測局）～ $0.031\text{mg}/\text{m}^3$ （神明観測局）であり、主な観測局について、元年度と比べると、全体的にみて、横ばいの値であった。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.025\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡立野観測局）～ $0.038\text{mg}/\text{m}^3$ （新湊塚原観測局）であり、主な観測局について、2年度と比べると、やや低い値であった。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ （大山本宮観測局）～ $0.028\text{mg}/\text{m}^3$ （黒部市庁観測局）であり2年度と比べると、やや低い値であった。

これらの測定値を環境基準と比べると、表2-6のとおりであり、3年度は、短期的評価でみると、これに適合していたのは32局中8局（適合率25%）であったが、長期的評価でみると、32局中26局（適合率81%）が適合していた。

表2-5 浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

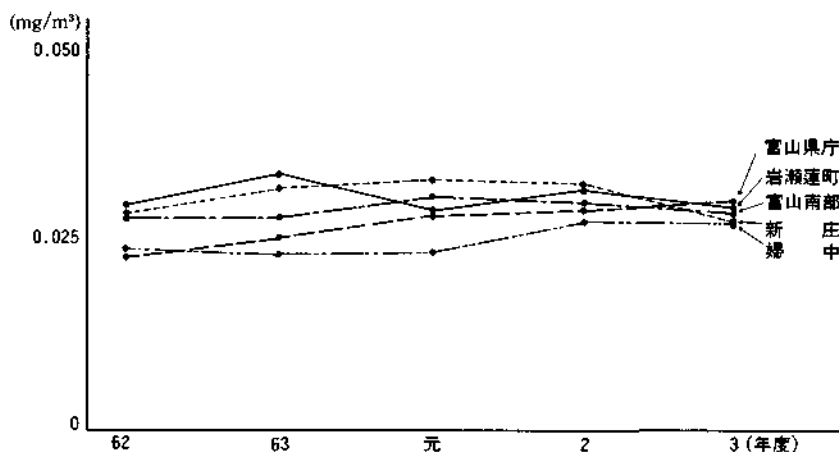
（単位：mg/m³）

観測局			年 度	62	63	元	2	3
富 山 地 区	富 山 市	岩 瀬 大 町		0.034	0.033	0.032	0.032	0.028
		岩 瀬 蓮 町		0.030	0.034	0.029	0.032	0.029
		草 島		0.032	0.030	0.030	0.032	0.027
		富 山 県 庁		0.023	0.025	0.028	0.029	0.030
		呉 羽		0.025	0.027	0.032	0.030	0.028
		新 庄		0.029	0.032	0.033	0.032	0.028
		富 山 南 部		0.028	0.028	0.031	0.030	0.029
		神 明		0.030	0.027	0.025	0.028	0.031
		水 橋		0.023	0.024	0.024	0.024	0.027
	婦 中 町	婦 中		0.024	0.023	0.023	0.027	0.028
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	伏 木 一 宮		0.027	0.026	0.028	0.029	0.029
		高 岡 能 町		0.031	0.028	0.026	0.029	0.031
		高 岡 本 丸		0.030	0.029	0.035	0.037	0.034
		高 岡 波 岡		0.030	0.027	0.032	0.032	0.028
		高 岡 戸 出		0.031	0.027	0.031	0.036	0.031
		高 岡 二 塚		0.034	0.031	0.031	0.031	0.027
		高 岡 立 野		0.033	0.030	0.029	0.028	0.025
	新 湊 市	新 湊 三 日 曾 根		0.029	0.034	0.036	0.037	0.035
		新 湊 塚 原		0.033	0.032	0.029	0.035	0.038
		新 湊 今 井		0.031	0.030	0.037	0.039	0.037
		新 湊 片 口		0.035	0.027	0.027	0.033	0.035
		新 湊 堀 岡		0.038	0.028	0.035	0.035	0.033
		新 湊 海 老 江		0.027	0.026	0.029	0.031	0.028
		新 湊 七 美		0.033	0.026	0.025	0.029	0.032
		新 湊 八 幡		0.032	0.027	0.023	0.037	0.035
	小 杉 町	小 杉		0.024	0.025	0.026	0.030	0.028
	大 門 町	大 門		0.031	0.030	0.031	0.036	0.033
そ の 他 の 地 区	滑 川 市	滑 川 市 庁		0.025	0.025	0.024	0.025	0.021
		滑 川 大 崎 野		0.025	0.021	0.018	0.020	0.024
	黒 部 市	黒 部 市 庁		0.028	0.032	0.033	0.030	0.028
	氷 見 市	氷 見 伊 勢 大 町※					0.022	0.023
	大 山 町	大 山 本 宮※				0.019	0.018	0.015

注 測定は、β線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法の場合は、ローボリウム・エア・サンプラー法により校正した値である。

図2-3 主な一般環境常時観測局における浮遊粉じん濃度の年度別推移 (年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

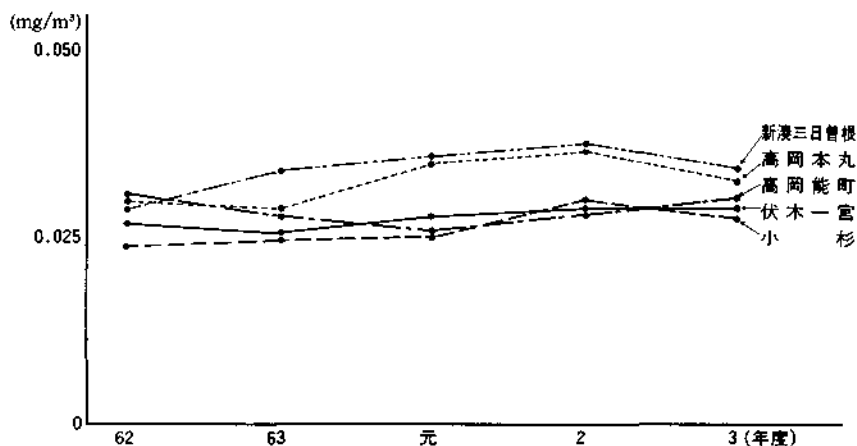


表2-6 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値(mg/m ³)					短期的評価による 通(○)、否(×)					長期的評価による 通(○)、否(×)				
			0.10mg/m ³ 以下であること														
			62	63	元	2	3	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.068	0.074	0.065	0.075	0.064	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		岩瀬蓬町	0.065	0.078	0.068	0.078	0.064	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		草島	0.071	0.068	0.066	0.073	0.067	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		富山県庁	0.053	0.055	0.062	0.071	0.060	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		呉羽	0.055	0.066	0.075	0.067	0.062	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		新庄	0.059	0.072	0.070	0.078	0.065	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
		富山南部	0.061	0.065	0.074	0.075	0.060	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		神明	0.068	0.066	0.063	0.069	0.074	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		水端	0.052	0.060	0.056	0.064	0.060	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○
	婦中町	婦中	0.059	0.055	0.057	0.064	0.065	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
高岡新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.060	0.063	0.068	0.063	0.070	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.077	0.066	0.063	0.061	0.071	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.067	0.067	0.079	0.079	0.077	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○
		高岡波岡	0.077	0.075	0.078	0.064	0.056	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○
		高岡戸出	0.072	0.061	0.076	0.080	0.073	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.090	0.071	0.070	0.067	0.060	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
		高岡立野	0.079	0.070	0.067	0.072	0.056	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日笠根	0.064	0.081	0.084	0.080	0.082	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.078	0.077	0.075	0.086	0.087	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		新湊今井	0.073	0.070	0.085	0.090	0.077	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.081	0.062	0.062	0.074	0.075	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
		新湊堀岡	0.093	0.068	0.090	0.075	0.073	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.062	0.062	0.075	0.075	0.061	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		新湊七美	0.079	0.066	0.068	0.074	0.072	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
		新湊八幡	0.077	0.065	0.055	0.084	0.073	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
		小杉町	小杉	0.061	0.058	0.066	0.065	0.069	○	○	×	○	×	○	○	○	○
	大門町	大門	0.081	0.075	0.077	0.084	0.074	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.050	0.057	0.054	0.060	0.050	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
		滑川大崎野	0.061	0.054	0.048	0.052	0.062	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	黒部市	黒部市庁	0.066	0.069	0.072	0.067	0.069	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
	水見市	水見伊勢大町※				0.049	0.053				×	×			○	○	
	大山町	大山本宮※			0.048	0.050	0.043			○	×	○			○	○	○

注1 測定は、β線吸収法又は光散乱法で行い、光散乱法の場合は、ローボリウム・エア・サンプラー法により校正した値である。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

3 短期的評価による通(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること)で0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。

4 長期的評価による通(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、一般環境常時観測局12局（富山地区5局、高岡・新湊地区5局、その他の地区2局）において実施した。測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-7のとおりであり、3年度は、0.026ppm（富山県庁等3観測局）～0.036ppm（大山本宮観測局）であった。

また、3年度の環境基準の適合状況は表2-8のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の94.3～97.8%がこの基準を満足していた。

なお、大気汚染緊急時（情報や注意報等）の措置として、3年9月5日に高岡・新湊地区に情報を発令したが、注意報を発令するまでには至らなかった。

表2-7 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）

(単位：ppm)

年 度			62	63	元	2	3
観測局							
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.027	0.025	0.024	0.030	0.029
		岩瀬蓮町	0.026	0.027	0.028	0.029	0.029
		富山県庁	0.031	0.027	0.025	0.028	0.026
		呉羽	0.031	0.028	0.031	0.029	0.030
		新庄	0.025	0.023	0.028	0.027	0.027
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.035	0.030	0.033	0.034	0.031
		高岡本丸	0.029	0.025	0.023	0.027	0.026
		高岡波岡	0.031	0.024	0.027	0.027	0.026
	新湊市	新湊三日曾根	0.037	0.028	0.031	0.029	0.029
	小杉町	小杉	0.034	0.026	0.026	0.027	0.026
その他の地区	氷見市	氷見伊勢大町※				0.030	0.032
	大山町	大山本宮※			0.033	0.039	0.036

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

表2-8 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局		項 目	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
		基 準	0.06ppm以下であること									
		年 度	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.082	0.087	0.078	0.091	0.096	99.2	99.1	99.5	96.3	98.0
		岩瀬蓮町	0.091	0.095	0.091	0.095	0.099	98.4	96.5	96.5	96.2	94.3
		富山県庁	0.102	0.095	0.099	0.094	0.087	94.5	97.7	96.3	97.1	97.8
		呉 羽	0.086	0.086	0.099	0.087	0.087	98.4	98.4	95.9	97.8	96.3
		新 庄	0.094	0.078	0.093	0.115	0.090	97.1	99.4	97.3	98.3	96.3
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.098	0.092	0.097	0.102	0.090	93.2	98.0	94.0	95.1	97.0
		高岡本丸	0.097	0.088	0.088	0.091	0.087	95.8	98.9	98.4	97.8	96.0
		高岡波岡	0.103	0.087	0.116	0.091	0.086	94.3	98.4	95.6	98.0	97.1
	新湊市	新湊三日曾根	0.104	0.085	0.106	0.120	0.114	87.5	97.1	93.3	95.2	95.0
	小杉町	小 杉	0.099	0.100	0.088	0.088	0.089	93.0	96.7	97.3	98.1	97.6
その他の地区	氷見市	氷見伊勢大町※				0.104	0.106				96.5	95.2
	大山町	大山本宮※			0.099	0.099	0.093			97.6	95.7	95.5

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式移動観測局である。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般環境常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-9のとおりであり、3年度は、富山県庁観測局、高岡本丸観測局とも0.6ppmで、2年度と同じく低い値であった。

表2-9 一酸化炭素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度	62	63	元	2	3
富山市	富山県庁		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
高岡市	高岡本丸		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

注 測定は、赤外線分析法による。

また、測定値を環境基準と比べると、表2-10のとおり、両局とも適合していた。

表2-10 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

項目 基準		1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppm を超えた日が2日以上 連続の有無					長期的評価による 適(○)、否(×)の 区分				
		10ppm以下であること					無									
観測局	年度	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山市	富山県庁	1.0	1.1	1.2	1.2	1.0	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
高岡市	高岡本丸	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○

注1 測定は、赤外線分析法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(カ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般環境常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-11のとおりであり、3年度は、富山県庁観測局で非メタン炭化水素0.18ppmC、メタン1.76ppmC、全炭化水素1.94ppmC、また、高岡本丸観測局で非メタン炭化水素0.23ppmC、メタン1.81ppmC、全炭化水素2.03ppmCであり、2年度と比べると、3項目ともほぼ横ばいの値を示していた。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は、富山県庁観測局で0.15ppmC、高岡本丸観測局で0.24ppmCであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値(6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下)と比べると、範囲内又はそれ以下の値であった。

表2-11 炭化水素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppmC）

観測局		年 度		62	63	元	2	3
		項 目						
富山市	富山県庁	非メタン	年 間	0.21	0.21	0.17	0.18	0.18
		炭化水素	6時～9時	0.18	0.18	0.14	0.14	0.15
		メ タ ン		1.73	1.75	1.77	1.75	1.76
		全炭化水素		1.94	1.96	1.94	1.93	1.94
高岡市	高岡本丸	非メタン	年 間	0.20	0.22	0.23	0.22	0.23
		炭化水素	6時～9時	0.23	0.24	0.25	0.23	0.24
		メ タ ン		1.76	1.77	1.72	1.78	1.81
		全炭化水素		1.96	2.00	1.95	2.00	2.03

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

イ 自動車排出ガス常時観測局の測定結果

自動車排出ガス常時観測局を富山、高岡両市の主要交差点付近に2局設置し、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じん（浮遊粒子状物質- β 線吸収法）を測定している。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-12のとおりで、3年度は富山城址観測局では、一酸化炭素0.9ppm、一酸化窒素0.019ppm、二酸化窒素0.019ppm、窒素酸化物0.038ppm、非メタン炭化水素0.26ppmC、メタン1.87ppmC、全炭化水素2.12ppmC、浮遊粉じん0.027mg/m³であり、高岡広小路観測局では、一酸化炭素1.0ppm、一酸化窒素0.023ppm、二酸化窒素0.024ppm、窒素酸化物0.047ppm、非メタン炭化水素0.31ppmC、メタン1.83ppmC、全炭化水素2.17ppmC、浮遊粉じん0.028mg/m³であり、2年度と比べると、両局のいずれの項目ともほぼ横ばいの値であった。

また、この測定値を環境基準と比べると、表2-13のとおりであり、一酸化炭素、二酸化窒素については、環境基準に2局とも適合していたが、浮遊粉じんについては、短期評価で1局が適合、長期評価で2局が適合

していた。

表2-12 自動車排出ガスの年度別推移（年平均値）

観測局		項目(単位)	年度				
			62	63	元	2	3
富山市	富山城址	一酸化炭素(ppm)	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
		一酸化窒素(ppm)	0.020	0.021	0.020	0.016	0.019
		二酸化窒素(ppm)	0.021	0.021	0.021	0.021	0.019
		窒素酸化物(ppm)	0.041	0.042	0.041	0.037	0.038
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.19	0.17	0.21	0.25	0.26
		メタン(ppmC)	1.78	1.79	1.83	1.86	1.87
		全炭化水素(ppmC)	1.97	1.96	2.04	2.11	2.12
		浮遊粉じん(mg/m ³)	0.033	0.033	0.033	0.030	0.027
高岡市	高岡広小路	一酸化炭素(ppm)	1.0	1.3	1.1	1.0	1.0
		一酸化窒素(ppm)	0.018	0.020	0.020	0.021	0.023
		二酸化窒素(ppm)	0.021	0.021	0.022	0.024	0.024
		窒素酸化物(ppm)	0.039	0.041	0.042	0.045	0.047
		非メタン炭化水素(ppmC)	0.43	0.40	0.31	0.31	0.31
		メタン(ppmC)	1.78	1.81	1.79	1.80	1.83
		全炭化水素(ppmC)	2.22	2.21	2.10	2.11	2.17
		浮遊粉じん(mg/m ³)	0.036	0.035	0.034	0.035	0.028

注1 測定は、浮遊粉じんはβ線吸収法（浮遊粒子状物質）、その他の項目は一般常時観測局の測定方法と同じである。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を加えたものである。

3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンを加えたものである。

表2-13 自動車排出ガス濃度の環境基準の適合状況

(1) 一酸化炭素

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適(○)、否(×)				
		10ppm以下であること					無									
年度		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山市	富山城址	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	2.0	2.1	1.8	1.8	1.8	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○

注1 測定は、赤外線分析法による。

注2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(2) 二酸化窒素

観測局	項目 基準	1日平均値の98%値(ppm)					環境基準の適(○)、否(×)				
		0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。									
年度		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山市	富山城址	0.034	0.033	0.034	0.035	0.033	○	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	0.038	0.034	0.038	0.039	0.040	○	○	○	○	○

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

注2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

(3) 浮遊粉じん

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値(mg/m ³)					短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)				
		0.10mg/m ³ 以下であること														
年度		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
富山市	富山城址	0.063	0.066	0.063	0.064	0.058	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	0.078	0.076	0.075	0.074	0.064	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○

注1 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。注2 長期的評価による適(○)とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ年間を通じて1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-14のとおりであった。

表2-14 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位：千kl)

燃 料 の 種 類		年 度	62	63	元	2	3
重油・原油・石炭	A 重油		215 (100)	253 (118)	265 (123)	282 (131)	304 (141)
	B 重油		13 (100)	7 (54)	8 (62)	3 (23)	1 (8)
	C 重油		807 (100)	507 (63)	493 (61)	526 (65)	276 (34)
	原 油		807 (100)	487 (60)	891 (110)	1,116 (138)	1,021 (127)
	石 炭		822 (100)	819 (100)	873 (106)	903 (110)	975 (119)
	合 計		2,321 (100)	2,073 (89)	2,530 (109)	2,830 (122)	2,577 (111)
灯 油			333 (100)	357 (107)	353 (106)	360 (108)	365 (110)
軽 油			329 (100)	363 (110)	387 (118)	416 (126)	435 (132)
ガ ソ リ ン			362 (100)	378 (104)	393 (109)	414 (114)	433 (120)

注1 ()は、62年度を100とした指数である。

2 ※は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、3年度は258万 kl で、2年度と比べやや減少した。内訳をみると、B、C重油及び原油は減少し、A重油及び石炭は増加した。

また、主に自動車に使用される軽油及びガソリンについては、増加する傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-15のとおりで、全体的にみて概ね横ばいの傾向にある。

表2-15 硫黄酸化物排出量（推定）の年度別推移

(単位：千Nm³)

燃料の種類 \ 年 度		62	63	元	2	3
重 油	A 重 油	1,024 (100)	952 (93)	997 (97)	1,061 (104)	1,144 (112)
	B 重 油	137 (100)	41 (30)	47 (34)	18 (13)	3 (2)
	C 重 油	1,209 (100)	1,254 (104)	1,281 (106)	1,269 (105)	857 (54)
原 油		548 (100)	330 (60)	675 (123)	813 (148)	883 (161)
石 炭		647 (100)	546 (84)	579 (89)	658 (102)	543 (84)
合 計		3,565 (100)	3,123 (88)	3,579 (100)	3,819 (107)	3,230 (91)

注 ()は、62年度を100とした指数である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-16のとおりで、総施設数は、3年度は2,554施設で2年度と比べやや増加した。

表2-16 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類 \ 年 度	62	63	元	2	3
ボ イ ラ ー	1,516	1,545	1,583	1,570	1,650
金 属 溶 解 炉	141	154	169	141	144
金 属 加 熱 炉	169	176	177	152	154
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	103	92	61	56	56
乾 燥 炉	110	113	112	104	105
電 気 炉	40	41	37	34	32
廃 棄 物 焼 却 炉	123	119	127	116	115
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	66	67	64	54	54
塩素・塩化水素反応施設	76	69	46	35	37
アルミ製錬用電解炉	—	—	—	—	—
そ の 他	68	69	62	197	207
合 計	2,412 (100)	2,445 (101)	2,438 (101)	2,459 (102)	2,554 (106)

注 ()は、62年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-17のとおりである。

3年度の総保有台数は66万4千台で、2年度の64万1千台と比べて4%の伸びであった。

表2-17 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

種 類 \ 年 度		62	63	元	2	3
貨物用	普 通	20,828	22,140	23,738	25,544	27,042
	小 型	70,812	70,531	70,093	68,887	68,415
乗合用	普 通	1,039	1,041	1,064	1,083	1,081
	小 型	1,736	1,724	1,697	1,699	1,696
乗 用	普 通	4,360	5,282	7,436	10,935	17,251
	小 型	280,903	290,933	305,088	315,958	324,938
大 型 特 殊 車		4,625	4,932	5,205	5,463	5,741
軽 自 動 車		169,778	183,226	192,892	202,527	209,469
特 殊	普 通	5,839	6,352	6,613	6,893	7,209
	小 型	1,406	1,537	1,601	1,599	1,590
合 計		561,326 (100)	587,698 (105)	615,427 (110)	640,588 (114)	664,432 (118)

注 ()は、62年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法による規制の概要は、次のとおりである。

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等32種類の施設

b 粉じん発生施設

(a) 一般粉じん

堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア等5種類の施設

(b) 特定粉じん

アスベストを発生又は飛散する施設のうち解綿用機械、混合機、切断機等の9種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$ (q は硫黄酸化物排出量 He は有効煙突高さ)で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で2.34(49年3月31日までに設置された施設は5.0)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びぶっ素について、条例により、更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

d 粉 じ ん

(a) 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(b) 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

3年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-18のとおり、総施設数は2,677施設(工場・事業場数1,193)となっている。

種類別では、ボイラーが1,675施設(構成比63%)で最も多く、次いで金属加熱炉152施設(同6%)、ディーゼル機関152施設(同6%)、金属溶解炉147施設(同5%)、廃棄物焼却炉120施設(同4%)、乾燥炉106施設(同4%)の順となっている。

また、地域別では、富山市724施設(構成比27%)、高岡市469施設(同18%)、黒部市240施設(同9%)、新湊市231施設(同9%)となっており、4市で全施設の62%にあたる1,664施設が設置されている。

表2-18 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(4年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																				計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30			
		ボ イ ラ ー	ガ ス 発 熱 生 炉	培 焼 炉 ・ 燃 結 炉	溶 融 炉 ・ 平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	炭 成 融 炉	反 直 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	銅 精 錬 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 設	炭 素 反 応 施 設 等	複 合 肥 料 製 造	硝 酸 施 設	硝 酸 製 造	ガ ス ス タ ー ビ ン	デ イ ゼ ル 機 関		
富山市	341	528	4				40	7	21		12	7	24		1				7	73	724	
高岡市	238	276		6	1	52	15		4		20	9	26		35				9	16	469	
新湊市	60	104		1		39	56				8	9	5							9	231	
魚津市	52	63							3		5		3		31				4	9	118	
氷見市	44	40				4	2		2		8	1	4							2	63	
滑川市	34	44				1					5		2						1	3	56	
黒部市	36	132				13	19		1		6		3	56					1	9	240	
砺波市	36	42				6	2				3		4						1	4	62	
小矢部市	52	57							6		6		6							3	78	
上新川郡	23	33							53					3						3	92	
中新川郡	45	55				17	3		1		9	1	7							3	95	
下新川郡	38	47				9	2				1		13						1	6	80	
婦負郡	49	71	1	1				4	4	3	4		4		2	12	7			3	116	
射水郡	44	60		1		3	1				2	5	2							5	79	
東砺波郡	62	72							1		7		6							4	90	
西砺波郡	39	51				3	12				10		8								84	
合 計	1,133	1,655	5	9	1	147	152	11	96	3	106	32	120	56	69	12	7	24	152	2,677		

b 粉じん発生施設

3年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表2-19のとおり、総施設数は774施設(工場・事業場数175)であり、種類別では、堆積場が269施設(構成比35%)で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア239施設(同31%)、破碎機・摩砕機225施設(同29%)の順となっている。

表2-19 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(4年3月31日現在)

地 域	工 場・ 事業場数	粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい	計
富山市	35	67	26	39	7	139
高岡市	25	30	22	21	1	74
新湊市	6	23	50	3	4	80
魚津市	7	6		9	1	16
氷見市	5	3	9	3	1	16
滑川市	6	6		2	1	9
黒部市	8	19	10	21	4	54
砺波市	7	9	4	8	3	24
小矢部市	15	20	13	24	6	63
上新川郡	4	4	4	5		13
中新川郡	12	17	14	28	6	65
下新川郡	13	13	43	23	5	84
婦負郡	6	10	12	20		42
射水郡	5	17	4	2		23
東砺波郡	18	19	28	15	2	64
西砺波郡	3	6		2		8
合 計	175	269	239	225	41	774

また、特定粉じん発生施設の届出状況は、東砺波郡に1施設（工場・事業場数1）となっている。

イ 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫黄酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度には対象物質に光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加した。

要綱の概要は、次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-20のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-20 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 が0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮 遊 粉 じ ん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二 酸 化 窒 素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・ 緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-21のとおり、ばい煙排出量の削減を要請する。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、また学校に対しては県庁関係課、市町村を通じ、緊急時が発令されたことを知らせるとともに、屋外になるべく出ないように協力を求める。
- ・ 自動車の運転者に対しては、光化学オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・ 健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。



一斉指令装置による緊急時の協力要請

表2-21 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
光化学オキシダント	同上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同上	同上	—	同上
二酸化窒素	同上	同上	—	同上

ウ スパイクタイヤ規制法による規制等

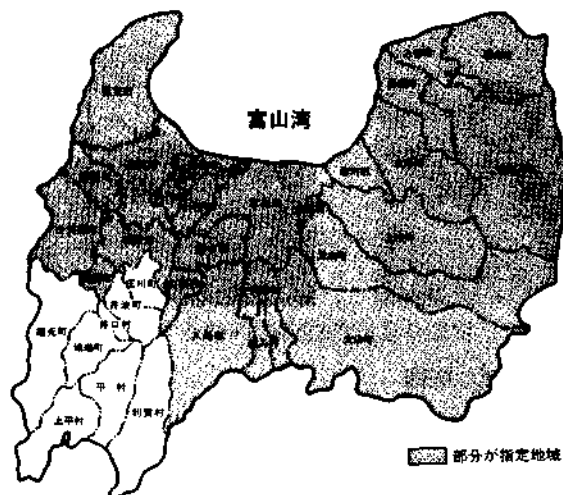
(ア) スパイクタイヤ規制法の概要

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、健康と生活環境を保全するため、2年6月27日に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（スパイクタイヤ規制法）が施行され、指定地域内ではスパイクタイヤの使用が規制されることになった。

a 指定地域

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、本県では図2-4のとおり、27市町村が指定地域として指定され、3年4月1日からスパイクタイヤの使用が規制された。

図2-4 スパイクタイヤの使用が規制される指定地域



b スパイクタイヤの規制

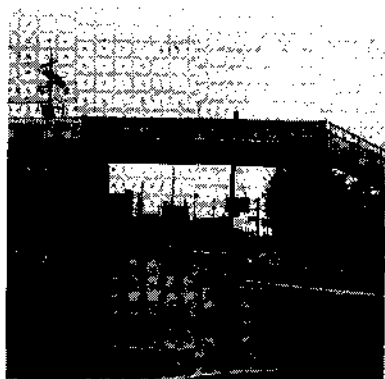
スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めることが原則となっており、特に指定地域内においては積雪又は凍結の状態にない道路においてスパイクタイヤの使用が禁止され、4年4月1日からは罰則が適用された。

(イ) スパイクタイヤ対策の推進状況

法の施行に伴い、脱スパイクタイヤが円滑に推進されるよう、次のような広報啓発や道路環境の整備等を行ってきた。

a 広報啓発等

- ・ テレビ、ラジオ、ポスター及び広報誌等による法趣旨や脱スパイクタイヤの啓発
- ・ 横断幕及び道路情報標示板等による法趣旨や脱スパイクタイヤの啓発
- ・ 街頭PRや広報車による呼びかけ
- ・ 自動車関係業界に対する協力要請



b 道路環境の整備

- ・ スパイクタイヤ、タイヤチェーン脱着場の整備
- ・ 除排雪、凍結防止対策の強化
- ・ 消雪装置の整備
- ・ 路面清掃の徹底

c 冬道の交通安全確保

- ・ 路面の積雪、凍結等の情報提供
- ・ 冬期の安全運転教育の徹底

d 道路粉じん調査

- ・ スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん調査
- ・ 自動車排出ガス観測局における浮遊粉じん調査
- e 装着率調査等
 - ・ 冬期における走行車両のスパイクタイヤ装着率調査
 - ・ 凍結遅延剤の効果試験

(2) 大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進

ア 硫酸酸化物環境計画による指導

県では、47年度に硫酸酸化物環境計画を策定し、その後7回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきたが、3年度末で計画期間が終了するため計画の改定を行った。

改定に当たっては、環境庁の総量規制マニュアルによる予測モデルを使って将来の燃原料使用計画や自動車の推定交通量等を用いて将来予測計算を行い環境基準を満足できる指導方策を検討した。

改定した計画の概要は次のとおりである。

なお、6年度の子測結果は図2-5とおり、いずれの地域においても環境目標値より低く、環境基準を維持するものと予測された。

(ア) 環境計画の適用期間

4年度から6年度までの3年間

(イ) 環境目標値

環境基準を維持するため表2-22のとおり設定した。

表2-22 環境目標値

環境目標値	年平均値	0.016ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下
	1時間値	0.100ppm以下

(ウ) 環境目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で重油等燃料の最大使用量が0.3t/時以上に該当するもの。

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表2-23のとおり設定した。

図2-5 6年度における硫黄酸化物(SO₂)環境濃度(年平均値)の予測結果

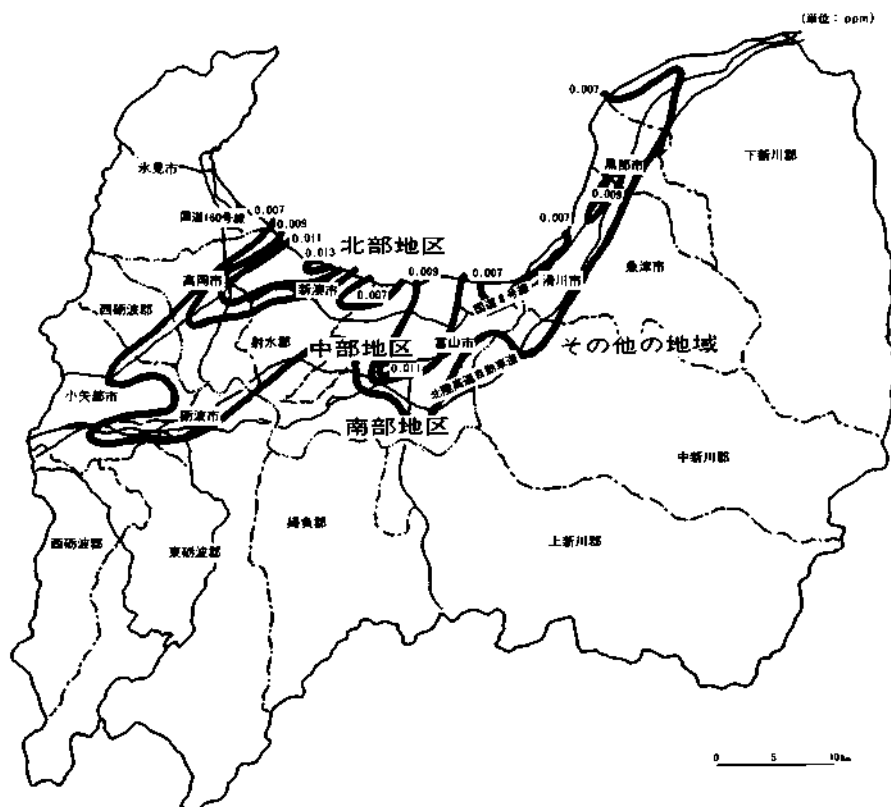


表2-23 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分			排 出 量 算 式
公害防止計画地域	北地区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以南の地区	$Q = 5.0W^{0.87}$
	中地区	北部地区及び南部地区以外の地区	$Q = 5.5W^{0.87}$
	南地区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸自動車道以南の地区	$Q = 6.0W^{0.87}$
	そ の 他 の 地 域		$Q = 6.5W^{0.87}$

注1 公害防止計画地域の射水郡には下村を含む。

2 Qは指導硫黄酸化物排出量(Nm³/時)で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。

3 Wは工場等の燃原料使用量(kl/時)である。

イ 窒素酸化物環境計画による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境計画を策定し、その後5回にわたり改定し、環境基準の達成維持を図ってきたが、3年度末で計画期間が終了するため計画の改定を行った。

改定にあたっては、硫黄酸化物環境計画と同様の手法により検討した。

改定した計画の概要は次のとおりである。

なお、6年度の子測結果は、図2-6のとおり、いずれの地域においても環境目標値より低く環境基準を維持するものと予測された。

(ア) 環境計画の適用期間

4年度から6年度までの3年間

(イ) 環境目標値

環境基準を維持するため、表2-24のとおり設定した。

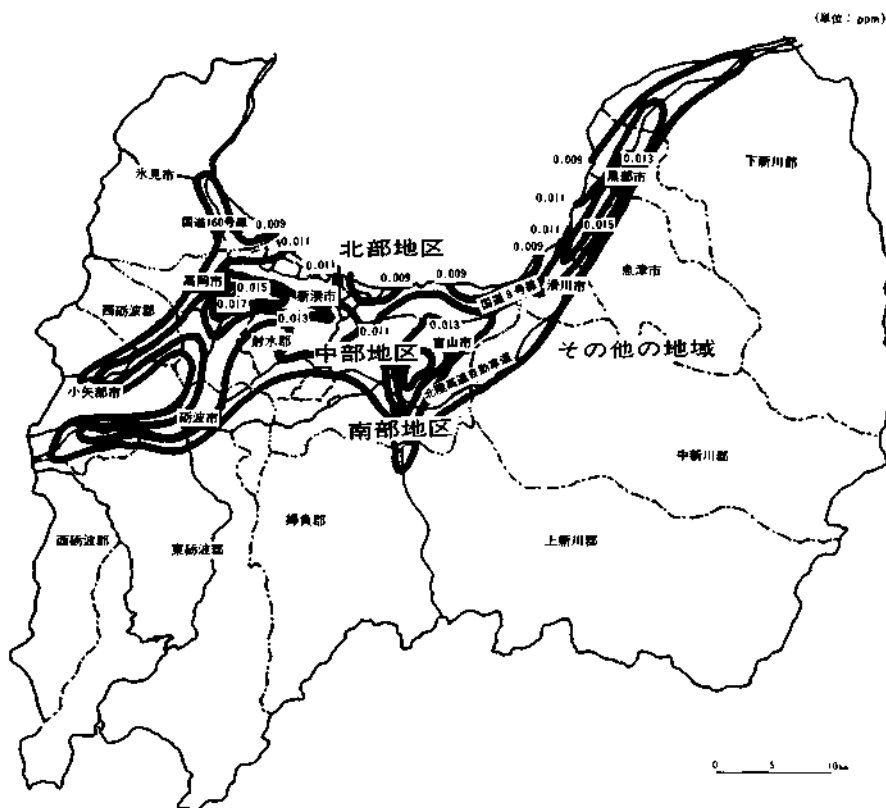
表2-24 環境目標值

環境目標値	年平均値	0.020ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下

(ウ) 環境目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

図2-6 6年度における窒素酸化物(NO_x)環境濃度(年平均値)の予測結果



(3) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局等の整備状況

(ア) 大気汚染常時観測局の概要

a 一般環境常時観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-25のとおり、固定観測局31局(県10局、市町21局)、コンテナ式移動観測局2局(県2局)の合計33局である。



一般環境常時観測局

b 自動車排出ガス常時観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-26のとおり、主要交差点付近に2局設置している。

c 大気測定車

常時観測局が整備されていない地域の大気汚染の調査等各種調査を実施するため、表2-28のとおり、大気測定車(1台)を公害センターに52年度から配備している。

なお、大気測定車の測定項目等は、表2-27のとおりである。

表2-25 大気汚染常時観測局の概要

(4年3月31日現在)

区	市	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目										化学レコーダー計測局
						硫酸塩化物溶導率	浮粉じん	遊散光乱法	窒素酸化物ザルツマン比色	オキシダントヨード比色法	一酸化炭素赤外線分析法	炭水素イオン化	化学炭素イオン化	風速自記風速計	向速自記風速計	
富山地区	富山市	岩瀬大町	東岩瀬町	47	市	○	○*	○	○					○	○	
		岩瀬蓮島	蓮島	42	市	○	○*	○	○					○	○	
		幸島	幸島	47	市	○	○*	○	○					○	○	
		富山県庁	新総曲輪	44	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		呉羽	呉羽	46	市	○	○	○	○	○				○	○	
		新庄	新庄	48	市	○	○*	○	○	○				○	○	
		富山南部	赤田	48	市	○	○	○	○					○	○	
		神明	高田	48	市	○	○	○	○					○		
	婦中町	水橋中	水橋高等	50	市	○	○	○						○		
		婦中東本郷	東本郷	45	町	○								○	○	
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	伏木一宮	42	県	○	○*	○	○	○				○	○	
		高岡能町	能町	51	市	○	○	○	○					○		
		高岡本丸	本丸	43	県	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	
		高岡波岡	美幸町	47	市	○	○	○	○	○				○	○	
		高岡戸出	戸出清水	47	県	○	○*	○	○					○	○	
		高岡二塚	二塚	53	市	○	○*	○	○					○		
		高岡立野	立野	53	市	○	○*	○	○					○		
	新湊市	新湊三日曾根	三日曾根	42	県	○	○*	○	○	○				○	○	
		新湊塚原	塚原	47	市	○	○	○	○					○		
		新湊今井	今井	45	県	○	○*	○	○					○	○	
		新湊片口	片口	48	市	○	○	○	○					○		
		新湊堀岡	堀岡	47	市	○	○									
		新湊海老江	海老江	48	県	○	○	○	○					○	○	
		新湊七美	七美	50	市	○	○									
	小杉町	新湊八幡	八幡町	56	市	○	○	○	○							
		小杉	中太閤山	47	県	○	○*	○	○	○				○	○	
	大門町	大門	大門	48	県	○	○	○	○					○	○	
その他の地区	滑川市	滑川市庁	寺家	47	市	○	○	○	○					○		
		滑川大崎野	大崎野	50	市	○	○							○		
	黒部市	黒部市庁	三日市	45	市	○	○*							○		
	氷見市	氷見伊勢大町	伊勢大町☆	2	県	○	○	○	○	○				○		
計	大山町	大山本宮	本宮☆	元	県	○	○*	○	○	○				○		
	33					33	32	27	12	2	2	30	17			

注1 ※の測定方法はβ線吸収法である。

2 ☆はコンテナ移動観測局である。

(イ) 大気汚染監視テレメータシステムの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、45年度に「大気汚染監視テレメータシステム」を導入し、図2-7のとおり一般観測局の主な17局と自動車排出ガス観測局2局のテレメータ化を順次進めてきた。

イ 大気汚染補助測定点の整備状況

大気汚染常時観測局を補完する測定網として、市町村の協力を得て、延べ165か所において表2-28のとおり降下ばいじん、窒素酸化物、ふっ素化合物の3項目について測定を行っている。

表2-28 市町村別大気汚染補助観測点の設置状況

(4年3月31日現在)

項目 測定法	降下 ばいじん	窒素 酸化物	ふっ素 化合物	計	項目 測定法	降下 ばいじん	窒素 酸化物	ふっ素 化合物	計
	ダスト ジャー法	トリエタ ノールア ミン法	ATP法			ダスト ジャー法	トリエタ ノールア ミン法	ATP法	
市町村	ジャー法				市町村	ジャー法			
富山市	10	10		20	入善町	3	3		6
高岡市	7	7		14	朝日町	2	2		4
新湊市	3	3		6	八尾町	3	3		6
魚津市	3	3		6	婦中町	3	3	5	11
氷見市	5	5		10	小杉町	2	2		4
滑川市	4	4		8	大門町	1	1		2
黒部市	5	5		10	下村	1	1		2
砺波市	5	5		10	大島町	1	1		2
小矢部市	4	4		8	城端町	1	1		2
大沢野町	1	1		2	庄川町	1	1		2
大山町	2	2		4	井波町	1	1		2
上市町	2	2		4	福野町	2	2		4
立山町	3	3		6	福光町	3	3		6
宇奈月	1	1		2	福岡町	1	1		2
合 計					28	80	80	5	165

ウ 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進

大気汚染の形態が産業型から都市型へと変化していることやブルースカイ計画、環境アセスメント等の適切な推進に対応するため、全県的な視野に立ち見直しするとともに、高度情報通信ネットワークを利用したテレメータ化を行い関係市町村をはじめ県民への迅速な情報提供を図るなど、3年度からの3か年計画で大気汚染常時監視網を整備する。

(ア) 観測局の適正配置

一般環境常時観測局及び自動車排出ガス常時観測局について、図2-8のとおり全県的な視野に立って整備することにしており、3年度には、一般環境常時観測局3局、自動車排出ガス常時観測局3局を整備した。

区 分	現状(2年度末)	適 正 配 置 後
一般環境常時観測局	35	25
自動車排出ガス常時観測局	2	7
計	37	32

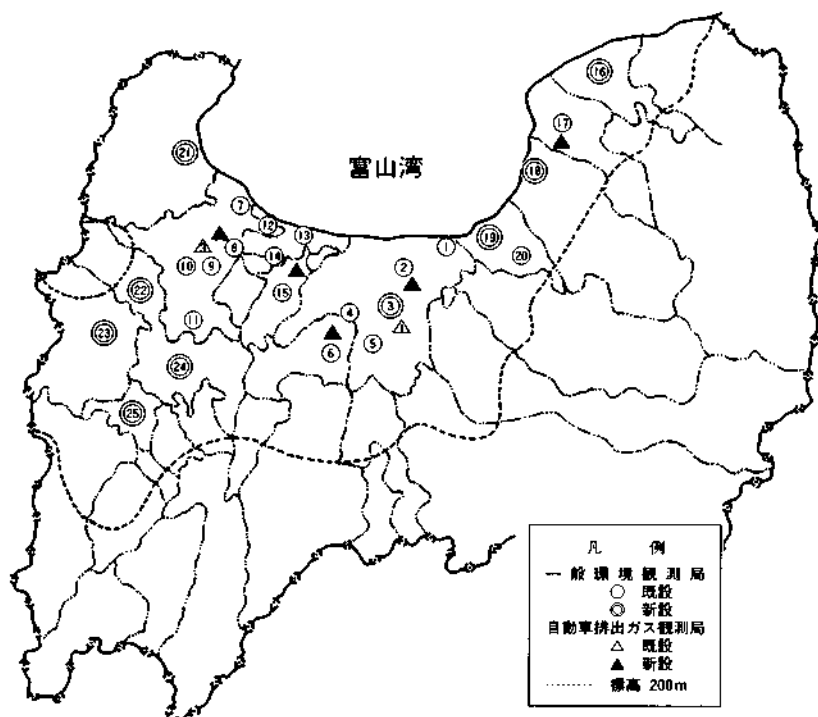
(イ) 測定項目の追加

大気汚染の形態の変化や複雑化に伴い、その実態を総合的に把握し、発生源寄与率や汚染機構等を解明するため、窒素酸化物、オキシダント等の測定項目を整備した総合観測局化を図っており、3年度は、オキシダント測定機3台を整備した。

(ウ) テレメータ化

大気汚染常時観測局の適正配置に伴って、データ解析や緊急時対策の迅速化を図るとともに市町村及び県民への適切な情報を提供するため、一般環境常時観測局及び自動車排出ガス常時観測局について、衛星回線を利用したテレメータ化を推進しており、3年度には、テレメータ親局、テレメータ中継局5局及びテレメータ子局10局を整備し、新システムへの移行を図った。

図2-8 大気汚染常時観測局の適正配置計画



オ 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能の実態を把握するため、表2-29のとおり測定機器を整備し、一般環境中の放射能について測定を行っている。

表2-29 環境放射能測定機器の概要

測定機器名	測定項目
ゲルマニウム半導体核種分析装置	ガンマー線（核種）
GM式ベータ線測定装置	全ベータ線
サーベイメータ	空間線量率
モニタリングポスト	空間線量率

(4) 監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入調査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について調査するとともに技術指導を行った。

なお、ブルースカイ計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況についても調査した。

立入調査結果は、表2-30のとおり、基準の適合状況については150工場・

表2-30 大気関係立入検査状況（3年度）

業 種	食料品製造業	飲料・飼料・たばこ製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電業	廃棄物処理業	その他の	合 計
基準の適合状況	ばいじん 1 (1)				2 (2)	2 (3)	2 (2)	1 (1)			3 (9)	1 (1)	2 (2)				7 (7)			21 (94)
	有害物質及び 有害ガス 1 (1)				2 (2)	19 (87)	2 (3)	1 (1)			2 (9)	4 (4)	3 (4)				10 (10)	4 (7)		48 (158)
	燃料中の 硫黄分 3 (4)		6 (6)		5 (16)	11 (53)	5 (7)	1 (1)	7 (7)	4 (3)	5 (2)	2 (4)	1 (2)	1 (5)	1 (2)	5 (10)	7 (7)	2 (3)	15 (26)	81 (250)
小 計	5 (6)		6 (6)		9 (20)	32 (153)	9 (12)	3 (4)	7 (7)	4 (3)	10 (4)	7 (19)	1 (2)	6 (1)	1 (2)	5 (10)	24 (24)	6 (10)	15 (26)	150 (62)
届出確認	ばいじん発生施設 6 (10)		6 (6)	1 (1)	2 (6)	9 (44)	4 (12)		1 (4)	3 (10)	5 (29)	7 (27)	2 (12)	3 (7)	1 (2)	1 (2)		1 (1)	1 (3)	53 (73)
	堆積場等の ばいじん発生施設 1 (1)						2 (7)		12 (107)											14 (114)
小 計	6 (10)		6 (6)	1 (1)	2 (6)	9 (44)	6 (19)		13 (111)	3 (10)	5 (29)	7 (27)	2 (12)	3 (7)	1 (2)	1 (2)		1 (1)	1 (3)	67 (86)
合 計	11 (16)		12 (12)	1 (1)	11 (26)	41 (197)	15 (31)	3 (4)	20 (128)	7 (13)	15 (33)	14 (31)	3 (13)	9 (26)	2 (4)	6 (12)	24 (24)	7 (10)	15 (26)	217 (1,300)
指導件数	基準の適合 状況 2		1		1	3			2		2			1					2	14
	届出確認 3		3			5	5		8	2	3	6	2	2					1	40
合 計	5		4		1	8	5		10	2	5	6	2	3					3	54

注 表中の数字は工場・事業所数、() は、施設数である。

事業場452施設を調査し、そのうち排出基準や指導値を超えた14工場・事業場について技術指導を行い、改善を行った。

また、届出確認については、67工場・事業場851施設を調査し、そのうち届出不備な40工場・事業場について指導を行った。

(5) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として降下ばいじん及び窒素酸化物による大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-9のとおり、県内平野部80地点（約4 km メッシュに1地点）において調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-31のとおりであった。

a 降下ばいじん（ダストジャー法）

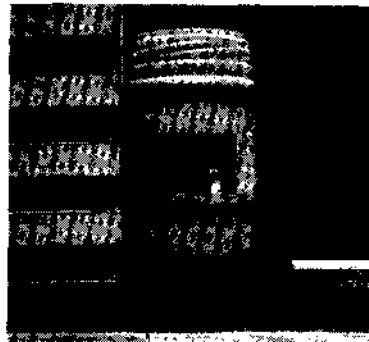
各調査地点の年平均値は、3～8 t/km²/月であり、地域間にはほとんど差異はみられなかった。

b 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、0.022～0.13NO₂mg/100cm²/日でありこれを地域的にみると、富山及び高岡地区の市街地や臨海工業地帯でやや高い傾向がみられた。



窒素酸化物測定シェルター



降下ばいじん測定ダストジャー

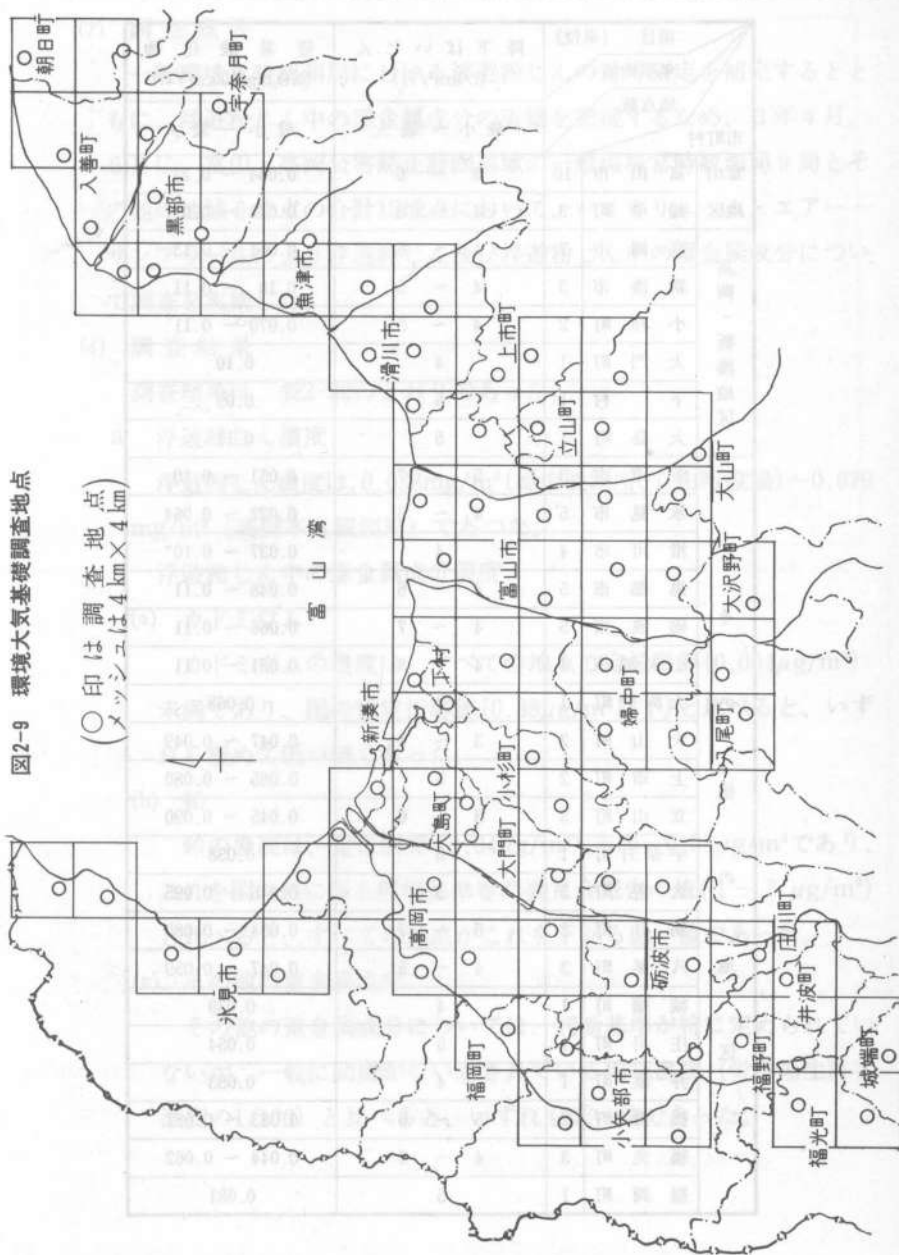


表2-31 環境大気基礎調査（市町村別）測定結果（3年度）

項目（単位） 年平均値 地点数			降 下 ば い し ん (t/km ² /月)	窒 素 酸 化 物 (NO ₂ mg/100cm ² /日)
市町村			最 小 ～ 最 大	最 小 ～ 最 大
富山地区	富 山 市	10	3 ～ 6	0.064 ～ 0.13
	婦 中 町	3	4 ～ 6	0.042 ～ 0.091
高岡・新湊地区	高 岡 市	7	4 ～ 6	0.061 ～ 0.13
	新 湊 市	3	4 ～ 5	0.10 ～ 0.11
	小 杉 町	2	4 ～ 5	0.070 ～ 0.11
	大 門 町	1	4	0.10
	下 村	1	5	0.09
	大 島 町	1	5	0.11
その他の地区	魚 津 市	3	5 ～ 7	0.051 ～ 0.10
	氷 見 市	5	4 ～ 6	0.022 ～ 0.064
	滑 川 市	4	4	0.037 ～ 0.10
	黒 部 市	5	4 ～ 6	0.048 ～ 0.11
	礪 波 市	5	4 ～ 7	0.066 ～ 0.11
	小 矢 部 市	4	4 ～ 8	0.081 ～ 0.11
	大 沢 野 町	1	4	0.068
	大 山 町	2	3 ～ 4	0.047 ～ 0.049
	上 市 町	2	5	0.065 ～ 0.080
	立 山 町	3	3 ～ 6	0.045 ～ 0.090
	宇 奈 月 町	1	5	0.038
	入 善 町	3	5	0.046 ～ 0.095
	朝 日 町	2	6 ～ 7	0.034 ～ 0.085
	八 尾 町	3	4 ～ 5	0.047 ～ 0.059
	城 端 町	1	4	0.039
	庄 川 町	1	5	0.054
	井 波 町	1	4	0.053
	福 野 町	2	5 ～ 6	0.083 ～ 0.087
	福 光 町	3	4 ～ 5	0.044 ～ 0.062
	福 岡 町	1	5	0.081

イ 一般環境浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

一般環境常時観測局における浮遊粉じんの常時測定を補完するとともに、浮遊粉じん中の重金属成分の実態を把握するため、3年4月、5月に、富山・高岡公害防止計画地域の一般環境常時観測局9局とその他の地域6地点の合計15地点において、ハイボリューム・エアー・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-32のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.038\text{mg}/\text{m}^3$ (婦中観測所、立山町役場) $\sim 0.079\text{mg}/\text{m}^3$ (高岡本丸観測局) であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、すべての地点で定量限界 ($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であり、国の暫定指導値 ($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.08\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値 ($1 \sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度 (労働衛生許容濃度の1/100) と比べると、いずれも低い値であった。

表2-32 一般環境浮遊粉じん調査結果（3年度）

測定地点	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)									
		クロム	マンガン	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
富山地区	岩瀬連町観測局	0.070	ND	0.05	1.3	ND	0.03	0.10	ND	ND	ND
	富山県庁観測局	0.058	ND	0.05	1.0	ND	0.16	0.12	ND	ND	ND
	富山南部観測局	0.048	ND	0.03	0.8	ND	0.03	0.12	ND	ND	ND
	婦中観測局	0.038	ND	0.03	0.6	ND	0.17	0.12	ND	ND	ND
高岡・新湊地区	伏木一宮観測局	0.072	ND	0.07	1.3	ND	0.14	0.34	ND	0.05	ND
	高岡本丸観測局	0.079	ND	0.09	1.7	ND	0.10	0.35	ND	0.06	ND
	高岡戸出観測局	0.076	ND	0.10	1.9	ND	0.18	0.16	ND	0.05	ND
	新湊三日市観測局	0.071	ND	1.5	1.1	ND	0.05	0.29	ND	0.08	ND
	小杉観測局	0.060	ND	0.03	0.7	ND	0.20	0.12	ND	ND	ND
その他の地区	魚津市役所	0.074	ND	0.07	1.1	ND	0.14	0.23	ND	0.05	ND
	氷見市役所	0.078	ND	ND	ND	ND	0.10	ND	ND	ND	ND
	小矢部市役所	0.060	ND	0.09	1.5	ND	0.13	0.17	ND	0.05	ND
	立山町役場	0.038	ND	0.03	0.5	ND	0.03	0.10	ND	ND	ND
	入善町役場	0.060	ND	0.05	0.8	ND	0.08	0.32	ND	0.04	ND
	福野町役場	0.070	ND	0.08	1.7	ND	0.17	0.16	ND	0.05	ND
定量限界		0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため電気炉設置工場周辺の3地区において各々、3から6地点を選定して、3日間にわたりハイボリューム・エア・サンプラー法により浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-33のとおりであった。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、大島町小島・大門町北野地区の0.086 mg/m³から黒部市三日市地区の0.10mg/m³であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、黒部市三日市地区と高岡市吉久・新

湊市中伏木地区が $0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれも極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、大島町小島・大門町北野地区の $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ から黒部市三日市地区の $0.06\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べるといずれも極めて低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分については、判断基準が特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度(労働衛生許容濃度の1/100)と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表2-33 工場周辺の浮遊粉じん調査結果(3年度)

調査地区	調査地点数	調査期間	区分	浮遊粉じん濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)									
					クロム	マンガ ン	鉄	ニッケ ル	銅	亜鉛	カド ミウム	鉛	コバ ルト	バ ナ ジウム
黒部市 三日市地区	5	5月14日	最大	0.11	ND	0.13	1.3	ND	0.10	0.51	0.006	0.07	ND	ND
		5月16日	平均	0.10	ND	0.12	1.1	ND	0.06	0.45	0.004	0.06	ND	ND
大島町小島・大門町北野地区	4	5月22日	最大	0.094	0.04	0.29	1.4	ND	0.31	0.31	ND	0.06	ND	ND
		5月24日	平均	0.086	0.04	0.17	0.7	ND	0.14	0.28	ND	0.04	ND	ND
高岡市吉野区 新伏木地区 中地	6	5月22日	最大	0.13	0.12	2.9	1.1	ND	0.15	1.1	0.007	0.12	ND	ND
		5月24日	平均	0.099	0.05	1.1	0.7	ND	0.08	0.4	0.004	0.05	ND	ND
定 量 限 界					0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

エ 特定ガス環境大気調査

(ア) 調査概要

県内の化学工場から排出されるふっ素化合物による大気汚染の実態と推移を把握するため、発生源及び周辺環境において調査を実施した。

調査地区、調査地点数等は表2-34のとおりである。

表2-34 特定ガス環境大気調査の概要（3年度）

対象物質	調査地区	調 査	調 査 地 点 数	調査回数
ふっ素化合物	婦 中 地 区	発 生 源	1 地点	1 回
		環境大気	5 地点	12回

(イ) 調査結果

婦中地区における調査結果は、表2-35のとおりである。

a 発生源調査結果

ふっ素化合物の排出濃度は定量限界（ $0.1\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）未満であり、大気汚染防止法の排出基準（ $5.0\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）を大幅に下回っており、原料転換の効果が確認された。

b 環境大気調査結果

ATP（ばく露）法によるふっ素化合物の測定結果は、すべての地点において定量限界（ $20\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ ）未満であった。

表2-35 特定ガス環境大気調査結果（3年度）

区 分	発 生 源 (mg/N m ³)	環 境 大 気 (μg/100cm ³ /月)
測 定 値 (平均)	ND	ND (ND)
排 出 基 準 (大気汚染防止法)	5.0	—
定 量 限 界	0.1	20

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

オ 水銀等環境調査

(7) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため、大気中の水銀等及び土壌、玄米中の水銀について調査を実施した。調査地域等は、表2-36のとおりである。

(i) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度等は、表2-37のとおりであった。水銀濃度は定量限界（0.001μg/m³）未満～0.002μg/m³で平均0.001μg/m³、ひ素

表2-36 水銀等環境調査の概要（3年度）

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大 気 中 の 水 銀、ひ 素 ベンゾ(a)ピレン	富 山 市	1 (大気常時観測局)			1回/年 (9月)	水銀：金アマルガム採取— 原子吸光度法 ひ素：ハイボリウム・エア— サンブラー採取—原 子吸光度法 ベンゾ(a)ピレン：ハイボリ ウム・エア—サンブラ ー採取—蛍光光度法
	高 岡 市	1 (")				
	新 潟 市	3 (")				
	小 杉 町	1 (")				
	計	6				
土 壌（農用地、 非 農 用 地） 玄 米 中 水 銀	新 潟 市	農用地	非農用地	玄 米	1回/年 (9月)	水銀(土壌)：底質調査法 (原子吸光度法) 水銀(玄米)：金アマルガム 吸着—原子吸光度法
		4	5	4		

濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.003\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベンゾ (a) ピレン濃度は定量限界 ($0.05\text{ng}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.21\text{ng}/\text{m}^3$ で平均 $0.12\text{ng}/\text{m}^3$ であり、2年度とはほぼ同様又は低い値であった。

このうち水銀濃度の調査結果は、世界保健機構 (WHO) の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.021\sim 0.081\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

表2-37 大気中の水銀等調査結果 (3年度)

調査項目 調査回数等	水 銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ひ 素 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゾ(a)ピレン (ng/m^3)	浮遊粉じん (mg/m^3)
測 定 値	ND ~ 0.002	ND ~ 0.003	ND ~ 0.21	$0.021\sim 0.081$
平 均 値	0.001	0.001	0.12	0.044
定 量 限 界	0.001	0.001	0.05	—

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壌及び玄米中の水銀濃度は、表2-38のとおりであった。農用地の土壌は、 $0.16\sim 0.69\mu\text{g}/\text{g}$ 、非農用地の土壌は、 $0.01\sim 0.23\mu\text{g}/\text{g}$ 、玄米は $0.001\sim 0.007\mu\text{g}/\text{g}$ であり、2年度とはほぼ同様の値であった。

表2-38 土壌及び玄米中の水銀調査結果 (3年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{g}$)

項目 \ 区分	土 壌 (農用地)	土 壌 (非農用地)	玄 米
測 定 値	$0.16\sim 0.69$	$0.01\sim 0.23$	$0.001\sim 0.007$
定 量 限 界	0.01	0.01	0.001

カ 未規制物質排出実態調査

(ア) 調査概要

工場・事業場から排出されるトリクロロエチレンによる環境汚染の実態を把握するため、化学工業及び非鉄金属製造業の2工場の発生源及び敷地境界において、トリクロロエチレン濃度を調査した。

(イ) 調査結果

調査結果は表2-39のとおり、発生源では25～310mg/m³、敷地境界ではND(0.2μg/m³未満)～7.2μg/m³であった。

表2-39 トリクロロエチレン濃度調査結果

工 場	発生源 (mg/m ³)	敷地境界 (μg/m ³)
化 学 工 業	110～210	ND～7.2
非鉄金属製造業	25～310	0.4～2.6

キ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、県内の主要交差点2地点に大気測定車を配置し、各種自動測定機により、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、硫黄酸化物、光化学オキシダント等の連続測定を実施した。

(イ) 調査結果

a 大気測定車による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-40のとおりであった。

(a) 一酸化炭素

8時間平均値の最高値は、富山市金泉寺で1.0ppm、小杉町平野で0.5ppmであり、また、1日平均値の最高値は、富山市金泉寺で0.7ppm、小杉町平野で0.3ppmであった。

これを一酸化炭素に係る環境基準(8時間平均値20ppm、1日

表2-40 自動車排出ガス環境調査結果（3年度）

調査地点	調査期間	項目		一酸化炭素			窒素酸化物			炭化水素			硫酸酸化物	浮遊粉じん	オキシダント	鉛	交差点自動車通過台数
		単位	区分	一酸化炭素	一酸化炭素	一酸化炭素	二酸化窒素	窒素酸化物	メタン	非メタン炭化水素	全炭化水素						
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC					
富山市金泉寺	7月17日 ～ 7月23日	最高値	1時間値	1.8	0.092	0.041	0.123	2.4	1.3	3.0	0.031	0.074	0.035				
			1日平均値	0.7 (1.0)	0.042	0.026	0.056	1.9	0.4 (0.3)	2.2	0.008	0.036	0.023	0.06	62,100		
			平均値	0.4	0.023	0.017	0.031	1.8	0.2	2.1	0.006	0.029	0.011	0.03	57,000		
小杉町平野	7月29日 ～ 7月31日	最高値	1時間値	0.9	0.058	0.043	0.067	2.1	0.4	2.3	0.018	0.083	0.027				
			1日平均値	0.3 (0.5)	0.017	0.018	0.034	1.8	0.3 (0.2)	2.0	0.007	0.040	0.011	0.03	25,800		
			平均値	0.2	0.015	0.015	0.029	1.8	0.3	1.9	0.005	0.032	0.010	0.02	23,800		

注1 一酸化炭素の欄中の（ ）は、8時間平均値である。
 2 非メタン炭化水素の欄中の（ ）は、午前6時～9時までの3時間平均値である。
 3 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を加えたものである。
 4 全炭化水素は、メタンと非メタン炭化水素を加えたものである。

平均値10ppm以下)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最高値は、富山市金泉寺で0.026ppm、小杉町平野で0.018ppmであり、これを二酸化窒素に係る環境基準(1日平均値0.04~0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時~9時における3時間平均値の最高値は、富山市金泉寺で0.3ppmC、小杉町平野で0.2ppmCであった。これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値(0.20~0.31ppmCの範囲内又はそれ以下)と比べると両地点ともに、指針値の範囲内であった。

(d) 硫黄酸化物

1時間値の最高値は、富山市金泉寺で0.031ppm、小杉町平野で0.018ppmであり、1日平均値の最高値は、富山市金泉寺で0.008ppm、小杉町平野で0.007ppmであった。

これを二酸化硫黄に係る環境基準(1時間値0.1ppm以下、1日平均値0.04ppm以下)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(e) 浮遊粉じん

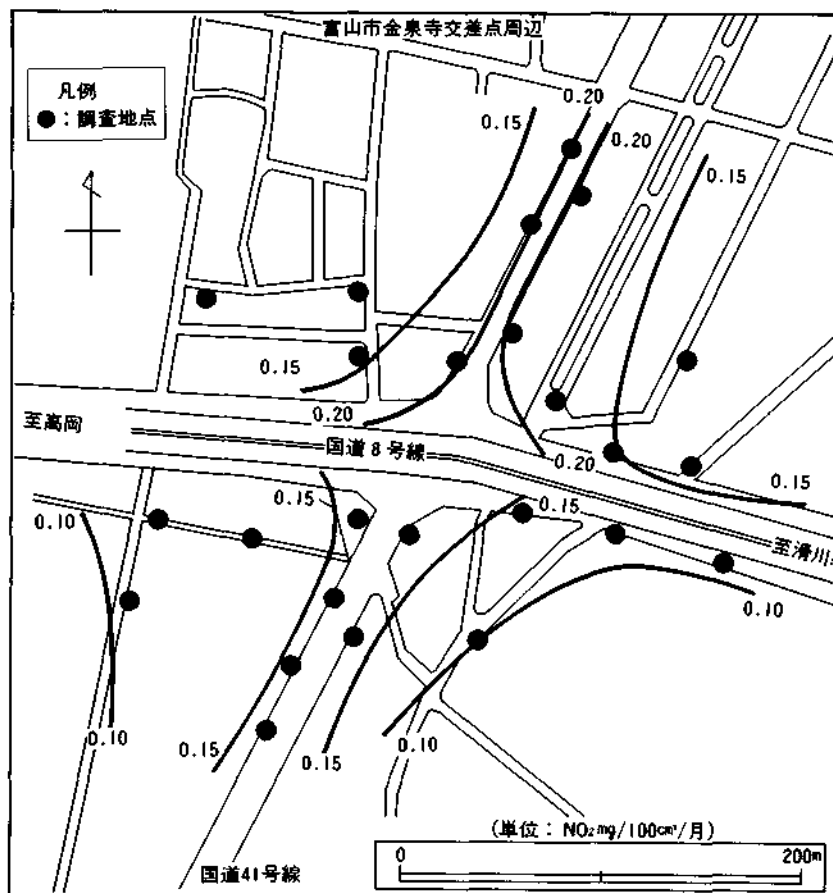
1時間値の最高値は、富山市金泉寺で0.074mg/m³、小杉町平野で0.083mg/m³であり、1日平均値の最高値は、富山市金泉寺で0.036mg/m³、小杉町平野で0.040mg/m³であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準(1時間値0.20mg/m³以下、1日平均値0.10mg/m³以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

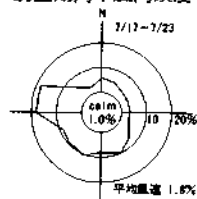
(f) オキシダント

1時間値の最高値は、富山市金泉寺で、0.035ppm、小杉町平野

図2-10 交差点周辺における二酸化窒素濃度分布



調査期間中風向頻度



で0.027ppmであり、これを光化学オキシダントに係る環境基準(1時間値0.06ppm以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(g) 鉛

1日平均値の最高値は、富山市金泉寺で $0.06\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、小杉町平野で $0.03\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

b トリエタノールアミン法による調査

7月17日から7月23日までの6日間、富山市金泉寺交差点周辺で二酸化窒素濃度の分布状況を調査した。この結果について数値処理(スプライン補間法)したところ、図2-10のとおりであった。この結果を見ると、自動車排出ガスによる二酸化窒素濃度は道路沿いに高くなる傾向が見られ、特に、交差点周辺が顕著であった。

ク スパイクタイヤ道路粉じん等調査

(ア) 調査概要

スパイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、幹線道路近傍で調査を実施した。調査地点、調査項目等は表2-41のとおりである。

表2-41 スパイクタイヤ道路粉じん調査の概要

調 査 項 目		地 点 数		調 査 時 期	調 査 方 法
		富山市	高岡市		
浮 遊 粉 じ ん	浮遊粉じん量	2	2	3年10月21日～10月26日 (スパイクタイヤ非装着時期)	スパイクタイヤによる浮遊粉じん中の各成分濃度等測定方法指針 (環境庁)
	浮遊粉じん中の金属成分等	2	2	4年3月2日～3月7日 (スパイクタイヤ装着時期)	
浮遊粒子状物質		1	1	3年4月1日 ～4年3月31日	
降下ばいじん		4	2	3年4月1日 ～4年3月31日	
		富山市、高岡市を除く33市町村 40地点		3年11月1日 ～4年3月31日	
スパイクタイヤ装着率		県内主要地方道 5地点		3年12月20日 ～4年3月13日	

(イ) 調査結果

a 浮遊粉じん濃度及び金属成分等の含有率

富山市及び高岡市の幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度（ハイボリウム・エアー・サンブラー法）は、表2-42のとおり、スパイクタイヤ装着時期において $0.076\sim 0.19\text{mg}/\text{m}^3$ であり、非装着時期の $0.052\sim 0.098\text{mg}/\text{m}^3$ と比べると高かった。

また、浮遊粉じん中の金属成分等の含有率は表2-42のとおりであり、含有率が比較的高い成分は、アルミニウム、カルシウム、鉄及びベンゼン抽出物であった。また、調査時期別にみると、スパイクタイヤ装着時期に高くなったのはアルミニウム、カルシウム、チタン及びマンガンで、逆に低くなったのは亜鉛及び鉛であった。

b 浮遊粒子状物質

3年11月から4年3月までの富山市及び高岡市の自動車排出ガス観測局における浮遊粒子状物質（ β 線吸収法）の連続測定結果は、表2-43のとおりであり、スパイクタイヤ装着時期（1～3月）と非装着時期（11、12月）の差はみられなかった。

c 降下ばいじん量

主要幹線道路近傍46地点における11月から3月までの降下ばいじん量（ダストジャー法）は表2-44のとおりであり、スパイク装着時期は $4\sim 23\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ で、スパイク非装着時期の $2\sim 14\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ に比べやや高い傾向がみられた。

なお、年間をととして測定している富山市及び高岡市の測定地点における降下ばいじん量の月別変化は図2-11に示すとおりであり、高岡の1地点においてスパイク装着時期は非装着時期に比べ2倍程度高い値であったが、その他の地点については差はみられなかった。

d スパイクタイヤの装着率

県内の主要地方道、一般地方道におけるスパイクタイヤ装着率は表2-45のとおりであり、3年12月が9.5%、4年1月が18.1%、2月は16.4%であったが、3月には8.3%及び4.7%と減少した。

表2-42 浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等の調査結果（3年度）

（富山市、高岡市の主要幹線道路近傍）

表2-42 浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等の調査結果（3年度）

（富山市、高岡市の主要幹線道路近傍）

項目 調査時期	浮遊粉じん 濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	浮遊粉じん中金属成分等の含有率(%)								
		アルミ ニウム	カルシ ウム	チタン	マンガン	鉄	重 鉛	鉛	ベンゼン 抽出物	ベンゾ(a) ピレン
スパイクタイヤ 装着時期 (4年3月2日 ～7日)	0.076 ～0.19	3.7 ～5.0	2.3 ～5.5	0.18 ～0.39	0.07 ～0.87	1.5 ～2.4	0.17 ～0.28	0.03 ～0.06	5～10	0.0006 ～0.0009
スパイクタイヤ 非装着時期 (3年10月21日 ～26日)	0.062 ～0.098	2.2 ～2.8	1.9 ～2.8	0.16 ～0.20	0.07 ～0.41	1.3 ～1.9	0.19 ～0.83	0.09 ～0.13	6～17	0.0012 ～0.0015

表2-43 浮遊粒子状物質の測定結果（3年度）

（富山市、高岡市の自動車排出ガス常時観測局）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

観測局	項 目	年 月				
		3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	4年3月
富山城址	月 平 均 値	0.025	0.024	0.021	0.021	0.029
	日平均値の範囲	0.012 ～0.049	0.009 ～0.050	0.008 ～0.045	0.010 ～0.044	0.011 ～0.056
高岡広小路	月 平 均 値	0.030	0.030	0.021	0.024	0.030
	日平均値の範囲	0.010 ～0.087	0.012 ～0.068	0.006 ～0.047	0.003 ～0.067	0.006 ～0.059

表2-44 降下ばいじん量調査結果（3年度）

（主要幹線道路近傍46地点）

（t/km²/月）

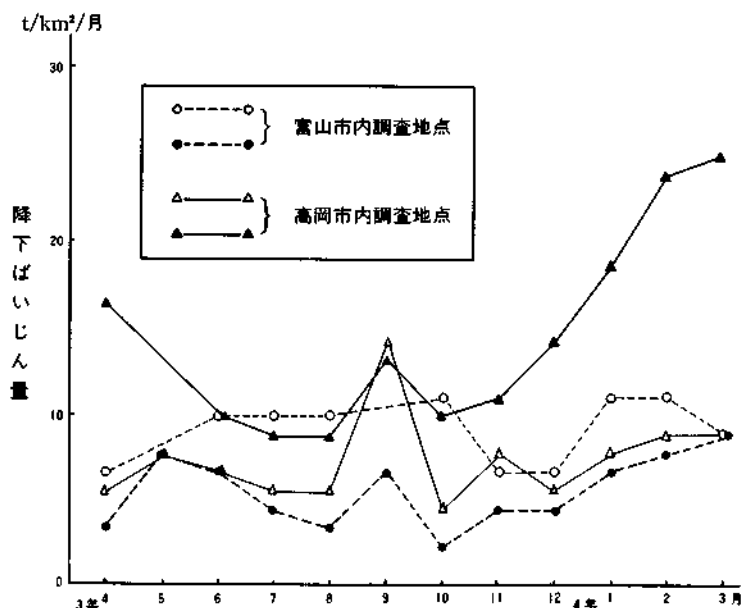
区 分	11月	12月	1月	2月	3月
測定値 (最小～最大)	4～13	2～14	4～21	5～22	5～23

表2-45 スパイクタイヤ装着率の調査結果（3年度）

調査日	5地点（主要地方道等）		備 考
	交 通 量	装 着 率 (%)	
3年12月20日	38,931	9.5	降雪の初日
4年1月24日	35,537	18.1	3年12月12日
4年2月21日	35,465	16.4	降雪の終日
4年3月6日	35,452	8.3	4年3月22日
4年3月13日	38,149	4.7	積雪の0日

注 交通量は12時間交通量である。（単位：台/12時間）

図2-11 主要測定地点における降下ばいじん量の経年変化（3年度）



ケ 酸性雨調査

(7) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水、雪及び湖沼の pH 等について調査を実施した。調査概要は表2-46のとおりである。

表2-46 酸性雨実態調査の概要（3年度）

	調 査 地 点	調 査 期 間	調 査 項 目	調 査 方 法
雨	小 杉 町 (県公害センター)	3年4月～ 4年3月 (降雨毎、一週間降雨毎)	・ pH ・ イオン成分降下量等	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局)
水	大 山 町 (山野スポーツセンター)	3年4月～ 4年3月 (一週間降雨毎)		
雪	五箇山地域 (平、利、賀) 立山地域 (美女平、新穂ヶ原、室堂)	3年4月～ 4年3月		
湖 沼	立 山 町 (みくりが池) 城 端 町 (縄が池)	3年8月、10月		湖沼環境調査指針 [財日本水質汚濁研究協会]

(イ) 調査結果

a 雨水

・ pH

調査結果は表2-47のとおりであり、降雨毎(自動採取法)の測定値は、初期降雨(1～3 mm)が3.5～6.8(平均4.3)、全降雨は4.1～6.8(平均4.5)であった。また、一週間降雨毎(手過式採取法)の測定値は、小杉町が4.2～6.3(平均4.6)であり、大山町は4.1～6.6(平均4.7)であった。

なお、1週間降雨毎の pH について継続して測定している小杉町について経年変化を見てみると図2-12のとおり、ここ数年横ばい傾向にあり、2年度と比べると3年度はやや低くなっていた。

表2-47 雨水のpH調査結果（3年度）

（降雨毎）……………自動採取法

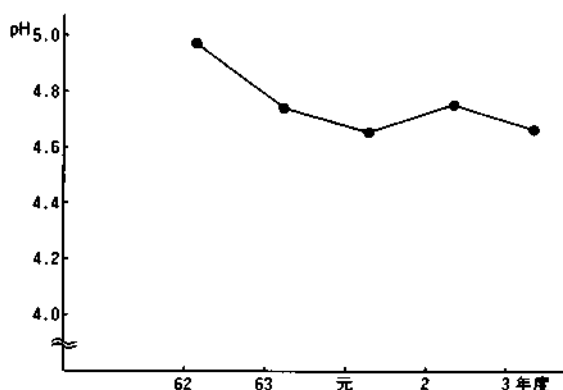
調 査 項 目	雨 水 の pH			
	初 期 降 雨 (1 ~ 3 mm)		全 降 雨	
調 査 結 果	範 囲	平 均	範 囲	平 均
	3.5 ~ 6.8	4.3	4.1 ~ 6.8	4.5

（一週間降雨毎）……………濾過式採取法

調 査 項 目	雨 水 の pH			
	小 杉 町		大 山 町	
調 査 結 果	範 囲	平 均	範 囲	平 均
	4.2 ~ 6.3	4.6	4.1 ~ 6.6	4.7

注 平均値は加重平均である。

図2-12 雨水のpHの経年変化（一週間降雨毎・小杉町）



・ イオン成分降下量

調査結果は表2-48のとおりであった。このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、図2-13のとおりであり、秋季から冬季にかけて高い傾向がみられた。

表2-48 イオン成分降下量調査結果（3年度）

(mg/m²/年)

区	分	SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
小	杉 町	5,300	4,900	2,600	6,400	870	580	470	290	3,600
大	山 町	4,300	4,100	2,400	2,700	690	360	210	300	1,800

注：nss-SO₄²⁻(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、即ち陸上由来の硫酸イオン濃度を表す。

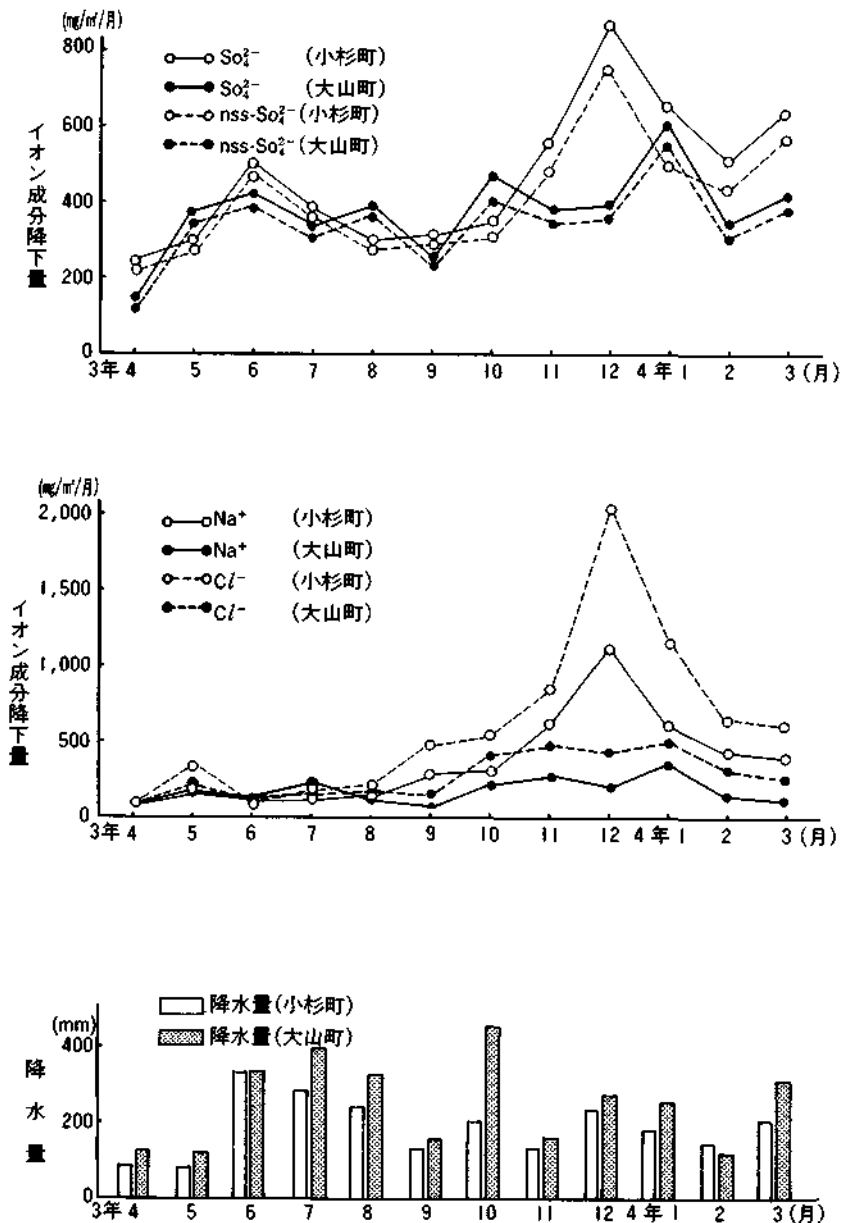


自動採取法装置



河過式採取法装置

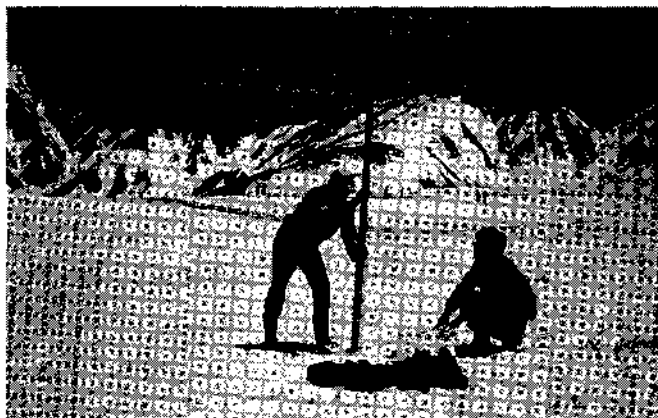
図2-13 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移（3年度）



b 雪

・ pH

調査結果は表2-49のとおりであり、五箇山地域では4.6～5.8、立山地域では4.5～5.9であった。



雪の採取

表2-49 雪のpH 調査結果（3年度）

調査地	五箇山地域	立山地域
調査結果	範囲 4.6 ～ 5.8	範囲 4.5 ～ 5.9

・ イオン成分濃度

調査結果は表2-50のとおりであり、雪に含まれるイオン成分量の多いものについてみると、 SO_4^{2-} （硫酸イオン）については五箇山地域では0.07～2.4mg/l、立山地域では定量限界(0.01mg/l)未満～3.0mg/l、 Cl^- （塩素イオン）については五箇山地域では0.27～3.6mg/l、立山地域では0.17～3.5mg/l、 Na^+ （ナトリウムイオン）については五箇山地域では0.14～2.1mg/l、立山地域では0.06～2.0mg/lであった。

表2-50 雷のイオン成分濃度調査結果（3年度）

(mg/l)

区 分		SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
五箇山地域	最大	2.4	1.6	3.6	0.60	1.5	0.23	0.87	2.1
	最小	0.07	0.11	0.27	0.07	ND	ND	0.06	0.14
立山地域	最大	3.0	1.6	3.5	0.74	1.3	1.1	0.32	2.0
	最小	ND	ND	0.17	ND	0.01	ND	ND	0.06

注 NDとは定量限界(0.01mg/l)未満である。

c 湖沼

調査結果は表2-51のとおりであり、pHについては、みくりが池が5.3～5.5であり、縄が池6.2～6.9であった。また、アルカリ度については、みくりが池が0.02～0.04meq/lであり、縄が池0.33～0.42meq/lであった。

表2-51 湖沼調査結果（3年度）

項目 湖沼名		pH	アルカリ度 (meq/l)	イオン成分量 (mg/l)								
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Al ³⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
みくりが池	最大	5.5	0.04	0.66	0.22	0.32	0.055	0.065	0.24	0.071	0.18	0.34
	最小	5.3	0.02	0.53	0.16	0.22	ND	0.043	0.21	0.02	0.04	0.12
縄が池	最大	6.9	0.42	1.8	0.67	3.3	0.24	2.5	5.4	1.2	0.43	3.6
	最小	6.2	0.33	1.0	0.08	2.7	ND	0.095	4.4	0.90	0.28	3.3

注 NH₄⁺のNDとは定量限界(0.05mg/l)未満である。

コ 環境放射能調査

(ア) 調査概要

科学技術庁の委託を受けて、環境放射能の実態を把握するため、日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能について調査を実施した。調査項目等は、表2-52のとおりである。

(イ) 調査結果

県内における環境放射能の実態は、全国的にみても変わらない値であった。

表2-52 環境放射能調査の概要

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間線量	空気	小杉町	12	サーベイメータ
	〃	〃	連続	モニタリングポスト
核種 ガンマー線	浮遊じん	〃	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降下物	〃	12	
	水道水	〃	2	
	米	〃	1	
	野菜(ほうれんそう)	富山市	1	
	〃(大根)	小杉町	1	
	牛乳	砺波市	2	
	日常食	小杉町	4	
	土壌	〃	2	
全ベータ線	降水	〃	降雨毎	GM式ベータ線 測定装置

第2節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、3年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-53のとおりであった。

環境基準の適合状況を BOD でみると、55地点中53地点が適合（適合率96％）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる市街地の中小河川であった。

河川末端における水質の年度別推移をみると、表2-54のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、市街地の河川では、依然として生活排水の流入や流れの停滞による汚濁がみられた。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-53 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（3年度）

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)		適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.3	10	32	1.5		○
余 川	間 島 橋	A	7.2	9.6	40	2.0		○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.1	9.3	37	1.9		○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.3	8.0	27	3.1		○
	湊 川 中 の 橋	C	7.3	7.1	36	3.4		○
小 矢 部 川	河 口	D	7.0	8.5	17	5.2		○
	城 光 寺 橋	C	7.1	9.0	19	1.7		○
	国 条 橋	A	7.1	10	27	1.6		○
	太 美 橋	AA	7.0	11	10	0.6		○

	千保川	地子木橋	D	7.1	9.2	11	3.3	○
	祖父川	新祖父川橋	B	7.1	10	9	1.6	○
	山田川	福野橋	A	7.3	11	11	1.2	○
		ニヶ淵えん堤	AA	7.0	11	5	<0.5	○
庄	川	大門大橋	A	7.4	10	4	0.5	○
		雄神橋	AA	7.5	11	6	0.5	○
	和田川	末端	A	6.9	11	9	0.9	○
内	川	山王橋	C	7.1	6.2	4	3.9	○
		西橋	C	7.1	5.8	9	5.9	×
下条	川	稻積橋	B	7.1	8.6	15	2.2	○
新堀	川	白石橋	B	7.0	8.1	11	2.2	○
神通	川	萩浦橋	C	7.3	9.8	8	1.4	○
		神通大橋	A	7.6	11	6	1.1	○
	宮川	新国境橋	A	7.1	11	3	0.6	○
	高原川	新猪谷橋	A	7.4	11	2	0.5	○
	いたち川	四ッ屋橋	C	7.4	11	6	2.1	○
	松川	桜橋	B	7.4	10	5	1.9	○
	井田川	高田橋	B	7.6	10	14	1.3	○
		落合橋	A	7.6	11	12	1.1	○
	熊野川	八幡橋	A	7.6	11	7	1.0	○
	岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.6	6.2	4	8.6	○
常願寺	川	昭電水路橋	E	7.2	6.9	6	1.5	○
		今川橋	A	7.3	10	9	1.0	○
		常願寺橋	AA	7.4	11	6	1.0	○
白岩	川	東西橋	B	7.2	9.7	6	1.4	○
		泉正橋	A	6.9	10	15	1.7	○
	新津川	流親橋	C	7.0	10	11	2.9	○
		寺田橋	A	7.1	11	12	0.8	○
上市	川	魚躬橋	A	6.9	11	5	0.8	○
中	川	落合橋	B	6.8	10	6	2.0	○
早月	川	早月橋	AA	7.1	11	5	<0.5	○
角	川	角川橋	A	6.9	11	8	1.7	○
鴨	川	港橋	B	6.9	11	11	3.4	×

片貝川	落合橋	AA	7.3	11	4	0.5	○
布施川	落合橋	A	7.2	11	17	0.8	○
黒瀬川	石田橋	A	7.0	10	11	1.4	○
高橋川	堀切橋	B	7.0	11	8	2.3	○
吉田川	吉田橋	B	6.9	9.7	10	2.3	○
黒部川	下黒部橋	AA	7.2	11	9	0.8	○
入川	末端	A	7.0	11	14	0.8	○
小川	赤川橋	A	7.1	11	5	<0.5	○
	上朝日橋	AA	7.0	11	3	<0.5	○
	舟川	A	7.2	11	10	0.8	○
木流川	末端	B	6.9	11	18	1.8	○
笹川	笹川橋	A	6.9	11	4	<0.5	○
境川	境橋	A	7.1	11	7	<0.5	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数)の値であり、遡否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) とした。

3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

表2-54 河川末端における水質(BOD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域		水 域 類 型		62年度	63年度	元年度	2 年度	3 年度	
			基準値						
主要5河川	小 矢 部 川	D	8	5.9	6.5	6.7	7.3	5.2	
	神 通 川	C	5	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	
	庄 川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	
	常 願 寺 川	A	2	1.7	1.1	1.1	1.3	1.0	
	黒 部 川	AA	1	0.5	0.7	0.7	0.7	0.8	
中 小 河 川	都 市 河 川	上 庄 川	B	3	2.8	2.3	3.0	2.1	1.9
		仏生寺川(湊川)	C	5	5.9	5.0	4.8	3.2	3.4
		内 川	C	5	9.3	9.9	5.8	5.9	5.9
		下 条 川	B	3	2.3	2.4	2.3	1.9	2.2
		中 川	B	3	2.8	2.6	2.6	2.4	2.0
		角 川	A	2	1.9	1.7	1.5	1.8	1.7
		鴨 川	B	3	6.2	4.2	3.9	3.9	3.4
		黒 瀬 川	A	2	1.2	1.9	1.3	1.5	1.4
		高 橋 川	B	3	2.5	2.8	2.0	1.6	2.3
		木 流 川	B	3	2.4	2.2	2.0	1.5	1.8
22 河 川	そ の 他 の 河 川	阿 尾 川	A	2	1.0	1.2	1.1	1.1	1.5
		余 川 川	A	2	1.9	1.7	1.7	1.8	2.0
		新 堀 川	B	3	1.8	1.7	2.0	2.0	2.2
		白 岩 川	B	3	1.3	1.2	1.3	1.5	1.4
		上 市 川	A	2	0.6	0.7	0.6	0.9	0.8
		早 月 川	AA	1	0.6	0.5	0.5	0.8	0.5
		片貝川(布施川)	A	2	1.2	1.0	0.9	1.3	0.8
		吉 田 川	B	3	2.4	2.9	2.5	1.8	2.3
		入 川	A	2	1.2	0.9	1.3	1.3	0.8
		小 川	A	2	1.0	0.6	0.7	0.9	0.5
		笹 川	A	2	0.5	0.5	0.6	0.7	0.5
		境 川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乗せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型からD類型に格上げするとともに、上乗せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の年度別推移は、表2-55及び図2-12のとおりであり、本川河口部及び千保川（地子木橋）のBODについてみると、46年度以降急激に改善されたが、近年はほぼ横ばいに推移しており、3年度では、河口部5.2mg/l、地子木橋3.3mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

表2-55 小矢部川主要地点における水質の年度別推移

測定地点 測定項目 \ 年度	河 口					城 光 寺 橋				
	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
pH	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1
DO (mg/l)	8.0	7.8	7.6	7.8	8.5	8.4	8.7	8.5	8.7	9.0
BOD (mg/l)	5.9	6.5	6.7	7.3	5.2	2.3	2.1	1.6	2.1	1.7
SS (mg/l)	12	13	11	13	16	10	12	8	13	19

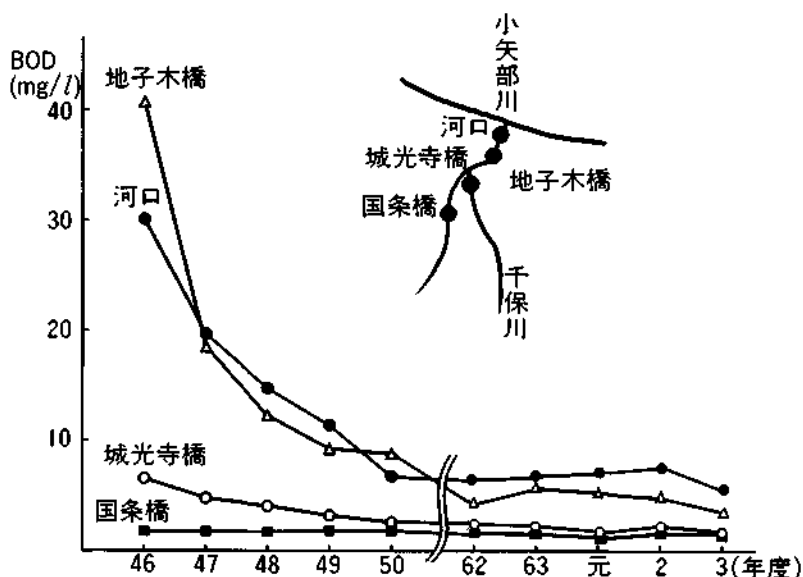
測定地点 測定項目 \ 年度	国 条 橋					地 子 木 橋				
	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
pH	7.2	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.0	7.1	7.1	7.1
DO (mg/l)	10	9.7	9.8	10	10	9.2	8.2	8.5	8.7	9.2
BOD (mg/l)	1.5	1.4	1.1	1.6	1.6	4.1	5.5	5.0	4.6	3.3
SS (mg/l)	12	17	10	15	27	9	14	12	12	11

注 測定値は、年平均値である。（ただし、BODの測定値は、75%水質値である。）



公共用水域水質調査

図2-12 小矢部川主要地点における水質(BOD)の年度別推移



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

さらに、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ってきた。

主要地点における水質の年度別推移は、表2-56及び図2-13のとおりであり、本川（萩浦橋、神通大橋）及びいたち川（四ツ屋橋）のBODについてみると、3年度では、萩浦橋が1.4mg/l、神通大橋が1.1mg/l、四ツ屋橋が2.1mg/lといずれも環境基準に適合していた。

なお、神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づきカドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しているが、その結果はすべて不検出であった。

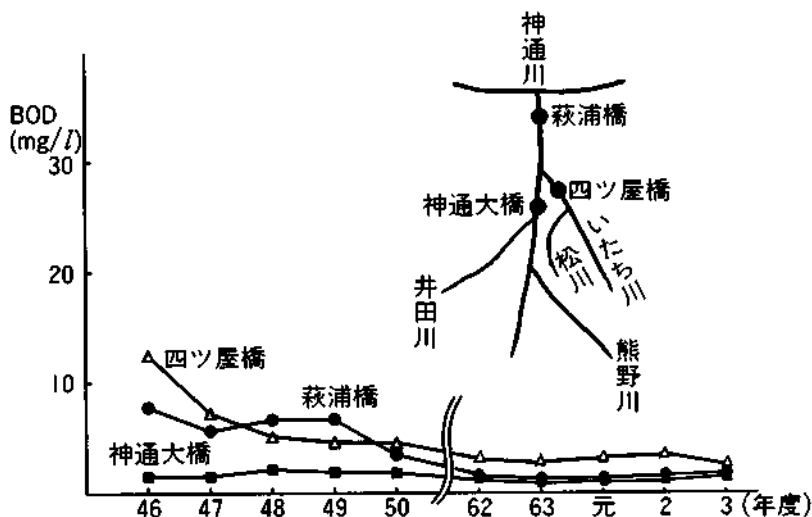
表2-56 神通川主要地点における水質の年度別推移

測定地点		萩 浦 橋					神 通 大 橋				
測定項目	年度	62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
pH		7.3	7.4	7.3	7.2	7.3	7.4	7.5	7.4	7.3	7.6
DO (mg/l)		9.2	9.9	9.7	9.5	9.8	11	11	11	11	11
BOD (mg/l)		1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	1.2	0.8	1.0	1.0	1.1
SS (mg/l)		5	8	7	6	6	5	6	6	9	6

測定地点		四 ツ 屋 橋				
測定項目	年度	62	63	元	2	3
pH		7.2	7.2	7.2	7.3	7.4
DO (mg/l)		9.7	9.8	9.9	10	11
BOD (mg/l)		3.0	2.7	2.9	3.3	2.1
SS (mg/l)		15	11	9	12	6

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

図2-13 神通川主要地点における水質(BOD)の年度別推移



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乘せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況を BOD についてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準の AA 類型 (1mg/l) に相当する良好な水質であった。

また、他の中小22河川については、20河川が環境基準に適合していたが、内川及び鴨川の2河川では適合していなかった。これらは、市街地を流れる河川であり、改善がみられるものの、依然として生活排水等による汚濁がみられた。

(2) 湖沼の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、3年度に調査した湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-57のとおりであった。

環境基準の適合状況をCOD及び全りんで見ると、いずれの項目も環境基準に適合していた。

また、水質の年度別推移をみると、表2-58のとおり、有峰湖については大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、2地点とも環境基準に適合していた。

表2-57 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（3年度）

水 域	調 査 地 点	水 域 類 型	pH	D O (mg/l)	SS (mg/l)	COD (mg/l)	全りん (mg/l)	
							適否	適否
有 峰 湖	えん堤付近	A, II	6.6	9.6	2	2.3	○	0.010 ○
黒 部 湖	えん堤付近	A, II	6.2	9.6	3	1.9	○	0.010 ○

- 注 1 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は、75%水質値である。）
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）とした。
 3 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「湖沼」の類型をいう。
 4 全窒素については、当分の間環境基準が適用されない。

表2-58 湖沼における（COD、全りん）の年度別推移

（単位：mg/l）

水域	項 目	水 域 類 型		元 年 度	2 年 度	3 年 度
			基準値			
有峰湖	COD	A	3	2.0	2.2	2.3
	全りん	II	0.01	0.008	0.007	0.010
黒部湖	COD	A	3	—	—	1.9
	全りん	II	0.01	—	—	0.010

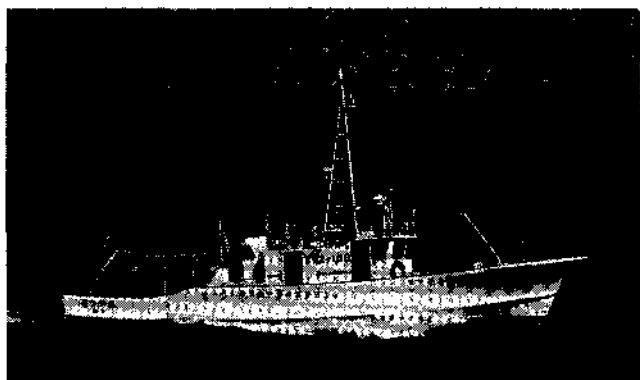
注 黒部湖は3年度から測定開始

(3) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、3年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-59のとおりであった。

環境基準の適合状況を COD でみると、すべての地点で適合していた。また、水質の年度別推移をみると、表2-60のとおり、特に大きな変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、河川・湖沼と同様すべての地点で環境基準に適合していた。



調査船「はやつき」

表2-59 海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果 (3年度)

水 域		調査地点	水域類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適 否
富 山 湾 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域	No. 1	B	8.2	8.8	1.5	○
		No. 2	B	8.1	8.8	1.9	○
		No. 3	B	8.0	9.0	1.5	○
		No. 4	A	8.2	8.8	1.3	○
		No. 5	A	8.2	9.0	1.5	○
		No. 6	A	8.1	8.8	1.2	○
		No. 7	A	8.2	8.9	1.4	○
	神 通 川 河 口 海 域	No. 1	B	8.3	9.2	1.4	○
		No. 2	B	8.3	9.2	1.6	○
		No. 3	B	8.3	9.0	1.5	○
		No. 4	A	8.3	9.3	1.4	○
		No. 5	A	8.3	9.2	1.4	○
		No. 6	A	8.3	8.9	1.7	○
		No. 7	A	8.3	8.9	1.5	○
	そ の 他 地 先 海 域	No. 1	A	8.2	8.0	1.3	○
		No. 2	A	8.2	8.0	1.6	○
		No. 3	A	8.2	8.3	1.4	○
		No. 4	A	8.1	8.5	1.8	○
		No. 5	A	8.2	8.5	1.5	○
		No. 6	A	8.2	8.8	1.4	○
		No. 7	A	8.3	8.8	1.5	○
		No. 8	A	8.3	8.6	1.5	○
		No. 9	A	8.3	8.7	1.7	○
		No. 10	A	8.3	8.5	1.3	○
	富山新港海域	港 口	B	8.1	8.0	2.3	○
	第一貯木場	姫野橋	C	7.8	6.9	3.7	○
	中野整理場	中 央	C	7.3	4.2	4.2	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) とした。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-60 海域における水質(COD)の年度別推移

(単位: mg/l)

水 域	水域類型	基準値	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)	A	2	1.4	1.6	1.7	1.5	1.5
小矢部川 河口から1,200mの 範囲内	B	3	2.0	2.1	2.4	1.6	1.6
河口海域 河口から2,200mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.7	1.8	1.7	1.5	1.3
神通川 河口から1,800mの 範囲内	B	3	1.2	1.3	1.6	1.6	1.5
河口海域 河口から2,400mの 範囲内(上記を除く)	A	2	1.4	1.3	1.6	1.5	1.5
富山新港 第1貯木場及び中野 整理場	C	8	3.3	4.0	4.1	3.9	3.9
海 域 富山新港港内(上記 を除く)	B	3	1.7	2.5	2.0	1.9	2.3

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

3年度における環境基準点24地点の汚濁状況をCODで見ると、1.2~1.9mg/lですべての地点で環境基準のA類型(2 mg/l)に相当する良好な水質であった。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに、上乗せ排水基準を設定した。

3年度における環境基準点3地点におけるCODは、2.3~4.2mg/lであり、49年度から引き続き環境基準のB類型(3 mg/l)又はC類型(8 mg/l)に適合していた。

(4) 地下水の汚染状況

ア 概況調査

地下水の水質測定計画に基づいて、3年度に実施した県西部地域151地点（2 km メッシュに1地点）における水質測定結果は、表2-61のとおりであった。

(ア) 項目別の調査結果

調査した11項目のうち、検出されたのはひ素、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンのみであった。

a ひ素

調査した151地点のうち、新湊市堀江千石、小矢部市五郎丸、小杉町三ヶ及び白石、福野町三清、福光町館地内の6地点（5市町）から検出されたが、いずれも評価基準（0.05mg/l）以下であった。

b トリクロロエチレン

調査した151地点のうち、高岡市醍醐、小矢部市埴生地内の2地点から検出された。このうち、小矢部市埴生地内では0.079mg/lと評価基準（0.03mg/l）を超えて検出されたが、他の1地点では評価基準以下であった。

c テトラクロロエチレン

調査した151地点のうち、高岡市醍醐及び今泉、砺波市杉木、小矢部市埴生地内の4地点から検出された。このうち、小矢部市埴生地内では0.086mg/lと評価基準（0.01mg/l）を超えて検出されたが、他の3地点では評価基準以下であった。

(イ) 飲用自衛対策等

トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが評価基準を超えていた小矢部市埴生地域については、結果を直ちに公表するとともに、小矢部市では、この地域の地下水の飲用自衛を徹底するため、各戸にビラの配布を行った。

表2-61 概況調査結果（3年度）

（単位：mg/l）

調査項目	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準 超過地点数	評価基準	検出限界
カドミウム	151	0	ND	0	0.01	0.001
シアン	151	0	ND	0	検出されないこと	0.1
有機りん	151	0	ND	0	〃	0.1
鉛	151	0	ND	0	0.1	0.02
六価クロム	151	0	ND	0	0.05	0.04
ひ素	151	6	ND～0.027	0	0.05	0.005
総水銀	151	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	151	0	ND	0	検出されないこと	0.0005
P C B	2	0	ND	0	〃	0.0005
トリクロロエチレン	151	2	ND～0.079	1	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	151	4	ND～0.086	1	0.01	0.0005

注 ND（検出されず）とは、検出限界未満をいう。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において、ひ素、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが検出された10地点の周辺について、汚染範囲を確認するために実施した水質測定結果は、表2-62のとおりであった。

(ア) ひ素

37地点で調査を実施したところ、6地点からひ素が検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

(イ) トリクロロエチレン

50地点で調査を実施したところ、9地点からトリクロロエチレンが検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

(ウ) テトラクロロエチレン

95地点で調査を実施したところ、4地点からテトラクロロエチレンが検出されたが、いずれも評価基準以下であった。

表2-62 汚染井戸周辺地区調査結果（3年度）

（単位：mg/l）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準 超過地点数	評価基準	検出限界
ひ素	新湊市堀江千石	6	2	ND~0.037	0	0.05	0.005
	小矢部市五郎丸	5	0	ND	0		
	小杉町三ヶ	9	4	ND~0.014	0		
	小杉町白石	4	0	ND	0		
	福野町三清	6	0	ND	0		
	福光町館	7	0	ND	0		
トリクロロ エチレン	高岡市醍醐	37	9	ND~0.008	0	0.03	0.002
	小矢部市埴生	13	0	ND	0		
テトラクロ ロエチレン	高岡市醍醐	37	4	ND~0.0011	0	0.01	0.0005
	高岡市今泉	24	0	ND	0		
	砺波市杉木	21	0	ND	0		
	小矢部市埴生	13	0	ND	0		

注 ND（検出されず）とは、検出限界未満をいう。

ウ 定期モニタリング調査

過去の調査で汚染が明らかになった井波町等の4地域で、汚染の推移をみるために実施した水質測定結果は、表2-63のとおりであった。

(ア) トリクロロエチレン

富山市横内地域及び入善町目川地域では、いずれも不検出であった。

(イ) テトラクロロエチレン

黒部市三日市地域では、調査した2地点のうち1地点で検出されたが、評価基準以下であった。

井波町本町地域では、調査した3地点いずれからも検出された。

なお、検出された濃度は、汚染源に近い2地点では評価基準を超えていたが、他の1地点では評価基準以下であり、汚染範囲の広がりはいまならなかった。

表2-63 定期モニタリング調査結果（3年度）

（単位：mg/l）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果	評価基準 超過地点数	評価基準	検出限界
トリクロロ エチレン	富山市横内	2	0	ND	0	0.03	0.002
	入善町目川	2	0	ND	0		
テトラクロ ロエチレン	黒部市三日市	2	1	ND~0.0016	0	0.01	0.0005
	井波町本町	3	3	ND~10	2		

注 ND（検出されず）とは、検出限界未満をいう。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制の概要は、次のとおりである。

なお、3年度に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する洗浄施設及び蒸留施設が特定施設に追加された。

ア 水質汚濁防止法に基づく規制の概要

(ア) 規制水域

全公共用水域及び地下水域

(イ) 規制対象物質及び項目

a 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等11物質

b 生活環境項目

pH、BOD、SS等14項目

(ウ) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(エ) 排水基準等

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成・維持が困難な水域については、都道府県が、条例により更に厳しい排水基準(上乗せ排水基準)を設定できることになっている。

本県では、現在まで主要公共用水域について、環境基準の指定に併せて、上乗せ排水基準の設定を行っている。

また、有害物質を含む汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(オ) 届出状況

法に基づく届出状況は表2-64のとおりで、県下全体の特定事業場数

は、3,657であり、これを地域別にみると富山市が619（構成比17%）、高岡市が416（同11%）と両市で全体の28%を占めている。業種別では、食料品製造業が810（構成比22%）、旅館業が765（同21%）、畜産業が467（同13%）、洗たく業392（同11%）となっており、この4業種で全体の67%を占めている。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出するもの）数は、表2-65のとおり722で全体の20%を占めている。

これを水域別にみると、小矢部川水域が199（構成比28%）、神通川水域が166（同23%）と、両水域で排水基準の適用特定事業場の51%を占め

表2-64 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

（4年3月31日現在）

地 域	業種等	畜 産 業	食料品製造業	織 維 工 業	木材・造木製品業	パルプ・紙・紙造業	加工品製造業	化学工業	窯業・製品・土石業	砂利採取業	鉄 鋼 業	非鉄金属製造業	めつき電気業 表面処理・電気業	旅 館 業	飲食料品小売業 飲食店及び	洗 たく 業	車両洗浄施設 自動式設	試験研究機関	下水道処理業 下水処理業	そ の 他	計
富 山 市	36	118	2	3	6	29	25	18	3	1	21	58	10	127	52	14	55	41	619		
高 岡 市	29	47		14	9	12	16	8	4	7	44	70	6	45	57	5	13	30	416		
新 湊 市		37		9		3	5		3	4	13	10	3	13	3		5	4	112		
魚 津 市	17	80	1	2	2	2	2	4			6	28	3	24	3	4	10	6	194		
水 見 市	62	86		2			5		1		4	99	2	15	8	3	6	6	299		
滑 川 市	9	39	2	1		2	5	2			9	8	1	8	4	3	5	4	102		
黒 部 市	49	42		1	1		6	5		1	4	17	3	9	7	2	3	6	156		
砺 波 市	49	39	2		1		11	5			10	9	4	12	10	5	3	8	168		
小 矢 部 市	15	44	6		1		11	10	1		3	21	4	18	14	4	5	5	162		
上 新 川 郡	6	18					9	1			2	73	3	8	2	3	6	1	132		
中 新 川 郡	55	37	1		1	3	13	13			6	62	4	13	2	4	8	8	230		
下 新 川 郡	49	63		2	1		9	3	1		5	91	1	27	4	2	7	7	272		
婦 負 郡	28	43		1	3	8	18	3			10	35	1	26	2	4	10	12	204		
射 水 郡	9	21	2	1	1	2	9	2			4	13	3	17	13	5	11	12	125		
東 砺 波 郡	36	52	4	6	2	3	14	6			5	143	3	18	11	4	7	7	321		
西 砺 波 郡	18	44	2	1		1	1	1		1	6	28	2	12	13	1	8	6	145		
計	467	810	22	43	28	65	159	81	13	14	152	765	53	392	205	63	162	163	3,657		

ている。

業種別では、し尿処理業・下水道業が144(構成比20%)、表面処理・電気めっき業が97(同13%)、洗たく業が91(同13%)、旅館業65(同9%)と、この4業種で排水基準の適用特定事業場の55%を占めている。

表2-65 水域別排水基準適用特定事業場数

(4年3月31日現在)

水 域	業種等	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品業	加工品製造業	化学工業	窯業・土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気業	旅館業	飲食料品小売業	洗たく業	自動車洗浄施設	試験研究機関	下水道業	その他	計
小 矢 部 川		4	13	10	1	7	12	5		3	1	36	7	4	30		18	26	22	199
神 通 川			12		2	6	20	5	2	2	1	14	6	1	22	1	14	45	13	166
白 岩 川		1	9	1	1	1	3	1				3			4		4	8	4	40
庄 川			1	1			1	1	1			2	4		4			9	3	27
内川・下条川 新 堀 川 新 富 山 新 港		1	7		2		4	1			4	14	3	4	5	1	7	8	7	68
常 願 寺 川			1				1		2			3	12	1	3			10	2	35
黒 部 川								2				1	16	1				4		24
そ の 他		1	15	2	2		6	3		4	1	24	17	1	23		16	34	14	163
計		7	58	14	8	14	47	18	5	9	7	97	65	12	91	2	59	144	65	722

イ ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導

(ア) 経 緯

近年、ゴルフ場における農薬の使用について、周辺住民の健康や環境に与える影響が懸念されることやゴルフ場開発計画の急増等を踏まえて、ゴルフ場における農薬の適正な使用について総合的に指導することが必要となってきた。

このため、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図るため、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月から施行した。

また、農薬による水質汚濁防止を強化するため、同要綱を改正し、30種類の農薬について表2-66のとおり指導値を定め、4年3月から施

行した。

(イ) 要綱の概要

- ・登録農薬の使用及び表示事項の遵守
- ・農薬使用管理責任者の設置
- ・農薬の使用状況等の記録と報告
- ・農薬使用による被害の防止
- ・水質の監視測定及び報告
- ・排水水の指導値
- ・農薬による事故時の措置及び報告
- ・知事の指導及び立入調査

(ウ) 水質の監視測定等

「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の遵守状況について、12ヵ所のゴルフ場に立ち入り調査を行った結果、すべてのゴルフ場において、調整池に魚類を飼養することによる水質の常時監視が行われていた。また、排水の自主測定についても年2回以上実施されており、測定結果はいずれも環境庁の暫定指導指針値以下であった。

表2-66 ゴルフ場排水水中の農薬濃度指導値

農 薬 名	指導値(mg/ℓ)	農 薬 名	指導値(mg/ℓ)
(殺虫剤)		(殺菌剤)	
イソキサチオン	0.008	トルクロホスメチル	0.08
イソフェンホス	0.001	フルトラニル	0.2
クロルピリホス	0.004	ベンシクロン	0.04
ダイアジノン	0.005	メプロニル	0.1
トリクロルホン (DEP)	0.03	(除草剤)	
ピリダフェンチオン	0.002	アシュラム	0.2
フェントロチオン (MEP)	0.01	シマジン (CAT)	0.003
(殺菌剤)		テルブカルブ (MBPMC)	0.02
イソプロチオラン	0.04	ナプロバミド	0.03
イプロジオン	0.3	ブタミホス	0.004
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	プロピザミド	0.008
オキシメチル銅 (有機銅)	0.04	ベンスリド (SAP)	0.1
キャプタン	0.3	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08
クロロタロニル (TPN)	0.04	ベンティメタリン	0.05
クロロネブ	0.05	メコプロップ (MCPP)	0.005
チウラム (チラム)	0.006	メチルダイムロン	0.03

(2) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）の推進

61年度に策定したクリーンウォーター計画を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体からなる推進協議会を開催した。

さらに、生活排水対策の推進を図るため、生活排水による汚濁が著しい千保川、下条川及び高橋川水域において生活排水対策推進事業を実施した。

また、本計画は、策定後5年を経過したことから水質汚濁負荷量の変化、下水道等の水質保全対策の推移や河川環境を取り巻く背景の変化などに対応するため、施策等を中心に3年度に計画の改定を行った。

ア 計画の推進

(ア) 水質環境計画推進協議会の開催

推進協議会を開催し、生活排水対策等の具体的な推進について検討を行った。

a 委員の構成

関係団体……富山県消費者協会等7団体

行政機関……建設省北陸地方建設局等7機関

b 3年度推進事業

(a) 「きれいな水」の確保

- ・下水道・農村下水道の整備・促進
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・生活排水対策推進事業の推進
- ・工場・事業場排水対策の推進
- ・浚渫等の実施、河川流量の確保

(b) 「うるおいのある水辺」の確保

- ・河川環境整備事業等の推進
- ・「親子の水とのふれあいバス教室」の開催
- ・県土美化推進運動の展開

(イ) 生活排水対策推進事業の実施

千保川、下条川及び高橋川水域において市町村が実施する「家庭でできる浄化対策」の実践活動やシンポジウムの開催等生活排水対策推進

事業に対して助成を行った。

なお、これらの水域において実施した主な事業及び推進組織は、表2-67及び表2-68のとおりである。

また、生活排水対策の啓発を図るため、「水にやさしい思いやりー生活排水を考える」のビデオを作成し、市町村等に配布した。

表2-67 主な生活排水対策推進事業

- | | |
|---|---------------------|
| ① | 生活排水対策推進協議会の設置 |
| ② | 家庭でできる浄化対策の実践活動の実施 |
| ③ | 地域住民の意識アンケート調査の実施 |
| ④ | モデル地区における水質調査の実施 |
| ⑤ | 「生活排水を考える」シンポジウムの開催 |
| ⑥ | 水辺教室の開催、水生生物の調査 |

表2-68 水域別の生活排水対策推進組織

水 域	該 当 市 町	推 進 組 織 名
千 保 川	高岡市	千保川・地久子川等生活排水対策推進協議会 (委員…15名)
下 条 川	小杉町	下条川生活排水対策推進協議会 (委員…22名)
高 橋 川	黒部市	高橋川生活排水対策推進協議会 (委員…19名)

イ 計画の改定

(ア) 計画の基本的な考え方

a 性格

河川、海域、湖沼及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など環境を利用する際の指針となるものである。

b 目標

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目指して、新富山県民総合計画の環境目標を達成・維持するものとする。

《具体的な目標》

きれいな水	公共用水域	河川の水質（BOD）	環境基準のC類型相当以上の水質
		湖沼の水質（COD）	環境基準のA類型相当以上の水質
		海域の水質（COD）	環境基準のB類型相当以上の水質
		有害物質 （カドミウム等11項目）	環境基準又は水質環境目標 （地下水にあっては評価基準）
うるおいのある水辺	観水性の保たれた水辺空間		

c 計画期間

長期的展望に立って計画目標の実現を目指すものとし、計画期間は特に定めない。なお、計画の円滑な推進を図るため、概ね、5年を目途に施策等の見直しを図るものとする。

d 対象水域

県下全域の公共用水域及び地下水域とする。

(イ) 計画の施策

a 生活系排水対策

流域下水道や公共下水道の整備をはじめ農村下水道、コミュニティ・プラントの整備を促進させるとともに、合併処理浄化槽の普及や家庭でできる浄化対策の実践活動を推進する。

b 産業系排水対策

工場・事業場、畜産業などの排水については、引き続き監視、指導

を行う。また、先端技術産業や小規模事業場の排水についても適切な対応を図る。

c 河川浄化対策

流れが停滞し、水質汚濁のみられる河川では、汚泥の浚渫や浄化用水の導入など流況の改善に努める。また、河川の自浄作用を確保するため、河床の改善等を図る。

d 地下水の水質保全対策

有害物質等の適正な管理を推進するとともに、地下浸透防止の徹底を図る。

e 水辺の保全対策

水辺には、清冽な流れを持つ川、歴史と文化を育んだ川や海など、さまざまな特性を持ったものがみられ、これらの特性を活かした快適な水辺の整備・保全を図るとともに、水辺の清掃管理や美化活動を推進する。

f その他関連対策

(財)とやま環境財団等とともに水質保全意識の高揚に努めるほか、環境基準の改定、環境影響評価（環境アセスメント）等の実施や公害防止施設等に対する融資助成などの施策を推進する。

(ウ) 計画の推進

この計画を効果的に進めるため、行政、事業者、県民の役割分担を明らかにし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、国、市町村の行政機関及び商工業、農林水産業、消費者等関係団体からなる富山県水質環境計画推進協議会において、推進施策の実施状況や実施計画について協議し、計画の推進を図る。

(3) 監視測定体制の整備

ア 公共用水域の水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表2-69のとおり、27河川、2湖沼及び富山湾海域（富山新港を含む。）の123地点について水質の監視を実施した。

表2-69 水域別測定地点数（3年度）

水 域	地点数	調 査 機 関	水 域	地点数	調 査 機 関
阿 尾 川	1	富 山 県	鴨 川	1	富 山 県
余 川 川	1	"	片 貝 川	3	"
上 庄 川	1	"	黒 瀬 川	1	"
仏生寺川	2	"	高 橋 川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	吉 田 川	1	"
庄 川	5	"	黒 部 川	3	建 設 省
内 川 等	4	富 山 県	入 川	1	富 山 県
下 条 川	2	"	小 川	3	"
新 堀 川	2	"	木 流 川	1	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	笹 川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	境 川	1	"
白 岩 川	7	富山県、富山市	有 峰 湖	2	富 山 県
上 市 川	1	富 山 県	黒 部 湖	2	"
中 川	1	"	富 山 湾 (富山新港含む)	30	富 山 県
早 月 川	2	"			
角 川	1	"	計	123	

(イ) 測定項目

a 健康項目

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

b 生活環境項目

pH、BOD（湖沼・海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数、油分、全窒素、全りん

c 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふっ素

イ 地下水の水質測定計画

(ア) 調査区分

水質汚濁防止法に基づいて、地下水の水質測定計画を策定し、次の区分で水質調査を実施した。

a 概況調査

平野部を2 km程度のメッシュに区分し、代表的な井戸で有害物質について年1回の調査を実施する。

b 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で発見された汚染については、その範囲を確認するため、汚染井戸の周辺において、汚染項目について調査を実施する。

c 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査で明らかになった汚染を監視していくため、汚染地域の代表的な井戸で、汚染項目について年2回以上の調査を実施する。

(イ) 測定地点

調査は表2-70のとおり、概況調査を県西部地域の151地点で実施するとともに、概況調査で数値が検出された10地域132地点で、汚染井戸周辺地区調査を実施した。また、定期モニタリング調査は井波町等の4地域9地点について実施した。

表2-70 地下水の水質測定地点数（3年度）

a 概況調査

市町村名	地点数	調査機関	市町村名	地点数	調査機関
富山市	12	富山市	大島町	2	富山県
高岡市	28	富山県	城端町	3	"
新湊市	9	"	庄川町	3	"
氷見市	11	"	井波町	2	"
砺波市	18	"	井口村	2	"
小矢部市	21	"	福野町	9	"
小杉町	7	"	福光町	12	"
大門町	5	"	福岡町	5	"
下村	2	"	計	151	

b 汚染井戸周辺地区調査

市町村名	地点数	調査機関
高岡市	47	富山県
新湊市	7	"
砺波市	35	"
小矢部市	18	"
小杉町	11	"
大島町	1	"
井波町	2	"
福野町	4	"
福光町	7	"
計	132	

c 定期モニタリング調査

市町村名	地点数	調査機関
富山市	2	富山市
黒部市	2	富山県
入善町	2	"
井波町	3	"
計	9	

(7) 測定項目

a 概況調査

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、6価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

b 汚染井戸周辺地区調査

ひ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

c 定期モニタリング調査

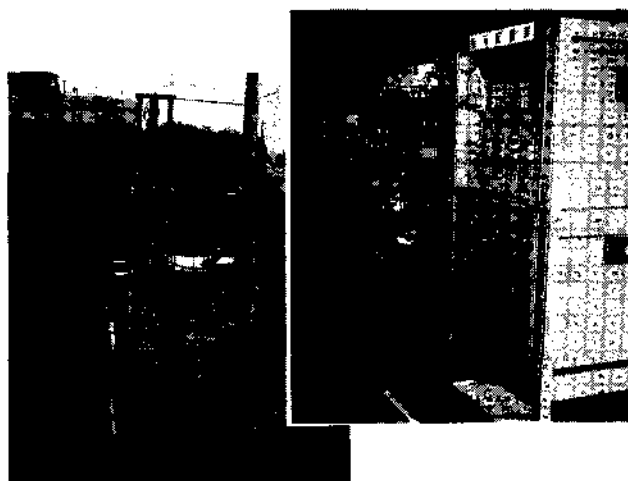
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

ウ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、表2-71のとおり、小矢部川の城光寺橋(県)、国条橋(建設省)、神通川の萩浦橋(建設省)及び内川の西橋(建設省)の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-71 水質常時監視所の概要

測定地点		測定項目	設置年度
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、COD	46年度 (元年度更新)
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51年度 (2年度更新)
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	48年度 (62年度更新)
内川	西橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55年度



小矢部川水質常時監視所

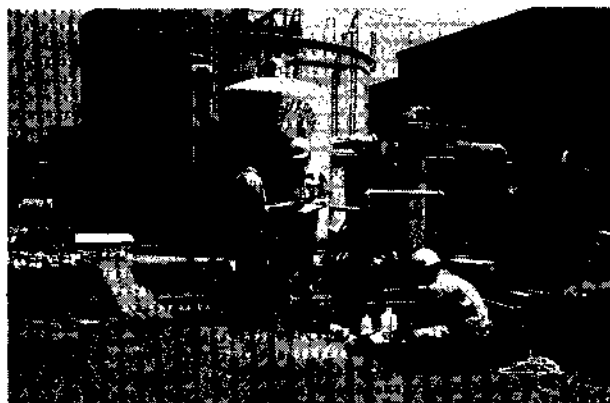
(4) 監視指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく規制工場・事業場を対象に、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況について、表2-72のとおり立入調査を行い、改善を要する工場・事業場については、排水処理施設等の改善指導を行った。

表2-72 水質関係立入調査状況（3年度）

業 種 等 区 分	非 金 属 鉱 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	パ ル プ・紙・紙加工品製造業	化 学 工 業	窯業・土石製品製造業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	旅館・その他の宿泊所	し尿処理業・下水道業	ク リ ー ニ ン グ 業	そ の 他	計
立入調査 件数	13 (13)	36 (31)	20 (15)	18 (10)	35 (18)	33 (30)	10 (7)	7 (4)	84 (64)	26 (22)	38 (23)	24 (22)	16 (14)	42 (39)	74 (65)	476 (377)
指導件数		1	2	1		1			6		1	1				13

注（ ）内は、工場・事業場数である。



工場排水監視状況

(5) 水質環境の各種調査

ア 窒素・りん環境調査

(ア) 調査概要

河川や海域における全窒素、及び全りんの実態を把握するため、図2-14のとおり、河川57地点、海域13地点の合計70地点で、調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-73のとおりであった。

27河川末端の平均値は、全窒素 1.1mg/l 、全りん 0.071mg/l であった。

これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では全窒素 $0.28\sim 1.7\text{mg/l}$ 、全りん $0.024\sim 0.14\text{mg/l}$ 、神通川では全窒素 $0.98\sim 1.4\text{mg/l}$ 、全りん $0.026\sim 0.13\text{mg/l}$ で、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では全窒素 $0.34\sim 0.76\text{mg/l}$ 、全りん $0.010\sim 0.026\text{mg/l}$ であった。また、中小河川を平均的にみると、都市河川では全窒素 1.6mg/l 、全りん 0.096mg/l 、その他の河川では、全窒素 0.70mg/l 、全りん 0.056mg/l であった。

一方、富山湾においては、全窒素 $0.08\sim 0.29\text{mg/l}$ (平均 0.17mg/l)、全りん $0.007\sim 0.029\text{mg/l}$ (平均 0.014mg/l)であった。

現在、河川及び海域における全窒素、全りんの判断基準はないが、その濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とほぼ類似した傾向を示していた。

(参考) 河川流域の入り金・排水金 11-13

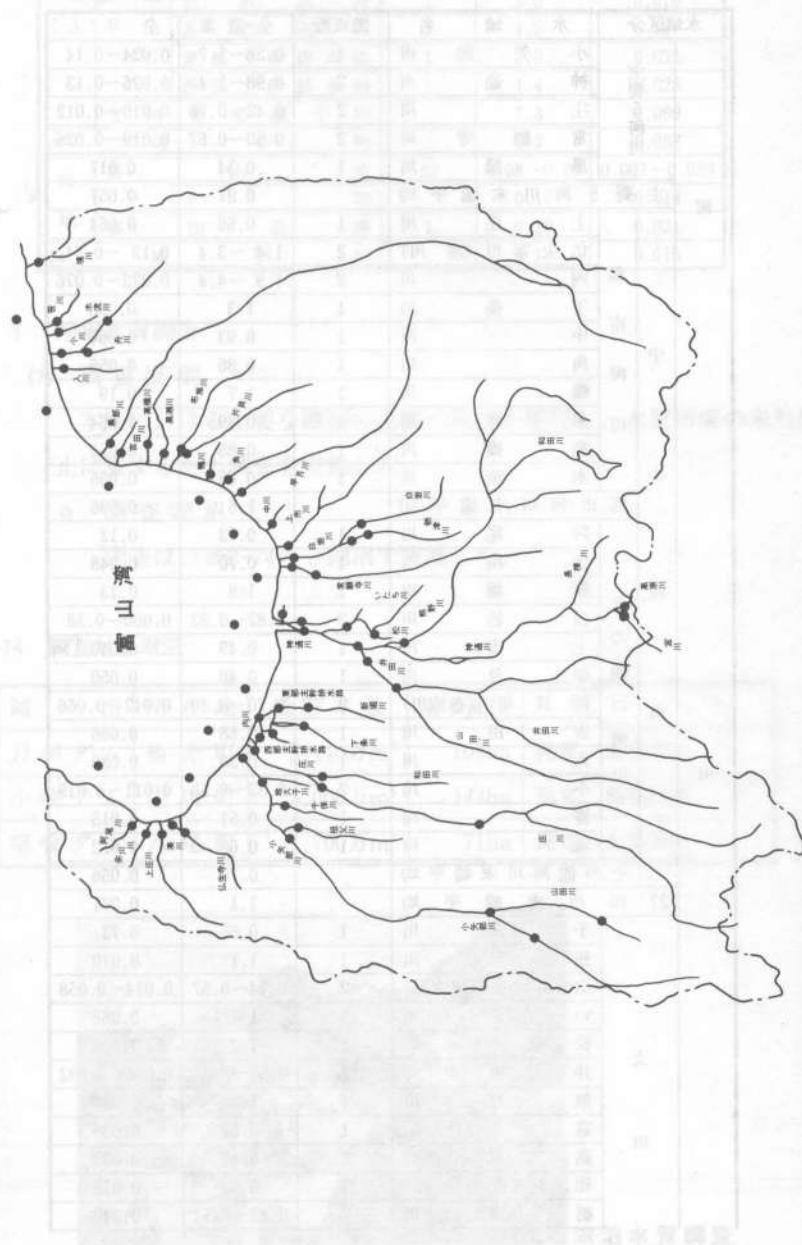


図2-14 薩摩・りん環境調査地点

表2-73 全窒素、全りんの測定結果（3年度）

（単位：mg/l）

水域区分		水 域 名	地点数	全 窒 素	全 り ん	
河 川	主要5河川	小 矢 部 川	4	0.28~1.7	0.024~0.14	
		神 通 川	2	0.98~1.4	0.026~0.13	
		庄 川	2	0.42~0.76	0.010~0.012	
		常 願 寺 川	2	0.50~0.67	0.019~0.026	
		黒 部 川	1	0.34	0.017	
	主 要	5 河 川 末 端 平 均		0.91	0.057	
	中 小 河 川	都 市 河 川	上 庄 川	1	0.66	0.064
			仏 生 寺 川 (湊 川)	2	1.4 ~3.4	0.12 ~0.24
			内 川	2	1.9 ~4.4	0.022~0.076
			下 条 川	1	1.3	0.098
			中 川	1	0.93	0.064
			角 川	1	0.86	0.056
			鴨 川	1	1.7	0.19
			黒 瀬 川	1	0.89	0.064
			高 橋 川	1	0.85	0.053
			木 流 川	1	0.65	0.056
		都 市 河 川 末 端 平 均		1.6	0.096	
		そ の 他 の 河 川	阿 尾 川	1	0.72	0.12
			余 川	1	0.70	0.048
			新 堀 川	1	1.8	0.13
	白 岩 川		2	0.82~0.93	0.060~0.38	
	上 市 川		1	0.49	0.040	
	早 月 川		1	0.40	0.050	
	片 貝 川 (布施川)		2	0.70~0.80	0.042~0.066	
	吉 田 川		1	0.88	0.086	
	入 川		1	0.30	0.030	
	小 川		2	0.32~0.53	0.011~0.019	
	笹 川	1	0.51	0.015		
	境 川	1	0.60	0.012		
	そ の 他 河 川 末 端 平 均		0.70	0.056		
	27 河 川 末 端 平 均			1.1	0.071	
	支 川	千 保 川	1	0.66	0.72	
		祖 父 川	1	1.1	0.070	
		山田川(小矢部川水系)	2	0.44~0.57	0.014~0.058	
		い た ち 川	1	1.1	0.088	
		松 川	1	1.2	0.066	
		井 田 川	2	0.50~3.8	0.034~0.092	
		熊 野 川	1	1.2	0.039	
		宮 川	1	0.62	0.036	
		高 原 川	1	0.47	0.033	
		和田川(庄川水系)	1	0.32	0.018	
		枋 津 川	2	0.42~0.52	0.046	

	等	舟 川	1	0.42	0.016
		岩 瀬 運 河	1	5.0	0.076
		富 岩 運 河	1	1.2	0.18
		東 部 主 幹 排 水 路	1	2.0	0.021
		西 部 主 幹 排 水 路	1	1.4	0.028
		支 川 等 末 端 平 均		1.3	0.099
河	川 平 均		1.2	0.082	
海 域	富 山 湾	12	0.08~0.29	0.007~0.029	
	平 均		0.17	0.014	
	富 山 新 港	1	0.19	0.021	
海	域 平 均		0.17	0.015	

イ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査湖沼

調査は、表2-74の3湖沼で実施した。

表2-74 調査対象湖沼

湖 沼	所 在 地	総貯水量	湛水面積	利 水
刀利ダム	福光町	3,140万m ³	103ha	発電、農業用水
小牧ダム	庄川町	3,000万m ³	144ha	発電、農業用水
室牧ダム	八尾町	1,700万m ³	71ha	発電、農業用水



湖沼水質調査

b 調査地点及び調査回数

3 湖沼とも湖心及びダム堰堤付近の2地点において、5～6月及び9月に、調査を実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィルa

(i) 調査結果

調査結果は、表2-75のとおりであった。

汚濁の指標であるCODについては、平均的にみると刀利ダム及び小牧ダムは、環境基準のA類型(3mg/l)に相当し、比較的良好な水質であったが、室牧ダムはB類型(5mg/l)に相当し、やや汚濁がみられた。

また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんについて環境基準の類型にあてはめてみると、全窒素では小牧ダムがII類型(0.2mg/l)、刀利ダム及び室牧ダムがIII類型(0.4mg/l)、全りんでは刀利ダム及び小牧ダムがII類型(0.01mg/l)、室牧ダムがIII類型(0.03mg/l)に相当する水質であった。

表2-75 湖沼水質調査結果(3年度)

調査湖沼	地点数	区分	測定項目							
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィルa (μg/l)
刀利ダム	2	第1回	2.2	6.8	1.4	2	9.6	0.16	0.007	3.2
		第2回	2.2	6.6	1.3	4	7.1	0.28	0.007	3.1
		平均	2.2	6.7	1.4	3	8.4	0.22	0.007	3.2
小牧ダム	2	第1回	2.1	7.0	1.0	6	11	0.14	0.007	2.6
		第2回	1.9	6.8	1.6	3	9.4	0.22	0.009	2.2
		平均	2.0	6.9	1.3	5	10	0.18	0.008	2.4
室牧ダム	2	第1回	2.5	7.5	1.2	4	10	0.14	0.012	5.8
		第2回	1.2	8.0	7.2	15	9.2	0.56	0.027	34
		平均	1.8	7.8	4.2	10	9.6	0.35	0.019	20

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるに当たり、事前に海水浴場の水質実態を把握するため調査を実施した。

a 調査時期

5月中旬～6月上旬

b 調査海水浴場

島尾・松田江浜(氷見市)、雨晴(高岡市)、八重津浜(富山市)
岩瀬浜(富山市)、石田浜(黒部市)、宮崎浜(朝日町)

c 調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-76のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、島尾・松田江浜、雨晴及び宮崎浜の3海水浴場については「適、水質AA」であり、八重津浜、岩瀬浜及び石田浜の3海水浴場については「適、水質A」であった。

表2-76 海水浴場水質調査結果(3年度)

海水浴場	判定	判定項目			
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島尾・松田江浜	適、水質AA	<2	1.3	なし	全透
雨 晴	適、水質AA	<2	1.3	なし	全透
八 重 津 浜	適、水質A	12	1.7	なし	全透
岩 瀬 浜	適、水質A	4	2.0	なし	全透
石 田 浜	適、水質A	21	1.3	なし	全透
宮 崎 浜	適、水質AA	<2	1.2	なし	全透

エ 未規制化学物質調査

(ア) 調査概要

地下水及び河川水におけるクロロホルム、四塩化炭素等の有機塩素系化学物質による汚染の実態を把握するため、水質調査を実施した。

a 調査物質

クロロホルム、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、trans-1,2-ジクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレンの7物質

b 調査地点

- ・ 地下水 30井 (富山市、高岡市等6市9町2村)
- ・ 河川水 7地点 (小矢部川、庄川等7河川)

(イ) 調査結果

a 地下水

調査結果は、表2-77のとおりであり、クロロホルム等7物質ともすべての地点で不検出であった。

b 河川水

調査結果は、表2-78のとおりであり、7物質ともすべての地点で不検出であった。

(ウ) その他

上記の物質以外の未規制化学物質については、環境庁が行った「紙パルプ製造工場に係るダイオキシン緊急調査」及び「有機スズ化合物実態調査」の実施にあたり、採水等に協力を行っており、その全国的な結果がとりまとめられた。

表2-77 地下水の水質測定結果（3年度）

（単位：mg/l）

調査区分	調査地点数	クロロホルム	1,1,1-トリクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	trans-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-ジクロロエチレン
富山市	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
高岡市	5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
新湊市	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
氷見市	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
砺波市	4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
小矢部市	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
小杉町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
大門町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
下村	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
大島町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
城端町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
庄川町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
井波町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
井口村	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
福野町	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
福光町	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
福岡町	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準			0.3					
WHOのガイドライン		0.03		0.003	0.01	0.0003		
定量限界		0.002	0.0005	0.0002	0.001	0.0001	0.0002	0.0005

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

表2-78 河川水の水質測定結果（3年度）

（単位：mg/l）

調査区分	調査地点	クロロホルム	1,1,1-トリクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	trans-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-ジクロロエチレン
小矢部川	城光寺橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006
庄川	新庄川橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
神通川	萩浦橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
常願寺川	今川橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
早月川	早月橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
片貝川	落合橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
黒部川	下黒部橋	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準			0.3					
WHOのガイドライン		0.03		0.003	0.01	0.0003		
定量限界		0.002	0.0005	0.0002	0.001	0.0001	0.0002	0.0005

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

オ 底質調査

(ア) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-15のとおりで港湾12地点、河川36地点の合計48地点であり、カドミウム、鉛、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-79のとおりで総水銀については、暫定除去基準〔河川及び富山湾25ppm、富山港（運河を含む。）30ppm）を超える地点はみられなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高く、河川では内川で比較的高い傾向がみられた。

(イ) PCB 底質調査

a 調査概要

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川等の河川6地点及び古紙再生工場6工場の排水口周辺の底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-80及び表2-81のとおりで、暫定除去基準(10ppm)を超える地点はみられなかった。

表2-79 重金属底質調査結果（3年度）

（単位：ppm）

水域区分	水 域	調査地点数	カドミウム		鉛		ひ 素		総 水 銀		ク ロ ム	
			平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
港 湾	伏 木 港	3	0.4	0.1～0.7	21	15～27	9.7	8.3～11	0.15	0.13～0.17	97	69～150
	富 山 新 港	4	0.4	0.3～0.5	26	17～30	18	17～21	0.16	0.14～0.19	150	64～330
	富 山 港	3	0.5	0.2～1.2	74	17～180	9.6	3.7～21	0.96	0.05～2.6	130	24～310
	岩 瀬 運 河	1	11		520		18		19		1100	
	富 岩 運 河	1	3.6		170		14		6.3		1900	
河 川	湊 川	1	0.2		18		4.8		0.35		34	
	小 矢 部 川	4	0.2	ND～0.3	11	6～14	3.6	2.6～5.4	0.13	0.01～0.49	42	25～54
	地 久 子 川	1	0.7		34		5.2		0.26		150	
	千 保 川	1	0.6		92		6.3		0.09		130	
	祖 父 川	1	0.3		16		4.0		0.03		35	
	庄 川	2	0.2	ND～0.2	8	7～8	3.5	2.6～4.4	ND	ND	16	15～16
	内 川	2	0.6	0.4～0.8	32	23～41	8.2	6.6～9.8	0.14	0.10～0.17	170	79～260
	下 桑 川	1	0.5		19		10		0.09		120	
	新 堀 川	1	0.9		25		7.4		0.26		83	
	神 通 川	3	0.6	0.2～1.0	52	13～110	11	7.6～16	0.07	ND～0.16	59	39～73
	宮 川	1	0.1		7		2.5		0.02		28	
	高 原 川	1	1.1		220		21		ND		46	
	いたち川	1	0.9		41		4.8		0.78		48	
	松 川	1	1.3		150		6.9		0.53		200	
	井 田 川	1	0.2		11		8.1		0.05		45	
	熊 野 川	1	0.1		8		3.5		0.02		29	
	長 篠 川	1	0.3		240		20		0.01		18	
	常 願 寺 川	2	ND	ND	5	5	1.7	1.7	ND	ND	ND	ND
	和 田 川	1	1.0		32		18		0.01		19	
	白 岩 川	1	0.3		15		3.9		0.07		27	
	上 市 川	1	ND		7		1.8		ND		15	
	早 月 川	1	0.1		7		2.4		ND		14	
	鴨 川	1	0.2		22		4.4		0.05		20	
	片 貝 川	1	ND		8		3.9		0.01		14	
	黒 瀬 川	1	3.8		41		11		0.08		56	
	黒 部 川	1	0.2		9		4.2		0.01		98	
	小 川	2	0.2	0.2	11	10～12	8.8	7.6～10	0.04	0.03～0.04	40	36～44

注1 ND（検出されず）とは、定量限界（カドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm、クロム10ppm）未満をいう。

2 平均値の算出においては、NDの値を定量限界値とした。

表2-80 河川底質(PCB)調査結果(3年度)

(単位: ppm)

水 域	調 査 地 点	調 査 結 果
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	ND
千 保 川	地 子 木 橋	ND
神 通 川	萩 浦 橋	ND
い た ち 川	四 ツ 屋 橋	0.1
白 岩 川	東 西 橋	ND
栃 津 川	流 観 橋	ND

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

表2-81 工場周辺底質(PCB)調査結果(3年度)

(単位: ppm)

工 場 数	調 査 結 果
6	ND~1.0

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

カ ゴルフ場農薬実態調査

(ア) 水 質 調 査

a 調 査 概 要

ゴルフ場排水の農薬による汚染の実態を把握するため、水質調査を実施した。

(a) 調 査 ゴ ル フ 場

12ゴルフ場(営業中11か所、造成中1か所)

(b) 調 査 項 目

- ・殺虫剤 7項目(イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、トリクロロホン、ピリダフェンチオン、フェントロチオン)
- ・殺菌剤 12項目(イソプロチオラン、イプロジオン、エトリジアゾール、オキシ銅、キャプタン、クロロクロニル、クロロネブ、チウラム、トルクロホスメチル、フルトラニル、ペンシクロン、

メプロニル)

・除草剤 11項目 (アシュラム、シマジン、テルブカルブ、ナプロバミド、ブタミホス、プロピザミド、ベンスリド、ベンフルラリン、ベンディメタリン、メコプロップ、メチルダイムロン)

b 調査結果

調査結果は表2-82のとおりで、調査した12ゴルフ場中9ゴルフ場から農薬が検出されたが、いずれも環境庁の定めた暫定指導指針値以下であった。

(a) 殺虫剤

イソキサチオン等6種類の農薬については、すべてのゴルフ場で検出されなかった。

なお、フェニトロチオンが一部のゴルフ場で検出されたが、最大でも暫定指導指針値の1/50と低い値であった。

(b) 殺菌剤

エトリジアゾール等9種類の農薬については、すべてのゴルフ場で検出されなかった。

なお、イソプロチオラン、イプロジオン、及びフルトラニルの3種類の農薬については、一部のゴルフ場で検出されたが、最大でも暫定指導指針値の1/20と低い値であった。

(c) 除草剤

テルブカルブ等7種類の農薬については、すべてのゴルフ場で検出されなかった。

なお、アシュラム、ナプロバミド及びベンスリドの3種類の農薬については一部のゴルフ場で検出されたが、最大でも暫定指導指針値の1/75と低い値であった。

また、シマジンについては、ND(検出されず)~0.029mg/lと、暫定指導指針値の0.03mg/lに近い値を示したゴルフ場がみられたので、使用量の低減を含め、使用管理の徹底等の指導を行った。

(イ) 農業使用状況

ゴルフ場農業安全使用指導要綱に基づき、12か所のゴルフ場から報告された3年の農業使用総量は、表2-83のとおり殺虫剤が7種類7,882kg、殺菌剤が23種類10,070kg及び除草剤が24種類6,465kgであった。

表2-82 ゴルフ場排水の農業調査結果（3年度）

(単位: mg/l)

種類	番号	農 薬 名	検出ゴルフ場数/ 調査ゴルフ場数	検出数/ 検体数	測定結果	暫定指導 指 針 値
殺 虫 剤	1	イソキサチオン	0/12	0/40	ND	0.08
	2	イソフェンホス	0/12	0/40	ND	0.01
	3	クロルピリホス	0/12	0/40	ND	0.04
	4	ダイアジノン	0/12	0/40	ND	0.05
	5	トリクロルホン(DEP)	0/12	0/40	ND	0.3
	6	ピリダフェンチオン	0/12	0/20	ND	0.02
	7	フェントロチオン(MEP)	2/12	3/40	ND~0.002	0.1
殺 菌 剤	8	イソプロチオラン	5/12	12/40	ND~0.019	0.4
	9	イブロジオン	1/12	1/40	ND~0.001	3
	10	エトリジアアール (エクロメゾール)	0/12	0/20	ND	0.04
	11	オキシニ銅(有機銅)	0/12	0/40	ND	0.4
	12	キャブタン	0/12	0/40	ND	3
	13	クロタロニル(TPN)	0/12	0/40	ND	0.4
	14	クロロネブ	0/12	0/20	ND	0.5
	15	チウラム(チラム)	0/12	0/40	ND	0.06
	16	トルクロホスメチル	0/12	0/40	ND	0.8
	17	フルトラニル	9/12	22/40	ND~0.023	2
	18	ベンシクロン	0/12	0/20	ND	0.4
	19	メプロニル	0/12	0/20	ND	1
除 草 剤	20	アシュラム	2/12	2/40	ND~0.002	2
	21	シマジン(CAT)	5/12	9/40	ND~0.029	0.03
	22	テルパカルブ(MBPMC)	0/12	0/20	ND	0.2
	23	ナプロバミド	2/12	2/40	ND~0.004	0.3
	24	ブタミホス	0/12	0/40	ND	0.04
	25	プロピザミド	0/12	0/40	ND	0.08
	26	ベンスリド(SAP)	3/12	6/40	ND~0.004	1
	27	ベンフルリン(ベスロジ)	0/12	0/20	ND	0.8
	28	ベンディメタリン	0/12	0/40	ND	0.5
	29	メコプロップ(MCPP)	0/12	0/20	ND	0.05
	30	メチルデイルロン	0/12	0/20	ND	0.3

注 ND(検出されず)とは、定量限界(0.001mg/l)未満をいう。

表2-83 農業使用総量(3年)

殺 虫 剤	殺 菌 剤	除 草 剤	計
kg 7,882 (7)	kg 10,070 (23)	kg 6,465 (24)	kg 24,417 (54)

注 ()内は、農業種類数である。

キ 八尾町における地下水汚染

(ア) 調査概要

八尾町の電子部品工場の使用地下水がトリクロロエチレンにより汚染されていることが判明し、表2-84のとおり工場及びその周辺地区において、地下水調査及び工場・事業場調査を実施した。

表2-84 八尾町地下水汚染に係る調査

区 分	地 下 水 調 査	工場・事業場調査
調 査 期 間	4 年 3 月 4 日～7 日	3 月 6 日～9 日
調 査 機 関	県、八尾町	県
調 査 項 目	トリクロロエチレン	同左
調 査 数	36地点	38工場・事業場

(イ) 調査結果

a 地下水調査

電子部品工場の井戸からは、トリクロロエチレンが 0.043mg/l と評価基準(0.03mg/l)を超えて検出されたが、周辺(半径500m以内)の35井戸からは、検出されなかった。

b 工場・事業場調査

電子部品工場周辺の37工場・事業場では、トリクロロエチレンは使用されていなかった。

c 発生源の推定

電子部品工場では、この物質が適正に管理され、排水水質も基準に適合していたが、この物質が周辺の工場・事業場で使用されていないことやこの工場の地下水のみが汚染されていることから、この工場を発生源と推定した。

(ウ) 電子部品工場における土壌調査

a 調査概要

工場敷地内の汚染源を調査するため、表2-85のとおり、工場敷地内で、土壌調査を実施した。

表2-85 電子部品工場における土壌調査

区 分	ボーリングバー調査	ボーリング調査
調 査 期 日	4 年 3 月 16 日	3 月 24 日
調 査 機 関	県、八尾町	同左
調 査 項 目	トリクロロエチレン (土壌ガス)	同左(溶出試験)
調 査 数	19地点	1 地点12検体

b 調査結果

(a) ボーリングバー調査

土壌中のトリクロロエチレンガス濃度は、不検出 (1ppm 未満) から300ppm であり、19地点のうち12地点で検出され、保管場所付近が最も高かった。

(b) ボーリング調査

ボーリングバー調査で最もトリクロロエチレンガス濃度の高かった地点でボーリング調査を行った。トリクロロエチレンは、表層 (0.20mg/l) から地下 3 m (0.07mg/l) まで検出され、地下 2 m で0.30mg/l と最も高かったが、いずれも有害産業廃棄物に係る判定基準 (0.3mg/l) 以下であった。また、深さ 4 m から10m までは、すべて不検出 (0.01mg/l 未満) であった。

(c) 対策

a 飲料水対策

汚染井戸周辺の半径500m 以内の地域を飲用自衛地域に指定するとともに、水道未敷設家庭 (6 戸) には飲料水を供給した。

なお、この措置は、調査後に解除した。

b 汚染土壌の撤去

電子部品工場に対し、土壌調査結果に基づき、汚染土壌の撤去及び適正処分について指導し、29m³ (40 t) の土壌の除去を行った。

c 地下水汚染の継続監視

汚染の推移をみるため、汚染井戸及びその周辺の5井戸について、今後、定期的に水質調査を実施する。

第3節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-86のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（ただし工業専用地域を除く。）について、A類型（住居系の地域）とB類型（商業系、工業系の地域）とに区分して指定している。

23市町が302地点で実施した環境騒音の3年度測定結果は図2-16のとおり、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点は、188点（62％）であり、4時間帯のうちいずれかの時間帯が環境基準に適合している測定点は92点（31％）であった。

適合地点の類型別では、B類型が77％とA類型の51％に比べて高い適合率を示していた。

表2-86 騒音に係る環境基準（46年5月25日閣議決定）

(a) 道路に面する地域以外の地域

（単位：ホン）

地 域 類 型	時 間 の 区 分			
	昼 間	朝 夕	夜 間	
AA	45以下	40以下	35以下	
A	50以下	45以下	40以下	
B	60以下	55以下	50以下	

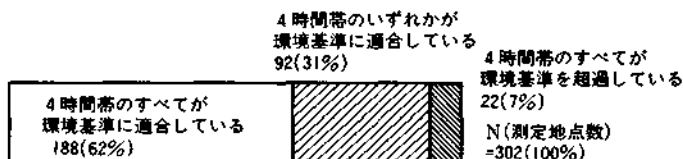
- （備考）
1. AAを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
 3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

(単位:ホン)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

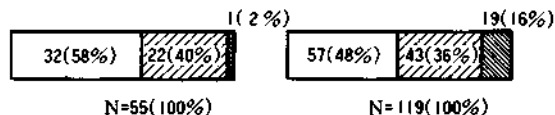
図2-16 環境騒音の環境基準の適合状況 (3年度)



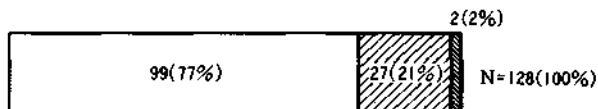
A類型



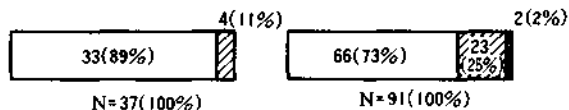
〔内訳〕・道路に面する地域以外の地域 ・道路に面する地域



B類型



〔内訳〕・道路に面する地域以外の地域 ・道路に面する地域



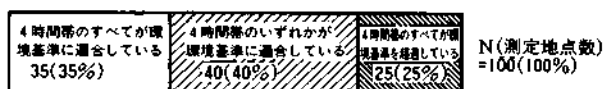
イ 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、3年度において県及び23市町では141地点で測定を実施した。

そのうち、環境基準があてはめられている測定地点で、朝、昼間、夕及び夜間の4時間帯のすべての時間帯について測定がなされている100地点について環境基準の適合状況をみたところ、図2-17に示すとおりであった。4時間帯すべてが環境基準に適合している測定点数は35点(35%)であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点数は40点(40%)であった。

適合地点の類型別では、環境騒音と同様にB類型が51%とA類型の20%に比べて高い適合率を示していた。

図2-17 自動車騒音の環境基準の適合状況（3年度）



A類型



B類型



ウ 高速道路騒音

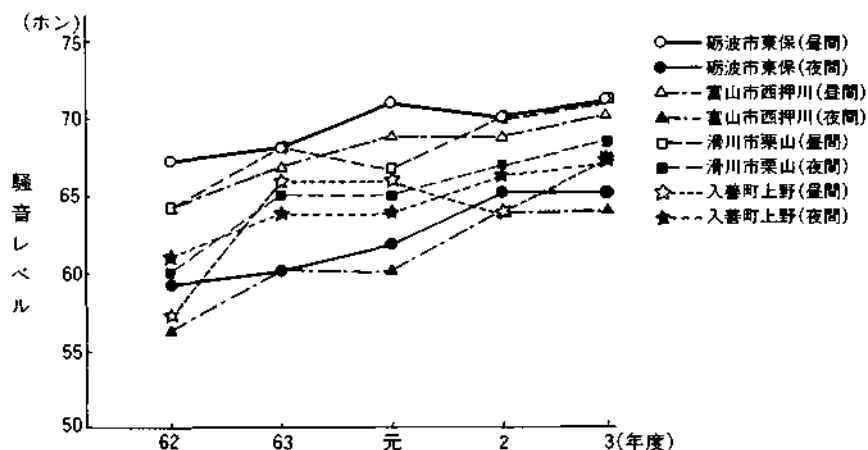
高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道の4地点の道路端において調査を実施した。

3年度の調査結果は、表2-87のとおりである。騒音レベルの推移は図2-18のとおりであり、3年度は2年度と比較すると、交通量の増加に伴って全体的に高くなる傾向を示していた。

表2-87 高速道路騒音の調査結果（3年度）

調査地点	時間区分	朝	昼 間	夕	夜 間	日平均交通量 (台/日)
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時	
騒音レベル(ホン)	砺波市東保	68	71	68	65	23,190
	富山市西押川	67	70	71	64	22,175
	滑川市栗山	73	71	72	68	17,707
	入善町上野	65	67	69	67	12,798

図2-18 騒音レベルの年度別推移



エ 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-88(1)のとおり定められている。

本県では、60年6月富山空港周辺地域（富山市、婦中町の一部地域）について、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回（7日間）4地点で調査を実施している。

3年度の調査結果は表2-88(2)のとおりで、すべての地点において環境基準を達成していた。騒音レベルの推移は図2-19のとおりであり、63年度には低騒音型ジェット機の就航率が増加したため、従前と比較すると大幅に減少したが、3年度は2年度と比較すると騒音レベルが増加したのは婦中町萩島の1地点のみであった。

表2-88(1) 航空機騒音に係る環境基準
(48年12月27日環境庁告示)

(単位：WECPNL)

地域の類型	基準値
I	70以下
II	75以下

(備考) I類型：専ら住居の用に供される地域

II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

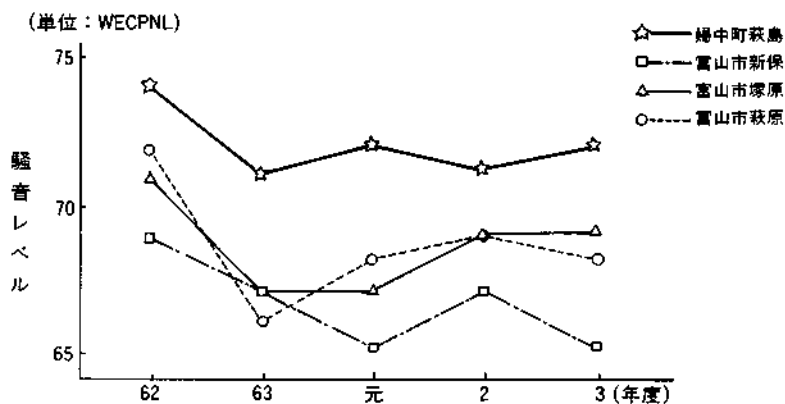
表2-88(2) 航空機騒音の調査結果(3年度)

(単位：WECPNL)

測定地点	年間平均	環境基準
富山市萩原	68	(II類型) 75以下
" 塚原	69	
" 新保	65	
婦中町萩島	72	

注 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のすべての値をパワー平均して行う。

図2-19 航空機騒音の年度別推移



(2) 振 動 の 状 況

道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、10市町が81地点において調査を実施した。

3年度の調査結果を区域別に対比すると、表2-89のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-89 道路交通振動の調査結果 (3年度)

(単位: デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域	42(65)	36(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	45(70)	40(65)
その他の区域	未指定地域	33	32

注1 () は、公安委員会への要請限度である。

2 振動レベルは30未満を30として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-90のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は敷地境界において85ホン以下で、日曜・祭日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の許容限

度は、表2-91のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請できることになっている。

表2-90 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：ホン)

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜 間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域	第1種住宅専用地域	40	45	40	40
第2種区域	第2種住宅専用地域 住居地域	45	55	45	40
第3種区域	近隣商業地域、 商業地域、準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域 の境界から50m以内	65	70	65	63

注1 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65ホン、朝夕にあっては60ホン、夜間にあっては55ホンとする。

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5ホンを減じた値とする。

表2-91 指定地域内における自動車騒音の許容限度（公安委員会への要請限度）

区 域 区 分		朝	昼 間	夕	夜間
		6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域 (第1種住宅専用地域)	1車線の道路に面する区域	50	55	50	45
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
第2種区域 (第2種住宅専用地域、住居地域)	1車線の道路に面する区域	55	60	55	50
	2車線の道路に面する区域	65	70	65	55
	2車線を超える道路に面する区域	70	75	70	60
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	1車線の道路に面する区域	65	70	65	60
第4種区域 (工業地域、工業専用 地域の境界から50m以内)	2車線の道路に面する区域	70	75	70	65
	2車線を超える道路に面する区域	75	80	75	65

(ウ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-92のとおり1,580工場・事業場、19,328施設となっている。

表2-92 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(4年3月31日現在)

市・町	特定施設 工場・事業場数	金属加工機械	空送気圧風筒機械	土石用破碎機	鐮機	建築用資材機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出成型機	鋳造型機	計
富山市	462	729	1,447	153	444	18	2	235	4	540	150	4	3,726
高岡市	562	753	1,357	62	426	11		361	23	122	59	138	3,312
新湊市	75	277	639	46		3	1	192		17	6		1,181
魚津市	46	23	177	20	1,159			25		18	14		1,436
氷見市	15	16	59	3	20	4		4		5		5	116
滑川市	35	90	170	10		4		11	1	9	20		315
黒部市	23	531	677	39	1,832			14		33		592	3,718
砺波市	37	13	14	20	215	7		17		12	20		318
小矢部市	38	38	90	8	16	3	16	27		23	5		226
大沢野町	31	50	194	18				6		3	11		282
大山町	1		1										1
上市町	13		71		1,435	1	1	5		3	13		1,529
立山町	16	13	45	1				4	4	3			70
入善町	10	6	54	5	114				7			4	190
朝日町	13	3	3		1			4		2			13
八尾町	20	5	24	1						11	6		47
婦杉町	13	2	263	3		1				17	7		293
小杉町	25	40	29		21			14		2	2		108
大門町	14	31	9	16	1,078	2		9		4	18		1,167
大島町	14	15	45	22		11		7					100
城端町	6		1		321			1			1		324
庄川町	16		97					14			33		144
井波町	22	1	51		50			46		7			155
福野町	30	14	60	2	186	1		24		7	11		305
福光町	25	1	51	4	54			44		10	21		185
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67
計	1,580	2,677	5,652	435	7,372	68	20	1,072	39	853	397	743	19,328

イ 条例に基づく規制

公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-93のとおり、1,895工場・事業場となっている。

表2-93 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(4年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	253	上 市 町	36	大 島 町	8
高 岡 市	357	立 山 町	49	城 端 町	52
新 湊 市	32	宇 奈 月 町	24	平 村	8
魚 津 市	67	入 善 町	25	上 平 村	15
氷 見 市	101	朝 日 町	32	利 賀 村	9
滑 川 市	121	八 尾 町	38	庄 川 町	21
黒 部 市	117	婦 中 町	68	井 波 町	7
砺 波 市	77	山 田 村	1	井 口 村	1
小 矢 部 市	129	細 入 村	6	福 野 町	66
大 沢 野 町	13	小 杉 町	13	福 光 町	68
大 山 町	34	大 門 町	10	福 岡 町	32
舟 橋 村	4	下 村	1	計	1,895

ウ 監視取締りと行政指導

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、表2-94のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-94 騒音関係立入検査状況（3年度）

業 種 等 区 分	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ック 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	電 気 業	そ の 他	合 計
立入検査 件数	5	11	4	6	9	2	2	7	10	9	5	4	1	3	78

(2) 振 動 の 規 制

ア 振動規制法による規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

b 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

(二) 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請限度は、それぞれ、表2-95及び表2-96のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベル以下で、日曜・祭日の作業の禁止や1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-95 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域 第2種住宅専用地域 住居地域	60	55
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60
第2種区域(2)	工業地域	70	65

注 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に換する第2種区域(2)の当該換する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く）

表2-96 道路交通振動に係る要請基準

(単位：デシベル)

区 域 区 分		昼 間	夜 間
		8時～19時	19時～8時
第1種区域	第1種住宅専用地域 第2種住宅専用地域 住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

(オ) 届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表2-97のとおり、817工場・事業場、
10,310施設となっている。

表2-97 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(4年3月31日現在)

市町	特定施設 工場・事業場	金属加工機械	圧縮機	破砕機等	織機	建設用資材製造機	木材加工機械	印刷機	樹脂練用又は合成機	合射出樹脂成型機	鋳造型機	計
富山市	230	671	297	61	440	8	24	159	1	138	4	1,803
高岡市	303	1,042	555	64	298		39	45		47	133	2,223
新湊市	37	49	44	43			26	3		6		171
魚津市	21	30	87	5	1,159		3			10		1,294
氷見市	6	6	13		20						3	42
滑川市	22	88	123				3	6	5			225
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456
砺波市	10	15	3	1	168			20		19		226
小矢部市	23	58	33	7	16	6	1	4	8	5		138
大沢野町	25	51	81	18				6		11		167
大山町	0											0
上市町	9		16		1,435					13		1,464
立山町	9	10	29							3		42
入善町	8	5	39	1	114			1			3	163
朝日町	13		8		1		4					13
八尾町	17	5	20	1						6		32
婦中町	4	4		105								109
小杉町	3	3										3
大門町	3			1	841	1						843
大島町	4	4	12	15								31
城端町	6		1		321		1			1		324
庄川町	8		12							33		45
井波町	3		11		50		2					63
福野町	14	17	50		186			4		11		268
福光町	12	8	12		46	3				19		88
福岡町	12	51	12	3		8		3				77
計	817	2,218	1,514	347	5,175	26	106	266	44	471	143	10,310

イ 監視取締りと行政指導

振動規制法の対象工場・事業場等について、表2-98のとおり、市町が立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

表2-98 振動関係の立入検査状況（3年度）

業 種 等 区 分	織 維 工 業	パ ル プ・紙・紙加工品製造業	化 学 工 業	プ ラ ス チ ック製品製造業	窯 業・土石製品製造業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	そ の 他	合 計
立入検査 件数	7	3	4	1	2	4	5	5	3	3	1	38

第4節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や魚腸骨処理場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市17町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の12物質

(ウ) 規制基準

本県では、表2-99のとおり、工業専用地域とその他の地域に区分し、規制基準を設定している。

表2-99 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準			
	工 業 専 用 地 域		その他の地域	第一種及び第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
ア ン モ ニ ア	2 (ppm)	臭気強度 3.0	1 (ppm)	臭気強度 2.5
メチルメルカプタン	0.004		0.002	
硫 化 水 素	0.06		0.02	
硫 化 メ チ ル	0.05		0.01	
二 硫 化 メ チ ル	0.03		0.009	
トリメチルアミン	0.02		0.005	
アセトアルデヒド	0.1		0.05	
ス テ レ ン	0.8		0.4	
プロピオン酸	0.07		0.03	
ノルマル酪酸	0.002		0.001	
ノルマル吉草酸	0.002		0.0009	
イ ソ 吉 草 酸	0.004		0.001	

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。条例による届出状況は、表2-100のとおり、1,046工場・事業場で、ほとんど養豚等の家畜飼養施設である。

表2-100 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の状況

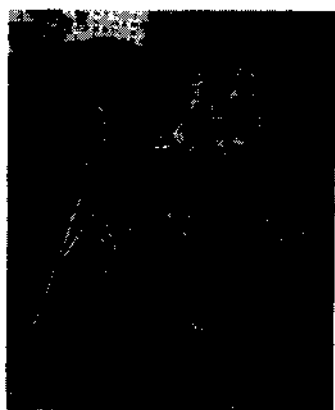
(4年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	123	上 市 町	33	大 島 町	1
高 岡 市	146	立 山 町	74	城 端 町	22
新 湊 市	1	宇 奈 月 町	13	平 村	2
魚 津 市	90	入 善 町	26	利 賀 村	1
氷 見 市	88	朝 日 町	2	庄 川 町	0
滑 川 市	22	八 尾 町	18	井 波 町	23
黒 部 市	101	婦 中 町	27	井 口 村	9
砺 波 市	26	山 田 村	3	福 野 町	44
小 矢 部 市	53	細 入 村	1	福 光 町	16
大 沢 野 町	35	小 杉 町	15	福 岡 町	7
大 山 町	6	大 門 町	10		
舟 橋 村	7	下 村	1	計	1,046

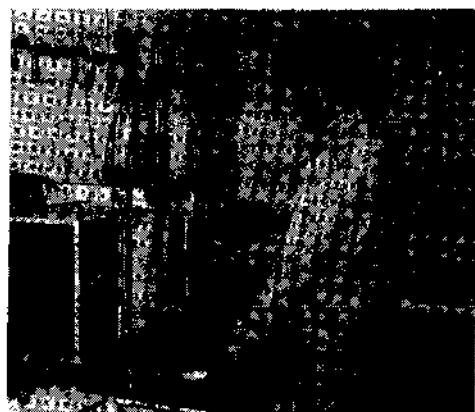
(2) 悪臭実態調査

悪臭の実態を把握し、悪臭防止対策の基礎資料を得ることを目的として、市町村から希望があった11工場・事業場から事前調査により、畜産業、飼料製造業及びプラスチック製品製造業の5工場・事業場を選定し、発生源、敷地境界及びその周辺環境において、悪臭11物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）を対象に調査を実施した。

調査結果は、表2-101のとおりで、発生源における測定値については、いずれの物質も排出口における規制基準を下回っていたが、敷地境界における測定値については、畜産業の1事業所ではノルマル酪酸が、飼料製造業の2事業所のうち1事業所ではメチルメルカプタン、トリメチルアミン、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の5物質が、もう一方の事業所ではメチルメルカプタン及び硫化水素の2物質が規制基準の臭気強度2.5を超えていた。このため、畜産業の1事業所に対しては維持管理の徹底等の指導を行い、飼料製造業の2事業所に対しては悪臭発生施設の改善等の指導を行った。



悪臭測定装置



悪臭分析装置

表2-101 悪臭実態調査結果（3年度）

事業所数		畜産業	飼料製造業	プラスチック製品製造業
悪臭物質		2	2	1
アンモニア	敷地境界	ND	0.1~0.6	—
	周辺環境	ND	—	—
	発生源	—	ND~6.7	—
メチルメルカプタン	敷地境界	ND	ND~0.013	—
	周辺環境	ND	—	—
硫化水素	敷地境界	0.002~0.004	ND~0.045	—
	周辺環境	ND	—	—
	発生源	—	ND	—
硫化メチル	敷地境界	ND	ND	—
	周辺環境	ND	—	—
二硫化メチル	敷地境界	ND	ND~0.002	—
	周辺環境	ND	—	—
トリメチルアミン	敷地境界	ND	ND~0.044	—
	周辺環境	ND	—	—
	発生源	—	ND	—
プロピオン酸	敷地境界	ND~0.0020	ND~0.0300	—
	周辺環境	ND	—	—
ノルマル酪酸	敷地境界	ND~0.0012	ND~0.0276	—
	周辺環境	ND	—	—
ノルマル吉草酸	敷地境界	ND~0.0004	ND~0.0049	—
	周辺環境	ND	—	—
イソ吉草酸	敷地境界	ND	ND~0.0034	—
	周辺環境	ND	—	—
スチレン	敷地境界	—	—	ND

注 ND（検出されず.）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、スチレン0.002ppm、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸0.0002ppm）未満をいう。

第5節 土壌汚染の現況と対策

1 土壌汚染の現況

(1) 土壌汚染の環境基準

国では、環境として土壌が果たしている多様な機能のうち、主として水質を浄化し及び地下水をかん用する機能、並びに食料を生産する機能を保全する観点から、カドミウム等10物質について「土壌の汚染に係る環境基準」を定め、3年8月23日付けで表2-102のとおり告示した。

表2-102 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒 素	検液1ℓにつき0.05mg以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。

(2) 農用地の土壌汚染

ア 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表されてから、土壌汚染の問題が表面化してきた。46年に土壌汚染防止法が

施行されたことに伴い、神通川流域の農用地におけるカドミウム汚染調査を開始した。

46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壌1,667点について調査した。調査結果の概要は、表2-103のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は231地点、汚染米発生地域の面積は約500haであったが、これらの地域では水稲の作付が停止されている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生する恐れがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-104のとおりで、玄米中カドミウム濃度の平均は0.99ppm、土壌中カドミウム濃度の平均は、作土で1.12ppm、次層土では0.70ppmであった。

表2-103 玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

土壌中カドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50～0.99	447	52	278	34	725	44
1.00～1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-104 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	203	4.86	0.06	0.64
右岸地域	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	101	5.17	0.09	0.72
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	304	5.17	0.06	0.70

イ 黒 部 地 域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛(株)（旧日本鉱業(株)三日市製錬所）周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46年～48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表2-105のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8 haであった。

この調査結果に基づき汚染米発生地域と近傍地域をあわせて129.5haを対策地域として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-106のとおりであった。

表2-105 玄米及び土壌中のカドミウム濃度（黒部地域）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)	土壌中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26	2.00 未 満	29	13
0.40～0.99	229	72	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00 以 上	0	0	10.00以 上	21	9
計	316	100	計	225	100

表2-106 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度（黒部地域）

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
黒部地域	44	1.34	0.47	0.79	44	22.60	3.85	7.57	19	3.24	0.14	0.85

2 農用地の土壤汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、土壤汚染対策事業の促進を図ることとした。

土壤汚染防止法に基づき、第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月(3年9月に変更)、残る第3次地区の953.7haについては4年2月にそれぞれ対策計画を策定した。

(ア) 第1～3次地区の区域、面積及び利用区分

第1～3次地区の位置は図2-20に示すとおりであり、これらの面積(実測)と土地利用区分は表2-107のとおりである。

(イ) 事業の内容

第1～3次地区の復旧方式等は表2-108のとおりである。

図2-20 第1～3次地区位置図

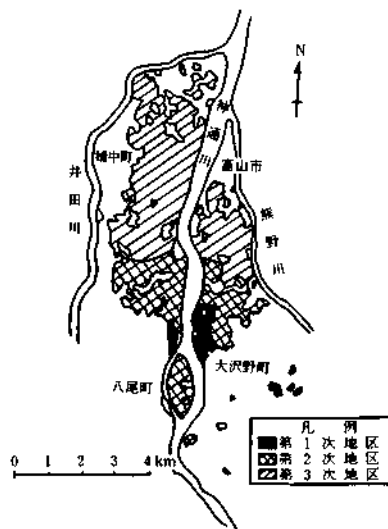


表2-107 土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

計画区分	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積					①のうち農用地以外として利用する面積
	①農用地（田）	農用地以外	計	田	畑	計	事業対象面積（砂採取田）	計	
第1次地区	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	427.2	53.9	481.1	326.6 292.1	5.9 3.8	332.5 295.9	73.7 80.9	406.2 376.8	21.0 50.4
第3次地区	960.5	94.8	1,055.3	402.0	5.5	407.5	14.3	421.8	538.7
計	1,484.4	160.0	1,644.4	804.8 770.3	12.0 9.9	816.8 780.2	99.8 107.0	916.6 887.2	567.8 597.2

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画である。

表2-108 第1～3次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区	第3次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式	区画整理方式 現状回復方式
対 策 工 法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林	八尾町卯花地区の山林

(ウ) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は、第1次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（変更後は9,054,865千円）、第3次地区が19,291,900千円であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-109のとおりである。

表2-109 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

区 分	第1次地区	第2次地区	第3次地区	
告 示 年 月 日	55年2月6日第 94号 59年7月28日第 641号	59年1月20日第 42号 3年9月4日第 635号	4年2月3日第 98号	
公 害 防 止 事 業 の 種 類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業			
費用を負担させる事業者の名称	三井金属鉱業株式会社			
負 担 総 額 基 礎 及 び 確 定 率	公害防止事業費①	1,783,000千円 2,247,436千円	10,940,000千円 9,054,865千円	19,291,900千円
	汚 染 寄 与 度②	0.527 0.5908	0.5908	0.5908
	概 定 割 合③	2/3	2/3	2/3
	負 担 率②×③	0.3513 0.3939	0.3939	0.3939
	負 担 総 額①×②×③	626,368千円 885,265千円	4,309,266千円 3,566,711千円	7,599,079千円
そ の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。			

注 第1次・第2次地区の告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下、「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、6月から工事に着手した。

(ア) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施工することが必要な地域及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を施工している。

各地区の事業計画面積は表2-110のとおりである。

表2-110 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位：ha)

区 分	全 体	内 訳		
		指 定 地 域	隣 接 地 域	併 せ 地 域
第1次地区	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	441.5	332.5	16.5	92.5
	371.7	295.9	9.8	66.0
第3次地区	436.9	394.5	22.0	20.4
計	969.6	800.4	44.7	124.5
	899.8	763.8	38.0	98.0

注 第2次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

(イ) 土壌復元工事の実施状況

表2-111のとおり、第1次地区では、全面積において作付が可能となり、第2次地区についても、4年度に作付可能になる客土水田面積は276haとなった。

なお、3年度に作付した第2次地区の客土水田(87ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.31ppm～0.05ppm、土壤中カドミウム濃度は0.23ppm～0.05ppmであった。

表2-111 作付可能面積（4年度）

（単位：ha）

区 分	田		畑		合 計
	客 土	非客土	客 土	非客土	
第1次地区	75.8	13.2	1.2	—	90.2
第2次地区	275.7	72.5	3.8	0.3	352.3
合 計	351.4	85.7	5.0	0.4	442.5

ウ 対策地域の一部指定解除

第1次地区の工事が終了した地域の追跡調査を実施して、安全性が確認されたため、62年6月9日、95.2haについて対策地域の指定の一部を解除（第1回）した。

また、第2次地区のうち、調査を実施して安全性が確認された189.9haについても、3年6月18日に対策地域の指定の一部解除（第2回）を実施した。

(2) 黒 部 地 域

ア 対策計画の策定

黒部地域の対策地域は129.5haで、黒部市の中心部近くに位置している。

当該地域については、土壤汚染防止法に基づき、3年11月に対策計画を策定した。

(ア) 対策地域の区域、面積及び利用区分

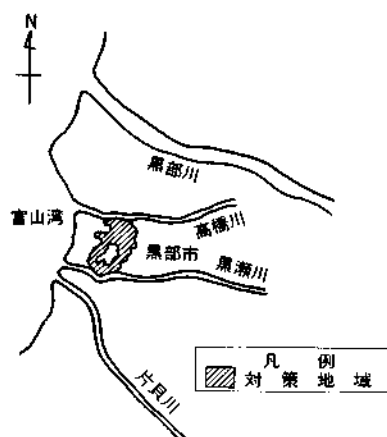
対策地域は図2-21に示すとおりであり、この面積（実測）と土地利用区分は表2-112のとおりである。

表2-112 土地利用区分と面積（実測）

（単位：ha）

市 名	対策地域の面積				①のうち農用地として利用する面積						①②のうち農用地以外として利用する面積
	①農用地(田)	②農用地(畑)	農用地以外	計	左のうち事業対象面積						
					田	畑	計	田	畑	計	
黒部市	115.8	0.2	16.1	132.1	44.0	0.2	44.2	44.0	—	44.0	71.8

図2-21 対策地域位置図



(イ) 事業の内容

対策地域の復旧方式等は表2-113のとおりである。

表2-113 対策地域の復旧方式等

区 分	黒 部 地 域
復 旧 方 式	現状回復方式
対 策 工 法	排土客土工法
客土母材の採土地	黒部市田稔地内の山林

(ウ) 対策計画に係る事業費の概算等

事業費は2,936,000千円であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-114のとおりである。

表2-114 公害防止事業に係る費用負担計画の概要

告 示 年 月 日	3年11月19日第 798号
公 害 防 止 事 業 の 種 類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業
費用を負担させる事業者の名称	日本鉱業株式会社
負 担 公 害 防 止 事 業 費 ①	2,936,000千円
汚 染 寄 与 度 ②	1
概 定 割 合 ③	2/3
負 担 率 ②×③	0.6667
負 担 総 額 ①×②×③	1,957,431千円
そ の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公特事業の実施

公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定し、2月から工事に着手した。

第6節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、高岡・砺波地域10か所、富山地域7か所、魚津・滑川地域4か所及び黒部地域7か所の合計28観測井において実施している。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-115のとおりであり、一部の地点では、消雪による地下水利用の影響などにより水位の低下がみられたが、全体的には大幅な変動がなく、ほぼ横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の変動は、図2-22のとおりであり、高岡・砺波地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域とも市街地では、積雪時に低下がみられるが、春を迎えると回復している。



地下水位観測井

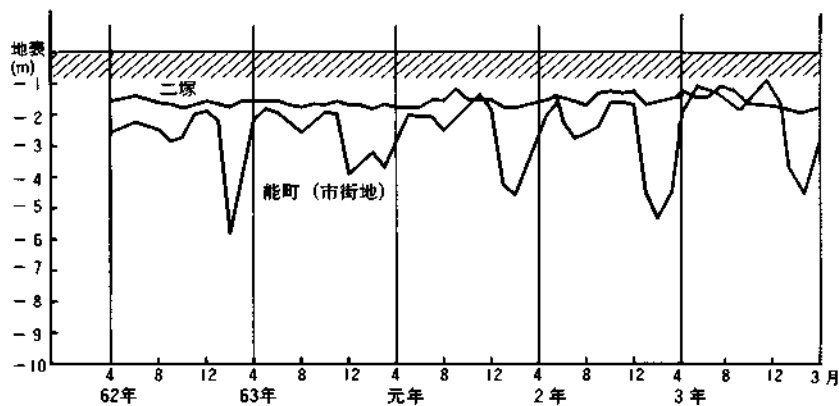
表2-115 地下水位年平均値の年度別推移

地域名	観測井の名称	所在地	井戸の深さ(m)	平均地下水位(cm)				
				62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
高岡	能町	高岡市	260	- 271	- 230	- 224	- 251	- 212
	上関	"	240	+ 363	+ 359	+ 350	+ 314	+ 357
	二塚	"	40	- 139	- 141	- 144	- 150	- 150
砺波地域	寺塚原	新湊市	150	- 377	- 332	- 260	- 278	- 252
	作道	"	100	- 83	- 70	- 74	- 86	- 73
	日詰	砺波市	100	-1,390	-1,378	-1,420	-1,417	-1,436
	五郎丸	"	80		-3,214	-3,283	-3,275	-3,280
	水島	小矢都市	80		- 801	- 843	- 852	- 846
	布袋	福野町	80		-1,110	-1,160	-1,176	-1,168
	江尻	福岡町	80		+ 48	+ 50	+ 55	+ 59
富山地域	下飯野	富山市	200	- 65	- 47	- 53	- 93	- 74
	奥田北	"	93	- 251	- 227	- 221	- 254	- 254
	山室	"	20	- 164	- 117	- 141	- 140	- 127
	西の番	"	100	-1,472	-1,426	-1,439	-1,432	-1,428
	三郷	"	150	- 96	- 79	- 66	- 91	- 83
	前沢	立山町	100	- 423	- 389	- 405	- 408	- 403
魚津・滑川地域	速星	婦中町	100	- 139	- 135	- 152	- 160	- 154
	住吉	魚津市	50		- 126	- 126	- 125	- 121
	北鬼江	"	70		- 561	- 567	- 568	- 574
	下島	滑川市	80		- 34	- 30	- 18	- 192
黒部地域	四ッ屋	"	100		-2,122	-2,164	-2,168	-2,144
	金屋	黒部市	150	- 727	- 693	- 656	- 661	- 691
	三日市	"	100	- 899	- 847	- 853	- 850	- 821
	五郎八	"	50	-1,448	-1,405	-1,339	-1,363	-1,392
	青木	入善町	150	-1,328	-1,319	-1,318	-1,332	-1,381
	入膳	"	100	-1,912	-1,884	-1,877	-1,778	-1,833
	小摺戸	"	50	-1,210	-1,209	-1,203	-1,189	-1,224
	月山	朝日町	100	- 730	- 716	- 730	- 725	- 699

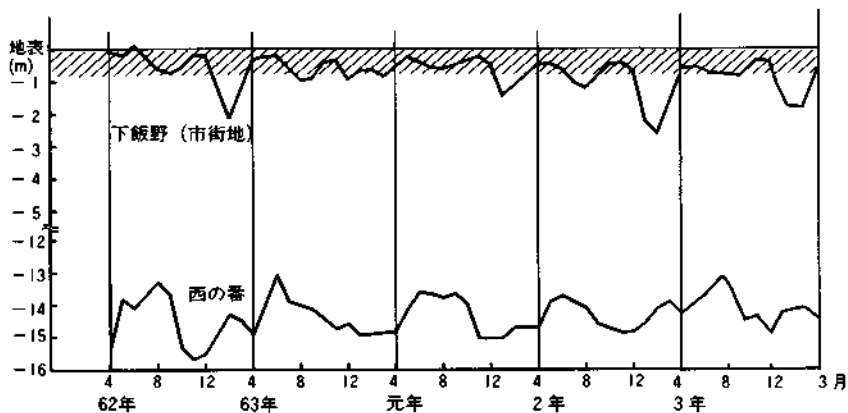
注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

図2-22 主な観測井の地下水位（月平均）

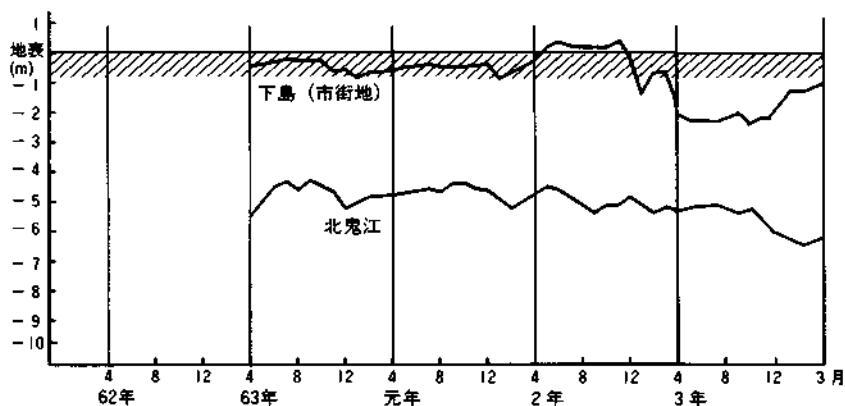
高岡・砺波地域



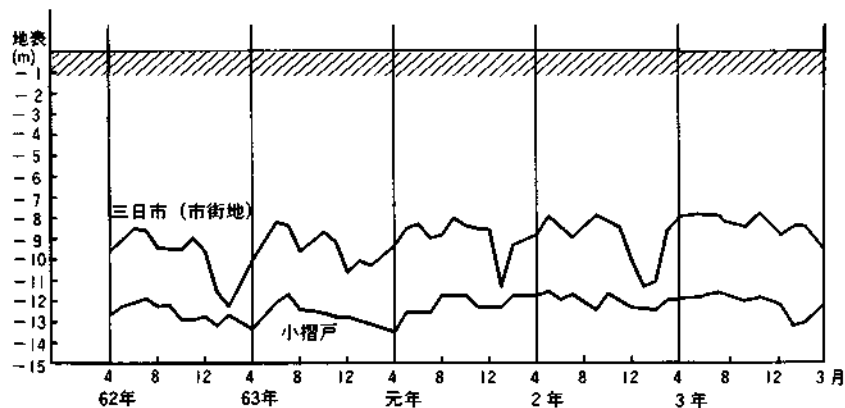
富山地域



魚津・滑川地域



黒部地域



(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、県内海岸部(氷見地域10地点、高岡・新湊地域50地点、富山地域30地点、魚津・滑川地域20地点、黒部地域20地点)の計130地点で実態を調査している。

塩素イオン濃度分布は、図2-23のとおりであり、富山地域及び魚津・滑川地域については、ここ数年大幅な変化はみられないが、高岡・新湊地域については、高濃度の塩素イオン濃度が分布している範囲は以前と比較して縮小傾向がみられる。

ア 氷見地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

イ 高岡・新湊地域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

地区別にみると、高岡地区では塩素イオン濃度100mg/l以上の地域は小矢部川河口から約9 km 上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度1,000mg/l以上の地域は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、海岸線から内陸部約3 km までみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度10,000 mg/l以上の地点もみられるが、高濃度の塩素イオン濃度範囲は以前と比較して縮小する傾向がみられる。

ウ 富山地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、富山港から約1 km 内陸部の東岩瀬地区までの比較的狭い地域にみられる。

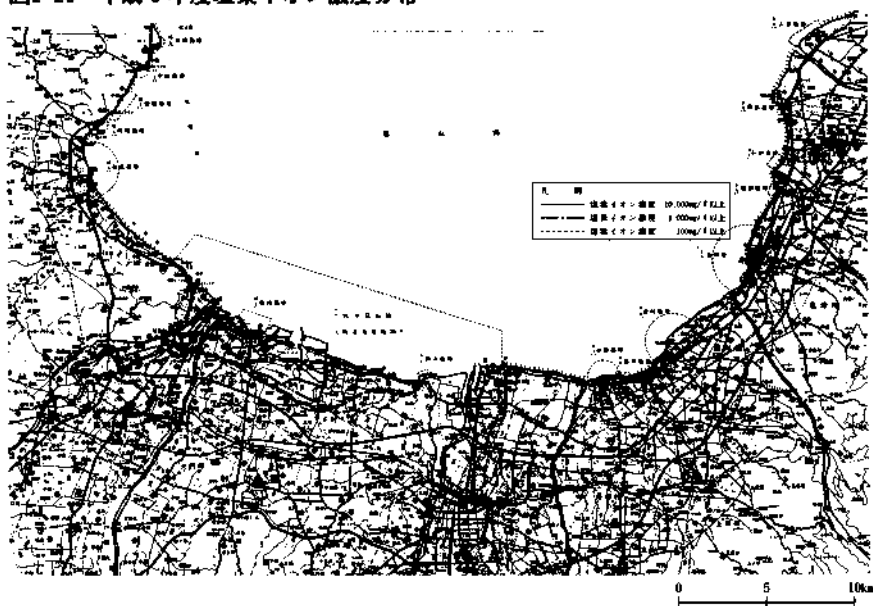
エ 魚津・滑川地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、魚津港に限ってわずかにみられる。

オ 黒部地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

図2-23 平成3年度塩素イオン濃度分布



2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例による規制

ア 指定地域

区分 \ 地域	富山地域	高岡地域
規制地域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観察地域	富山市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、八尾町及び婦中町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、小杉町、大門町及び福岡町の一部、下村の全部

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるもの。(ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)

ウ 取 水 基 準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、62年4月1日から表2-116のとりの基準を適用している。

表2-116 取 水 基 準

区 分		項 目	揚水機の吐出口 断面積 (cm ²)	採取する地下水 の量 (m ³ /日)
既 設	52年3月1日までに設置 された揚水設備		200 以下	1,000 以下
新 設	52年3月2日以降に設置 された揚水設備		150 以下	800 以下

図2-24 条例に基づく取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数が2,229、揚水設備数が2,886であり、その内訳は、表2-117のとおりである。

市町村別では、富山市が944事業所、1,211設備、高岡市が540事業所、739設備と両市で全体の設備数の約3分の2を占めている。

また、用途別では、建築物用が最も多く960事業所、1,121設備であり、次いで、道路等消雪用が757事業所、835設備、工業用が418事業所、803設備の順となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加している。

表2-117 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

(1) 市町村別の届出状況

(4年3月31日現在)

地域	区分	規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
	市町村	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富山地域	富山市	815	1,054	129	157	944	1,211
	大沢野町			62	89	62	89
	大山町			12	18	12	18
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			114	140	114	140
	立山町			59	71	59	71
	八尾町			20	25	20	25
	婦中町			88	124	88	124
	小計	815	1,054	486	626	1,301	1,680
高岡地域	高岡市	520	710	20	29	540	739
	新湊市	78	98			78	98
	大門町	27	30	7	9	34	39
	大島町	22	35			22	35
	砺波市			151	170	151	170
	小杉町			36	40	36	40
	下村			11	11	11	11
	福岡町			56	74	56	74
	小計	647	873	281	333	928	1,206
合	計	1,462	1,927	767	959	2,229	2,886

(2) 用途別届出状況

(4年3月31日現在)

用途	区分	規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用		276	541	142	262	418	803
建築物用		723	847	237	274	960	1,121
水道用		5	17	35	46	40	63
農業・水産業用		11	11	43	53	54	64
道路等消雪用		447	511	310	324	757	835
計		1,462	1,927	767	959	2,229	2,886

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された3年度の年間地下水採取量は128.7百万 m^3 /年で、その内訳は表2-118のとおりである。

市町村別では、富山市が54.2百万 m^3 /年と最も多く、次いで高岡市が20.1百万 m^3 /年となっており、両市で全体の58%を占めている。

用途別では、工業用が78.4百万 m³/年と最も多く、全体の61%を占めており、次いで水道用の21.2百万 m³/年、建築物用の18.7百万 m³/年の順となっている。

表2-118 地下水採取状況（3年度）

(1) 市町村別

(単位：百万m³/年)

市町村		区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
富山地域	富 山 市		44.0	10.2	54.2
	大 沢 野 町			4.9	4.9
	大 山 町			1.8	1.8
	舟 橋 村			0.0	0.0
	上 市 町			6.8	6.8
	立 山 町			2.0	2.0
	八 尾 町			2.7	2.7
	婦 中 町			17.5	17.5
	小 計		44.0	45.9	89.9
高岡地域	高 岡 市		18.7	1.4	20.1
	新 湊 市		1.8		1.8
	大 門 町		0.9	2.9	3.8
	大 島 町		4.1		4.1
	砺 波 市			5.6	5.6
	小 杉 町			0.3	0.3
	下 村			0.2	0.2
	福 岡 町			2.9	2.9
	小 計		25.5	13.3	38.8
合 計			69.5	59.2	128.7

(2) 用途別

(単位：百万m³/年)

用 途	区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用		47.1	31.3	78.4
建 築 物 用		13.1	5.6	18.7
水 道 用		3.0	18.2	21.2
農 業 ・ 水 産 業 用		1.0	1.2	2.2
道 路 等 消 雪 用		5.3	2.9	8.2
計		69.5	59.2	128.7



降雪検知器付き消雪施設制御盤



消雪状況

(2) 観測体制の整備

本県における地下水位の観測は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、高岡・砺波地域10井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域7井の合計28観測井で観測を行っている。これらの観測井の位置及び構造は、表2-119のとおりである。

また、3年度には、黒部川扇状地の名水地帯に2井の観測井を設置し、4年度から観測を実施することになっている。

(3) 監視指導

地下水条例の対象工場・事業場について、立入検査を実施し、取水基準の遵守状況及び揚水記録等設備の維持管理状況について調査するとともに技術指導を行った。

(4) 地下水指針の策定

塩水化や大幅な地下水位の低下等の地下水障害の進行を防止するとともに、県民共有の財産である豊富で清浄な地下水を次の世代に引き継ぐため、県は、2年8月に「地下水指針の策定」について地下水審議会に諮問した。

審議会では、案策定委員会を設置して、地下水の保全目標、保全施策及び推進体制について検討を行い、4年3月に答申し、県では、4年度にはこの答申に基づいて地下水指針を策定することになっている。

(5) 地下水利用対策協議会の支援

庄川・小矢部川地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域において地下水利用対策協議会が設置され、地下水利用の合理化、啓発等の活動が実施されており、側面的に支援を行った。

表2-119 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井 の名称	位置	設置 年度	管理者	井戸の構造			標高 (m)
					深度 (m)	口径 (mm)	ストレート位置 (m)	
高岡・ 砺波地域	能 町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上 関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	二 塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~ 39	14.11
	寺 塚 原	新湊市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
	作 道	新湊市殿村	54	県	100	250	40~ 54	2.41
	日 詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~ 89	41.08
	五 郎 丸	砺波市五郎丸	60	県	80	250	48~ 59 65~ 70	72.54
	水 島	小矢部市水島	60	県	80	250	43~ 49 54~ 60 65~ 71	41.21
	布 袋	福野町布袋	60	県	80	250	43~ 54 60~ 65	60.42
	江 尻	福岡町江尻	60	県	80	250	56~ 67 72~ 78	20.46
富山 地域	下 飯 野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	7.11
	奥 田 北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~ 82	6.44
	山 室	富山市山室	57	県	20	250	15~ 20	29.05
	西 の 番	富山市西の番	49	県	100	250	50~ 83	88.96
	三 郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
	前 沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~ 50	63.18
魚津・ 滑川地域	速 星	婦中町速星	53	県	100	250	84~ 95	14.18
	住 吉	魚津市住吉	61	国	50	250	23~ 34	6.67
	北 鬼 江	魚津市北鬼江	61	国	70	250	59~ 71	12.64
	下 島	滑川市下島	61	国	80	250	66~ 77	5.84
黒部 地域	四 ッ 屋	滑川市四ッ屋	61	国	100	250	65~ 82	35.48
	金 屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	三 日 市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~ 73	18.85
	五 郎 八	黒部市五郎八	51	県	50	250	28~ 45	46.78
	青 木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
	入 膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~ 95	27.63
	小 摺 戸	入善町小摺戸	51	県	50	250	34~ 50	69.67
	月 山	朝日町月山新	51	県	100	250	56~ 78	23.29

注 管理者の「国」は、通商産業省所管のものをいう。

第7節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、行政サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-120及び表2-121のとおりである。

2年度における収集人口は112万5千人で県人口の99.9%を占めている。収集されたごみは年間36万9千tで、そのうち可燃物30万9千t(構成比83.8%)は焼却、不燃物4万3千t(同11.6%)は埋立、その他は再利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、14施設(処理能力1,389t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、新川、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて5施設(処理能力225t/日)が整備されている。

表2-120 ごみ処理状況の推移

年 度	総人口(人)	計 画 収 集 区 域							計画収 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	収 集 処 理 量 (t/年)				自 家 処 理 量 (t/年)	
				焼 却	埋 立	そ の 他	計		
62	1,126,006	1,125,983	393,677	291,050	62,976	12,770	366,796	26,886	99.9
63	1,125,623	1,125,602	399,375	298,992	64,462	13,260	376,714	22,661	99.9
元	1,124,417	1,124,393	395,989	303,336	63,305	14,768	381,409	14,580	99.9
2	1,124,897	1,124,877	384,883	309,573	42,817	16,846	369,236	15,647	99.9
3 (推計)	1,125,000	1,125,000	385,000	310,000	43,000	17,000	370,000	15,000	99.9

表2-121 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(4年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	滑 川 市	衛生センター	機械化バッチ	35
	上 市 町	清掃センター	"	16
	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細 入村)	クリーンセンター	連続	600
高 岡	高 岡 市	高岡廃棄物処理工場	"	270
	氷 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	小 矢 部 市	環境センター	"	30
	福 岡 町	環境センター	バッチ	10
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町)	西部清掃センター	機械化バッチ	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	"	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	"	准連続	70
	砺波広域圏事務組合 (城端町・井口村・福光町)	西部清掃センター	機械化バッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (平村・上平村)	平、上平清掃センター	バッチ	5
	利賀村	塵芥焼却場	"	3
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	準 連 続	120
計		14 施 設		1,389

(2) 粗大ごみ処理施設

(4年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・大沢町・大山町・八尾町・婦 中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村)	クリーンセンター 南分場	圧 縮	75
高 岡	高岡市	粗大ごみ処理工場	破 砕・圧 縮	50
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町)	宮沢清掃センター	"	40
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・井波町・庄川町・福野町)	東部清掃センター	圧 縮	30
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町)	射水郷清掃センター	破 砕・圧 縮	30
計		5 施 設		225

イ し尿処理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表2-122及び表2-123のとおりである。

2年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口45万6千人と水洗化人口61万8千人を合わせた107万4千人で、県人口の95.4%を占めている。収集されたし尿（浄化槽汚でい11万7千klを含む。）35万5千klは、そのほとんどがし尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設（処理能力1,074kl/日）となっている。

また、水洗便所のし尿は、公共下水道及び浄化槽で処理されているが、浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も3年度末には約10万6千基となり、年間約3千基の増加をみている。

表2-122 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみとり 便所	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収 集 内 訳 (kl/年)			処 理 内 訳 (kl/年)		
		計画収集 人口(人)	浄 化 槽 基 数 (基)	公 共 下 水 道 人口(人)	くみとり し 尿		浄 化 槽 汚 で い	計	し尿処理 施 設	公共下水道 マンホ ール投入	農村還元 その他	
			人口(人)									
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	1,046,138	249,033	98,653	347,686	331,975	15,711	0
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	1,058,548	259,053	108,615	367,668	343,606	24,062	0
元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	1,062,090	247,529	116,033	363,562	339,431	24,131	0
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	1,073,584	237,803	116,986	354,789	330,183	24,606	0
3 (推計)	1,125,000	410,000	106,000	406,000	250,000	1,074,000	215,000	117,800	332,000	304,000	28,000	0

表2-123 し尿処理施設の整備状況

(4年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (k1/日)
富山	富山市	つばき園	固液分離	90
	滑川市	し尿処理場	消化・活性汚でい	33
	婦中町	衛生センター	活性汚でい	40
	富山県中央衛生 処理組合(富山市・大沢野町・大 山町・八尾町・細入村)	万 浄 園	消化・活性汚でい	217
	富山県中部衛生 センター組合(富山市・上市町・立山町)	し尿処理場	活性汚でい	80
高岡	高岡市	四屋下水処理場	消化・活性汚でい	150
	氷見市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏 事務組合(魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活性汚でい	155
砺波	砺波地方衛生 施設組合(砺波市・小矢部市・城端町・井波町・庄川町・ 福野町・砺波町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚でい	144
	砺波広域圏 事務組合(平村・上平村)	平・上平 衛生センター	酸 化	4
射水	射水地区広域圏 事務組合(新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・ 富山市)	射水郷衛生センター	活性汚でい	116
計		11 施設		1,074

(2) 産業廃棄物の処理

2年度の実態調査結果（元年実績）から、工業出荷額等の伸びに基づいて推計すると、2年度において事業活動に伴って排出された量は全体として、694万6千tであり、そのうち自社再利用又は有償売却等の資源化有効利用は、184万5千tで、残りの510万1千tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図2-25のとおり無機汚でいが281万5千t（構成比55.2%）と最も多く、次いで有機汚でいが113万1千t（同22.2%）、建設廃材が44万t（同8.6%）、集じんダストが24万3千t（同4.8%）の順となっており、この4種類で全体の90.8%を占めている。

また、業種別にみると、図2-26のとおり製造業が251万9千t（構成比49.4%）と最も多く、次いで建設業が134万1千t（同26.3%）、電気・ガス・水道業が99万1千t（同19.4%）の順となっており、この3業種で全体の95.1%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-27のとおり高岡地域が204万1千t（構成比40.0%）、次いで富山地域が186万2千t（同36.5%）、射水地域が66万6千t（同13.1%）、新川地域が34万3千t（同6.7%）、砺波地域が18万7千t（同3.7%）の順となっており、高岡地域及び富山地域の両地域で全体の76.5%を占めている。

図2-25 種類別発生量（2年度）

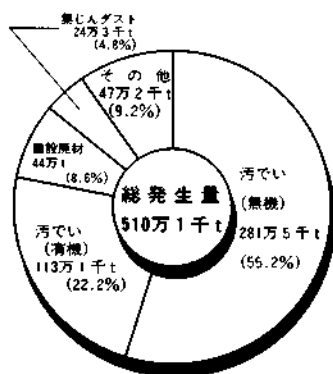


図2-26 業種別発生量（2年度）

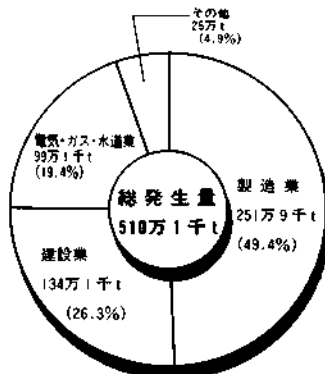
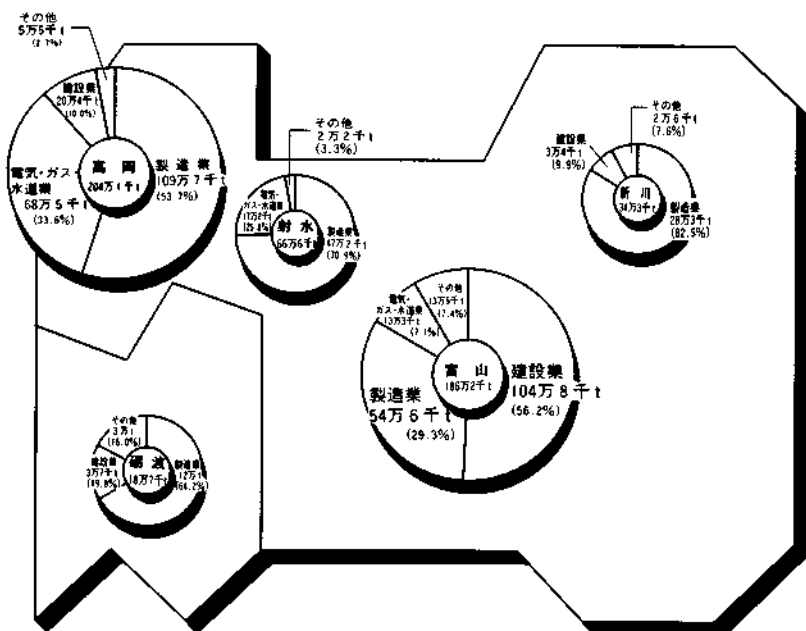


図2-27 地域別発生量（2年度）

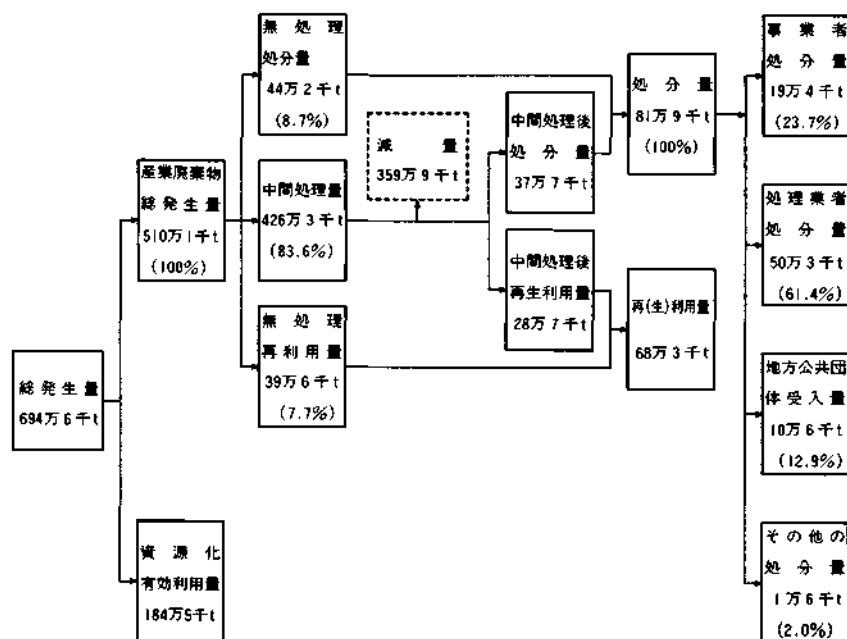


次に、処理処分状況については、図2-28のとおり、産業廃棄物総発生量510万1千tのうち、中間処理(焼却、脱水、乾燥、中和等)されたものは、426万3千t(構成比83.6%)、無処理処分(埋立)されたものは、44万2千t(同8.7%)、無処理再利用されたものは39万6千t(同7.7%)となっている。

また、最終的に再利用されたものは、無処理のものと同中間処理後のものとを合わせた68万3千tであり、埋立処分されたものは81万9千tである。

埋立処分されたものを処分先にみると、事業者自身によるものが19万4千t(構成比23.7%)、処理業者委託によるものが50万3千t(同61.4%)の順となっており、この両処分地で埋立量の85.1%を占めている。

図2-28 産業廃棄物の処理状況(2年度)



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にするため、46年9月24日に法律が制定された。なお、その後3年10月5日に、廃棄物の減量化・再生の推進、廃棄物の適正処理の確保、処理施設の確保を主な柱として法律が大幅に改正され、4年7月4日までに施行されることになっている。

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とは、ごみ、し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸等の法で規定されている19種類のものをいう。

また、この度の改正で、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じのおそれのある廃棄物を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として区分し、規制が強化された。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの地域の市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

(ウ) 処 理 基 準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集・運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚でい、鉋さい等で一定基準以上の有害物質が溶出するものについては、有害産業廃棄物として、厳しい基準が設定されている。

(エ) 届 出 施 設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚でい処理施設、廃油処理施

設等14種類の産業廃棄物処理施設を設置する場合、事前に県へ届出することになっているが、この度の改正で、市町村が設置する一般廃棄物処理施設を除き、知事の許可を受けなければならないことになった。

(オ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等に関する技術上の基準が規定されている。

(カ) 廃棄物処理計画

一般廃棄物については、市町村長が「一般廃棄物処理計画」を定め、適正処理の推進に努めている。

また、産業廃棄物については、3年度に改定した「産業廃棄物処理計画」に基づき、監視・指導の強化、減量化及び有効利用の推進、最終処分場の確保等の施策を推進している。

イ 浄化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月に浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し、61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取り便所を水洗化して浄化槽を設置しようとする場合等には、県知事に届出しなければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は県知事に登録、清掃業者は市町村長の許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(イ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後6か月及びその後毎年1回、指定検査機関((社)富山県浄化槽協会)の行う検査を受けなければならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去5年間の整備状況は、表2-124のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をはば完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

ダイオキシンについては、国において策定した「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、市町村に対して焼却炉の燃焼管理や、排ガス処理設備の管理等、ダイオキシンの発生防止対策について指導している。

浄化槽については、放流水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約1,600基の浄化槽の立入調査を実施し、指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(財)富山県浄化槽協会では約10,500基の浄化槽の検査を実施した。

表2-124 一般廃棄物処理施設の整備状況

年度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設			焼立処分地施設			し尿処理施設		
	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
62	—	t/日	—	—	t/日	—	—	千㎡	—	1	k/日	射水地区広域圏事務組合
63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	45	氷見市
元	—	—	—	1	40	新川広域圏事務組合	1	135 167	小矢部市 新川広域圏事務組合	1	90	富山市
2	1	70	雨沢広域圏事務組合	—	—	—	—	—	—	1	170人	舟橋村*
3	1 (1	135 270	富山市 ¹⁾ 高岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 ()内は整備中の施設を示す。

注2 *1は、廃棄物中継・中間処理施設、*2は、コミュニティ・プラントを示す。

なお、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき5業者を新たに登録するとともに、62業者の登録を更新した。これにより3年度末で82業者が浄化槽保守点検業者として登録されている。

(3) 産業廃棄物対策

法に基づく産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-125のとおり総数は588件であり、収集及び運搬業が497件（構成比84.5%）とほとんどを占めている。

近年の特色としては、建設廃材の有効利用のため、中間処理（破碎、分別）の許可を取得する事業所が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の届出状況は、表2-126のとおりで、全体では161施設であり、内訳は、汚でいの脱水施設が77施設（構成比47.8%）で最も多く、次いで最終処分場（安定型、管理型）の31施設、廃プラスチック類の焼却施設29施設の順となっている。

これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業者等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

3年度の監視指導状況については、表2-127のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等214事業所を立入調査し、そのうち8事業所に対して適正処理等について改善の指導を行った。

また、3年7月には産業廃棄物の現状と将来の発生状況や処理処分状況等を踏まえ、7年度を目標とした新たな産業廃棄物処理計画を策定した。

表2-125 産業廃棄物処理業の許可状況

（4年3月31日現在）

許可 区分	収集及び 運搬	中間処理		最終処分				計
		中間処理	収集・運搬及び中間処理	収集・運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集・運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
件数	497	30	44	7	1	6	3	588

表2-126 産業廃棄物処理施設の届出状況

(4年3月31日現在)

施 設	処 理 能 力	施設数	施 設	処 理 能 力	施設数	
汚 での脱水施設	10m³/日以上	77	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日以上	29	
汚 での乾燥施設	10m³/日以上	2	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべてのもの	3	
汚 での焼却施設	5 m³/日以上	8	汚 での等に含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	1	
廃油の油水分離施設	10m³/日以上	4	最終処分場	安 定 型	3,000m²以上	15
廃油の焼却施設	1 m³/日以上	3		管 理 型	1,000m²以上	16
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m³/日以上	2	計			161
廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日以上	1				

表2-127 産業廃棄物関係の立入検査状況（3年度）

区 分	産 業 廃 棄 物処理業者	内 訳			排 出 事 業 所	計
		収集及び 運 搬	中間処理	最終処分		
立入検査数	120	57	36	27	94	214
指導件数	4	2	0	2	4	8

(4) 産業廃棄物処理計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、50年度に産業廃棄物処理計画を策定し、その後、60年度に改定して適正処理の推進を図ってきたが、2年度で計画期間が終了したため3年7月に計画の改定を行った。

改定に当たっては、近年の産業構造の変化等に伴う産業廃棄物の量的、質的な変化を把握するため、2年度に実施した実態調査の結果等をもとに検討した。改定した計画は次のとおりである。

ア 計画の期間

3年度から7年度までの5か年とする。

イ 基本的考え方

事業者処理責任の原則、発生量抑制の推進、有効利用の促進、中間処理の推進と最終処分場の確保、生活環境の保全及び処理の役割分担の6項目を計画策定にあたっての基本的事項とする。

ウ 適正処理の基本方策

適正処理を推進するため、事業者等の役割分担のほか、基本的な処理の方法を次のとおり定める。

(ア) 役割分担

- ・事業者 自らの責任と負担において適正に処理する。
- ・処理業者 事業者から受託した廃棄物を適正に処理する。
- ・市町村 県の施策に協力し、事業者等の指導を行う。
- ・県 事業者等に対して、監視、指導を行う。

(イ) 処理の方法

- ・保管 発生後速やかに処理することとし、長期間大量に保管することを避ける。
- ・収集・運搬 処分先までの経路、交通事情等を配慮した運搬計画を定めて実施する。
- ・中間処理 減量化、安定化及び無害化により環境への負荷を軽減するほか、資源化や再生利用に努める。
- ・最終処分 極力減量化、資源化及び再生利用を図った後、埋立

処分をする。また、植生等の自然条件や周辺の生活環境等を十分配慮して適地を選定し、設置後は施設の維持管理を十分行う。

エ 適正処理の推進方策

適正処理を円滑に推進するため、次の施策を講ずる。

(ア) 監視及び指導の強化

事業所に対する立入検査の実施、不法投棄の防止、マニフェストシステムの導入等を指導する。

(イ) 中間処理の推進

発生量の多い汚でい及び建設廃材の減量化や資源化、再生利用を指導する。

(ウ) 有効利用の促進

資源化や再生利用の技術開発及び導入、ならびに広域交換体制の活用等を指導する。

(エ) 最終処分場の確保

事業者及び処理業者による処分場の確保が図られるよう市町村とも密接な連携のもとに、計画的な整備、適正配置の指導、環境影響調査の実施、魅力的な計画の策定を指導する。

(オ) 特別管理廃棄物等の適正処理推進方策の研究

特別な管理を要する廃棄物や処理が困難な廃棄物の適正処理について、施設の規模や種類、運営方法、公共関与のあり方等、種々の観点から、推進方策の研究を進める。

(カ) 中小企業への助成

各種融資制度の活用を指導するほか、技術面の助成、共同処理施設設置の推進を指導する。

(キ) 産業廃棄物処理業者の育成

処理業者の健全な育成、体質の強化を図るため、講習会、研修会等を積極的に開催するほか、富山県産業廃棄物処理業協会等、関係団体を支援し、指導する。

第8節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物の量の増大と種類が多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県土美化推進県民会議を中心に市町村の協力のもとに、県民の美化意識や公德心の高揚に努めるとともに、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推進期間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

3年4月1日～5月31日、特に4月21日から27日までを「県土美化強調週間」とした。

イ 川をきれいにする運動

3年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月9日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

3年7月1日～8月31日、特に7月7日を「海岸美化の日」8月4日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

3年9月1日～9月30日、特に9月22日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等を呼びかけるため、次の事業を実施した。

- ポスターの掲示……………2種類、各5千枚 公共施設、ガソリンスタンド等 (4、9月)
- ごみ持ち帰り袋の配布……………35万枚 運転者、観光客等(4～10月)
- ポスターの募集及び展示……小中学生からポスターの募集、優秀作品の展示
- 啓発用ビデオの貸出……………県内各地の清掃活動等、紹介ビデオテープの各種団体、市町村等への貸出
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体の広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等

イ 清 掃 活 動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業等の協力を得て公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。さらに、児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」が夏休み期間中に展開された。また、5月12日に福光町で第8回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員 延42万3千人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止を呼びかける立看板を河川、海岸等に設置した。

- ごみ回収容器の設置 約270個
- 立看板の設置 約1,260個

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、元年度に指定した県土美化モデル地区において、それぞれ美化目標を掲げ啓発活動、清掃活動等を実施した。

- 県土美化モデル地区 35か所
(特別美化モデル地区 1か所、一般美化モデル地区34か所)
- 主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発

- ・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収
- ・花壇、フラワーポット等の造成

○ 参加人員 延4万人

オ 県民会議の活動

県土美化推進県民会議において、県土美化推進運動を総合的に推進するため、本運動の検討や対策を立てるとともに、県土美化功労者の表彰や機関紙「クリーンとやま」を発行した。

- 県土美化功労者の表彰 ・ 7 個人、15 団体
- 機関紙の発行 ・ 5 千部、市町村広報窓口、小中学校、
青年団、婦人会等に配布

2 快適なトイレの整備

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、県民の身近な生活環境に対するニーズは、ますます快適性を求めてきており、県、市町村では、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しい歴史的なたたずまい等、魅力ある郷土づくりのための施設整備を積極的に推進している。

このような状況を背景に、公共トイレに対する住民意識も単なる便所から「生活空間」や「人間空間」としての認識が深まり、豊かな街づくりを創出する「第3の空間」として迎えられるようになってきている。

このため、きれいで利用しやすい公共トイレの整備の推進に向け、快適な公共トイレへの3つのアプローチ（「きれい」、「ゆとり」、「やすらぎ」）を踏まえ、市町村が実施した5か所のモデル的な公共トイレの整備や12か所の公共トイレの模様替えや改築などの事業に対し補助を行った。

また、グッドトイレコンテストや設置担当者、維持管理担当者などを対象としたセミナーを開催し、公共トイレに対する意識の高揚を図った。

表2-128 グッドトイレコンテスト「さわやか賞」受賞施設

受賞年度	施 設 名	所在地
元 年 度	五福公園園内便所	富 山 市
	岩瀬大町公園公共トイレ	同 上
	マリエとやま店トイレ	同 上
	みつづかパブリックトイレ	同 上
	東中江公衆便所	平 村
2 年 度	富山空港旅客ターミナルビルトイレ	富 山 市
	伏木2丁目(如意の渡し)緑地公衆トイレ	高 岡 市
	雨晴観光駐車場公衆トイレ	同 上
	利賀緑の一里塚	利 賀 村
	駅前通りふれあい公園公共トイレ	福 岡 町
3 年 度	古城公園本丸広場トイレ	高 岡 市
	万葉線市役所駅前トイレ	新 湊 市
	風の城トイレ	大沢野町
	宇奈月公園かえでトイレ	宇奈月町
	歴史公園公衆トイレ	朝 日 町

3 グリーンプランの推進

うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりをめざし、県民総ぐるみで生活環境の緑化を推進するため、新しいグリーンプランに基づき、各種施策を展開した。

- ① 公共的施設に、花壇やフラワーポットを設置し、また、新たに花と緑のまちのシンボルづくり事業や学校花と緑のモデル事業により地域緑化、学校緑化を一層推進するとともに、県内各地の花の名所を整備した。
- ② 緑化木や花の種を配布するとともに、花と緑のフェスティバル（夏・冬）を開催し、また、県民緑花カレッジの内容を充実するなど、普及啓発活動を積極的に展開した。
- ③ グリーンキーパーを増員するとともに、花と緑のグループやそのリーダー等の育成を図り、地域に密着した緑化推進のための環境づくりを行った。
- ④ 良好な景観形成に資するとともに、地域のシンボルとして保全・育成するため、自然環境の保全上貴重な価値を有する巨木・名木の普及啓発冊子を作成し、また、散居の屋敷林に対する保全対策調査と保全対策検討会を実施した。
- ⑤ 富山県植物公園ネットワークの中核的施設となる中央植物園の建築設計の取りまとめや造園施設の整備を進めるとともに、林業試験場樹木園の植栽工事等を行ったほか、市町村専門植物園整備事業に対して補助並びに指導を行った。

第9節 その他の環境保全対策

1 とやま環境計画の策定

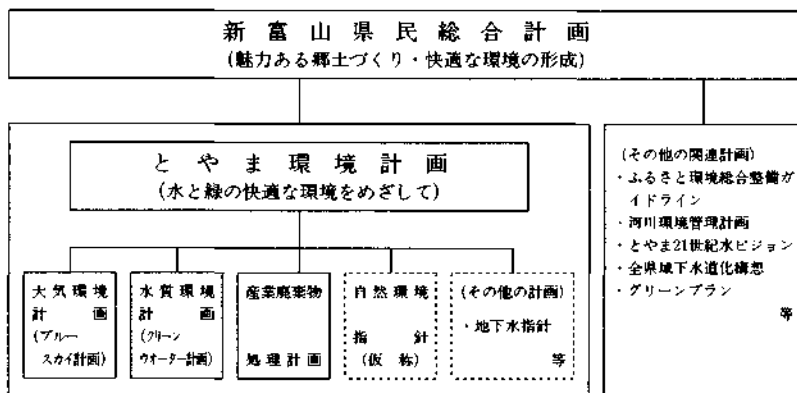
水と緑に恵まれた美しく豊かな県土を将来にわたって適切に保全し、活用していくためには、本県の環境の望ましいあり方を明らかにし、その目標を達成するための環境管理諸施策を総合的、計画的に推進していくことが必要である。

このため、現在策定推進されているブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の個々の計画を統括した「とやま環境計画」を策定した。

この計画においては、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を計画目標に掲げ、公害の防止、自然環境の保全及び快適な環境づくりにおける目標を定めるとともに、環境資源の利用に当たっての配慮指針や新たな環境問題への取り組み方針を示し、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、環境を保全・活用していくための指針（ガイドライン）を定めた。

今後は、この計画の理念に沿って個々の諸計画を推進し、本県の快適な環境の創造及び保全に努める。

〈とやま環境計画の位置付け〉



2 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講ずるため、内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

公害防止計画は、45年の四日市地域等以来順次策定され、現在、計画の見直し等を経て、第1次から第7次地域まで全国29都道府県36地域において策定されている。

本県では、第5次地域として富山・高岡地域について、49年度以来4回(49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度、元年度～5年度)にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進した結果、硫黄酸化物による大気汚染や主要河川の水質汚濁にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、主要幹線道路における騒音、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、いまだに改善すべき課題が

表2-129 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承 認 年 月 日		2年3月13日
計 画 期 間		元年度～5年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音	環境基準
	振 動	地域住民が日常生活で支障のない程度
	臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主な公害防止計画事業		・ 公共下水道の整備 ・ 河川しゅんせつ、導水 ・ し尿処理施設の設置 ・ ごみ処理施設の設置 ・ 農用地土壌汚染対策 ・ 監視測定体制の整備
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	1,656億円(公害対策1,326億円、公害関連330億円)
	事業者が講じる対策	85億円
	総 額	1,741億円

残されていることに加え、本地域では、今後さらに工業団地、住宅団地の造成等が進み、生産規模の増大や人口の増加等が見込まれるので、同計画のもとに公害防止対策をさらに進めているところである。

3 環境影響評価要綱の運用

近年、大規模な開発計画が相次いできていることから環境とのかかわりについて関心が高まってきており、本県の恵まれた環境資源を保全し、適切に活用することが重視されてきている。

このため、開発事業の実施により環境へ著しい影響を与える恐れのある大規模な18事業に対して、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴いて、事業計画に反映させる富山県環境影響評価要綱を2年6月に策定し、同年10月より施行している。

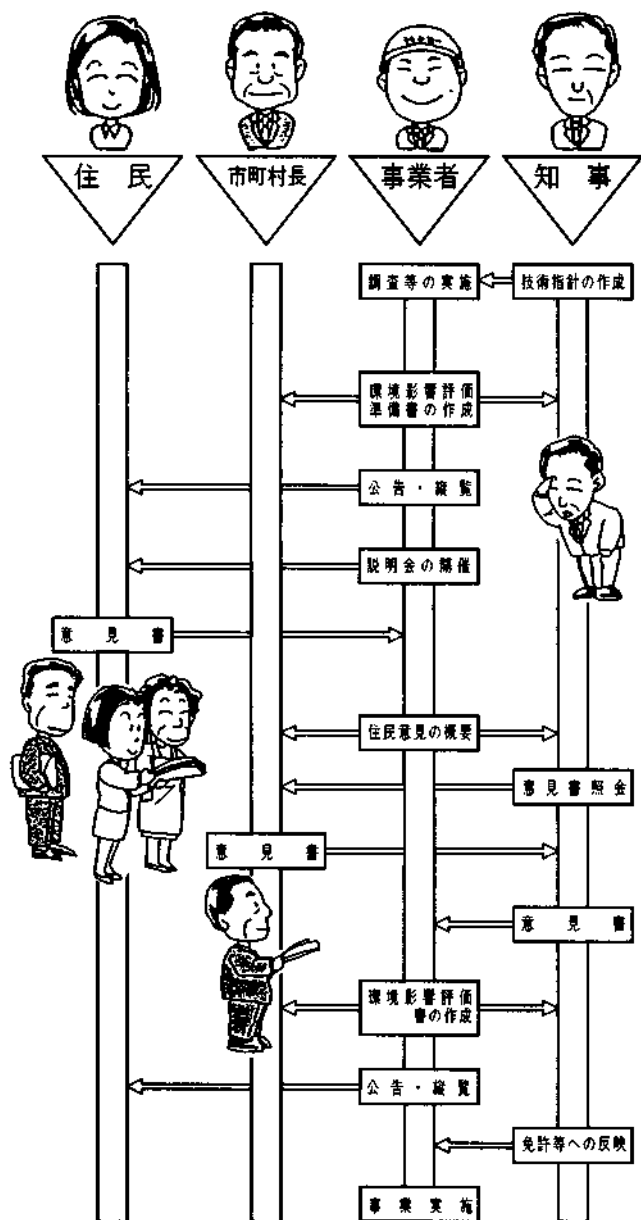
3年度は、ゴルフ場の開発事業1件について環境影響評価が実施された。

今後とも、本要綱に基づき環境影響評価を適切に実施させることにより、開発事業による公害の防止及び自然環境の保全を図ることとしている。

表2-130 富山県環境影響評価要綱の対象事業

事業種類	規 模	事業種類	規 模
1 道路の建設	高速自動車国道 すべてのも 一般国道 4車線かつ延長10km以上	12 農用地造成事業	最大の団地面積500ha以上
2 ダム又は放水路の建設	ダム 湛水面積200ha以上 放水路 土地改変面積100ha以上	13 レクリエーション施設	ゴルフ場 面積50ha以上 スキー場 面積50ha以上
3 鉄道の建設	新幹線鉄道 すべてのも	14 土石等の採取事業	面積50ha以上
4 飛行場の建設	滑走路延長 2,500m以上	15 発電所の建設	火力発電所 15万kW以上 水力発電所 3万kW以上
5 埋立て及び干拓	面積50haを越えるもの	16 工場又は事業所の建設	燃料使用量 15t/時以上 平均的な排水水量 1万m ³ /日以上
6 土地区画整理事業	面積100ha以上	17 廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設 200t/日以上 し尿処理施設 200t/日以上 廃棄物最終処理場 30ha以上
7 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	18 畜産団地事業	飼育頭数 牛500頭以上 豚5,000頭以上
8 新都市基盤整備事業	面積100ha以上		
9 住宅団地造成事業	面積100ha以上		
10 流通業務団地造成事業	面積100ha以上		
11 工業団地造成事業	面積100ha以上		

図2-29 富山県環境影響評価要綱に基づく手続き



4 富山県ゴルフ場開発総合指導指針の策定

近年、生活水準の向上や自由時間の増大に伴い、県民のスポーツ、レクリエーションに対する要求が高まる中で、ゴルフ人口が急激な増加を見せ、本県においても相次いでゴルフ場の開発が計画されてきた。

ゴルフ場の開発は、林地において大規模な土地の改変行為を伴うこと等からその周辺における土地利用や自然環境等にさまざまな影響を及ぼすことが懸念される。

このため、本県の恵まれた自然環境を守りつつ、公共の福祉、県民の健康で文化的な住みよい生活環境の確保及び県土の均衡ある発展を基本理念とした「富山県ゴルフ場開発総合指導指針」を3年度に策定し、開発事業者の責務、市町村における計画性の確保、森林の保全、水質の保全、文化財の保護、環境影響評価の実施、農業の安全で適正な使用及び管理の確保等の基本的な考え方を示した。

また、この指針の実効性を確保するため「富山県ゴルフ場開発指導要綱」を定めた。

今後は、この指針の理念に沿ってゴルフ場の開発の指導に当たり、健全な県土の保全に努める。

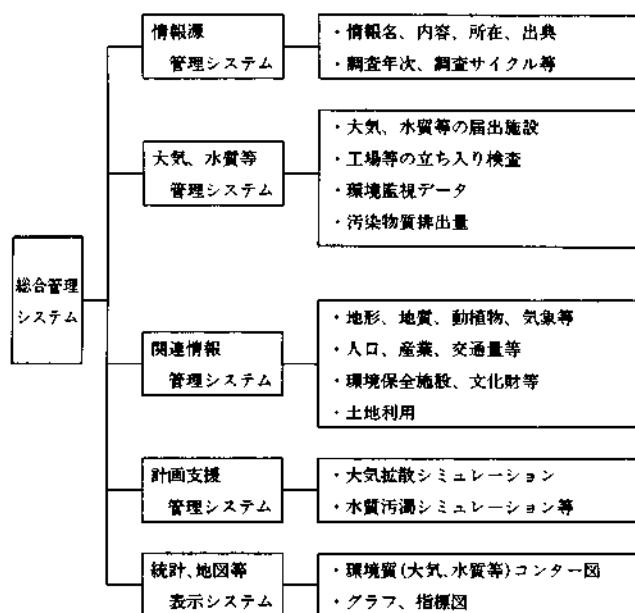
5 環境情報管理システム

とやま環境計画、環境影響評価の推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関連する情報を総合的、体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムの整備を63年度から逐次進めており、3年度においてはデータベースの整備を図るとともに、航空機騒音シミュレーションソフトウェアの開発を行った。また、情報管理システムの一環として、パソコン通信に加入した。

ソフトウェアのシステム構成は、図2-30のとおり、5つの個別システムとこれらを総合管理するシステムからなっている。また、ソフトウェアの開発にあたっては、だれでもが使いやすいものとするため、対話型でメニュー方

式のシステムにしている。

図2-30 システムの構成と処理機能



なお、使用する情報処理機器は、日常業務で利用が容易なパーソナルコンピュータ5台、ミニコンピュータ1台及び周辺機器で構成し、環境整備課、公害対策課と公害センターに整備している。

6 環境保全活動等の推進

(1) 「環境月間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため、「人間環境宣言」を採択した。

これを記念して「世界環境デー」(6月5日)が定められ、世界各国では、この日に、環境問題の重要性を認識し、行動の契機とするための諸行事を行ってきている。

我が国では、この日を初日として「環境週間」を設け、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、将来に向かってよりよい環境を創出するための努力と決意を新たにする契機とするため、各種催し等を全国的に実施してきた。

3年度は、特に「日本の環境20年と'92国連環境と開発会議に向けて」という認識のもとに、6月を中心とする約1か月を「環境月間」として位置づけ、「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」をテーマに、各種団体、市町村などの幅広い協力を得て、環境問題について考え、かつ、行動するため、表2-131のとおり記念行事を実施した。

表2-131 3年度環境月間の主な実施行事

行 事 名	実 施 概 要
ポスター募集、展示	県内小・中学校の児童生徒から募集し、優秀作品を表彰、展示
アーススピリット'91 「地球にやさしい生活展」 の開催	地球環境問題と日常生活とのかかわりを理解し、地球環境に対する負担をできるだけ軽減できるようなライフスタイルを広く県民に普及することを目的に開催 期日……6月15日(土)・16日(日) 場所……県民会館 (実施主体 アーススピリット'91実行委員会)
企業に対する呼びかけ	企業に対し、環境保全のために施設等の点検、管理の徹底及び地域の美化清掃活動への参加・協力を呼びかけ
広報等による趣旨のPR	テレビ、新聞による広報
樹木の大气浄化能力実験	広く樹木の大气浄化能力の周知を図るため、中学校5校で実験を実施

(2) 環境保全活動と環境教育の推進

複雑・多様化する環境問題を解決し、快適で良好な環境を創造するために、また、かけがえのない地球環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが自らの生活と環境の関係、豊かな自然や快適な環境の価値について理解と認識を深め、責任ある行動をとる必要がある。

このため、元年度に策定した環境教育基本方針に基づき、主婦向け生活排水対策ビデオの製作や地下水保全啓発用パンフレットを作成するとともに環境保全活動の実践指導者を育成するための環境保全活動推進員養成講

座や地球環境問題の啓発を目的とする一日環境大学校を開催したほか、啓発用パンフレット、環境保全活動事例集を作成し、広く環境保全活動を呼びかけた。また、学校における環境教育を推進するため、富山県教育問題懇談会において今後の環境教育のあり方について検討した。

さらに、とやま環境キャンペーン「アーススピリッド'91」の一環として、「地球にやさしい生活展」や講演会等を開催したところである。

一方、県民、事業者、行政が一体となって県土美化運動やごみのリサイクル運動などの地域に根ざした環境保全活動を推進するため、3年7月に(財)とやま環境財団を設立し、活動を開始したところである。

(3) 環境保全相談室の活動

2年6月に設置された環境保全相談室は、環境保全に関する情報の提供・相談窓口として、また、県民・事業者等に対する地域環境保全活動の普及啓発活動に取り組んでおり、3年度の活動状況は表2-132のとおりである。

表2-132 環境保全相談室の活動状況

相 談 業 務		講師派遣啓発業務	
環境保全の問題点や取り組み方	34件	(講演、助言内容と参加人数)	
講演会等の相談、依頼	30件	ごみ対策、リサイクル	14件 850人
資料の問い合わせ、提供	29件	地球環境問題	9件 650人
ビデオ等の問合せ、貸出	26件	人間生活と環境	3件 300人
図書の間合せ、貸出	10件	そ の 他	11件 620人
報道関係の取材	7件		
そ の 他	18件		
計	154件		37件2,420人

(4) 環境保護視察団の受け入れ

環境問題についての国際交流と相互理解を図るため、3年8月に中国遼寧省から環境保護局副局長を団長とする環境保護視察団5名を受け入れ、石炭火力発電所等の視察を行うとともに、今後の交流について協議した。

(5) 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うため、小学生と親を対象にして、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあいバス教室」を開催したところ、256名の参加があった。

開催状況は、表2-133のとおりである。

表2-133 「親子の水とのふれあいバス教室」の開催状況（3年度）

コース名	開催日	見 学 場 所 等
黒 部 川	7月24日	①音沢発電所 ②水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ③杉 沢 ④滑川市浄化センター
	7月29日	①音沢発電所 ②水生生物調査（黒部川音沢橋付近） ③宇奈月浄化センター ④杉 沢
常 願 寺 川	7月24日	①富山市流杉浄水場 ②水生生物調査（常願寺川新常願寺川橋付近） ③マリモ（立山町広明宅） ④富山市浜黒崎浄化センター
	8月8日	①富山市流杉浄水場 ②水生生物調査（常願寺川新常願寺川橋付近） ③マリモ（立山町広明宅） ④富山市浜黒崎浄化センター
庄 川	7月29日	①小牧発電所 ②庄川町水記念公園（水資料館） ③水生生物調査（庄川雄神橋付近） ④高岡市中田団地下水处理場
	8月8日	①小牧発電所 ②庄川町水記念公園（水資料館） ③水生生物調査（庄川雄神橋付近） ④高岡市中田団地下水处理場

7 緩衝緑地の整備

(1) 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さをもつグリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめる。これらの樹林の間には、7つの芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコートが、さらに薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置され、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策やジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の概要及び利用状況は、表2-134及び表2-135のとおりである。

表2-134 県民公園新港の森の概要

施設名	概 要
野 球 場	1 規模 両翼90m、センター120m 2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送設備等
陸 上 競 技 場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m 2 施設 跳躍、投てき施設
テニスコート	硬式4面
駐 車 場	4か所（乗用車約200台駐車）
そ の 他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休養施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-135 県民公園新港の森施設利用状況

(単位：人)

年 度		62 年 度	63 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
入 園 者 数		157,747	174,925	138,810	185,040	185,660
施 設 利 用 人 員	野 球 場	19,598	6,562	10,116	13,011	9,059
	テニスコート	4,993	2,718	1,963	1,089	1,136
	陸 上 競 技 場	6,371	1,689	1,081	7,113	9,324
	計	30,962	10,969	13,160	21,213	19,519

(2) 空港スポーツ緑地

空港スポーツ緑地は、隣接する富山空港のジェット化に伴い、空港に離着陸する航空機の騒音が周辺地域に及ぼす影響を軽減するために設けられた長さ約2.3km、面積13.2haの都市公園である。

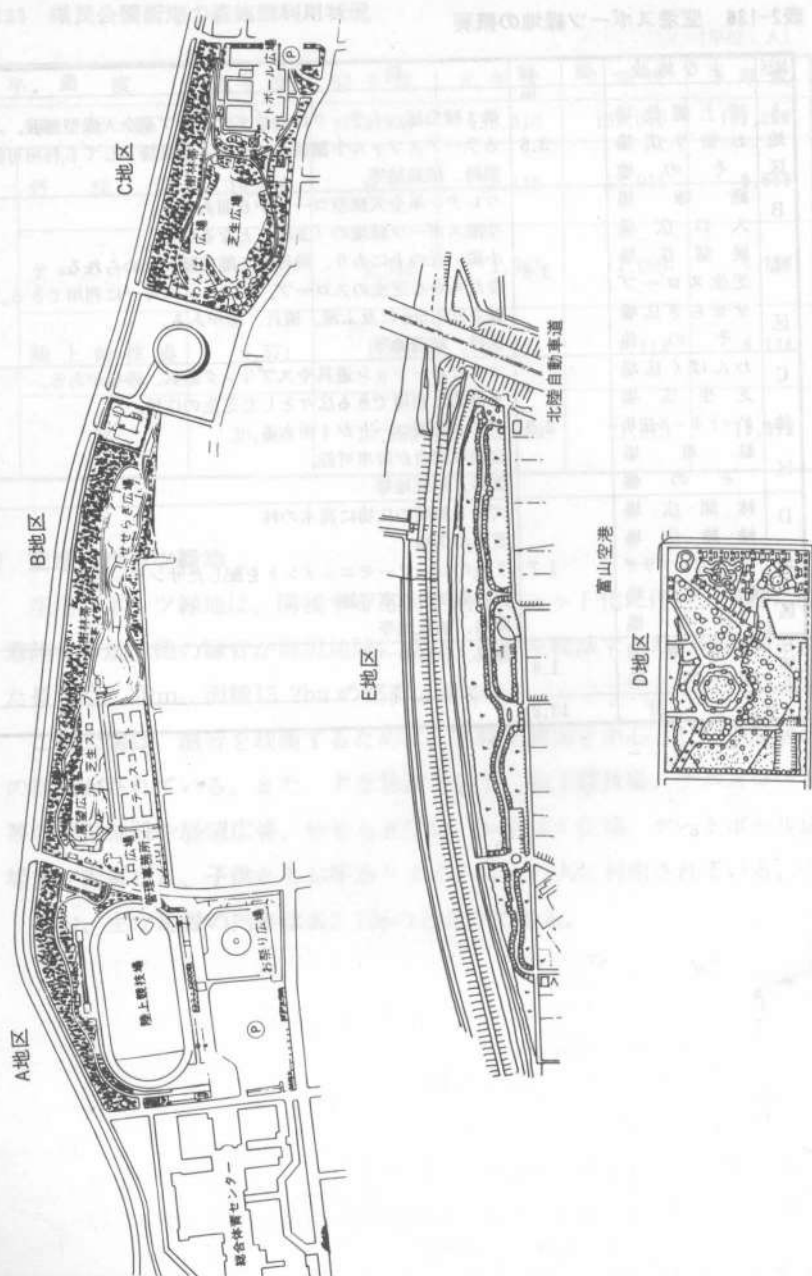
この公園は、騒音を緩衝するために、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽がされている。また、主な施設として、陸上競技場、テニスコート等の運動施設や展望広場、せせらぎ広場、わんぱく広場、ゲートボール広場等が配置され、子供からお年寄りまでの多くの人に利用されている。

なお、主な施設の内容は表2-136のとおりである。

表2-136 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積 ha	特徴
A地区	陸上競技場 お祭り広場 その他	3.5	第3種公認。トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等
B地区	庭球場 入口広場 展望広場 芝生スロープ せせらぎ広場 その他	3.3	ウレタン系全天候型コートが6面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等
C地区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 グスト舗装コートが4面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路、植栽地等
D地区	林間広場 緑陰広場 レインボープラザ 駐車場 その他	1.7	グスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E地区	児童遊園地 駐車場	1.8	遊具、砂場等
合	計	13.2	

図2-31 空港スポーツ緑地平面図



8 下水道等の整備

本県における下水道等の整備は全国平均に比べ遅れており、県民の健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、県と市町村が一体となって全県域の下水道化を推進する必要がある。このため、各種下水処理方式の最適配置を進め、地域に適した効率的な下水処理を促進するための長期指針として、全県域下水道化構想を2年度に策定した。

(1) 下 水 道

ア 下水道事業

県では、全県域下水道化構想に基づき、複数の市町村にまたがり水質保全を効率的に図る流域下水道、主に市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

下水道の整備状況は、24年度に県内で事業着手して以来、2年度までに、22市町村1事務組合で整備を進めており、このうち15市町村において一部供用を開始している。なお、下水道の事業種別ごとの整備は、次のようになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川流域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るため56年度に着手し、62年度末から高岡市、元年度末から小矢部市、福野町、福光町及び福岡町、2年度末から砺波市を対象に一部供用を開始したところである。また、3年度末から、新湊市、井波町及び庄川町が新たに一部供用を開始している。新湊市など3市5町1村を対象とした神通川左岸流域下水道事業については、神通川等の水質保全を図るため、3年度に着手した。

公共下水道……9市10町1事務組合（2町1村）で事業を実施

しており、このうち、小矢部川流域関連の3市3町と富山市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、大沢野町、小杉町及び大山町で一部供用を開始している。

特定環境保全……5市4町2村で事業を実施しており、このうち、
 公共下水道 小矢部川流域関連の福野町、福光町と富山市、魚津市、滑川市、宇奈月町及び山田村で一部供用を開始している。

表2-137 公共下水道の計画及び整備状況

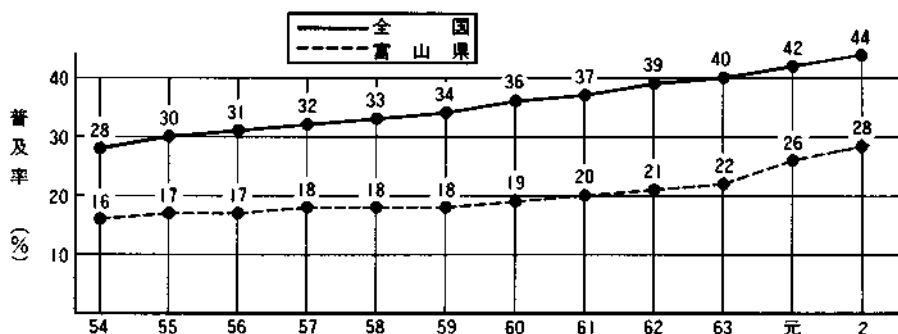
(3年3月31日現在)

都 市 名	着手 年度	供用 開始 年度	認 可 計画人口	処理人口	人 口 普及率	備 考
富 山 市	27	37	214.8千人	148.1千人	47%	特環含む
高 岡 市	24	40	168.4	80.0	45	特環含む
新 湊 市	33	49	24.4	18.8	47	特環含む
魚 津 市	60	1	19.1	0.8	2	特環含む
氷 見 市	50	58	29.6	19.1	31	特環含む
滑 川 市	54	1	15.3	6.1	20	特環含む
黒 部 市	61		16.3	—	—	
砺 波 市	59	2	6.8	2.3	6	
小矢部市	57	1	9.9	1.0	3	
大沢野町	61		12.0	—	—	
大 山 町	54	62	11.8	7.2	65	
宇奈月町	52	61	1.1	1.0	14	特 環
山 田 村	60	1	1.5	1.0	47	特 環
小 杉 町	42	45	17.3	12.4	40	
大 門 町	63		2.4	—	—	特環含む
城 端 町	63		3.5	—	—	
庄 川 町	60		3.8	—	—	
井 波 町	60		4.5	—	—	
井 口 村	2		1.5	—	—	特 環
福 野 町	59	1	8.6	4.7	31	特環含む
福 光 町	46	1	13.7	10.9	49	特環含む
福 岡 町	58	1	2.9	1.9	15	
中 新 川	65		9.6	—	—	上市、立山、舟橋
計			597.3	315.3	28	

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-32のとおり、2年度末で全国平均普及率44%に対し28%と著しく立ち遅れており、普及率の向上になお一層努力をしなければならない状況にある。

図2-32 下水道の普及率の推移



(2) 農村下水道

農村下水道は、従来から農業集落排水事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業及び小集落を対象とした富山県農村下水道整備事業により実施し、整備を進めている。

3年度末現在では、表2-138のとおり、全体で既に24市町村、57地区において事業を実施しており、計画処理人口47,425人のうち約21,490人の供用を達成している。

表2-138 農村下水道の整備状況

(4年3月31日現在)

区 分	市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備 考
国庫補助 事業	利 賀 村	3	1,720	供用2地区、工事中1地区
	富 山 市	3	3,170	供用1地区、工事中2地区
	氷 見 市	2	4,670	供用1地区、一部供用1地区
	大 山 町	1	3,200	供用1地区
	大 門 町	2	2,820	供用1地区、工事中1地区
	下 村	2	2,140	供用2地区
	城 端 町	1	1,270	供用1地区
	庄 川 町	1	1,150	供用1地区
	福 光 町	2	2,380	供用1地区、工事中1地区
	福 岡 町	2	1,740	供用1地区、工事中1地区
	新 湊 市	2	3,480	一部供用1地区、工事中1地区
	黒 部 市	3	3,410	供用1地区、工事中2地区
	上 平 村	3	1,020	供用2地区、工事中1地区
	大 島 町	1	850	工事中
	宇奈月町	3	3,110	一部供用1地区、工事中2地区
	平 村	1	990	一部供用1地区
	山 田 村	3	590	供用1地区、工事中2地区
	小 杉 町	2	1,800	供用1地区、工事中1地区
	小矢部市	1	730	工事中
	八 尾 町	2	1,130	工事中2地区
	高 岡 市	1	1,930	工事中
	上 市 町	2	1,620	工事中2地区
	魚 津 市	1	380	工事中
	福 野 町	1	500	工事中
	計	37	45,800	
県 単 独 事業	全 体	20	1,625	富山市外9市町村で実施、内13地区完成
	計	20	1,625	
合 計		57	47,425	

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいべき生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設で、廃棄物処理施設整備事業によりその普及推進が図られている。2年度末現在で表2-139のとおり、9市町村、17施設（計画処理人口20,906人）が供用されている。

表2-139 コミュニティ・プラントの整備状況

（3年3月31日現在）

市町村名	施設数	処 理 人 口(人)
富 山 市	5	9,140
高 岡 市	4	6,376
魚 津 市	1	400
氷 見 市	1	3,000
砺 波 市	1	150
大 沢 野 町	2	608
舟 橋 町	1	170
上 市 町	1	262
大 門 町	1	800
合 計	17	20,906

(4) 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ容易に設置できる上に、放流水の水質も良いことから生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため、国においては、62年度から合併処理浄化槽の設置に対する市町村への補助制度が創設され、県においても設置の推進を図るため、63年度から補助を行っている。

3年度は、表2-140のとおり新たに1村において本事業が実施され、12市町村において220基の合併処理浄化槽が設置された。

表2-140 合併処理浄化槽設置整備事業の状況

市町村名	設 置 基 数			
	63年度	元年度	2年度	3年度
富山市	5	3	10	6
高岡市	2	4	4	3
新湊市	—	6	4	4
魚津市	4	2	2	18
氷見市	5	11	13	19
黒部市	—	9	20	21
大沢野町	—	15	20	24
入善町	—	—	19	24
朝日町	—	—	29	26
八尾町	6	17	26	35
上平村	—	—	—	2
福岡町	2	3	20	38
計	24	70	167	220

9 畜産環境保全対策

(1) 指導及び技術研修会の開催

県、市町村及び各種農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質の検査、畜舎内環境衛生調査等を実施した。さらにふん尿の適正処理技術研修会の開催、衛生害虫駆除研修会の開催とパンフレットの配布及び県外のふん尿処理の優良施設の視察研修などを実施することにより、畜産経営が起因する苦情発生の未然防止に努めた。

また、県の東西両地域において、畜産経営環境保全対策会議を開催し、指導の徹底を図った。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年7月に実施するものであるが、3年度は488戸の畜産農家について調査した。その結果、ふん尿処理施設の設置及び処理利用状況は表2-141のとおりであり、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多かった。

表2-141 畜産環境保全実態調査結果

(3年7月1日現在)

区分 畜種	調査 戸数	処 理 施 設 (か所)							ふん尿処理施設の状況(%)		
		天日 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	乾燥処理 施設に よるもの	発酵処理 施設に よるもの	その他
乳 用 牛	168	2	—	119	4	1	59	—	1	67	32
肉 用 牛	137	—	—	100	2	16	1	—	—	86	14
豚	107	—	—	82	3	2	8	28	—	69	31
採 卵 鶏	65	5	12	41	24	1	—	—	21	78	1
ブロイラー	11	—	—	4	1	3	—	—	—	63	37
計	488	7	12	346	34	23	68	28			

イ 巡回指導及び水質検査、悪臭調査

畜産農家周辺の混住化は年々進み、付近住民から寄せられる苦情内容も複雑多様化し、畜産を取りまく環境は大変厳しくなっている。

このため、畜産農家の巡回指導を強化し、悪臭や衛生害虫による苦情発生の未然防止を図るとともに、畜舎排水及び処理施設からの放流水の水質検査を実施し、汚水の流出の事前チェックに努めた。

その実施状況は、表2-142のとおりである。

表2-142 巡回指導等の実施状況（3年度）

（単位：件）

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延)	45	25	65	15	—	130
水質検査(延)	—	1	5	—	—	6
悪臭調査(延)	—	—	6	—	—	6

(2) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養にともなって生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進し、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持をめざした。

また、地力増強と作物の生産性の向上を図るため、畜産農家と耕種農家との有機的な連携による家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくり、堆肥利用の組織づくり、並びに制度資金を活用した処理施設の設置等について、積極的に指導した。

なお、3年度の農業近代化資金の実績は表2-143のとおりである。

表2-143 制度資金の融資実績

区 分	件数	承認実績(千円)	担 当 課
農業近代化資金 堆肥舎、 公害防止施設(固液分離)	2	9,570	農業経済課

10 漁場環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

2年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置網における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の水質を把握するため、水質調査を実施した。

イ 調査概要

2年度に引き続き図2-33のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31地点において、3年4月から4年3月まで各調査定点毎に4回～12回、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況、水温及び漁獲量も併せて調査し、その結果を取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表2-144のとおりであった。測定項目の各調査定点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、9.0(大門沖)～6.9(小矢部川前)、塩分については、33.69(高峯(沖))～0.18‰(神通川前)、濁度については、9.0(天念坊(沿))～0.0mg/l(川中(沿))ほか1定点)、CODについては、5.5(小矢部川前)～0.0mg/l(川中(沖))ほか3定点)であった。

赤潮は、5～7月に3回確認された。

図2-33 調査指導事業関係概況地図

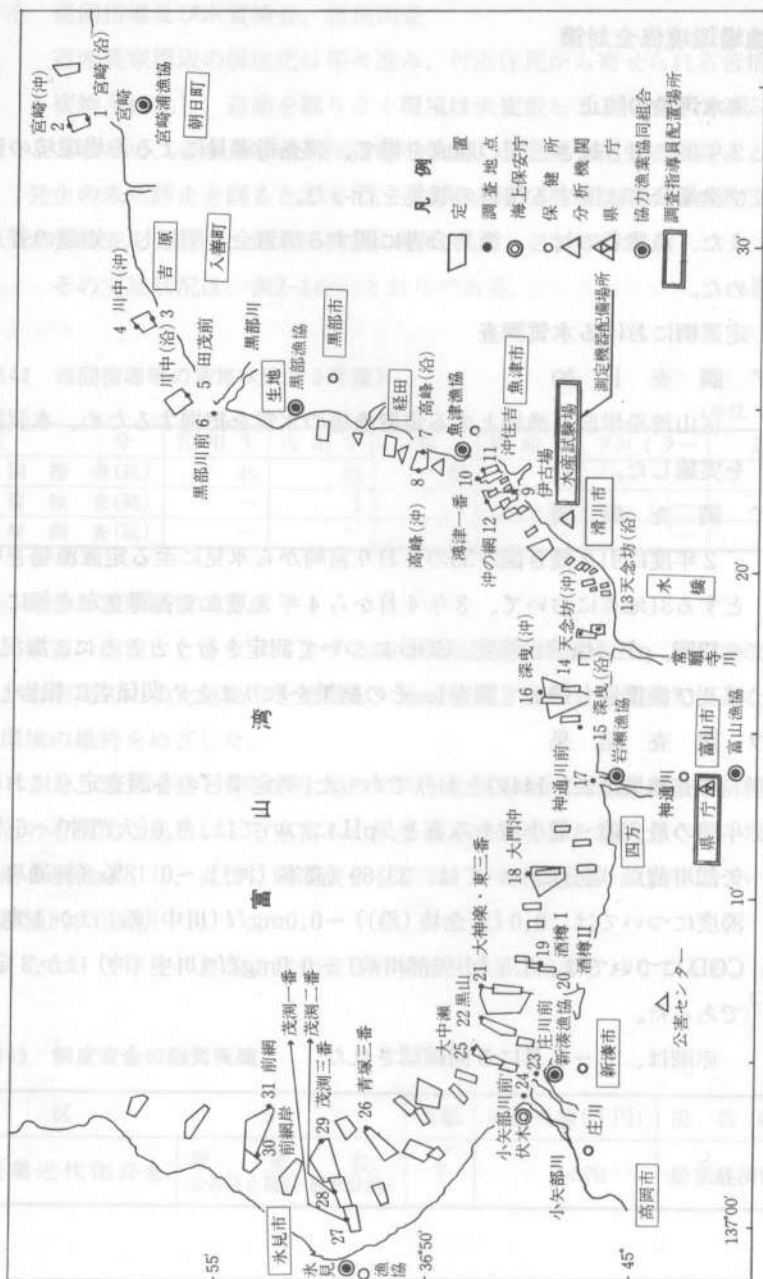


表2-144 漁場環境保全対策事業調査結果（3年度）

No	調査地点名	調査 回数	水 温		p H		塩 分 (%)		濁 度 (mg/l)				C O D (mg/l)							
			最低値	最高値	最低値	最高値	前 平均値	前 最高値	最低値	最高値	前 平均値	前 最高値	最小値	最大値	前 平均値	前 最大値				
1	宮崎(港)	7	13.5	24.0	8.1	8.4	8.3	8.2	24.96	32.96	33.01	33.01	0.4	2.9	1.5	1.8	0.5	1.0	0.8	1.1
2	宮崎(沖)	7	13.5	24.0	8.1	8.4	8.2	8.3	23.48	33.03	33.28	33.28	0.8	2.7	1.5	1.6	0.5	1.1	0.8	1.1
3	川中(港)	9	11.3	25.5	8.2	8.4	8.3	8.3	20.15	32.72	32.63	32.63	0.0	2.8	1.1	1.5	0.1	1.3	0.5	0.9
4	川中(沖)	9	11.2	25.5	8.2	8.4	8.3	8.3	19.89	32.46	32.26	32.59	0.1	1.9	1.1	2.0	0.0	1.3	0.7	1.0
5	田茂前	10	11.0	25.5	8.2	8.4	8.3	8.3	18.55	32.84	32.43	32.43	0.5	2.6	1.1	2.3	0.2	1.3	0.8	0.9
6	黒部川前	10	9.0	21.0	7.9	8.4	8.2	8.1	3.27	29.86	3.42	25.20	0.3	5.0	1.7	3.2	0.1	1.4	0.7	0.8
7	高津(港)	6	10.0	26.0	8.2	8.4	8.3	8.3	12.87	32.52	24.58	31.42	0.3	2.1	0.8	1.1	0.1	1.2	0.9	0.8
8	高津(沖)	6	11.0	24.8	8.2	8.3	8.3	8.3	32.56	33.69	32.30	33.62	1.1	1.2	0.4	0.6	0.1	1.3	0.7	0.9
9	伊古港	4	10.0	19.4	8.3	8.5	8.4	8.4	18.95	24.06	11.14	30.86	1.4	4.6	2.3	3.3	0.5	1.0	0.8	1.0
10	津建一帯	4	9.0	19.0	8.3	8.4	8.3	8.4	21.13	25.41	10.64	28.28	1.0	4.1	1.9	3.1	0.5	1.2	0.9	1.0
11	沖住吉	6	9.0	25.7	8.2	8.4	8.3	8.3	13.63	31.79	7.41	30.66	0.5	1.9	0.9	1.0	0.0	1.1	0.7	0.8
12	沖の網	6	8.5	25.1	8.2	8.4	8.3	8.3	15.39	31.75	19.72	31.33	0.3	2.2	0.8	0.9	0.0	1.4	0.8	0.9
13	天念坊(港)	7	5.1	19.0	7.4	8.3	7.9	8.0	0.36	21.89	5.25	24.25	1.0	9.0	2.9	2.4	0.4	2.5	1.2	1.1
14	天念坊(沖)	7	5.1	20.5	7.7	8.2	8.1	8.3	10.84	31.30	10.53	31.29	0.8	4.7	2.4	1.7	0.6	1.1	0.9	1.0
15	深梁電(港)	9	12.0	23.4	7.8	8.3	8.2	8.3	13.15	33.01	9.86	31.91	0.5	7.0	2.3	2.8	0.7	1.4	1.0	1.0
16	深梁電(沖)	9	12.6	24.7	8.2	8.4	8.3	8.3	10.21	33.28	9.35	32.10	0.6	7.0	2.4	2.7	0.6	1.5	1.0	1.0
17	神通川前	9	5.5	22.5	7.4	8.1	7.8	7.9	0.18	18.91	0.64	22.33	0.7	5.5	2.5	2.6	0.2	3.3	1.1	1.0
18	大門口	10	8.0	24.5	8.1	9.0	8.3	8.3	13.78	32.13	21.39	32.94	0.5	3.8	2.1	1.6	0.1	1.4	1.0	1.0
19	瀬腰(川)	11	9.5	22.0	7.9	8.3	8.2	8.3	11.82	31.76	15.27	33.10	0.4	4.1	1.8	1.9	0.1	1.4	0.9	0.9
20	瀬腰(川)	12	9.0	23.0	7.8	8.2	8.1	8.2	8.50	28.34	17.17	31.50	0.9	3.5	2.2	2.3	0.3	0.6	1.8	1.1
21	大神楽・第三番	3	13.5	21.5	8.2	8.2	8.2	8.2	16.00	30.25	10.75	29.01	0.1	3.2	1.3	1.9	0.6	1.0	0.9	1.0
22	黒山	9	10.0	21.7	7.9	8.2	8.1	8.2	11.32	27.46	15.43	30.56	0.7	3.4	2.0	1.8	0.3	1.8	1.2	1.0
23	庄川前	9	6.2	20.8	7.8	8.2	7.9	7.9	0.93	14.83	2.76	14.87	0.9	5.8	2.3	3.4	0.4	1.5	0.8	0.8
24	小矢部川前	9	6.6	23.5	6.9	7.6	7.4	7.5	0.57	2.30	0.56	3.49	0.5	8.0	3.8	4.3	1.1	5.5	2.7	2.4
25	大中部川前	9	9.3	22.0	7.8	8.2	8.1	8.2	7.56	28.69	19.97	29.81	0.9	4.8	1.8	2.0	0.5	2.8	1.4	1.3
26	青塚三番	10	9.5	26.0	8.0	8.5	8.2	8.1	14.42	33.25	23.87	33.88	0.4	4.6	1.5	1.5	0.2	3.0	1.2	1.1
27	虎洲一帯	10	10.5	25.0	8.1	8.3	8.2	8.2	18.17	33.21	23.69	33.38	0.3	6.0	1.8	1.5	0.1	1.8	1.0	1.0
28	虎洲二番	11	10.0	24.0	8.1	8.3	8.2	8.2	16.61	33.13	28.50	33.14	0.2	5.0	1.6	1.6	0.2	2.6	1.2	1.8
29	虎洲三番	10	10.7	22.3	8.2	8.3	8.2	8.2	20.92	33.37	29.34	33.62	0.0	1.5	0.7	0.9	0.0	1.3	0.8	0.8
30	前網	8	10.6	26.0	8.2	8.4	8.4	8.3	19.4	33.66	30.33	33.89	0.2	2.7	1.0	0.8	0.6	1.4	1.1	0.9
31	前網	8	10.6	26.1	8.2	8.4	8.3	8.3	18.85	33.66	30.53	33.94	0.2	2.1	0.9	0.8	0.5	1.4	1.1	0.8

11 環境保健対策

(1) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。その後、36年には富山県地方特殊病対策委員会、厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班が発足するなど、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済を図るため、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費の救済が行われた。

一方、47年8月のイタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により、48年度からは原因者の負担となり、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給され現在に至っている。

なお、前述した公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、原因者責任を踏まえた公害健康被害補償法の施行（49年9月）により廃止された。

表2-145 市町村別イタイイタイ病患者及び要観察者生存数

(4年3月31日現在)

区 分	富 山 市	婦 中 町	大沢野町	八 尾 町	そ の 他	計
患 者(人)	3	8	—	1	1	13
要観察者(人)	1	8	6	1	—	16

イ 家庭訪問指導

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等による家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果等から経過観察を要するものに対し、43年度から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年度から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、年1回の住民検診を実施している。54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害の補償等に関する法律及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める指定地域の住民を対象に実施している。

(2) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(株)(旧日本鉱業(株)三日市製錬所)周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(3) 地域住民の健康管理対策

県では、生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、46年環境保健調査実施要綱を定めている。また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により市が認定する26名(4年3月31日現在)の健康被害者に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に準じた独自の救済制度を実施している。

12 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、氷見の産地市場で採取した富山湾産魚介類18魚種、23検体について調査を実施した。

その結果は、表2-146のとおりで、いずれも暫定的規制値(総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm)以下であった。

表2-146 魚介類の水銀調査結果(3年度)

魚 種	検体採取市場	検体数	総 水 銀 (ppm)
か つ お	氷 見	2	0.06, 0.25
し い ら	"	2	0.01, 0.03
すけそうだら	"	1	0.22
き す	"	1	0.04
あ じ	"	1	0.01
か ま す	"	2	0.03, 0.04
うまづらはぎ	"	2	0.01, 0.01
ま だ い	魚 津	1	0.06
し ま だ い	"	1	0.01
か つ お	"	1	0.05
ほ っ け	"	1	0.11
こ ち	"	1	0.04
か わ は ぎ	"	1	0.02
さ け	"	1	0.02
あおりいか	"	1	0.05
か れ い	"	1	0.21
ふ く ら ぎ	"	1	0.03
ふ ぐ	"	1	0.04
あ か い か	"	1	0.22

(2) 食品等のPCB調査

ア 流通過程における魚介類、牛乳及び卵について調査したところ、表2-147のとおりで、食品中の残留PCBは、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-147 食品中のPCB調査結果（3年度）

対 象		検体数	調 査 結 果 (ppm)	備 考
魚 介 類	遠洋沖合魚介類	7	ND～0.04	すけそうだら、さけ、かつおかれい、まいか、しいら、いわし
	内海内湾魚介類	3	ND～0.02	あじ、たちうお、かます
卵		2	ND	鶏卵
牛	乳	2	ND	

注 ND（検出されず）とは定量限界（0.01ppm）未満をいう。

（参考）食品中に残留するPCBの暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾（内水面を含む）魚介類	3 ppm
卵	0.2ppm
牛 乳	0.1ppm

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した野菜、果実及び牛乳など19食品（61検体）について、農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

13 公害に関する紛争と苦情処理

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から4年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数は1,255件で、そのうち1,187件が終結している。

なお、3年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は、4件である。

表2-148 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終 結 区 分
調 停	魚津市	52年4月	工 場 騒 音 ・ 振 動	52年9月	調 停 成 立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打ち切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調 停 成 立
	富山市	2年2月	住宅マシヨン建設・ 騒 音 ・ 振 動	2年8月	調停打ち切り

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害にかかる苦情の適切な処理を図るため、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び公害センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

62年度から3年度までの過去5か年において、県及び市町村が受理した苦情は表2-149のとおりである。

3年度の苦情件数は175件であり、2年度に比べ14件(7.4%)減少した。

公害の種類別では、騒音が44件(構成比25.1%)と最も多く、次いで悪臭38件(21.7%)、大気汚染37件(同21.1%)、水質汚濁34件(同19.4%)などの順である。

これを2年度と比べると、水質汚濁は大幅に減少した(19件減)のに対し、大気汚染、悪臭、騒音はわずかに増加した。

表2-149 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							(小 典型七 公害計)	産業 廃棄物	そ の 他	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒 音	振 動	地盤 沈下	悪 臭				
62	47	32	—	71	11	—	35	196	20	19	235
63	49	58	—	70	9	—	41	227	14	20	261
元	43	48	—	60	9	—	42	202	4	22	228
2	30	53	—	42	6	—	33	164	14	11	189
3	37	34	—	44	4	—	38	157	9	9	175

イ 市町村別

3年度における市町村別の苦情受理状況は、表2-150のとおりである。市部、町村部の苦情件数は、市部では、127件(構成比72.6%)で、町村部では、48件(同27.4%)である。

苦情の内容では、市部は、騒音、大気汚染、水質汚濁、悪臭で苦情件数の86.6%を占めているが、町村部では、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音で89.6%となっている。

また、2年度と比べ、市部では、22件減少し、町村部では8件増加した。

表2-150 市町村別苦情受理件数（3年度）

（単位：件）

種類 市町村	典 型 7 公 害							(小 計) 典 型 七 公 害	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
富山市	4	8		13	1		15	41	1	1	43
高岡市	13	2		5			5	25		1	26
新湊市	4			4	1			9			9
魚津市	5	5		3				13	2	1	16
氷見市				4	1			5	1	2	8
滑川市		3					1	4	1		5
黒部市		3		3			2	8		1	9
砺波市		2						2			2
小矢部市		2		2			2	6	3		9
市 計	26	25		34	3		25	113	8	6	127
大沢野町											
大山町				2				2			2
舟橋村											
上市町											
立山町				1			1	2		1	3
宇奈月町											
入善町							1	1			1
朝日町				1				1			1
八尾町	1							1			1
婦中町		3					3	6			6
山田村											
細入村											
小杉町	1						4	5		2	7
大門町		3					1	4			4
下 村							1	1			1
大島町	1				1			2			2
城端町											
平 村											
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町											
井口村											
福野町	1						2	3			3
福光町											
福岡町	7	3		6				16	1		17
町 村 計	11	9		10	1		13	44	1	3	48
合 計	37	34		44	4		38	157	9	9	175

ウ 発 生 源 別

3年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-151のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが73件（構成比41.7%）と最も多く、次いで、畜産業11件（同6.3%）、商店・飲食店10件（同5.7%）などの順であった。

表2-151 発生源別苦情受理状況（3年度）

（単位：件）

業 種		種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生産工場	食 料 品		1	5		2			3	11
	繊維・衣服・その他の繊維製品		1	4		1			2	8
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具		2							2
	パ ル プ ・ 紙 製 品			1					1	2
	化学工業・石油・石炭製品		1	2		2	1		4	10
	窯 業 ・ 土 石 製 品			2		1				3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		15	1		9	1		2	28
	機 械 器 具			1		2				3
	そ の 他 の 生 産 工 場					4			2	6
	小 計		20	16		21	2		14	73
修 理 工 場			1			2			1	4
建 築 ・ 土 木 工 事			1	1		5	1			8
交通機関	自 動 車		3			4				7
	そ の 他					2				2
畜 産 業				1					10	11
下 水 ・ 清 掃 事 業										
娯 楽 ・ 遊 興 ・ ス ポ ー ツ 施 設									1	1
家 庭 生 活				2					1	3
鉱 業 施 設 ・ 採 石 業			2							2
商 店 ・ 飲 食 店			3	3		3			1	10
事 務 所			1						1	2
クリーニング・理容・美容・浴場業			1	2		2				5
廃 品 回 収 業			2	1			1		1	5
教 育 関 連 施 設										
農 作 業			1	1		2			5	9
そ の 他			2			2			3	7
不 明				7		1				8
合 計			37	34		44	4		38	157

これを2年度に比べると、生産工場によるものが13件、交通機関によるものが6件増加した反面、建築・土木工事によるものが20件、畜産によるものが6件それぞれ減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

3年度における県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-152のとおりである。

直接処理（解決）したものは、162件（構成比92.6%）、翌年度へ処理を繰越したものの6件（同3.4%）、その他（原因不明で処理方法がないもの等）7件（同4.0%）となっている。

表2-152 苦情の処理状況（3年度）

（単位：件）

種 類 内 訳		典 型 7 公 害						典(小) 型七公害計	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下					悪臭
苦 情 件 数		37	34		44	4		38	157	9	9	175
処 理 状 況	直接処理(解決)	36	33		39	4		35	147	7	8	162
	他 機 関 へ 移 送											
	その他(原因不明等により処理方法のないもの等)				3			1	4	2	1	7
	翌年度へ繰越	1	1		2			2	6			6

14 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的

な条件、操業形態等の各種条件に柔軟に対応した個別的公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

県及び市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-153及び表2-154のとおりである。

表2-153 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
三井金属鉱業(株)(神岡鉱業(株))	鉱業	既設	47年3月20日 (61年6月30日承継)
日本鉱業(株)(日鉱亜鉛(株))	非鉄金属	〃	48年6月23日 (60年3月25日承継)
北陸電力(株) 富山共同火力発電(株)	電力	〃	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表2-154 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

(4年3月31日現在)

業種 締結年度	繊維	パルプ 紙	化石 学油	窯業 土石	鉄鋼	非鉄 金属	金製 属品	電力	その他	計
46以前	1	2	4	1	1	3	5	1	5	23
47	1	—	—	4	3	2	5	—	1	16
48	1	3	5	1	4	1	9	—	4	28
49	1	—	4	—	1	3	1	—	2	12
50	—	—	3	1	—	—	1	—	3	8
51	2	—	—	1	1	1	—	—	—	5
52	1	—	1	—	—	1	1	—	5	9
53	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
54	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
55	—	—	—	—	—	—	2	—	7	9
56	—	1	—	—	—	—	3	—	—	4
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
58	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5
59	—	—	2	—	—	—	4	—	4	10
60	—	—	1	—	—	—	1	—	7	9
61	—	—	1	—	—	1	—	—	1	3
62	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2
63	1	—	2	—	1	—	3	—	8	15
元	1	—	—	—	—	1	2	—	5	9
2	—	—	—	—	—	—	3	—	5	8
3	—	—	—	—	—	—	1	—	4	5
計	9	6	24	9	11	14	45	1	67	186

(2) 事前協議

公害防止条例の規定により、公害の発生の恐れのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るため、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、3年度は、表2-155のとおり4件について事前協議を行った。

表2-155 事前協議の概要（3年度）

No.	工場名	概要	協議完了 年月日	公害防止対策の概要
1	新日軽㈱	アルミサッシ工場の新設	3.11.5	大気汚染 バグフィルター、排ガス洗浄施設、窒素酸化物低減装置の設置 低硫黄分のA重油、灯油及びLPGの使用 水質汚濁 イオン交換、油水分離、中和及び接触酸化処理施設の設置 異常時用貯留槽の設置 地下水対策 地下水位観測井の設置
2	新呉羽自動車工業㈱	バス生産工場の新設	3.11.27	大気汚染 排ガス洗浄施設の設置、低硫黄分のLPGの使用、低NOXバーナの採用 水質汚濁 油水分離、中和、凝集沈殿及び活性汚泥処理施設の設置 異常時用貯留槽の設置 地下水対策 地下水位観測井の設置
3	㈱ディ・エス・ティ マイクロニクス	カラーテレビ用のシャドウマスク及びアパチャーグリル生産工場の新設	3.12.3	大気汚染 排ガス洗浄施設の設置、低硫黄分のA重油の使用、低NOXバーナの採用 水質汚濁 還元、中和、凝集沈殿及び接触酸化処理施設の設置 異常時用貯留槽の設置
4	松下電子工業㈱	半導体工場の新設	3.12.3	大気汚染 排ガス洗浄施設の設置、低硫黄燃料（LPG又はA重油）の使用、窒素酸化物低減装置の設置 水質汚濁 廃液回収、脱窒・脱磷処理、凝集沈殿及び中和処理施設の設置 異常時用貯留槽の設置 地下水対策 地下水位観測井の設置

第10節 環境保全に関する試験、研究

1 公害センター

課 題	目 的	結 果
樹木による大気浄化作用に関する研究	樹木による二酸化窒素吸収量の測定法の開発	樹木による二酸化窒素の吸収量を求めるため、同化箱を使用し、分子拡散サンプラーにより二酸化窒素を測定する方法を開発した。
エアロゾルに関する研究	粒径別エアロゾルの分布状況及び発生源寄与率についての調査研究	高岡、砺波及び五箇山地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況について粒径別の精密調査を行い、主成分分析法、CMB（化学成分バランス）法等により、発生源別寄与について解析を行った。
自動車排出ガスによる環境影響に関する研究	自動車から排出される汚染物質の道路周辺の環境に及ぼす影響についての調査研究	高架橋下の幹線道路周辺において、自動車排出ガスによる汚染の実態を調査し、環境大気中の窒素酸化物及び粉じんの濃度分布や距離減衰について解析を行った。
酸性雨の生成機構と影響に関する研究	霧水の酸性化及び酸性雨の生成過程並びに土壌の理化学特性の調査研究	立山地域の霧水や雨水、エアロゾル等を調査し、霧の酸性化及び酸性雨の生成過程について解析した。さらに、土壌の理化学特性について検討を行った。
工場排水の合理的処理に関する研究	接触曝気法による排水処理の処理特性と効果的な維持管理法の検討	接触曝気法で処理する合併浄化槽の水質及び維持管理状況等の処理実態について調査を行い、より効果的な処理方法の検討を行った。
有機塩素化合物の分解に関する研究	排水中の有機塩素化合物の光分解による処理法の研究	オゾン等の酸化剤を添加することなく、紫外線を照射することにより、水中のテトラクロロエチレン等の有機塩素化合物が容易に分解されることを明らかにした。
河川上流部における水質特性に関する研究	人為的影響を受けない河川における自然特性の調査研究	黒部川水域における水質組成と地質との関連や流下に伴う水質組成の変化を調査・解析し、河川の自然特性を明らかにした。
産業廃棄物の処理方法に関する研究	自動車の解体に伴い発生するシュレッダーダストの埋立処分方法の検討	シュレッダーダストの組成や化学成分の実態を把握し、溶出試験を行い、埋立処分の基礎条件を明らかにした。

2 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快動物の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	立山山岳観光地で発生している、蚊類の発生生態と殺虫剤感受性を明らかにした。 富山新港周辺で発生する小ハエ類などの発生源対策システムを作成した。
食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究	残留農薬等による食品の汚染状況の継続調査	昨年に続き、農産物10品目（ブロッコリー、なすなど）を対象に農薬14種（殺虫剤4、殺菌剤8、除草剤2）を分析した。その結果、「かぶ（葉）」にキントゼンが0.144mg/kg 検出され、環境庁告示による基準（0.08mg/kg）を越えており、注意を要する。 また、富山湾産魚介類23品目（かつおなど）につき総水銀を分析した。その結果、0.01～0.25mg/kg を検出し、暫定的規制値（0.4mg/kg）内であった。
イタイイタイ病に関する研究	アミノ酸の排泄に関する臨床的評価の検討	要観察者について、尿中ヒドロキシプロリンと骨由来アルカリフォスファターゼの相互関連を検討した。
	腎障害の早期診断とイタイイタイ病の予防	汚染地域の検診対象者全員について、尿中 B ₂ ミクログロブリンを測定し、腎機能への影響を解析中である。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体汚染指標の確立	農薬散布後の血中農薬及び尿中農薬代謝物濃度を経時的に観察し、暴露後の消長を明らかにした。

3 工業技術センター中央研究所

課 題	目 的	結 果
油脂系廃棄物の分析法に関する研究	食品産業から生ずる油脂系廃棄物の性状把握のための迅速な分析法を確立する	食品産業から排出する油脂系廃棄物に含有する有機成分についての性状解析を行うとともに、無機成分については高周波誘導結合プラズマ発光分析及び蛍光 X 線分析法で十分対応できることを確認した。

4 工業技術センター繊維研究所

課 題	目 的	結 果
高性能防振材の開発研究	振動発生機器に対応できる制振材の開発	ポリノルボルネンにオイル、フィラー、ファイバー（ウイスカ）等を熔融混練させ、プレス成形した結果、10～2000Hz 程度の振動に対して、常温域で大きく吸収できる素材を開発した。本素材は、振動発生機器のマット、ジョイントさらに住宅用床材等の応用が考えられる。
非平衡熱散逸系の揺らぎの時系列スペクトル分析法の開発	騒音と音楽の特徴を分析する手法を考案し人間が心理生理的にやすらぎを感じる要因を数学的に分析する。	8 曲の童謡をカオスの運動軌道に変換して、その特徴を図示した。また、逆に代表的なカオス軌道を音に変換してその“音楽的”要素を調べた。両者には類似性が認められる。人間が快適と感じるものに対する有効な数学的研究手法を得た。

5 農業技術センター農業試験場

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染 田土地改良後の施 肥改善に関する試 験	神通川流域公特 事業実施地区にお ける水稻栽培指針 の実証展示	富山市(1か所)、婦中町(3か所)、八 尾町(1か所)の造成田で栽培指針に基 づいて水稻を栽培し、施肥方法や地力増強 対策について検討した。
公害防除特別土 地改良事業に伴う 客土水田の調査	神通川流域公特 事業実施地区の客 土水田における玄 米・土壌中カドミ ウム濃度調査	第2次地区(富山市、婦中町、八尾町) の客土水田を対象に、代表地点で採取し た玄米及び土壌中のカドミウム濃度を分 析した。また、復元工法の安全性を確認 するための木杵調査を6か所で実施した。
対策計画策定の ための調査	対策計画策定の ための諸調査	黒部地域の農用地土壌汚染対策地域に ついて、対策計画策定に必要な諸調査を 実施した。

6 水産試験場

課 題	目 的	結 果
赤潮に関する調 査・研究	赤潮発生状況の 把握	5～7月までに、3回の赤潮を確認し た。 発生範囲は氷見地先から朝日地先にか けての沿岸一帯であった。 赤潮生物は、7月に発生した夜光虫に よるものの他は、例年と同様にキートセ ロス、スケルトネマが主体であった。
富山湾の汚染指 標の底生生物の調 査・研究	富山湾の底質の 汚濁状況の把握	富山湾8カ所で採泥を行い、底生生物 の種類・現存量の分析を行った。

7 林業技術センター林業試験場

課 題	目 的	結 果
酸性降下物が森林土壌に与える影響に関する研究	樹幹流や林内雨に含まれる酸性降下物質等の実態解明	降水によって発生する林内雨や樹幹流の成分調査から、林外雨に比べ林内雨で2～4倍、樹幹流で4～9倍濃度が高まることを明らかにした。
酸性雨等森林影響予察調査	酸性雨等による林地への影響に関する森林環境調査	定点調査地で酸性雨実態調査、森林土壌調査、森林健全度調査等のモニタリング調査を行い、森林環境の実態を明らかにした。
スギ林における酸性降下物等の動態解明と影響予察に関する研究	酸性降下物等による森林土壌の酸性化の実態解明	スギ林およびコナラ林において樹幹周辺の土壌調査を行い、土壌断面における各層の酸性度の分布状態を明らかにした。

第11節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表2-156のとおりである。

なお、3年度における融資の実績は表2-157及び表2-158のとおりである。

表2-156 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	融資限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	4.6%以内	7年以内 (据置1年以内)	個別 2,000万円 共同 4,000万円
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収				
(3) 公害防止のために必要な緑地の 設置に要する資金				
(4) 土砂運搬用トラックによる著し い道路の汚損又は粉じん発生の防 止のために必要な洗車施設の設置 及び路面清掃車の購入				

表2-157 中小企業公害防止資金の融資実績(公害の種類別)の年度別推移

[illegible]

表2-158 中小企業公害防止資金の融資実績(市町村別)の推移

年度 市町村	62		63		元		2		3	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
富 山 市	9	142,365	3	25,400	—	—	1	14,000	2	40,000
高 岡 市	2	19,700	3	40,000	5	56,160	7	70,780	1	20,000
新 潟 市	1	20,000	1	20,000	1	20,000	1	17,510	—	—
魚 津 市	1	20,000	—	—	—	—	4	80,000	—	—
永 見 市	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
滑 川 市	1	2,600	—	—	1	10,000	—	—	—	—
黒 部 市	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,000
砺 波 市	1	6,500	1	20,000	—	—	1	2,400	1	12,000
小 矢 部 市	1	30,000	—	—	—	—	1	16,000	2	30,000
上 市 町	—	—	1	6,000	—	—	—	—	1	3,399
立 山 町	—	—	—	—	1	16,600	—	—	—	—
朝 日 町	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
八 尾 町	—	—	—	—	—	—	1	7,500	—	—
婦 中 町	1	15,000	—	—	1	5,000	—	—	—	—
小 杉 町	1	15,000	—	—	1	20,000	—	—	—	—
大 門 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 島 町	—	—	—	—	—	—	1	3,090	—	—
井 波 町	—	—	1	2,900	—	—	—	—	—	—
福 野 町	2	23,500	—	—	1	20,000	—	—	—	—
福 光 町	—	—	1	20,000	—	—	1	4,800	—	—
福 岡 町	—	—	1	10,000	—	—	—	—	—	—
計	21	314,665	13	164,300	11	147,760	18	216,080	8	125,399

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-159のとおりである。

表2-159 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

種 類	62 年 度		63 年 度		元 年 度		2 年 度		3 年 度	
	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
中小企業設備近代化資金	4	48,840	—	—	4	65,230	2	24,940	—	—
中小企業設備貸与資金	—	—	2	4,506	1	2,350	—	—	—	—
中小企業高度化資金	—	—	—	—	—	—	—	—	1	36,500
中小企業振興融資資金	2	50,000	2	50,000	1	40,000	—	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	1	20,790	1	1,860	1	8,370	—	—	1	7,500
計	7	119,630	5	56,366	7	115,950	2	24,940	2	44,000

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を専任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の専任届出状況は、表2-160のとおり、233特定工場に570名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか26市町に委任されている。

表2-160 公害防止管理者等の選任届出状況

(4年3月31日現在)

区 分			届 出 状 況
公 害 防 止 統 括 者			193 (51)
公 害 防 止 主 任 管 理 者			22
大気関係公害防止管理者	第 1 種		11
	第 2 種		8
	第 3 種		33
	第 4 種		73
水質関係公害防止管理者	第 1 種		13
	第 2 種		41 (3)
	第 3 種		18 (1)
	第 4 種		47 (7)
粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者			13
騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者			46 (33)
振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者			52 (42)
総 数			570 (137)

注 ()は市町への委任分で、内数である。

第12節 自然環境保全の現況と対策

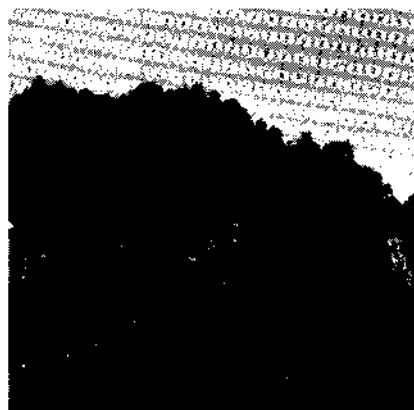
1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるように適正に行わなければならない。」という基本的理念に立脚して、法律や条例などに基づき次のような諸施策を講じている。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。現在までの指定状況は表2-161のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。



日 尾 御 前



山 の 神

表2-161 自然環境保全地域の指定状況

(4年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 別 地 区 指 定 年 月 日	野 生 動 植 物 保 護 地 区 指 定 年 月 日	主 な 保 全 対 象
沢杉自然環境保全地域	下新川郡入善町吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の伏流水とサウスキ等の植生
縄ヶ池・若杉自然環境保全地域	東砺波郡城端町大畧屋他	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			低山帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本自然環境保全地域	下新川郡宇奈月町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺自然環境保全地域	滑川市東福寺他	71.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡自然環境保全地域	婦負郡細入村片掛他 上新川郡大沢野町寺津他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷自然環境保全地域	婦負郡八尾町深谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、ソウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神自然環境保全地域	東砺波郡利賀村阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環境保全地域	魚津市ニヶ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示 23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前自然環境保全地域	婦負郡八尾町内名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地形とすくれた天然林
常楽寺自然環境保全地域	婦負郡婦中町千里	11.0 (0.7)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号		低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷自然環境保全地域	東砺波郡利賀村百瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号	61年10月17日 県告示 1,568号	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動植物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域として指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推進している。

表2-162 環境緑化促進地域の指定状況

(4年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑化促進地域	富 山 市 岩 瀬 他	1,160ha	50年4月17日

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-163のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-163 自然公園の概要

(4年3月31日現在)

区分	名 称	面 積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 兼 (ha)	指 定 年 月 日	関 係 市 町 村
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、 魚津市、上市町、 立山町、大山市
	白 山	2,742	2,742*	37年11月12日	上平村
	小 計	79,173	76,579*		
国定公園	能登半島	1,005	964*	43年5月1日	高岡市、氷見市
県立自然公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町
	有 峰	11,600	11,600	"	大山市
	五 箇 山	3,856	3,275	"	平村、上平村
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、 平村
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町
	小 計	39,576	32,251		
合計	8 か 所	119,754	109,794*		

注 *は、特別保護地区を含む。

(ア) 国立公園

中部山岳国立公園は剣岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、称名、黒部に代表される峡谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山陵部、峡谷等は、特別保護地区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の渓谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈ヶ岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を適確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(イ) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域（虻ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

(ウ) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、富山県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、溪谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の峡谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約43万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と歙崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には、国民休養地が整備されているとともに、青少年の家や有峰記念館、ビクターセンターがあって、有峰地区の利用拠点になっており、年間約12万人の利用者がある。また、現在、大規模林道高山・大山線の整備が進められている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の溪谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山麓部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山陵部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西麓湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山麓一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山麓部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。従来から年間約3万人の利用者があったが、スキー場の開設により、利用者は飛躍的に増大した。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県 定 公 園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的用户の多い地域が県定公園に指定されている。

これまで6か所であったが、3年度において新たに6か所を追加指定した。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村がその責任において、公園としての管理を行っている

各公園の概要は、表2-164のとおりである。

表2-164 県定公園の概要

(4年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神 通 峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村	
呉羽丘陵	487	"	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	"	高岡市	都市公園と重複
倶利伽羅	758	"	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	一部都市公園と重複
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
松倉城跡	1,083	4年3月26日	魚津市	
増山城跡	345	"	砺波市	一部都市公園と重複
夢の平	221	"	砺波市	
稻葉山 宮島峡	757	"	小矢部市	
桜ヶ池	485	"	城端町	一部都市公園と重複
八乙女 乗山寺	633	"	井波町、庄川町	"
計	9,666			

(3) 県 民 公 園

県民公園は、表2-165のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園となっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約18万人に利用されている。

表2-165 県民公園の現況

(3年3月31日現在)

名 称	種 別	規 模	設 置 の 目 的	主 要 施 設	現 況
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 (庭球場:58年4月供用開始 野球場、陸上競技場:58年7月供用開始 年間利用者 18万人)
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・水辺のゾーン ・入口広場、中央広場(百年の森)、公園管理センター ・こどもの国ゾーン ・プール広場、ピクニック広場、かんぱくの丘 ・スポーツゾーン ・スポーツ広場、多目的体育館、トリムコース	58年7月開園 年間利用者56万人
県民公園柳成の森	自然風致公園	面積 107ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道 ・芝生広場	50年4月開園 年間利用者 20万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド ・野鳥の経、かんさつ広場、自然かんさつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 4~5万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km 連絡路除く。)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山一小杉間:49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉一大門間:52年4月開通 年間利用者 1~2万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、こどもの丘、冒険の谷、水生庭苑	54年5月開村 年間利用者 18万人
公園街道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	緑道、休けい広場	58年4月開通
県民公園地城		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のあるこどもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約50万人に利用されている。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約20万人に利用されている。

また、立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

エ 県民公園自然博物館

県民公園自然博物館は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約4～5万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物館センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散歩できる観察路がある。

カ 指定公園

指定公園では、自然博物館センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれており、年間18万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物館との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を備え、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備されている。

キ 公園街道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館、頼成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年開通し、自然観察のための遊

歩道として利用されている。

(4) 立山山麓家族旅行村

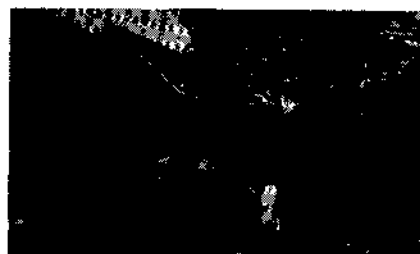
立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、3年度までに整備された施設の概要は表2-166のとおりである。

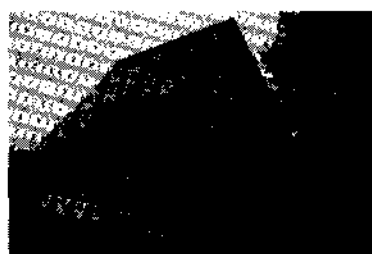
大品山自然歩道、県営ゴンドラ、山野スポーツセンター等の周辺施設とともに四季を通じて利用され、年間8～10万人の利用者が訪れている。

表2-166 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343m ²)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890m ²)、イベント広場
ファミリー広場	芝生広場(5,069m ²)、遊水池
野 外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟、多目的ハウス、トリムコース
チビッコ広場	芝生広場(2,200m ²)、石の山、遊水池、パークゴルフコース
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用5棟)、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場(9,200m ²)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン



ケ ビ ン



多目的ハウス

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、3年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

深谷自然環境保全地域において管理のための木橋の設置を行った。

ウ その他

自然環境保全地域の概要を解説したガイドブックを発行した。

(2) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく3年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-167のとおりである。

表2-167 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（3年度）

（単位：件）

国立公園	許 可		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中部山岳	24	32	12	68
白山	0	1	0	1
計	24	33	12	69

(イ) 現 地 管 理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び剱沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、剱沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を発揮した。

(ロ) 美 化 清 掃

全国統一の自然公園クリーンデー（8月の第1日曜日）に、立山一帯と黒部峡谷一帯の主要な箇所において、美化清掃の啓蒙活動を行った。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8月28日には立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高揚に努めた。

(ハ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行った。

(ニ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、剱岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

3年12月1日から4年5月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-168のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期には、剱沢（7月20日～8月20日）と雷鳥沢（7月15日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（遭難対策無線

の充実、アマチュア無線局の新設及びテレホンサービス等)に対し、
県費助成を行った。

表2-168 登山届出及び遭難事故の概要

(3年12月1日～4年5月15日)

区 分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合 計
登 山 届	52パーティー (230人)	17パーティー (60人)	150パーティー (803人)	219パーティー (1,093人)
遭 難 事 故		1人重傷	1人死亡 2人重傷 1人軽傷	1人死亡 3人重傷 1人軽傷

(カ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線(桂台～室堂)へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(キ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶(タカネヒカゲ等)を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(ク) 望ましい立山を考える会

立山の優れた自然を末永く、後世に引き継ぐため立山に関する諸問題についてさまざまな角度から幅広く論議するため「望ましい立山を考える会」を開催した。

イ 国 定 公 園

(ク) 認 許 可

自然公園等に基づく3年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-169のとおりである。

表2-169 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（3年度）

（単位：件）

国 定 公 園	許 可(協議)	認 可(承認)	計
能 登 半 島	9	1	10

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月4日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許 認 可

県立自然公園条例に基づく3年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-170のとおりである。

表2-170 工作物の新築等に係る許認可取扱状況（3年度）

（単位：件）

県立自然公園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
朝 日	2	2	4
有 峰	2	0	2
五 箇 山	4	0	4
白 木 水 無	2	1	3
医 王 山	0	0	0
計	10	3	13

(イ) 美化清掃、施設維持管理

8月4日、全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県定公園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(3) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てることを目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。

3年度中に整備した施設は、表2-171のとおりである。

表2-171 主たる施設整備実績（3年度）

1 国立公園、国定公園、国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理事務所 公衆便所
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地	標識整備					
	奥黒部地区	薬師峠野営場						公衆便所新築
	立山・山部地区	朝沢野営場						公衆便所新築
		立山カルデラ展望台線歩道			弥陀ヶ原 L=500m			
	奥黒部地区	黒部湖五色ヶ原線歩道			五色ヶ原 L=800m			
	奥黒部地区	折立太郎山線歩道			折立～太郎山 L=2,000m			
北国国定公園	高岡市地区	雨晴園地						公衆便所改修
あさひの里国民休養地	朝日町地区	あさひ園地						公衆便所改修

2 県立自然公園、県定公園

公 園 名	事 業 内 容				
	園 地	歩 道	公 衆 便 所	野 営 場	車 道
朝日県立自然公園	城山園地改良				
白木水無県立自然公園		白木金剛堂縦走線改良			
五箇山県立自然公園		上梨遊歩道改良			
医王山県立自然公園				国見休憩所給水施設	
高岡古城県定公園		園内遊歩道			
神通峡県定公園	バーベキュー設備 (猿倉山)		常虹の滝公衆便所	猪谷川野営場 炊事棟	
庄川峡県定公園	舟戸園地 しょうぶ植栽				

(4) 県民公園の整備

県民公園頼成の森では、園内道路の整備を進めるとともに花しょうぶ園を拡大し、水生植物園とするための整備を進めている。

(5) とやまの滝の整備

とやまの滝等選定委員会において選定された「とやまの滝」について歴史文化にはぐくまれた景勝の地としてさらに自然との語らいの空間として親しんでいただくために滝の周辺の整備を進める。

(6) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。3年度は立山で調査を実施し、1,070haにおいて333羽の生息を確認した。現在まで17山岳、11,340haにおいて1,228羽を確認している。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況とその時の状況とを比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一带で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、冬期の越冬地や採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

ライチョウの糞便検査による汚染調査を行っている。

h その他

ライチョウ保護のため、鳥獣保護員4名を立山、朝日岳、薬師岳、剋岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(ウ) 鳥獣保護区の管理

県内33か所の鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や管理を行った。

(エ) 工作物の許可

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づく3年度中の鳥獣保護区特別保護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は表2-172のとおりである。

表2-172 工作物新築等に係る許可取扱状況（3年度）
（単位：件）

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	6
県 設	—
計	6

(カ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表2-173のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

(キ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多くすんでいる森に小学生の手により巣箱を架設した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣救護の会に委託し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護事業は増加の一途をたどっている。

また、日米、日ソ、日蒙、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況並びに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

(ク) 生息数の調整（有害鳥獣の駆除）

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない事業となっているが、この調整は非常に困難なものがある。3年度には表2-174のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

表2-173 愛鳥週間行事（3年度）

月 日	行 事 名	場 所	行 事 内 容	備 考
5月10日 (木)	ツバメの日	富山県全域	・県下一斉に小学校6年生の豆調査員によるツバメの生息調査を実施した。 ・ツバメの巣のある家に「ツバメのお宿」シール（第11号）を配った。	第20回ツバメ調査 小学校 248校 調査員 約35,000人
5月11日 (金)	野鳥保護の日	富山駅 内 2階待合室	・「ライチョウ生活展」の開催 ・ライチョウの四季を通じた生活史や生態を写真により紹介した。	
5月12日 (土)	学校愛鳥の日	小杉町立 金山小学校	・野外活動の場として利用している経験山での巣箱掛けや野鳥観察などの体験授業を行いました。 ・野鳥が好んで食べる実のなる木の植栽（ウメモドキなど）を行った。 ・野鳥の記念放鳥を行った。	平成元年度以前の愛鳥モデル校へ、野鳥に関するビデオやパンフレットを貸出し愛鳥思想の高揚を図った。
5月13日 (日)	探鳥の日	野鳥の園 (古河池) 富山市三ノ原	・愛鳥思想の普及のため、広く一般の方を対象にバードウォッチングを催し、野鳥を訪ねた。	
5月14日 (月)	野鳥観察の日	呉羽山	野外教育のあり方を実験するため、野鳥観察指導員（バード・マスター）による野鳥を中心とした自然教室を開いた。	富山女子短期大学 幼児教育学科約90名
5月15日 (火)	野鳥愛護の日	現金大金蔵室	・自然保護功労者及び愛鳥ポスター・標語の入選者を表彰した。 入選ポスターは、下記の場所で展示した。 5/3～5/7 大和富山店 5/14～5/16 富山駅内2階待合室 5/20～6/20 「ねいの里」	
5月16日 (水)	野鳥に親しむ日	「ねいの里」 (自然博物館 センター内)	・傷ついたり病気になった野鳥の救護方法を学ぶ「体験教室」を開催した。 また、「野鳥相談所」を開設し、巣箱や給餌台の作り方及びバードウォッチングの楽しみ方などについて電話で相談を受けた。	

表2-174 生息数の調整状況（3年度）

種 類(鳥類)	捕 獲 数(羽)	種 類(獣類)	捕 獲 数(頭)
カ ラ ス	2,778	ノ ウ サ ギ	245
ス ズ メ	2,700	ク マ	29
ド バ ト	2,147	サ ル	55
ム ク ド リ	1,597	そ の 他	5
カ ル ガ モ	290		
そ の 他	1,654		
計	11,176	計	334

(ク) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のような調査を実施している。

愛鳥週間の初日にあたる5月10日にツバメの調査を実施し、36,530羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガンカモ科鳥類の生息数を4年1月16日に調査し、カモ類28,526羽、ハクチョウ類81羽を確認した。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塚地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー(Bander)の協力により標識調査を実施してきている。3年度には、49種、2,889羽の鳥類を捕獲し、標識(足輪)をつけて放した。

野猿による農業被害について、種の保存に配慮した効果的な被害防止対策を確立するため、3年度から野生動物保護対策事業(電気柵設置)を実施した。

イ 狩猟行政

(ア) 狩猟免許試験、狩猟者講習会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、24名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、78名が受講した。

(イ) 狩猟者登録

狩猟者登録をした者の数は、表2-175のとおりである。全国的に減少傾向にある。

表2-175 狩猟者登録の実績

(単位：人)

区 分	県 内 者	県 外 者	計
免 許 の 種 類	甲 種	97	97
	乙 種	1,254	1,599
	丙 種	103	103
計	1,454	345	1,799

注) 甲種：網及びわな
 乙種：ライフル銃及び散弾銃
 丙種：空気銃及びガス銃

(ウ) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増殖を図るため、休猟区を表2-176のとおり設定した。この結果、休猟区は既設のものと合わせて、24か所22,047haとなった。

表2-176 休猟区の設定状況(3年度)

名 称	所在地	変更等内容	面積	設 定 期 限
南 保 休 猟 区	朝 日 町	新 設	825ha	平成3年11月15日から 平成6年11月14日まで
下 熊 野 "	富 山 市	新 設	700ha	"
南 加 積 "	上 市 町	新 設	1,000ha	"
利 田 "	立 山 町	新 設	1,100ha	"
花 尾 "	福 岡 町	新 設	870ha	"
柳 瀬 "	砺 波 市	新 設	970ha	"
東 石 黒 "	福 野 町	新 設	840ha	"
上 利 賀 "	利 賀 村	新 設	1,100ha	"

(ニ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

3年度安全狩猟推進対策を次のとおり実施した。

a 安全狩猟重点パトロール

休猟区解除地8か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として、11月15日から11月26日までの12日間重点パトロールした。

b 普及啓蒙の強化

(a) 鳥獣保護区等位置図に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させた。

(b) 安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

(7) 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう3年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓蒙活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物園地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリストを配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

また、新たにナチュラリストバンクの設置について検討を行った。

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺や弥陀ヶ原周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて解説を行った。

(イ) 頼成の森地区

4月28日から11月3日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物園地区

4月28日から11月3日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月7日から10月10日までの間の毎日曜日・祝日に称名園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

31名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指

導や公園内のパトロールを行った。

ウ 自然保護講演会の開催

3年3月21日、富山市において一般県民を対象に自然保護講演会を開催した。

○「熱帯林を考える」

小林繁男（林野庁森林総合研究所）

エ 自然観察読本の作成

自然観察読本シリーズの第5集として「倶利伽羅県定公園」を作成するとともに、自然ガイドシリーズの第9集として「能登半島国定公園一大境の自然」を作成し、関係行政機関に配布した。

オ 自然に親しむ集いの開催

一般県民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るため自然に親しむ集いを6月23日福岡町西山、9月6日氷見市森寺地区及び10月13日立山町大辻山において開催した。

カ 自然とのふれあい推進事業

(ア) 有峰フェスティバル

有峰の大自然の中で自然にふれ親しみ、自然の中での体験活動の増進を図る目的で、8月3日～4日の2日間有峰フェスティバルを開催した。

(イ) 立山修験道登山イベント

立山登山の深い歴史を思い起こし、立山のすばらしい自然を満喫できるイベントを8月24日～25日に実施し、自然保護意識の高揚と安全登山の徹底を図った。

キ 「とやまの滝」ガイドブックの発行

景観、風致性、規模などに優れ、県民からふるさとの名瀑として崇め、親しまれている滝で「とやまの滝選定等委員会」において選定された37箇所についてガイドブックをとりまとめ、公共機関に配布した。

(8) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかに関与をおよぼしているかについて長期的に把握するため、63年度を初年度として平成4年度までの5か年を第Ⅲ期として調査を実施してきている。3年度は、その4年次として次のとおり調査を実施した。(第Ⅰ期調査：53～57年度)(第Ⅱ期調査：58～62年度)(第Ⅲ期調査：63～4年度)

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表すものとして、植生（主要樹種の活性度の測定等）、土壌（理化学的性質）、鳥類の3項目を調査した。

(イ) 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

調査区数は、合計55か所である。

(ロ) 調査結果

a アルペンルート沿線では、森林帯の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。

b 利用者が最も集中する室堂平においては、依然として土壌、土砂の流出が目立ち、植生の退行が進んでいた。

イ 立山ブナ林保全調査

昨年に引き続き樹勢に低下傾向が見られる立山道路沿線のブナ林の保全のため、「立山ブナ林保全調査委員会」の指導、助言に基づき、保全調査を実施した。

ウ 自然環境指針の検討

本県の望ましい自然環境のあり方を明らかにし、その実現のため必要とされる諸施策を示す「自然環境指針」の原案に基づき、関係機関との調整を図った。

(9) 自然環境保全地域等の公有地化

ア 自然環境保全基金

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要がある土地等である。

これまでに公有化した土地は全部で144ha となっている。

イ 特定民有地等買上補助

優れた自然環境を有する中部山岳国立公園内立山カルデラ地内の自然の保護と適正な利用を図るため、国の特定民有地等買上補助制度を利用して県で買上げ公有化している。

表2-177 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(4年3月31日現在)

年 度	買 取 内 訳		所有区分(持分)		買取金負担区分		備 考
	地 域	面積(m ²)	県	市町村	県 (円)	市町村(円)	
48 ・ 49	五箇山県立自然公園 ・平村相倉地内	23,264.41	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,398,822	4,699,410	保全地区 集団施設地区
"	五箇山県立自然公園 ・上平村西赤尾地内	183,443.64	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	10,061,914	4,938,308	
49	縄ヶ池・若杉自然環境保 全地域 ・城端町夫婦滝周辺	126,916	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	14,468,424	4,822,808	
"	白木水無県立自然公園 ・八尾町杉ヶ平地内	378,896	$\frac{3}{4}$ $\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{3}$	10,415,890	4,021,258	保全地区 集団施設地区
"	朝日県立自然公園 ・朝日城山地内	24,094.46	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	5,505,028	2,752,508	
"	医王山県立自然公園 ・福光町祖谷地内外	381,517.62	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	27,214,946	13,607,378	
"	県民公園野鳥の園 ・婦中町高塚地内	52,394	$\frac{10}{10}$	—	—	—	地上権
49 ・ 50	能登半島国定公園 ・高岡市雨晴地内	10,178.11	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	18,918,776	9,459,378	
50 ・ 51	能登半島国定公園 ・氷見市九殿浜・窪地内	8,362	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	12,994,534	6,497,266	
50 51 53 54 55 56 2	県民公園野鳥の園 ・富山市三ノ股・山本地内 ・小杉町入会地、上野 (古洞池) (恩坊池)	250,576	$\frac{10}{10}$	—	181,725,250	—	
	合 計	1,439,642.24			290,703,584	50,798,314	
					341,501,898		

第3章 平成4年度において講じよう とする環境保全に関する施策

第3章 平成4年度において講じよう とする環境保全に関する施策



県の木 タテヤマスギ
立山を中心とする山岳地帯
に自生。寒さや雪に強いと
いう特徴をもっています。
材質も強じんで、建築材と
して喜ばれるため県内で広
く植林されています。

第3章 平成4年度において講じよう とする環境保全に関する施策

平成4年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境汚染の未然防止については、とやま環境計画に基づき、ブルースカイ計画、クリーンウォーター計画等を推進し、環境影響評価の実施や環境情報管理システムの拡充を進めるほか、(財)とやま環境財団を中心に地域に根ざした環境保全活動を推進する。

監視指導体制については、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質等の常時監視や各種調査を引き続き実施するとともに、大気汚染形態の変化などに対応するため、大気汚染常時観測局の適正配置を進める。また、工場等に対しては、公害の発生を監視し、防止対策を指導する。

廃棄物対策については、ごみの減量化や資源化、再利用の推進に努めるとともに、産業廃棄物処理計画に基づき廃棄物の適正処理の推進を図る。

快適な環境づくりについては、日本一のきれいな県土づくりをめざして、美化清掃運動の展開や地域美化活動の推進を図るとともに、市町村が実施するとやまの滝や快適な公共トイレの整備事業を支援する。

地球環境問題については、国のアース・イヤー'92キャンペーンと呼応し、講演会、教材等による環境保全意識の啓発、酸性雨調査の実施等の各種施策を展開する。

自然環境の保全については、適正な保護と利用を推進するため、自然環境指針を策定するとともに、自然公園内の施設整備、立山マウントピア構想の策定、ナショナルパーククリーン作戦の実施や自然保護教育の拡充等の施策を積極的に展開する。

また、公害の防止技術の開発や環境汚染メカニズム、動植物等の自然環境についての調査研究を行う。

1 総合的な環境保全対策

(1) とやま環境計画の推進

長期的展望に立って良好な環境を確保するため、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を目標に掲げたとやま環境計画を推進するとともに、この計画に沿って策定されているブルースカイ計画やクリーンウォーター計画等の個々の計画についても推進する。

(2) 環境影響評価の実施

大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価要綱に基づき、地域住民や市町村長の意見等を取り入れた環境影響評価の実施について事業者を指導する。

(3) 公害防止計画の推進

元年度に策定した富山・高岡地域公害防止計画に基づき、5年度を目標に主要幹線道路の騒音、都市河川の水質汚濁、神通川流域のカドミウム汚染田の復元等の公害防止対策事業の推進を図る。

(4) 環境情報管理システムの整備

とやま環境計画などの推進や複雑・多様化する環境問題に的確に対応するため、環境情報の体系的な整備など、環境情報管理システムの拡充を図る。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境計画(ブルースカイ計画)の推進

硫黄酸化物及び窒素酸化物について、今後とも環境基準を維持し、良好な大気環境を保全していくため、将来の燃料使用計画、交通量及び企業の新規立地計画等をもとに3年度に改定したブルースカイ計画を推進する。

(2) 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進

大気汚染の形態の変化やブルースカイ計画の適切な推進に対応するため、2年度に策定した大気汚染常時観測局適正配置計画に基づき、一般環境観測局を5局整備するとともに、テレメータ化を図る。

(3) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対策を図るため、一般常時観測局25局及び自動車排出ガス常時観測局5局で、硫黄酸化物、窒素酸化物、オキシダント等の環境濃度を常時監視する。

(4) ばい煙発生施設等の監視・指導

工場のばい煙発生施設の排出基準の順守状況を監視するため、立入調査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導する。

(5) 環境大気基礎調査

常時観測局における監視を補完するため、県内平野部80地点で、窒素酸化物及び降下ばいじんを1か月ばく露法等により調査するほか、一般環境及び工場周辺における浮遊粉じん濃度等の調査を25地点で実施する。

(6) 特定ガス環境大気調査

未規制物質で、その使用が多岐にわたっており大気汚染が懸念されているトリクロロエチレン等について排出実態等を調査する。

また、石炭の利用拡大など、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、大気中の水銀、ひ素及びベンゾ(a)ピレンを調査するとともに、土壌及び玄米中の水銀を調査する。

(7) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、主要交差点2か所で、一酸化炭素、炭化水素等の大気汚染の実態調査を実施する。

また、スパイクタイヤ使用に伴う道路粉じんの実態を把握するため、主

要道路近傍46地点で、降下ばいじん等の調査を実施する。

(8) 酸性雨対策

酸性雨の実態を把握するため、雨水2地点、雪6地点、湖沼2地点についてpHや酸性成分を調査する。

また、県及び関係市で構成する酸性雨対策連絡会議において連絡調整や情報交換を行い、調査の効果的かつ円滑な推進を図る。

(9) 環境放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、降水、大気中の浮遊じん、水道水、野菜、牛乳、土壌等の放射能について調査を実施する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境計画(クリーンウォーター計画)の推進

「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標に、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るほか、小矢部川上流域、中川流域において、生活排水対策のモデル実践活動を実施するなど、3年度に改定したクリーンウォーター計画を推進する。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川89地点、湖沼4地点、海域30地点の合計123地点において健康項目(カドミウム、水銀等)、生活環境項目(BOD、COD等)などについて、水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施するほか、県西部の河川において、水生生物を環境指標とする水質モニタリング調査を実施する。

(3) 地下水の水質監視

地下水の水質の状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、

有害物質(カドミウム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)について、水質調査を実施する。

(4) 工場排水等の監視・指導

工場排水の排水基準の順守状況を監視するため、立入調査を実施するほか、ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水中の殺虫剤、殺菌剤及び除草剤について水質調査を実施する。

(5) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、上市川第2ダム、祐延ダム、熊野川ダムにおいて、全窒素、全りん等について、水質調査を実施する。

(6) 特定物質環境調査

未規制物質による環境汚染の実態を把握するため、トリクロロエタン、四塩化炭素等について河川や地下水の水質調査を実施する。

(7) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)及びPCBについて調査を実施する。

(8) 小規模事業場排水処理技術マニュアルの作成

飲食店等の小規模事業場排水の適性処理を推進するため、排水処理技術マニュアルを作成する。

4 騒音、振動防止対策

道路交通騒音等の防止対策や環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路の沿道において騒音・振動の実態を調査する。また、航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施する。

5 悪臭防止対策

畜産業、飼料肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニアや硫化水素等の悪臭物質について調査を実施する。

6 土壌汚染対策

(1) 土壌汚染対策事業の実施

神通川流域の第2次地区においては、ほぼ復元工事を完了したので、作付可能となった客土水田に、展示ほを設置して技術指導を推進するとともに、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行う。第3次地区においては、復元事業に着手する。

黒部地域については、復元事業を推進する

7 地下水対策

(1) 地下水指針の策定

地下水の保全と適正利用を図るため、地下水適正揚水量調査の結果等を踏まえ、地下水指針を策定する。

(2) 地下水観測井の整備

全県的な地下水観測体制の整備を図るため、氷見地域に観測井を2か所設置する。

(3) 定点地下水位の観測

地下水位の変動状況を把握するため、30観測井において地下水位の常時観測を実施する。

また、データ処理の迅速化、省力化を図るため、魚津・滑川地域の住吉、北鬼江、下島及び四ツ屋の各観測井に自動記録装置を導入する。

(4) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、県下の海岸部130地点において、地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(5) 地下水利用対策協議会の支援

地下水の適正かつ合理的利用を図るため、庄川・小矢部川地域、富山地域、魚津・滑川地域及び黒部地域に設置されている地下水利用対策協議会を側面的に支援する。

8 一般廃棄物対策

(1) ごみの減量化の普及啓発

ごみの排出抑制や減量化の普及啓発を推進するため、パンフレット、ビデオの作成、ごみ減らしシンポジウムの開催等を行う。

また、ごみの減量化運動を推進する民間指導者を育成するため、事業者団体や地域住民のリーグを対象とした研修会を開催する。

(2) ごみ減量化・再生利用の指針の策定

ごみの減量化・再生利用の指針を策定するため、再生利用の実態調査を行うとともに、学識経験者や市町村、事業者代表等で構成する研究会及び流通業者、消費者、行政等で構成する懇話会を設置し、減量化・再生利用の推進方策等について調査、検討する。

(3) 浄化槽の適正維持管理の推進

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置者及び保守

点検業者に対し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及啓発に努め、指導の徹底を図る。

(4) 合併処理浄化槽の普及

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱にもとづき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及を図る。

9 産業廃棄物対策

(1) 監視及び指導の強化

有害産業廃棄物の排出事業所及び事業者や処理業者の最終処分場について重点的に監視し、適正処理を推進するほか、マニフェストシステムの普及を図り、産業廃棄物の排出から最終処分までの管理の徹底を図るよう指導する。

また、医療廃棄物処理ガイドラインや建設廃棄物処理ガイドラインについても、その周知徹底を図り、適正処理の推進に努める。

(2) 中間処理、有効利用の促進

産業廃棄物の減量化、有効利用の促進を図るため、中間処理施設の整備を指導するとともに、多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し排出実態等を調査し、必要に応じ処理計画の作成の指示等、廃棄物の減量化や適正処理について指導する。

また、中部北部広域交換体制(富山、新潟、山梨、長野の4県で構成)及び北陸3県広域交換体制(富山、石川、福井の3県で構成)を活用し、有効利用のための情報交換を図る。

(3) 最終処分場の確保

最終処分場の確保を図るため、処理業者に対して地元市町村や住民との協議のもとに計画的整備を図るよう指導する。また、広域移動する産業廃

棄物については、県内産業の健全な育成、処分場に対する地元住民の意識を考慮し、受託量の適正化を図るよう指導する。

(4) 処理業者の育成

処理業者の指導育成を図るとともに、関係団体の行う適正処理活動を支援し、自主管理体制の確立を推進する。

(5) 特別管理廃棄物等の適正処理推進方策の研究

特別管理廃棄物等の適正処理の推進方策について研究を進めるため、有害産業廃棄物、適正処理困難物等の排出実態や処理処分実態等について調査する。

10 快適環境の形成

(1) 県土美化推進運動の展開

日本一きれいな県土づくりをめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化推進運動を次のとおり実施する。

ア 県民会議活動の推進

県民総ぐるみによる日本一のきれいな県土づくりを進めるため、県土美化推進県民会議の開催、県土美化功労者の表彰、機関紙の発行、清掃美化大会の開催等を実施する。

イ 県民意識の高揚

ポスター、シール、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

ウ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の展開

県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を県民総ぐるみで展開し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

また、第一回ジャパンエキスポ富山'92の開催にあわせ、JET クリーン

運動を展開する。

エ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、特別美化モデル地区1地区、一般モデル地区34地区を中心に県土美化活動を展開する。

(2) 親水思想の高揚

水に対する関心を高めるため、水生生物の観察、名水巡りなどを組み入れた「親子の水とのふれあいバス教室」や「名水巡りバス」を開催する。

(3) グリーンプランの推進

うおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりをめざし、県民総ぐるみで生活環境の緑化を推進するため、3年度に改定したグリーンプランに基づき、各種施策を展開する。

ア 公共的施設に、花壇やフラワーポットを設置し、また、花と緑のまちのシンボルづくり事業や学校花と緑のモデル事業により地域緑化、学校緑化を引き続き推進する。

イ 第1回ジャパンエキスポ富山'92の開催にあわせ、会場や会場へのアクセス道路等に立体花壇やフラワーポットを設置し、また、富山駅での花文字の設置等により、緑化の推進と緑化意識の高揚を図る。

ウ 緑化木や花の種を配布するとともに、花と緑のフェスティバル(夏・冬)や県民緑花カレッジを開催するなど、普及啓発活動を積極的に展開する。

エ グリーンキーパーを増員するとともに、花と緑のグループやそのリーダー等の育成を図り、地域に密着した緑化推進のための環境づくりを行う。

オ 良好な景観形成に資するとともに、地域のシンボルとして保全・育成するため、自然環境の保全上貴重な価値を有する散居の屋敷林の保全に対する普及啓発冊子を作成する。

カ 中央植物園の管理研修棟の建築工事に着手するとともに、林業試験場樹木園の植栽工事等を進めるほか、市町村の専門植物園整備事業に対しての補助並びに指導を引き続き行う。

(4) 快適な公共トイレの整備

きれいで利用しやすい公共トイレの整備促進を図るため、モデル的な施設の設置や改築に対して市町村に助成する。

また、県民の公共トイレに対する意識の啓発を図るため、シンポジウムやグッドトイレコンテスト等を実施する。

11 環境保全活動等の推進

(1) 環境保全活動の推進

ア (財)とやま環境財団への支援

地域に根ざした環境保全活動を県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、(財)とやま環境財団が実施する環境情報の収集・提供、環境教育資料等の作成、新聞・テレビ等による普及啓発、環境保全活動団体への助成やナチュラリストバンク事業等に対して支援する。

イ 環境保全相談室の活動

県民、事業者等に対する環境保全活動の普及啓発を推進するため、環境保全活動相談室においてボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談業務を実施する。

ウ 環境保全活動推進員養成講座の開催

環境保全活動の推進、環境保全に関する知識の普及等、地域に根ざした環境保全活動の推進役となるリーダーを養成するため、環境保全活動推進員養成講座を開催する。

エ 「消費者月間」記念富山県大会の開催

省資源、省エネルギーをはじめ地球にやさしい暮らしを考えていくための講演会を開催する。

(2) 環境教育の推進

ア 「環境月間」諸行事の実施

6月の環境月間には、ポスターの募集・展示、地球環境問題講演会の

開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行う。

イ 一日環境大学校の開催

ごみの減量化、リサイクルと私たちの暮らしとのかかわりについて考える一日環境大学校を開催する。

ウ バス教室の開催

人間と環境のかかわりについての理解と関心を深め、環境に配慮した生活・行動ルールを確立するため、廃棄物処理施設や自然博物館センター等を巡る「暮らしと環境を考えるバス教室」を開催する。

エ 各種教材の整備

環境教育を円滑に推進するため、ビデオ、リーフレット等、各種啓発用教材の整備を進めるとともに、「水」を軸教材として、児童生徒の発達段階に合った学習指導の展開例を作成する。

12 その他の環境保全対策

(1) 県民公園新港の森等緩衝緑地の整備

富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」の管理について、(財)富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として運営、整備を図る。

(2) 下水道等の整備

小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道(9市10町1事務組合)及び特定環境保全公共下水道(7市8町4村)の整備を推進し下水道の普及を図る。

また、農村下水道やコミュニティ・プラントの整備を進める。

(3) 畜産環境保全対策

ア 畜産経営の環境保全対策の指導強化

畜産経営環境保全対策会議を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催等を行う。また、苦情の発生源となる汚水、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう検査・調査を実施し、徹底した指導をしながら畜産経営による環境汚染の防止を図る。

イ 畜産環境対策の促進

畜産農家の組織化と集団化を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携による合理的な家畜ふん尿の処理利用を推進し、安定的経営を指導する。

ウ 家畜ふん尿有効利用の促進

家畜ふん尿を土壌改良資材及び肥料として土地還元することにより、畜産公害の防止と地力の増強を図り、土地基盤と結びついた安定的な畜産経営の育成を図る。

エ 助成及び融資

畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助事業の検討及び資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行う。

(4) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置網付近の水質調査

定置漁場を中心とした31地点について、水質調査を実施する。

(5) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛(旧日本鉱業(株)三日市製錬所)周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するに当たっては、技術協力をする。

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグが発生した場合には、被害状況の調査等を実施し、地域住民の健康管理に努める。

13 環境保全に関する試験・研究

(1) 公害センター

ア 樹木による大気浄化作用に関する研究

前年度開発した方法により、各種樹木の二酸化窒素吸収量について研究する。

イ エアロゾルに関する研究

入善、黒部及び宇奈月地域におけるエアロゾルの成分及び分布状況について、粒径別の精密調査を行い、それぞれの地域特性等を研究する。

ウ 自動車排出ガスによる環境影響に関する研究

幹線道路周辺において、窒素酸化物及び粉じんの調査を行い、自動車排出ガスによる環境汚染の実態を把握するとともに、道路構造の差異による汚染特性について研究する。

エ 酸性雨の生成機構と影響に関する研究

霧水、雨水、エアロゾル等を調査し、霧の酸性化及び酸性雨の生成過程について研究する。また、代表的な土壌の理化学特性や緩衝能について研究する。

オ 水質汚濁物質の測定方法に関する研究

ゴルフ場で使用される農薬30種類について、排水を対象として、迅速な分析方法を確立する。

カ 有機塩素化合物の分解に関する研究

紫外線照射による水中の有機塩素化合物分解装置の実用化試験を行い、処理装置の構造を検討する。

キ 湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究

県内の代表的な湖沼における水質組成とプランクトンとの関係や水域周辺の環境状況等を調査し、それぞれの湖沼の特性について検討する。

ク 産業廃棄物の処理方法に関する研究

自動車の解体に伴い発生するシュレッダーダストについて、3年度の研究結果を踏まえて埋立処分モデル実験を行い、浸出水の性状や必要な覆土厚さ等について研究する。

(2) 衛生研究所

ア 不快動物の多発防止対策の調査研究

観光地、都市部小河川(排水路)等に多発する不快害虫及び家畜舎から発生するハエ類、並びに各種事業所周辺で発生するユスリカ、アカイエカ、小バエ類等の発生実態と発生防止対策を研究する。

イ 食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究

残留農薬や水銀等による県内食品の汚染状況について調査する。

ウ イタイイタイ病の予防に関する研究

イタイイタイ病要観察者の尿及び血液生化学検査を実施し、イタイイタイ病への進展を予防するための資料を得る。

エ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

農薬散布者の血液及び尿中の生化学成分を検査し、暴露量との関連性を検討する。

(3) 畜産試験場

積雪地域における良質堆肥生産利用技術に関する研究

高床式豚飼養と豚舎内発酵堆肥化処理技術を組合せ、悪臭の少ないふん尿混合物の堆積処理方法を検討するとともに、低温多湿条件下でのオガクズ堆肥生産方式について研究する。

また、完成バーク堆肥の腐熟度判定と施用技術について、指標植物を用いて研究する。

(4) 工業技術センター中央研究所

工業材料の分析法に関する研究

食品産業から生ずる油脂系廃棄物の性状把握のための簡易で迅速な分析法の体系化を検討する。

(5) 農業技術センター農業試験場

ア 公害防除特別土地改良事業に伴う客土水田の調査

神通川流域の公害防除特別土地改良事業(第2次地区)完了地区の客土水田において、玄米及び土壤中のカドミウム濃度調査等、対象地域の指定解除のための諸調査を実施する。

イ 農用地における酸性降下物の調査研究

農用地に降下・流入する酸性降下物の実態を明らかにし、年間負荷量及び農地土壌に与える影響について研究する。

(6) 水産試験場

ア 赤潮に関する調査

赤潮の発生状況等を調査し、富山湾の水質環境の現状を把握する。

イ 富山湾の汚染指標の底生生物の調査

富山湾内8か所で採泥を行い、底生生物の消長を調査することによって、富山湾海域の環境を監視する。

(7) 林業技術センター林業試験場

ア 酸性雨等森林影響予察調査

森林に流入する酸性降下物等の負荷量調査や森林土壌調査、森林健全度調査を実施し、森林への影響についての基礎資料を得る。

イ 酸性降下物が森林土壌に与える影響に関する調査研究

林内雨や樹幹流に含まれる酸性降下物質等の成分調査を行い、スギ林

地内での成分物質の挙動についての研究を実施する。

14 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な資金を融資する。

15 自然環境保全対策

(1) 自然環境指針の策定

県土の適正かつ有効な利用を進めるため、自然環境指針を策定する。

(2) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において標識の整備や管理歩道の新設等の保全事業を実施するとともに、巡視等の適正な管理を行う。

(3) 自然公園の整備及び管理

ア 中部山岳国立公園については、継続事業として、黒部峡谷樺平地区でビジターセンター前広場の拡張整備を行い、新規事業として、千寿ヶ原地区で、駐車場の拡張や探勝歩道の整備を行う。また、室堂では、地獄谷歩道の復旧整備を行い、五色ヶ原や雲の平においては、歩道を改良整備するほか別山乗越の公衆便所の建替えを行う。

イ 新たに指定された松倉城跡県定公園等6公園について早急に整備を図るため、特別整備補助制度を設け3か年で整備を行うとともに、朝日町等9市町村の既存の県立自然公園及び県定公園については、引き続き県の補助事業で施設整備を実施する。

ウ 立山の自然の保護と利用について、「望ましい立山を考える会」で、さまざまな角度から幅広く検討する。

エ 立山黒部アルペンルートの利用者サービスのあり方を見直すとともに、

立山カルデラの適正な保護と利用の方策についても検討し、立山マウン
トピア構想を策定する。

オ N.P.C 作戦(ナショナルパーククリーン作戦)として、公衆便所の汲み
取り(2か所、空輸)を実施するとともに、ターミナル等からごみ箱を撤
去し、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンを実施する。

カ 自然保護と調和した自然体験活動の普及啓発に資する山岳ガイド制度
の創設を目指し、山岳ガイド研究会を設置する。

キ 立山の植生復元については、引き続き室堂地区において緑化工事を実
施する。

ク 室堂に設置されている立山自然保護センターを基地とし、公園パト
ロール、美化清掃及び利用者指導等を行う。

ケ 山岳遭難防止対策として、テレフォンサービスに加えて立山室堂ター
ミナルに登山相談コーナーを開設するとともに遭難防止対策無線連絡網
の充実を図り、安全登山を推進する。

コ 薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶(タカネヒカゲ等)を保護
するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

(4) 県民公園の整備及び運営

ア 県民公園頼成の森においては、花しょうぶ園を拡大し、水生植物園と
するための土地造成や園内道路の整備等を行う。

イ 富山県置県百年記念県民公園条例に基づく新港の森、太閤山ランド、
頼成の森、自然博物館及び野鳥の園の管理を(財)富山県民福祉公園に委
託し、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営
に努める。

ウ 県民公園自然博物館の案内看板やベンチ等の更新を図る。

(5) 家族旅行村の整備及び運営

ア 立山山麓家族旅行村については、あわすの平リフレッシュ計画に基づ
き継続事業としてケビンの増設及びイベント広場の整備を実施し、多様
化したニーズに応えられる家族旅行村として運営する。

イ とやま・ふくおか家族旅行村については、継続事業としてピクニック

広場の造成、管理棟、駐車場等施設の整備を図る。

(6) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、赤牛岳で生息数調査、生息環境調査、生態調査及び冬期調査等を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日から7月31日まで)にスキーヤーなどのハイマツ地帯への立入りを規制する。

イ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓発を図る。

ウ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターならびに標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓発を図る。

エ オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、傷病鳥獣の救護を実施する。

オ 有害鳥獣については、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。

カ 狩猟の適正化を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施する。

キ 狩猟事故の防止を図るため、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設置する。

ク 近年、農作物への被害をもたらしている野猿について、3年度から実施した野生動物保護対策事業(電気柵設置)を引き続き実施する。

(7) 自然保護思想の普及

ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

県民公園(自然博物館及び頼成の森)

4月26日～11月3日の間の毎日曜日及び祝日

称名の滝

7月7日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日

立山(室堂及び弥陀ヶ原)

7月20日～8月31日の毎日

その他、ナチュラリストバンクを通じてナチュラリストの個別派遣を

積極的に行う。

イ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、公園内のパトロールを行う。

ウ 自然保護に関する講演会を開催する。

エ 自然博物館「ねいの里」において、誰もが自然に親しみ学べるように、四季を通じての自然観察会をはじめとした各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。

オ 自然保護思想の普及のため、自然に親しむ集いを開催する。

カ 有峰湖一帯において、自然に触れることにより、すばらしい郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うことを目的として開催される有峰フェスティバルを支援する。

キ 立山登山の深い歴史を思い起こし、すばらしい立山の自然を満喫できる立山修験道登山イベントを支援する。

(8) 自然環境の各種調査

ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生(植生及び標本木の活力度)、土壌(理化学的性質)の2項目について、定点調査を行う。

イ 樹勢に低下傾向が見られる立山道路沿線ブナ林の原因究明及び保全対策の確立のための調査を行う。

ウ 環境庁の委託による自然環境保全基礎調査(河川調査)を行う。

資 料



県の獣 二ホンカモシカ
ウシ科の獣で主に標高
500～2000mの森林地帯や
岩場にすんでいます。性格
はおとなしく、木の芽や草
を主食とし、厳しい自然環
境に適応して生きています。
(昭和30年、国の特別天然記
念物に指定)

第1 年表 (昭和36年度～2 年度)

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示 (CO 濃度 3%) ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定
8	・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
12	・公害対策基本法制定
43・3	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定 ・富山県公害防止条例制定 (公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置) ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始 ・庄川下流地域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定
7	・国及び県、大気拡散調査開始

年 月	内 容
43・8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結
12	・県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定
	・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
44・2	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
	・国、硫黄酸化物に係る環境基準を設定
	・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結
3	・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO 濃度2.5%）
	・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
	・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定
	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
5	・富山県公害関係部長会議設置
	・日本鉱業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
6	・日本鉱業㈱三日市製錬所 4 割操短を実施
	・公害紛争処理法制定
	・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所屬変更するとともに公害センター設置
	・富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置）
	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定
	・県、日本鉱業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大）
	・富山県環境保健健康調査実施要綱制定
	・富山県公害対策本部設置
	・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
	・日本鉱業㈱三日市製錬所、豊羽鉱山（北海道）の付属製錬所となり鉱

年 月	内 容
45・9	山保安法の適用 ・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定
10	・富山県公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	・富山県公害審査会設置 ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化物及び窒素酸化物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	・第64臨時国会で公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
2	・富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
3	・富山県立自然公園条例制定
4	・公害センターを2課制（監視課、調査課）
5	・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
6	・悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申 ・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決（富山地裁）、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・環境庁発足
7	・富山県水質審議会設置 ・富山県公害防止条例施行規則改正（特定施設、規制物質の追加）
8	・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審

年 月	内 容
46・8	議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問 ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」、「りん酸化合物及び窒素酸化合物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申 ・県、第1回の公害白書発表
9	・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
10	・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定（有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定） ・富山市、大気汚染防止法に基づく政令市に指定 ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K 値改正）
47・1	・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	・知事直轄として自然保護室設置 ・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、主要工場に対し、PCB 使用の自粛、PCB 関係製品等の在庫調査、PCB 回収方法等の管理体制について要請
5	・知事、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」

年 月	内 容
47・5	及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問 ・県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「いおう酸化物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
6	・公害等調整委員会設置法制定 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・自然環境保全法制定 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・富山県自然環境保全条例制定 ・富山県大境ビジターセンター条例制定
8	・公害センター新庁舎完成 ・国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壌復元の義務をもった誓約書を受理するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	・県水質審議会、「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換 ・県、シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定

年 月	内 容
47・10	・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	・富山県自然環境保全審議会規則制定 ・富山県自然環境保全審議会設置 ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申 ・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、知事に答申
12	・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申 ・知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議会に諮問 ・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定 ・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1	・富山県立自然公園条例施行規則制定 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申
2	・県、「硫黄酸化物環境保全計画」策定 ・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
3	・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定 ・県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市の一部地区の指定、規制基準の設定）
4	・公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課）
5	・金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議

年 月	内 容
48・5	会に諮問、同日同審議会答申 ・県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・第1回環境週間始まる ・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・富山県自然環境保全基本方針の制定
7	・富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・富山県土地対策要綱制定施行 ・県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・公害健康被害補償法制定 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
8	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
9	・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（27.8ha） ・都市緑地保全法制定 ・県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定 ・県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・知事、「縄ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申

年 月	内 容
48・9	・ 県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定及び上乘せ排水基準設定 ・ 県、カドミウムに係る上乘せ排出基準及び排水基準設定
10	・ 工場立地法改正 ・ 動物の保護及び管理に関する法律制定 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・ 富山県自然環境保全条例施行規則制定 ・ 富山県自然環境保全地域（縄ヶ池・若杉、沢杉）の指定 ・ 国、自然環境保全基本方針制定 ・ 富山県浄化槽協会発足
11	・ 環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表 ・ 新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	・ 流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼 ・ 富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正 ・ 国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	・ 国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	・ 富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正 ・ 県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	・ 県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結 ・ 県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定 ・ 大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K 値改正） ・ 知事、「白木水無県立自然公園の公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・ 県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・ 県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申 ・ 県、白木水無県立自然公園の指定
4	・ 富山県環境部発足（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・ 富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、砺波市、婦中町、小杉町、

年 月	内 容
49・4	大門町及び大島町、悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設
5	・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道、上市地区等でカドミナ問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	・県、神通川流域左岸地域を農用地土壌汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令改正（水銀排水基準強化、49. 10. 30施行）
10	・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生 ・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設
11	・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定
50・1	・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環

年 月	内 容
50・1	境保全審議会に諮問 ・ 県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	・ 国、PCBに係る環境基準を設定 ・ 富山地域地下水利用対策協議会設立 ・ 県、医王山県立自然公園の指定 ・ 国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	・ 富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・ 知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・ 県自然環境保全審議会、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、知事に答申 ・ 富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化） ・ 富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	・ 県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・ 県民公園「頼成の森」（115ha）開園
7	・ 黒部峡谷環境保全協会設立 ・ 「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・ 国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・ 富山県地下水対策研究会設置
8	・ 県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	・ 国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	・ 県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（356ha）
12	・ 大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定） ・ 中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定

年 月	内 容
50・12	・油濁損害賠償補償法公布
51・1	・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について、知事に答申
2	・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51.2.20施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」策定 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）（51.4.1施行） ・富山県地下水の採取に関する条例制定
4	・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課）
5	・高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	・愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	・立山自然保護センターオープン
8	・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・富山・高岡新産都市計画の新5か年基本計画（案）策定

年 月	内 容
51・8	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K 値改正）
11	・白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千百万円）
12	・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区（面積2.67ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積1.89ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積45.04ha）の指定
52・1	・地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約60haをあさひ国民休養地として指定（環境庁）
4	・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頼成の森）
6	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申（神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加） ・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問

年 月	内 容
52・9	・ 県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
12	・ 県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定
	・ 国民宿舎「白樺ハイツ」竣工
	・ 中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	・ 54年度自動車排出ガス規制告示 (住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画)
2	・ 県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申
	・ 倶利伽羅鳥獣保護区設定公聴会
3	・ キツネの捕獲規制に係る公聴会
	・ 中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申
	・ 県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「倶利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	・ 富山県生活環境部内の行政機構を一部変更(県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課)
	・ 「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示
	・ 窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	・ 「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行
	・ オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
6	・ 水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
7	・ 深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定
	・ 二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
10	・ 県公害対策審議会、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
	・ 県、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
54・1	・ 窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	・ 運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達

年 月	内 容
54・3	・ 県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定 ・ 県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申 ・ 財団法人県民福祉公園理事会、自然博物館センター整備事業を承認 ・ 県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議 ・ 中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
5	・ 「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布（病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加）
6	・ 国民宿舎「五箇山荘」落成式
8	・ 窒素酸化物排出基準（第4次規制）の改正（規制対象施設の拡大） ・ 山の神自然環境保全地域（12.5ha）の指定 ・ 「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・ 富山・高岡地域公害防止計画の策定について国が県に基本方針を指示
9	・ 知事、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	・ 県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	・ 神通川流域農用地土壌汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表 ・ 富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	・ 国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・ グリーンベルト起工式
4	・ 北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れるとともに環境影響調査書を県に提出 ・ 自然博物館センター建設工事に着手（事業主体財団法人県民福祉公園）
9	・ 「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・ 白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	・ 氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定 ・ 環境庁、深夜営業騒音規制について通達 ・ 神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	・ 知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
56・1	・ 中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための

年 月	内 容
56・1	検討課題について」の報告書をまとめる。 ・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定 ・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報告書をまとめる。 ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示
4	・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設 ・環境影響評価法案が国会に提出される。
6	・自然博物館センター「ねいの里」を開園
8	・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
9	・富山共同火力発電所が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請
10	・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
11	・北陸電力から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示 ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定 ・県公害対策審議会、「硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
57・1	・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示
2	・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申
3	・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示 ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表
4	・環境庁長官、湖沼のリン・窒素に係る環境基準の設定について中央公害対策審議会に諮問
5	・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始 ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示

年 月	内 容
57・6	・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表
7	・五龍岳ライチョウ生息調査実施 ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	・県下一斉に空カン回収活動実施
10	・県民公園新港の森一部供用開始
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
2	・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
6	・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	・唐松岳ライチョウ生息調査開始 ・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表 ・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	・厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定

年 月	内 容
59・1	・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を設定 ・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定 ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	・県自然環境保全審議会「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催 ・県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	・鬼岳ライチョウ生息調査開始（7月11日まで） ・県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施 ・湖沼水質保全特別措置法を制定
8	・環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定 ・大津市で世界湖沼環境会議を開催 ・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
9	・内閣総理大臣、知事に対し「富山・高岡地域公害防止計画」の策定を指示
10	・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化 ・県自然環境保全審議会「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・県公害対策審議会「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申 ・環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の霊水」「黒部川扇状地の湧水群」「瓜裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	・富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定 ・環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒音の規制強化を決定 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・リンの排水基準の設定）

年 月	内 容
60・5	・ 同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてりんの排水基準適用を告示
6	・ 騒音の環境基準、航空機騒音の環境基準の地域指定 ・ 大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	・ 国の生活環境審議会・廃棄物処理部会（適正処理専門委員会）が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	・ 「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	・ 県民公園「野鳥の園」オープン
12	・ 鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出 ・ 鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事实施計画の認可を申請
61・1	・ 水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合 ・ 県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（61年～63年度）
2	・ 県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・ 県、「産業廃棄物処理計画」（61年度～65年度計画）を策定
4	・ 富山県企画県民部発足（企画調整室、新幹線対策室、水雪対策室、秘書課、県民生活課、広報課、婦人青少年課、環境整備課、公害対策課） ・ 県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定
5	・ 県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
7	・ 県、「常楽寺自然環境保全地域（11.0ha）」及び「谷内谷自然環境保全地域（1.1ha）」を指定 ・ 知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問 ・ 県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
9	・ 国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定物質に指定
62・1	・ 国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定 ・ 環境庁、デイゼルトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化
2	・ 県公害対策審議会「水質環境管理計画」を知事に答申 ・ 知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問

年 月	内 容
62・2	・県自然環境保全審議会「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申 ・県、「水質環境管理計画(クリーンウォーター計画)」を策定
3	・県、大気汚染テレメータシステムを整備拡充(中央監視局を公害センターへ移設)
5	・県、クリーンウォーター計画(水質環境管理計画)を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置 ・県、公害対策審議会「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除について答申
6	・県、「神通川流域(左岸、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域」の指定の一部解除(95.2ha) ・厚生省、「合併処理浄化槽設置事業実施要綱」を制定し、各県に通知(63年4月1日より適用)
8	・有峰フェスティバル開催(8月8日～9日)
9	・県自然環境保全審議会「野鳥の国鳥獣保護区の設定」、「ムササビの捕獲禁止」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申 ・国、公害健康被害補償法を改正し、第1種地域41地域の指定を解除 ・庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会の設立
10	・環境庁、大気汚染防止法施行令を一部改正し、ガスタービン、ディーゼル機関を規制対象に追加
12	・県「登山届出条例に基づく勧告基準」の一部改正 ・滑川市、福光町が、環境庁の「スターウォッチング・星空の街」に選定される
63・2	・環境庁、中央公害対策審議会・水質部会に水質汚濁防止法の特定施設として、弁当製造業等4業種の追加諮問
3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部供用開始 ・県、富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱を策定し、各市町村に通知(4月1日より適用)
5	・国、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(フロン等規制法)を可決
6	・有峰ビンターセンター開館 ・国、公害等調整委員会において、「国内主要タイヤメーカー7社は、平成2年12月末限り、スパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末限り、同タイヤの販売を中止する」との調停成立
7	・知事、「有峰湖及び栃津川下流域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問(63年12月15日答申)

年 月	内 容
63・8	・中央公害対策審議会は、弁当製造業等4業種5施設を水質汚濁防止法の特定施設追加について答申 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正。弁当製造業等4業種5特定施設を追加（63年10月1日から施行）
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りん、の調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11	・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水質保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申） ・環境庁、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」の告示
元・1	・通商産業省、「特定フロンの排出抑制・使用合理化指針」を策定 ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（元年度～3年度）
2	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（元年2月18日答申）
3	・中央公害対策審議会、「アスベスト製品等製造工場に対する規制制度のあり方」について、環境庁長官に答申 ・知事、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び栃津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正 ・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準を設定 ・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定 ・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	・全国スパイクタイヤ対策行政連絡協議会設立 ・環境庁、四塩化炭素の地下浸透及び排水にかかる指導指針を通達
5	・魚津・滑川地域地下水利用対策協議会の設立
6	・環境庁、中央公害対策審議会に「悪臭物質の指定及び規制基準の範囲の設定について」諮問（元年9月4日答申） ・国、大気汚染防止法の一部改正。粉じんの定義改正（粉じんを「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分） ・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	・立山自然保護センター新装・展示更新オープン記念式典開催 ・称名滝見台完成式典開催 ・国、りん規制対象湖沼に熊野川ダム、上市川第2ダムを追加指定

年 月	内 容
元・8	・黒部市において、「第5回全国水環境保全市町村シンポジウム(全国名水シンポ)」を開催(1,000人参加) ・環境庁、第1次酸性雨対策調査結果を公表 ・知事、「環境影響評価制度の基本的な考え方について」を公害対策審議会に諮問(平成2年3月27日答申)
9	・環境庁、悪臭防止法施行令及び悪臭防止法施行規則の一部改正(プロピオン酸等4悪臭物質を追加指定及び規制基準の範囲を設定、2年4月1日から施行)
10	・井波町において、クリーニング業者が埋め立てたテトラクロロエチレン廃液による地下水汚染が発覚 ・環境庁、「悪臭物質の測定の方法」を改定(プロピオン酸等4悪臭物質の測定方法追加)
12	・国、大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正。アスベストを特定粉じん指定、アスベストに係る規制基準の設定(元年12月27日から施行)
2・2	・知事、公害対策審議会に「地下水の水質測定計画の策定に当たっての基本的な考え方」について諮問(2年3月27日答申) ・知事、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について(プロピオン酸等4悪臭物質の追加)」を公害対策審議会に諮問(2年3月27日答申)
3	・県、「富山県ゴルフ場農業安全使用指導要綱」を制定(4月1日施行) ・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・中央公害対策審議会、「生活排水対策強化について」を答申 ・富山県環境保全基金条例制定 ・知事、「富山県公害防止条例等の改正について(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出基準の設定等)」を公害対策審議会に諮問(同日答申)
4	・高岡・新湊地区にオキシゲン情報を発令 ・「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等についての一部改正」告示(プロピオン酸等4悪臭物質追加)
5	・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知(殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の21農薬に指針値を設定)
6	・県、酸性雨対策連絡会議を設置 ・「黒部ダム貯水池(黒部湖)水域に係る環境基準の水域類型及び排水基準について」県公害対策審議会に諮問(12月答申、3月上乗せ排水)

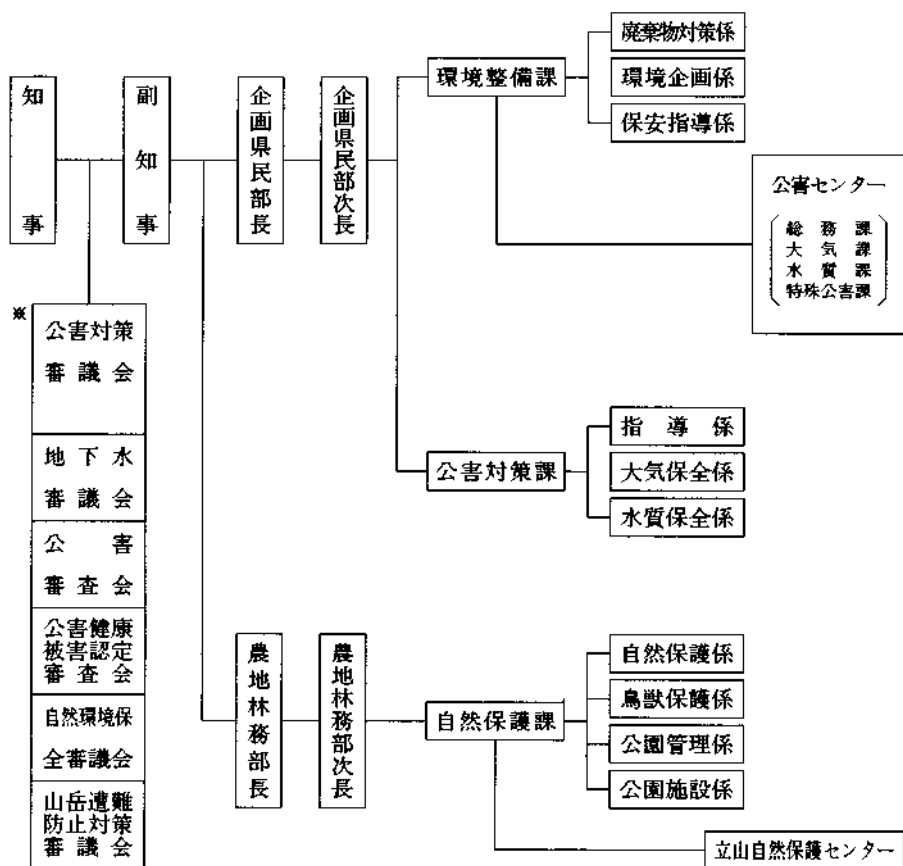
年 月	内 容
2・6	基準の条例公布、水域類型指定告示) ・環境保全相談室の設置 ・環境影響評価要綱の制定(10月施行) ・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策の推進を追加 ・国、スパイクタイヤ規制法公布、施行 ・県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止(8月施行規則改正、10月施行)
8	・「地下水管理指針の策定」について県地下水審議会へ諮問
10	・県、大気汚染常時観測局適正配置計画の策定 ・国、地球環境保全に関する関係閣僚会議において「地球温暖化防止行動計画」を決定
11	・国、大気汚染防止法を改正し、ばい煙発生施設にガス・ガソリン機関を追加
3・2	・国、スパイクタイヤ規制法に基づき、富山市、高岡市等27市町村を指定地域に指定
3	・立山カルデラ地内の民有地買い上げ契約締結 ・県東部地域における地下水質測定結果を公表 ・知事、公害対策審議会に「富山新港地区緩衝緑地(県民公園新港の森)に係る管理事業の費用負担計画」「神通川流域(左岸地域、右岸地域)農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除(第2回)」等について諮問

第2 日誌（3年度）

月 日	内 容
4・19	・「県土美化推進県民会議」3年度総会を開催
26	・国、再生資源の利用の促進に関する法律公布（10月25日施行）
28	・ナチュラリスト頼成の森、わいの里で活動開始
5・12	・福光町小矢部川河川公園で第8回富山県清掃美化大会を開催
20	・知事、公害対策審議会に次の案件を諮問 「黒部地域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」（10月3日答申）、「大気環境管理計画の改定」（12月18日答申）、「水質環境管理計画の改定」（3月27日答申）、「富山県環境管理計画の策定」（12月18日答申）
6・15	・アーススピリット'91「地球にやさしい生活展」を開催（16日まで）
23	・自然に親しむ集い開催（福岡町西山地区）
25	・立山ライチョウ生育数調査開始（30日まで）
7・1	・県、「産業廃棄物処理計画」を改定（3～7年度計画） ・勸とやま環境財団設立
26	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、特定施設にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を追加（10月1日施行）
30	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、9農薬を暫定指導指針対象農薬に追加
8・1	・中国遼寧省から環境保護視察団受け入れ（8日まで）
3	・有峰フェスティバル開催（4日まで）
4	・自然公園クリーンデー
23	・国、土壌の汚染に係る環境基準を設定
24	・立山修験道登山イベント（25日まで）
28	・第16回立山美化清掃大会
9・6	・自然に親しむ集い開催（氷見市森寺地区）
10・3	・知事、「神通川流域（左岸地域・右岸地域）農用地土壌汚染対策地域（第3次地区）に係る対策計画及び費用負担計画」について諮問（12月18日答申）
5	・国、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正
13	・自然に親しむ集い開催（立山町大辻山）
11・19	・県、「黒部地域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を策定

月 日	内 容
1・16	・ 県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る大気環境計画」（ブルースカイ計画）を改定（４～６年度計画）
2・3	・ 県、「とやま環境計画」を策定
	・ 県、「神通川流域（左岸地域・右岸地域）農用地土壌汚染対策地域（第３次地区）に係る対策計画及び費用負担計画」策定
14	・ 冬期ライチョウ調査（18日まで）
3・4	・ 八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見
10	・ 「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排水水中の農薬濃度の指導値を設定（同日施行）
25	・ 「とやまの滝」発刊
27	・ 知事、公害対策審議会に「平成４年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」について諮問（同日答申）
	・ 県西部地域における地下水水質測定結果を公表
31	・ 県地下水審議会、「地下水管理指針」について答申
	・ 県、「水質環境計画」（クリーンウォーター計画）」を改定

第3 富山県環境関係行政組織図



※ 付属機関は環境行政関係に限る。

第 4 富山県環境関係付属機関

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	36	公害対策 基 本 法	公害対策の基本的 事項について、調 査審議する。	・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音、振動専 門部会 ・土壌専門部会 ・産業廃棄物専 門部会
地 下 水 審 議 会	51年 3月27日	19	県地下水 採取に関 する条例	地下水の基本的事 項について、調査 審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争 処理法	公害紛争について、 必要なあつせん、 調停、仲裁を行う ことにより、解決 を図る。	・あつせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被 害認定審査 会	49年 10月1日	13	公害健康 被害補償 法	公害に係る健康被 害の認定に関し、 審査する。	
自然環境保 全審議会	47年 11月1日	18	自然環境 保 全 法	自然環境の保全等 の基本的事項につ いて、調査審議す る。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会
山岳遭難防 止対策審議 会	41年 4月1日	17	県登山届 出 条 例	山岳遭難防止につ いて、必要な事項 を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 企 画 県 民 部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境整備課	廃棄物対策係	清掃業務の運営指導 産業廃棄物の許可、監視、指導 清掃施設の建設・指導 県土美化運動の推進 県民公園新港の森の管理運営
	環境企画係	環境保全対策の企画及び調整 環境影響評価の実施 公害に係る市町村の指導 公害施策に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付け 公害に係る苦情処理及び紛争処理
	保安指導係	火薬類、猟銃等の製造販売等の許可及び取締り 電気工事業の登録及び保安指導 高圧ガス事業の許可及び保安指導
公害対策課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 企業における公害防止組織の整備に関する指導 地下水採取の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウォーター計画の推進

イ 出先機関

公害センター	課	主 な 分 掌 事 務
	総務課	公害センター各課業務の調整 公害センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査研究 酸性雨、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	特殊公害課	騒音、振動、悪臭、土壌汚染、産業廃棄物、環境放射能等に係る調査研究及び監視測定

(2) 農地林務部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境指針の策定 自然保護思想の普及啓もう 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区等の設定管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 山岳遭難防止、立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び管理
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

(3) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚生部	健康課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農業水産部	農業経済課	汚染米の対策
	普及指導課	土壌汚染防止の対策
	畜産課	家畜ふん尿処理の対策
	水産漁港課	内水面、海面の公害対策
土木部	下水道課	下水道の整備
農地林務部	耕地課	汚染田の復元

イ 出先機関

機 関	公害関係の分掌事務
保健所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業技術センター	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壌の試験研究
水産試験場	漁業資源の公害の調査研究
畜産試験場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業技術センター 林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第 6 市町村環境関係担当課(係)一覧

(4年4月1日現在)

市 町 村	公害担当課(係)	自然保護担当課(係)	電 話 番 号
富山市	環境整備課	公園緑地課	(0764)31-6111
高岡市	環境保全課	公園緑地課	環境直(0766)20-1354 (公)直(0766)20-1418
新湊市	市民生活課	都市開発課	(市)直(0766)82-8141 (郵)直(0766)82-8255
魚津市	生活環境課	企画広報室	(0765)22-2200
氷見市	環境課	農地林務課	(環)直(0766)74-8066 (農)直(0766)74-8091
滑川市	市民生活課	企画財政課	(0764)75-2111
黒部市	生活環境課	生活環境課	(0765)54-2111
砺波市	生活環境課	生活環境課	(0763)33-1111
小矢部市	環境課	農林課	(0766)67-1760
大沢町	生活環境課	産業課	(0764)68-1111
大舟町	福祉課	商工観光課	(0764)83-1211
上橋村	住民課	住民課	(0764)64-1121
立山町	厚生課	都市振興課	(0764)72-1111
宇奈月町	保健衛生課	商工観光課	(0764)63-1121
入善町	住民福祉課	企画観光課	(0765)65-0211
朝日町	環境保健課	環境保健課	(0765)72-1100
八尾町	住民課	商工観光課	(0765)83-1100
婦中町	環境保健課	商工観光課	(0764)54-3111
山田村	環境課	環境課	(0764)65-2111
細入村	産業建設課	産業建設課	(0764)57-2111
小杉町	住民福祉課	産業建設課	(0764)85-2111
大下町	環境課	環境課	(0766)56-1511
大島町	健康福祉課	産業課	(0766)52-0410
平井村	住民福祉課	産業建設課	(0766)59-2101
上平村	住民福祉課	産業課	(0766)52-0065
利賀村	住民福祉課	農林課	(0763)62-1212
井波町	村民福祉課	産業観光課	(0763)66-2131
井口村	村民福祉課	農林観光課	(0763)67-3211
福野町	住民福祉課	企画室	(0763)68-2111
福光町	住民福祉課	産業建設課	(0763)82-1901
福岡町	住民福祉課	経済課	(0763)82-1180
	総務課	産業課	(0763)64-2211
	環境保健課	産業振興課	(0763)22-1105
	環境保健課	保健課	(0763)52-1111
	環境保健課	産業課	(0766)64-5333

第7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年3月14日	45年4月1日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年9月28日	45年11月1日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年2月1日
高岡市公害防止条例	46年2月17日	46年3月1日
大沢野町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
大島町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
黒部市公害防止条例	46年3月25日	46年3月25日
滑川市公害防止条例	46年3月26日	46年3月26日
滑川市緑化推進条例	46年3月26日	46年3月26日
富山市公害防止条例	46年6月23日	46年9月1日
砺波市公害防止条例	46年9月25日	47年1月1日
氷見市公害防止条例	46年9月29日	46年12月20日
魚津市大気汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年4月1日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年3月1日
魚津市公害防止条例	47年10月1日	47年10月1日
富山市緑化推進条例	47年10月2日	47年10月2日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年3月28日	48年3月28日
立山町公害防止条例	48年3月28日	48年4月1日
新湊市緑化推進条例	48年4月1日	48年4月1日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年4月1日	50年6月1日
上市町地下水保全に関する条例	50年4月1日	50年10月1日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年3月27日	51年3月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年9月28日	51年10月1日
福岡町緑化推進条例	53年3月25日	53年4月1日
八尾町公害防止条例	54年3月26日	54年3月26日
高岡市緑化条例	57年4月1日	57年4月1日

第 8 市町村の公害防止協定締結状況

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
富 山 市	富山昭和電工㈱	鉄 鋼	既 設	47・3・21 (58・1・19改定)
	新日本化学工業㈱富山工場	化 学	"	47・3・21
	富山製紙㈱	パルプ・紙	"	" (61・3・22改定)
	日本海石油㈱	石 油	"	"
	三菱アセテート㈱富山工場	化 学	"	" (59・10・8改定)
	大平洋ラングム㈱岩瀬工場	窯 業	"	"
	㈱不二越東富山製鉄所	鉄 鋼	"	"
	大平洋製鋼㈱富山工場	"	"	49・4・22 (59・7・1改定)
	東京タンクステン㈱	非 鉄 金 属	"	"
	東洋曹達工業㈱富山工場	化 学	"	"
	富山化学工業㈱	"	"	49・5・11
	㈱不二越富山工場	機 械	"	50・10・8
	藤沢薬品工業㈱富山工場	化 学	進 出	57・8・31
	㈱富山村田製作所	電 機 器 具	"	58・9・16
高 岡 市	北陸金属工業㈱	非 鉄 金 属	進 出	46・8・31
	中越パルプ工業㈱能町工場	パルプ・紙	既 設	46・12・24
	日重鋼機工業㈱	鉄 鋼	進 出	47・8・9
	ホクセイアルミニウム工業㈱第一工場	非 鉄 金 属	既 設	48・1・20
	中越パルプ工業㈱二塚工場	パルプ・紙	"	48・5・14
	十条製紙㈱伏木工場	"	"	48・6・12
	三協アルミニウム工業㈱第二工場	非 鉄 金 属	"	48・9・13
	日本曹達㈱高岡工場	化 学	"	48・9・28 (55・7・7改定)
	日本セオン㈱高岡工場	"	"	48・9・28
	東亜合成化学工業㈱高岡工場	"	"	"
	藤沢薬品工業㈱高岡工場	"	進 出	49・9・11
	高岡銅器団地 (協組)	非 鉄 金 属	"	52・9・9
新 湊 市 湊 小 大 杉 門 島 町	北陸金属工業㈱	非 鉄 金 属	進 出	46・9・30
新 湊 市	北陸電力㈱・富山共同火力発電㈱	電 力	既 設	47・3・9 (63・3・31改定)
	日本鋼管㈱富山電気製鉄所	鉄 鋼	"	48・7・6
	三精工業㈱	金 属 製 品	進 出	48・10・4 (62・3・18改定)
	日本高周波鋼業㈱富山工場	鉄 鋼	既 設	49・2・12 (62・5・20改定)
	スズキ軽合金㈱	非 鉄 金 属	進 出	49・12・23

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
新 湊 市	燐化学工業	化 学	進 出	50・11・6 (59・1・12改定)
	富山軽金属工業㈱	金 属 製 品	既 設	52・9・28
	大建工業㈱	合 板	"	"
	志貴野メッキ㈱	金 属 製 品	進 出	58・10・21
	エスエス製薬㈱	化 学	"	60・2・16
	三協アルミニウム工業㈱新湊工場	金 属 製 品	"	61・3・19
	大谷製鉄㈱	鉄 鋼	"	63・5・10
	㈱富山食肉総合センター	そ の 他	"	元・12・25
	立山電化工業㈱	金 属 製 品	"	2・10・4
魚 津 市	日本カーバイト工業㈱魚津工場	化 学	既 設	48・8・22
	松下電子工業㈱	電 機 器 具	進 出	59・9・6
氷 見 市	氷見鍍金工業共同組合、㈱氷見メッキ 工業所、昭和精密工業㈱	金 属 製 品	既 設	48・4・27
	立山カセイ㈱	"	進 出	48・7・16
	三協アルミニウム工業㈱第五工場	"	"	48・8・23
	日東製網㈱漁網加工工場	製 網	"	49・1・28
	氷見冷蔵㈱上庄工場	冷 凍	"	49・2・21
	氷見金属工業センター	金 属 製 品	"	53・9・27
	氷見工業団地協同組合	"	"	56・2・16
	ヤマダアルミ建材㈱	"	"	62・7・2
	氷見観光開発㈱	ゴ ル フ 場	"	2・8・8
滑 川 市	㈱加積製作所	金 属 製 品	進 出	46・11・25
	三友商事㈱滑川工場	魚 腸 骨 処 理	"	48・10・5
	北陸丸紅飼料販売㈱	畜 産	"	55・10・9
	吉田工業㈱滑川工場	金 属 製 品	"	55・10・15
	北陸YKK工業㈱	"	"	56・12・10
	日本ノーション工業㈱	"	"	56・12・10
	㈱北陸富士	電 機 器 具	既 設	59・7・30
	㈱滑川不二越	機 械	進 出	60・2・10
	㈱不二越滑川工場	"	"	61・1・24
黒 部 市	安田工業団地	金 属 製 品	"	2・4・1
	日本鋳業㈱三日市製錬所	非 鉄 金 属	既 設	46・5・29
	吉田工業㈱黒部工場、生地工場、古御 堂工場、越湖工場、荒俣事業場	金 属 製 品	"	46・12・4
	富山県東部畜産農業協同組合	畜 産 食 料 品	進 出	55・12・25
	黒部スチール工業協同組合	金 属 製 品	"	56・9・29
砺 波 市	北星ゴム㈱	ゴ ム 製 品	"	61・8・19
	富山松下電器㈱	電 気 部 品	進 出	45・6・22
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金 属 製 品	"	49・2・21

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
砺波市	㈱古池自動車工業所	自動車修理販売	進 出	53・2・4
	池田屋製あん所	製 あ ん 業	既 設	53・3・29
	富山県金型協同組合	金 属 製 品	進 出	59・3・27
	ワシマイヤー㈱	"	"	63・8・12
	松下電子工業㈱	電 子 部 品	"	3・12・12
小矢部市	山口ニット㈱小矢部工場	染 色	進 出	47・5・27
	タキヒョー㈱北陸センター	縫 製	"	48・12・28
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金 属 製 品	"	49・3・12
	津沢染工㈱福上工場	染 色	"	49・10・23
	鈴木自動車工業㈱富山工場	輸 送 機 器	既 設	49・11・29
	弘進ゴム工業㈱北陸工場	ゴ ム 製 品	"	50・4・22
	千本松毛晒工業㈱北陸工場	染 色	"	51・4・10
	赤座繊維工業㈱	"	"	52・6・11
	㈱松本建材	産 廃 処 理	"	62・12・1
	伊藤ハム食品㈱	食 品	"	63・7・1
	㈱スズキ部品富山	機 械	"	"
	㈱エイセツ	染 色	"	"
	たち建設㈱	産 廃 処 理	進 出	2・10・19
	新日軽㈱	金 属 製 品	"	4・1・29
大沢野町	日本カーボン㈱富山工場	窯 業 ・ 土 石	既 設	50・10・24
大山町	㈱セイアグリーシステム	養 鶏	既 設	
上市町	土肥機業㈱	織 維	既 設	46・3・31
	㈱国際電気エルテック	電 気 機 器	進 出	4・3・23
立山町	佐藤工業㈱富山工場	機 械	進 出	45・9・1
	黒谷金属㈱	金 属 製 品	"	46・2・12
入善町	富山日本電気㈱	電 気 機 械	進 出	62・8・12
	アイシン新和㈱	輸 送 機 器	既 設	3・3・22
朝日町	朝日電子㈱	電 機 器 具	進 出	60・11・18
	㈱トータルサウンドスタック	機 械	"	61・8・18
	㈱ロイヤル工房	塗 装	"	3・12・11
八尾町	日服製薬㈱	医 薬 品	進 出	59・9・21
	㈱赤山熱交研究所	機 械	"	59・12・11
	㈱武田精密	金 属 製 品	"	60・3・23
	㈱スギタ	"	"	60・3・30
	㈱北陸メカトロニクス	電 気 機 械	"	60・4・16
	SMK㈱	"	"	60・4・18
	松代電子㈱	"	"	60・6・14

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
八 尾 町	㈱三洋化学研究所	医 薬 品	進 出	61・2・5
	㈱片山製薬所	"	"	62・3・2
	㈱向陽無線工業	電 気 機 械	"	63・8・11
	㈱富山富士通	"	"	63・11・24
	国際電気㈱	研 究 所	"	元・2・21
	㈱筒井	金 属 製 品	"	2・6・1
	アルプス薬品工業㈱	医 薬 品	"	3・3・4
婦 中 町	北陸砂利鉱業㈱	砂 利 採 取	既 設	46・7・30
	大東スチール工業㈱	金 属 製 品	進 出	"
	日産化学工業㈱富山工場	化 学	既 設	46・11・25
	㈱婦中興業	窯 業・土 石	進 出	"
	長岡工業㈱	高圧容器検査	"	47・2・15
	吉森ブロック製作所	窯 業・土 石	"	47・11・9
	婦中铁工業団地協同組合	金 属 製 品	"	"
	余川工業㈱婦中工場	窯 業・土 石	"	47・12・2
	富山交易㈱	"	"	48・3・29
	日新メッキ工業所	金 属 製 品	既 設	"
	神通コンクリート工業㈱	窯 業・土 石	進 出	48・8・11
	神通川石産㈱	砂 利 採 取	"	49・7・31
	富山車体㈱	鉄 鋼	"	51・6・4
	シンワ精密㈱	機 械	"	52・11・7
	㈱フジチク	畜産食料品	"	53・2・28
	佐藤道路㈱富山支店	窯 業・土 石	"	53・6・13
	富山ミツウロコ㈱	石 油 卸 売	"	56・1・26
	シマダパック工業㈱	紙 製 造	既 設	56・6・3
	㈱水野鉄工所	金 属 製 品	進 出	59・10・11
	富南工業㈱	"	既 設	59・10・12
	㈱ワイ・アイ・シー	医 薬 品	進 出	63・10・5
	朝日印刷紙器㈱	印 刷 業	"	元・8・9
細 入 村	テック富山電気㈱	電気機械器具	既 設	55・1・17
小 杉 町	ホクヨー工業㈱	金 属 製 品	進 出	49・8・1
	㈱化学工業㈱	化 学	"	51・3・4
	立山化成㈱	"	"	52・8・13
	㈱富山環境整備	産 廃 処 理	"	60・10・9 (3・10・14改定)
	マグナス環境開発㈱	"	"	61・3・25
	立山化成㈱本社工場	化 学	既 設	63・9・6
	伸光	塗 装 業	進 出	元・9・6
	㈱富山食肉総合センター	そ の 他	"	元・12・25

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
小杉町	荏原興業㈱小杉C C アイエス総合開発㈱	ゴルフ場 産廃処理	進出 既設	2・8・29 3・10・14
大門町	日本電工㈱北陸工場 大門町企業団地協同組合 伸光	鉄鋼 その他 塗装業	進出 " 既設	48・3・30 59・3・29 元・10・3
下村	燐化学工業㈱	化学	進出	51・3・10
大島町	玖洋建設㈱ 日本電工㈱北陸工場 北陸紙器㈱ 米原商事㈱高岡営業所レッカー部	窯業・土石 鉄鋼 バルブ・紙 リース業	既設 " " "	47・12・1 48・1・25 48・12・22 50・4・16
庄川町	丸長木材工業㈱ 小田繊維工業協同組合 第一編物㈱ 庄川町青島工業団地企業協議会 ㈱丸長	木材・木製品 染色 " 木材・木製品 プラスチック	進出 " 既設 進出 "	47・8・5 51・12・21 " 54・2・1 46・6・8
井口村	日之出金属㈱	美術銅器製品	進出	46・6・8
福野町	三協アルミニウム工業㈱福野工場 ㈱日平トヤマ富山工場	金属製品 機械	進出 "	49・2・21 63・5・20
福野町	㈱第一メンテナンス ユニプラス北陸㈱ ㈱ロゼフテクノロジー ㈱日平トヤマ富山工場	クリーニング 繊維 機械 機械	進出 " " "	63・7・15 元・6・2 2・3・1 2・3・22
福光町	三和食品㈱ 棚田弘 ㈱福光ワカバ ㈱ナカムラ食品 ハート運輸㈱	農産食料品 再生資源卸売 畜産食料品 食肉小売 貨物運送	進出 " " " "	55・8・29 55・11・1 55・12・22 " 63・8・8
福岡町	立山アルミニウム工業㈱福岡工場 タテヤマ静電㈱ 福岡金属工業団地 ヤマダアルミ建材㈱ いずみ化成㈱ ㈱北陸ヨシナカ 光陽製器㈱ ヤヨイ化学工業㈱ 福岡フレーム工業㈱ ㈱小田原製作所	金属製品 " 金属製品 " 化学 金属製品 非鉄金属 化学 金属製品 非鉄金属	進出 " " " 既設 " 進出 " " "	47・5・1 (55・3・5改定) 47・11・10 47・12・1 48・5・4 48・12・18 49・3・30 49・6・13 49・7・13 " 51・11・25

市 町 村	締 結 企 業 (工 場)	業 種	進 出・ 既設の別	締結年月日
福 岡 町	富士コン機	窯業・土石	既 設	51・8・18
	高田アルミ機	非鉄金属	進 出	54・12・4
	鉄道機器機	機 械	既 設	56・8・4
	三協化成機	金属製品	進 出	元・7・12
高 岡 市 新 湊 市 堀 部 市 小 矢 町 大 門 町 城 端 町 庄 川 村 井 口 村 福 野 町 福 光 町 福 岡 町	二上浄化センター	下水道処理	進 出	58・12・27

第9 最近の環境用語

1 愛鳥週間 (バードウィーク)

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、磷等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英国の識者によると、“適切なものが適切なところにあること” (The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚を、アメニティという。

4 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3) など、硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二酸化硫黄) となり、太陽紫

外線により光酸化し無水硫酸となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質として問題となっている。

5 上乗せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 エコマーク商品

日常生活のうえで環境保全に役立つ商品に特定のマークをつけ、物を購入しようとする時、すぐ見分けられるようにしたものです。フロンを使わないスプレー、100%古紙使用のトイレットペーパーなど約1,100の商品にマークがつけられ販売されています。

7 SS (浮遊固形物—Suspended Solid の略)

粒径2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

8 オキシダント (光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオゾンを中心とする酸化性物質の総称である。→光化学スモッグ

9 オゾン層の破壊

フロンガスは、メタンやエタンの水素がフッ素や塩素で置換された化学物質の総称で、エアゾール製品の噴霧剤、精密機器や電子部品の洗浄剤、ウレタンフォームの発泡剤等に広く使われており、毒性はない。それが大気中に放出され、成層圏まで上昇すると塩素が分離されてオゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるため人の健康に悪影響を与えたり、穀物の収穫量を減少させるといわれている。

10 汚濁負荷量

硫黄酸化物、BOD 等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量の

ことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。(例えば g/日)

11 温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する減少をいう。赤外線を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがある。近年は、人工源の二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている。

12 環境影響評価（環境アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

13 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚濁、水質の汚染、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

14 環境週間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。

これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的な活動を行うことになった。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施している。

15 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

16 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者に解除される区域である。

17 海岸アメニティ・マスタープラン

美しい海岸を守り、快適な環境づくりを推進するための基本を示す計画です。

18 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

19 クライテリア

クライテリアとは判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関係（量・反応関係）の情報を集大成したものである。この量・反応関係は、人や動植物等を使った実験室でのばくろ実験や実際の環境中での疫学的調査等によって解明される。

20 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として計画されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

21 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して、オゾン、パーオキシアシルナイトレート等の酸化性物質（光化学オキシダント）を生成し、このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。光化学スモッグは、眼を刺激して涙を誘発し視程を減少させたり、呼吸困難を誘発し、また、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。この現象は、日ざしの強い夏期に発生しやすい。

22 合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

合成洗剤は、界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、衣料や食器等の洗浄に幅広く利用されている。

近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低りん化、無りん化等の対策が進められている。

23 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」であり、施設整備については、都道府県が一事業主体の場合に環境庁から事業費の補助が受けられる。

24 三次処理

排水処理について、今までとられてきた処理を二次処理あるいは高次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために一段階加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんによる二次汚濁、処理水の再利用の面から検討されている。

25 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合いが強くなった雨のことです。

26 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

27 COD (化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand の略)

COD は、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

28 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には御富山県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

29 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

30 銃猟禁止区域

公共の安全を図り不測の事故を防止するため、銃による狩猟を禁止している区域である。

31 森林浴

森の中に入ると、樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をいやすことである。

32 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

33 スパイクタイヤ

雪道において自動車が滑るのを防止するため、タイヤに金属製のピンを打ち込んだもので、積雪寒冷地の都市では、使用に伴い道路の損傷や道路が削

られて発生する粉じん等が問題となっている。

国では、スパイクタイヤ規制法により、地域を指定し、積雪状態等でない路面での使用を禁止した。

34 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

35 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として最近総量規制がクローズアップされている。

36 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものとが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

37 窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、 NO_2 が高濃度の場合、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

38 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

39 適正揚水量

地域的に、塩水化や地盤沈下等の地下水障害を生じさせずに、永続して揚水できる地下水量のこと。

40 DO (溶存酸素量—Dissolved Oxygen の略)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。さらに、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

41 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

42 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県ナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

43 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

44 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand の略)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

45 PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性を持っており、このため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐にわ

たる。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造は中止され、使用も限定されている。

46 ppm (Parts Per million の略)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (約1 l) 中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb (10億分の1) も用いられる。

47 ppmC

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

48 PPP (汚染者負担の原則—Polluter Pay's Principle の略)

環境汚染防止のコスト (費用) は、汚染者が支払うべきであるとする考えであり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考えであるといえる。

49 バードマスター (野鳥観察指導員)

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあっている。

50 ビジターセンター

ビジターセンター (博物展示施設) は、国立公園や国定公園の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

51 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類 (窒素、リン等) の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。この

ような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

52 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

53 ホン

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20ホン程度、「静かな事務所」で50ホン程度、「国電の中」で80ホン程度、「ジェット機の音」は120ホン程度で、130ホンを超えると耳に痛みを感じる。

54 名水

環境庁の「全国名水百選」及び本県の「とやまの名水」では、「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を名水として選定している。

55 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

56 緑被度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

57 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめソ連、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

第10 国の環境基準

I 大気関係…48年5月8日環境庁告示第25号

(48年5月16日環境庁告示第35号一部改正)

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム (6価)	ひ 素	総水銀	アルキル 水 銀	P C B
基準値	0.01mg/l 以下	検 出 さ れ ない こと	検 出 さ れ ない こと	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検 出 さ れ ない こと	検 出 さ れ ない こと

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 浴 槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5 mg/l	5,000MPN /100ml
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	以 下
C	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	5 mg/l	50mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	—
D	工業用水2級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上	8 mg/l	100mg/l	2 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	—

E	工業用水 3級	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼 (天然湖及び貯水量1,000万 m^3 以上の人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5mg/l	50MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 浴槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5mg/l	1,000MPN /100ml
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上	5 mg/l	15mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
		8.5以下	以下		以上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下	
III	水道 3 級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
V	水 工 産 3 種 農 業 用 水 環 境 保 全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
- 2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以 下	検出されな いこと
B	水産2級用 水工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以 下	5 mg/l 以 上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以 下	2 mg/l 以 上	—	—

備考 水産1のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じて、この期間内における達成が困難

と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、アの水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

III 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環 境 基 準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場				
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
	新東京国際空港			
飛行場	第一種空港（新東京国際空港を除く）及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
				2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 ホン 以下
II	75 ホン 以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新 幹 線 鉄 道 の 沿 線 区 域 の 区 分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新幹線鉄道に係る期間
a	80ホン以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80ホン未満の区域	イ	7年以内	開業時から3年以内	開業時に直ちに
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

IV 土 壤 関 係…平成 3 年 8 月23日環境庁告示第46号

1 環 境 基 準

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 1 l につき0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき0.1mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1 l につき0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1 l につき0.05mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1 l につき0.0005mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき125mg 未満であること。

備 考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及び総水銀に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき0.01mg、0.1mg、0.05mg、0.05mg 及び0.0005mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき0.03mg、0.3mg、0.15mg、0.15mg 及び0.0015mg とする。
- 2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(注) 上記の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

2 達 成 期 間 等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第11 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環境基準

物 質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達成期間

直ちに維持されるものとする。

第12 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	AA	イ
		山田川上流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より上流)	AA	イ
		山田川下流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
		祖父川(全 域)	B	イ
神通川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川(全 域)	C	ロ
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
		熊野川(全 域)	A	イ
	(告示16) 昭57.1.14	富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
白岩川 水 域	(告示607) 昭47.6.30 一部改正 (告示279) 平元.3.23	松 川(全 域)	B	ロ
		白岩川上流(栲津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流(栲津川合流点より下流)	B	ロ
		栲津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
庄 川 水 域 等	(告示64) 昭48.9.28	栲津川下流(寺田川合流点より下流)	C	イ
		庄 川 上 流(雄神橋より上流)	AA	イ
		庄 川 下 流(雄神橋より下流)	A	イ
		和田川(全 域)	A	イ
常願寺川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18 一部改正 (告示246) 平3.3.29	下 桑 川(全 域)	B	ロ
		新 堀 川(全 域)	B	イ
		内 川(全 域)	C	ハ
		常願寺川上流(常願寺橋より上流)	AA	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上 市 川(全 域)	A	イ
		中 川(全 域)	B	イ
		角 川(全 域)	A	イ
		鴨 川(全 域)	B	ロ
		阿 尾 川(全 域)	A	イ
		余 川(全 域)	A	イ
		上 庄 川(全 域)	B	イ
		仏生寺川(湊川を含む全域)	C	ロ
		黒 瀬 川(全 域)	A	イ
		吉 田 川(全 域)	B	ロ
		黒 部 川(全 域)	AA	イ

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早 月 川 水 域 等	(告示237) 昭51.3.26	早 月 川 (全 域)	A A	イ
		片貝川上流 (落合橋より上流)	A A	イ
		片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
		布 施 川 (全 域)	A	イ
		高 橋 川 (全 域)	B	イ
		入 川 (全 域)	A	イ
		小 川 上 流 (舟川合流点より上流)	A A	イ
		小 川 下 流 (舟川合流点より下流)	A	イ
		舟 川 (全 域)	A	イ
		木 流 川 (全 域)	B	イ
		笹 川 (全 域)	A	イ
		焼 川 (全 域)	A	イ

2 湖 沼

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(告示278) 平元. 3. 23	有峰ダム貯水池 (有峰湖)	(ア)湖沼 A (イ)湖沼 II	イ イ
黒部ダム貯水池 (黒部湖)	(告示245) 平3. 3. 29	黒部ダム貯水池 (黒部湖)	(ア)湖沼 A (イ)湖沼 II	イ イ

3 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示 64) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域 (甲) (別記 1)	海域 C	イ
		富山新港海域 (乙) (別記 2)	海域 B	イ
富 山 湾 海 域	(告示237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域 (甲) (別記 3)	海域 B	ロ
		小矢部川河口海域 (乙) (別記 4)	海域 A	ロ
		神通川河口海域 (甲) (別記 5)	海域 B	ロ
		神通川河口海域 (乙) (別記 6)	海域 A	ロ
		その他の富山湾海域 (別記 7)	海域 A	イ

別記

- 富山新港海域のうち第1貯場及び中野整理場に係る海域
- 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの
- 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域
- 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの
- 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの

(注) 達成期間の分類：「イ」直ちに達成

「ロ」5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第13 騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況

1 騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第600号

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分
A	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定より定められた同項第1号に掲げる第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域	昼間(午前8時から午後7時まで) 朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)
B	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)

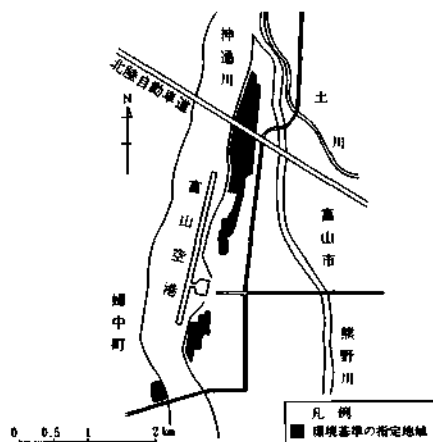
別表

富山市 高岡市 新湊市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市
大沢野町 大山町 上市町 立山町 入善町 朝日町 八尾町 婦中町 小杉町
大門町 大島町 城端町 庄川町 井波町 福野町 福光町 福岡町

2 航空機騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第601号

地域の類型	あてはめる地域
II	富山市及び婦中町の区域のうち、別図に区画した地域

別図



第14 「とやまの名水」一覧

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名	称	区 分	説 明
①七重滝	下新川郡朝日町笹川	滝	約300mの断崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
②杉沢	下新川郡入善町吉原	湧 水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢杉が生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出しています。
③生地 いけぢ の共同洗い場	黒部市生地	湧 水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。(6か所)
④清水 しやうず の里	黒部市生地	湧 水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかなで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
⑤十二 じふに 貫野用水	下新川郡宇奈月町、黒部市	農業用水	江戸時代に、権名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二貫野を潤しています。
⑥黒部峡谷	下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大山町	河 川	大小無数の溪流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
⑦てんこ水	魚津市諏訪町、本町	湧 水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出てくるので、この名が付いたといわれます。
⑧魚津駅前 うおづえきまへ の「うまい水」	魚津市釈迦堂	井 戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
⑨片貝川 かたがひがわ の清流	魚津市	河 川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通り見む」と歌った清流です。
⑩駒洗 こまあら い池	黒部市嘉例沢	湧 水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
⑪行田 ぎやうでん の沢清水	清川市上小泉	そ の 他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散歩場所となっています。
⑫早月川 はやつきがわ の清流	中新川郡上市町清川市、魚津市	河 川	全国屈指の急流河川。朝岳から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
⑬穴 あな の谷 や の霊水	中新川郡上市町黒川	湧 水	行者が霊水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
⑭弘法大師 こうぼうだいし の清水	中新川郡上市町護摩堂	湧 水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
⑮大岩 おおいわ 日石寺 にせきじ の藤水	中新川郡上市町大岩	湧 水	古くから北陸の霊場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に霊験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
⑯常願寺川 じやうがんじがわ の清流	富山市、上新川郡大山町、中新川郡立山町	河 川	万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我国屈指の急流河川です。
⑰岩室 いわむろ の滝	中新川郡立山町虫谷	滝	落差24m、白布を垂れたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食後退してできたもので地質学上貴重です。
⑱糸名 しやうな 滝	中新川郡立山町戸崎寺アナ坂	滝	落差350mを誇る日本一の大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。

名 称	区 分	説 明
⑩ 立山玉殿の湧水 中新川郡立山町室堂	湧 水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2～5℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
⑪ みくりが池 中新川郡立山町室堂	湖 沼	标高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
⑫ 黒部湖 中新川郡立山町上新川郡大山町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
⑬ 松川 富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
⑭ 石倉町の延命地蔵の水 富山市石倉町	井 戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
⑮ 常 西合口用水 上新川郡大山町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸（西側）の12の用水が合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
⑯ 中ノ寺の蓋水 上新川郡大山町上滝	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く蓋水とされています。
⑰ 有峰湖 上新川郡大山町有峰	湖 沼	県内随一の貯水量をはこる人造湖。四季を通じてほとんど濁らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
⑱ 八木山の滝 上新川郡大沢町八木山	湧 水	八木山の不動尊の前、湧水の滝がひっそりと落ちています。
⑲ 殿様清水 上新川郡大沢町春日	湧 水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
⑳ 神通峽 婦負郡細入村、上新川郡大沢町	河 川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を楽しませます。
㉑ 加持水 婦負郡婦中町千里	湧 水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ移された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
㉒ 花山寺の霊水 婦負郡山田村若土	湧 水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、霊水として利用しています。
㉓ 桂の清水 婦負郡八尾町大玉生	湧 水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
㉔ 薬勝寺池 射水郡小杉町中太閤山	湖 沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
㉕ 誕生寺の誕生水 射水郡大門町島	井 戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
㉖ 上 日寺の観音菩薩霊水 氷見市朝日本町	湧 水	古くより、眼病、長寿に効く霊水として飲用されてきました。偶には、国の天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
㉗ 気多神社の清泉 高岡市伏木一宮	湧 水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
㉘ 高岡古城公園の水濠 高岡市古城	その他	前田利長の築いた城で、設計者は高山右近と伝えられています。約67,000m ² の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。

名 称	区 分	説 明
③⑧ 影無し井戸 高岡市末広町	井 戸	高岡市の中心部にあり、約230年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
③⑨ 弓の清水 高岡市中田常国	湧 水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出た清水と伝えられています。
④① 矢部の養鯉池 西砺波郡福岡町矢部	そ の 他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、鑑賞用や食用のコイが盛んに養殖されています。
④② 宮島 峡 小矢部市宮島	河 川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
④③ 鳩の清水 小矢部市鳩生	湧 水	鳩生藩国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えています。
④④ 大 清 水 小矢部市白谷	湧 水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツキが目立っています。
④⑤ 又兵衛清水 砺波市増山	湧 水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
④⑥ 妃の清水 東砺波郡福野町安居	湧 水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
④⑦ 赤祖父池 東砺波郡井口村上中	湖 沼	赤祖父川の水をせき止めてできたかんがい用の貯水池。フナが放流され釣り大会等により親しまれています。
④⑧ 瓜裂 清水 東砺波郡庄川町金屋宇岩黒	湧 水	綿如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜をひやしたところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
④⑨ 不動滝の霊水 東砺波郡井波町大谷	湧 水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に霊水として飲用されています。
④⑩ 脇谷の水 東砺波郡利賀村栗当	湧 水	脇谷橋の橋詰にある御地蔵様の祠から湧き出しています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
④⑪ 庄 川 峡 東砺波郡庄川町、利賀村、平村、上平村	河 川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
④⑫ 中江の霊水 東砺波郡平村東中江	湧 水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波廻女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
④⑬ 丸 池 東砺波郡上平村新屋	湧 水	合掌造りで知られる越中五箇山の庄川町。浄土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
④⑭ 縄ヶ池 東砺波郡城端町養谷	湖 沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を湛々とたたえ、天然記念物のミズバショウが群生しています。
④⑮ 桜ヶ池 東砺波郡城端町立野原	湖 沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
④⑯ 小矢部川の長瀬 西砺波郡福光町中河内	河 川	小矢部川上流の峡谷、奇岩がそそり立ち、岩肌には松、桜が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。

第15 「とやまの滝」一覧

〈22市町村37か所〉

市町村名	名 称	市町村名	名 称
高 岡 市	城光寺の滝	八 尾 町	川倉不動滝
魚 津 市	どんた滝	山 田 村	しじゅうがたき 四十ヶ滝
氷 見 市	ちようけい たち 長寿が滝	細 入 村	とにじ たち 常虹の滝
滑 川 市	せんたん たち 千谷の滝	城 端 町	あまのぼき 天婦滝
黒 部 市	はな たち 鼻の滝	平 村	あすみがたき くろがき 露方滝 黒滝
小 矢 部 市	いち たち に たち 一の滝 二の滝	上 平 村	ちようしだき 銚子滝
大 山 町	あかぎのり たちでん たちみ たち 赤木沢の滝群 龍神の滝 酒盛滝	利 賀 村	きただん たち 北谷の大滝
上 市 町	こだき まま子滝	庄 川 町	さんだん たち こしきり たち 三段の滝 腰切の滝
立 山 町	しょうみょうのたち いのわの たち ハンノキ滝 ソーメン滝 不動滝 来迎の滝 みづたに たち つるぎのたち 宝蔵のたち つるぎのたち 水谷の滝 剣大滝(幻の剣大滝)	井 波 町	ふどうがき 不動滝
宇 奈 月 町	こよね たち くもま たち 琴音の滝 雲切りの滝	福 光 町	ふどうがき 不動滝
朝 日 町	しつちやがき うおがけだき きたまた さんだんたち 七重滝 魚止滝 北又の三段滝	福 岡 町	たち かわ 滝の沢

人とかかわりあいの深い滝★

砺 波 市	やじょう たち 無常の滝	入 善 町	はちまんがき 八幡滝
大 沢 野 町	やぎやま たち 八木山の滝	婦 中 町	あさひ たち 朝日の滝

※選定はされなかったが、歴史性に富み、特に人とかかわりの深い滝

第16 「とやま森林浴の森」一覽

(注) ◎は、森林浴の森「日本百選」の選定森林

名 称	区 分	面 積	説 明
1 升方城址 魚津市升方	散策道	7.0	升方山(標高240m)の山頂にある升方城址の林相は、アカマツを主とする天然林で、一部人工林もある。山頂への登山道も整備され展望もよい。
2 天神山 魚津市東山	自然景観	ha 3.9	城址公園として市民に親しまれ、魚津市街地や富山湾の展望がよく、アカマツの巨木及び一部にスギ人工林もあり、遊歩道、休憩施設等の管理もよい。
3 行田公園 滑川市上小泉	植物野鳥観察	6.5	自然発生的にできた市街地に近い公園で、休憩施設等も整備され、市民の恰好の散策の場として利用も多い。樹木は22種800本に及び、小鳥や蝶も多く、森林学習の森ともなっている。
4 嘉例沢森林公園 黒部市嘉例沢	森林公園	145.0	広場、キャンプ場、駐車場、展望台、総合管理センター、遊歩道等が整備されている。山頂より眼下に宇奈月温泉、北西には、富山湾及び黒部川扇状地等が美しい。森林は、ブナ、ナラなどの天然林で、野鳥も多く、自然に恵まれている地域である。
5 松尾金毘羅社の森 宇奈月町下立	鎮守の森	9.8	頂上(342m)を中心にアカマツ林、中腹斜面はコナラミズナラ、ヤマツツジ等の天然林、谷添いにスギの人工林も多い。地元小学校の自然観察林として学習の場に利用され、黒部川等の眺望もよい。
6 舟見ふるさとの森 入善町舟見	森林公園	354.7	負釣山(959m)を最高峰とした登山が楽しめる森林で散策路もある。峰筋には、ヒメコマツの巨木やミズナラ、低木層のサイゴクミツバツツジ、エキツバキ等が分布する。ニホンザル、カモシカも生息し、雄大な立山連峰をはじめ富山湾、能登半島の大パノラマが展望できる。
7 あさひ城山 朝日町宮崎	森林公園	54.0	朝日県立自然公園の鹿島神社から宮崎鹿島樹叢、城山から笹川部落に至る「遊歩道城山コース」の自然観察、歴史探索は、森林浴の適地である。中でも鹿島樹叢は、スダシイ、アカガシ、タブノキなど暖温帯の北限として巨木も多く、国の天然記念物に指定されている。
8 三峯グリーンランド 朝日町笹川	森林公園	118.0	七重滝から三峯台地を経て小川温泉に至る遊歩道三峯コースがある。林相は、スギ人工林、コブシ、ケヤキ、アカマツ、コナラなどの天然林で、黒部平野と笹川集落を左右に景観もよい。
9 古洞森林水公園 富山市三熊	自然景観	81.0	湛水面積23haのかんがい溜池は、古くから渡り鳥の池として知られ、付近の林相は、アカマツを主とする天然林で、若干のスギ、クリの植栽地がある。県民公園野鳥の園整備事業により古洞池一周遊歩道が整備されている。
10 呉羽丘陵 富山市呉羽町	散策道	7.5	富山平野を東西に分けた呉羽丘陵地、県道から白鳥城跡に至る遊歩道は、森林浴ができる散策路コースであり、射水平野や富山市街、日本海、立山も一望できる。林相は、クリ、コナラ、アカマツを主に植物117科657種が自生している。

名 称	区 分	面 積	説 明
11 浜黒崎海岸 松林 富山市浜黒崎	自然景観	40.0	神通川から常願寺川河口に至る浜黒崎海岸一帯は、古来より「古志の松原」と称され、海辺から松林越しに北アルプス連峰の眺めはよい。林内にはキャンプ場、サイクリングロード等が整備されている。
12 猿倉山 森林公園 大沢野町舟倉	自然景観	26.8	猿倉城跡を主体に、駐車場、広場、遊歩道、キャンプ場が整備されている。林相は、シラカバ、ナナカマド、マユミ、ウメノドキ、ナラなどを主とした天然林とスギ人工林で、山頂よりの富山平野と遠く日本海が一望できる。
13 寺家公園 大沢野町舟倉	散策道	7.2	60年前に京都の嵐山を模して整備された公園で、猿倉山御前山に接し、景勝変化に富んだ林相である。アカマツとカエデ、ナラ、サクラ等の天然林内には西国33番霊所巡りもできる散策のコースがある。
14 あわすの平 大山町原・亀谷・栗巣野・極楽坂	森林公園	410.0	遊歩道、広場等が整備され、立山山麓家族旅行村及び県営 Gondolas スキー場の他2スキー場や大品山自然歩道がある。また、白樺平にはミズナラ等の天然林があり、遊歩道も整備されている。
15 ありみね 大山町有峰	森林公園	576.0	有峰は、県立自然公園や国民休養地に指定され、湖沼緑林道や各遊歩道及び施設が整備されている。キャンプや釣り、ハイキング等自然探索の場として利用も多い。
16 さつか・おおよま 上市町眼目	鎮守の森	14.7	立山寺参道100m には、樹齢450年のモミとスギの並木があり、隣接の森林にはアカマツの群生があり、この間には遊歩道も整備され、頂上展望台からの日本海、富山平野の眺めはよい。
17 鳥場島 上市町伊折	自然景観	31.3	北アルプス剣岳の登山口で、樹齢数百年の天然立山スギをはじめ、ブナ、トチ、カエデ、ナナカマド等の天然林には、散策道や各種の施設が整備されている。
18 大辻山山麓 森林公園 商山町芦崎寺	森林公園	110.0	大辻山一帯は、米拝山、石節平、国立「立山少年自然の家」などを結ぶ林内歩道が設けられ、同歩道から雄大な自然景観が望める。林相は「立山スギ」の100年以上の天然林が点在し、ミズナラ、ブナ、タケカンバ、タムシバ、ユキツバキ、イワウチワなどの天然植生となっている。
19 大観峰 自然公園 立山町四谷尾・虫谷	森林公園	46.7	標高325mの大観峰と虫谷川の岩室の滝を結ぶ一帯で、林相はアカマツ、ナラ、クヌギ、ホウノキなどの天然林と立山スギ人工林がある。大観峰は富山平野を一望できる。岩室の滝は県指定の天然記念物に指定されており、駐車場、キャンプ場施設も整備されている。
㊤ 立山美女平 立山町芦崎寺 国有林	森林公園	177.2	立山登山基地美女平、ブナ坂、下ノ小平の一帯の国有林で、美女平には700～1,000年生の立山スギ原生林があり、ブナ坂にはブナの原生美林が群生し、下ノ小平一帯は、コメツガの一大群落となっている。遊歩道も整備され、森林浴コースとして森林浴の森「日本百選」にも選定されている。
21 称名溪谷 立山町芦崎寺	自然景観	207.0	千寿ヶ原から桂台を経て右に溶結凝灰岩の岩盤「悪城の壁」や、日本一の名瀑といわれる「称名の滝」等がある。また滝見頃に至る遊歩道が整備されており、大自然の溪谷美と眺望が楽しめる。

名 称	区 分	面 積	説 明
22 21世紀の森 八尾町杉ヶ平	森林公園	45.0	白水峰登山口で、スギ人工林や、ナラ、クリ、カエデ、ユキツバキなどの天然林に野鳥の森、きのこの森など多くの森を設け、遊歩道で連絡し、自然の生態観察ができるように森林学習展示館その他の施設も整備され、林間学習や青少年の憩いの場として多く利用されている。
23 城ヶ山公園 八尾町城ヶ山	散策道	15.3	明治30年頃から公園として、多くの樹木の植栽と散策道、休憩施設等が整備された。園内には、歌碑なども多く、史跡、歴史の散策も楽しめる。またフィールドトレーニングをはじめ、家族連れや子供の遊び場として利用されている。
24 長沢自然公園 婦中町長沢	自然景観	27.5	国指定の史跡等が点在する自然公園地内には、コナラ、カシ、アカマツなどの天然林と、一部スギ人工林もある。池も多く野鳥の生息地となっており、富山平野の眺望もよい。回遊歩道等も整備され、歴史の探訪などが楽しめる公園である。
25 牛岳 青少年の森 山田村小谷	森林公園	115.0	牛岳スキー場の周辺地域は、コナラ、クリを主とする天然林と県有林のスギ人工林等があり、青少年旅行村としてキャンプ場も整備され、頂上からは富山、射水平野と日本海も遠望できる。
26 常虹の滝 細入村猪谷	自然景観	58.1	県定公園神通峡の名勝の一つとされる溪流猪谷川の常虹の滝を中心とした林相は、サワグルミ、トチなどの天然林とスギ人工林である。滝の水しぶきによる虹の眺めを満喫しながら森林浴が楽しめる。
27 三千坊の森 高岡市山川	森林公園	119.0	標高264mの三千坊山を中心に、江道積穴式古墳群など文化財が散在し、歴史探訪ができる。また、自然景観もよい。
28 太田自然 休養村の森 高岡市太田	自然景観	159.0	恵まれた自然環境を有し、家族揃っての健康増進の場としての利用施設が完備されている。また、白山林道を経て国楽寺へも通じている。
29 二上山 高岡市二上山	森林公園	130.4	二上山を主峰に、城山、鉢伏山、大師ヶ岳があり、山頂はアカガシなどの天然林で、山麓にはスギ人工林が多い。青少年の家、万葉植物園、山頂等に至る遊歩道を散策しながら自然が楽しめる。
30 阿尾森林公園 永見市阿尾	森林公園	83.0	標高100m前後の丘陵地で、林相はナラ、ブナ、ソヨゴなどの広葉樹とスギ、アカマツの針葉樹林で、広場、休憩施設、遊歩道等が整備され、富山湾や立山連峰の眺望もよい。
31 森寺城跡公園 永見市森寺	森林公園	120.0	能登半島の基部にある砦として重要な城とされた。林相はタブノキ、ウラジロガシ、クマノミズキ、アカガシ、コナラ、リュウブなどの天然林や谷間などのスギ、クヌギの人工林及びモウソウ竹林である。
32 くりから 史跡の森 小矢部市埴生	森林公園	376.2	埴生八幡宮から俱利伽羅不動寺に至る旧北陸道と猿ヶ馬場などの古戦場として知られる地域は、名勝、史跡も多く、低山帯でのブナ群生林や珍しいツリバナウツギなどの天然林とボカスギ人工林で、遊歩道等の施設も整備され、眺望もよい。

名 称	区 分	面 積	説 明
33 城山メルヘンの森 小矢部市城山	自然景観	45.0	城山公園は、今石動城跡で、白馬山遊園地、聖天堂、消防神社等があり、遊歩道などが整備され、市民の憩いの場として利用されている。林相の大部分はボカスギ林で、染井吉野70年生400余本と紅梅林等も造成されている。
34 薬師寺池公園 小杉町中太閤山	散 策 道	19.7	10haの池の周辺の樹木はアカマツ、コナラ、クリ等で、春はサクラ、コブシが咲き、池を一周する散策道は、緑のトンネルとなり、水と調和した身近な森林浴が楽しめる公園である。
35 太閤山ランド 小 杉 町 黒 河	森林公園	117.2	丘陵地を利用して造成された県内最大の都市公園であるが、各施設も整備され林内の自転車道・遊歩道は、コナラ、ソヨゴ、ヒサカキを主とした天然林とスギ人工林で溜池なども多く緑と花の散策コースは、森林憩いの場として適している。
36 備 田 神 社 大 門 町 串 田	鎮守の森	5.8	旧北陸道に面した鎮守の森は、300mの参道の両側にスギ、アカマツ、ケヤキの巨木が社叢として神域を覆っており隣接の備田新遺跡公園とともに森林憩いの場となっている。
37 西山森林公園 福岡町五位・赤丸	森林公園	210.0	西山山麓一帯は、野趣あふれる自然と多くの樹木群落があり、野草等の植物も観察できる。特に赤丸洗井神社はケヤキ、スギなどの老巨木と貴重な自然環境を有するほか、城ヶ平古墳群もあり、豊かな森林と自然を知る実践教育の場となっている。
◎ 県民公園 順成の森 砺波市順成	森林公園	115.0	第20回全国植樹祭会場を中心に、県民の森林公園として整備され、昭和60年に、第1回富山県県民祭も開催された。県民公園の一貫として花鳥園なども造成し、植物公園としての機能も整備された。森林浴の森「日本百選」の選定地。
39 となみ増山城址公園 砺波市増山	森林公園	48.0	標高150mの丘陵地で砺波平野を見下ろす位置にあり、庄川扇状地を経て檜植野台地を流れる和田川によって形成された断崖上にあり、周辺は本丸、一の丸、二の丸など数多くの城跡史跡がある。林相は、当地の郷土種である増山スギが多い。
40 つくばね森林公園 城端町妻谷・林道	森林公園	162.2	縄ヶ池、つくばね山一帯は、砺波平野の散居村と遠く日本海、能登半島が一望できるところ。各施設が整備され、原山放牧場、キャンプ場、縄ヶ池水芭蕉などの散策道があり、訪れる人も多い。
41 縄ヶ池公園 城端町立野原	自然景観	76.5	18haの縄ヶ池の湖畔回遊道には、キャンプ場や遊具、休憩施設などが整備され、森林と野鳥、植物の探索を楽しむことができる。
42 五箇山合掌の森 平村相合・上梨・田向	森林公園	207.9	国指定の相合合掌集落と田向、上梨地域は「五箇山県立自然公園」と国民休養地に指定されている。集落背後地一帯は、ブナを主とする原生林で、森のなかには回遊歩道が整備され、利用者も多い。
43 ブ ナ オ 上平村西赤尾国有林	植物野鳥観察	4.2	白山国立公園地内で、山岳地帯を代表するブナ、ミズナラを主とする天然林の景勝地。自然探索、登山、ハイキング、キャンプ、植物観察、保健休養、野外学習の場として適する。大門山に至る登山遊歩道などが整備されている。

名 称	区 分	面 積	説 明
44 中村合掌文化の森 利賀村上百瀬字中村	自然景観	75.0	自然休養村として、森林内には合掌家屋が保存され、合掌劇場や生花会館、ギリシヤ風野外劇場を中心に国際キャンプ場、県青少年の家などのほか多くの施設がある。世界演劇祭が行われる夏は、全国から多くの人が訪れ、素朴ですばらしい自然景観が楽しめる。
45 ロンレー 東山の森 利賀村岩淵・上畠・坂上	植物野鳥観察	221.0	輪嶺という嶺境を争ったとされるところで、ブナを主とする原生林、スギ人工林がある。山頂付近には一部に高原湿地帯もあり、ミズバショウ等の自然観察に適し、みどりの少年団で「ロンレー子供の村づくり」として炭焼き小屋や遊具施設がある。また、森林生態学習舎も完備し、ブナ林内の散策も楽しめる。
46 グリーンシャワーの降る森 庄川町湯谷	森林公園	238.5	牛岳登山道は、湯谷スギの美林を眺め、グリーンシャワーを浴びながら中腹からは、コナラ、ミズナラ、クリ、アカシデ、イタヤカエデ、トナなどの天然林となり、カケス、アカゲラなどの野鳥が多く、頂上権現堂附近での四方の眺望が楽しめる。
47 閑乗寺公園 井波町井波外入会地	自然景観	23.4	標高約300mの山麓台地で、砺波散居村の展望がすばらしく、夏のキャンプ、ハイキングと冬はファミリースキー場として知られ、四季を通じて自然に親しむとともに、野外活動を行う格好の場所である。
48 安居の森 福野町安居	自然景観	60.8	標高約150m地帯で、スギ人工林とアカマツ、アベマキ、ホウノキ、アカシデなどの天然林が混交し、適度の起伏もあり、散策も容易で施設なども整備されている。また、小矢部川の清流や砺波平野と立山連峰などの眺望もよい。
49 医王山 福光町館	森林公園	120.0	砺波地方のシンボルとして親しまれ、富山、石川平野と、遠く能登半島や北アルプス等の眺望がすばらしい。また、自然観察として「とんび岩」、三蛇ヶ滝、大池などの奇勝地も多く、動植物の自然観察と散策が楽しめる。
50 刀利自然休養林 福光町刀利	自然景観	30.0	自然休養レクリエーションの森として広く県民などが利用できるように、キャンプ場及びケビンなどが整っている。特に金沢市の夜景や、医王山の山並と刀利ダムの眺望が良く動植物も多くて、自然観察にも適する。

第17 「富山県巨木20」

順位	名 称	樹 種	幹 周 (cm)	所 在 地	所 有	保 護
1	今山田の大かつら	カツラ	株多 1,400	山田村今山田	村	県 天
2	大玉生のかつら	カツラ	株多 1,350	八尾町大玉生301	その他	町 天
3	脇谷の栃の木	トチ	1,189	利賀村脇谷	村	国 天
4	大沢の地鎮杉	スギ	1,180	魚津市大沢字前田634	個 人	県 天
5	上日寺のイチョウ	イチョウ	1,150	水見市朝日本町16-8	社 寺	国 天
6	清水のかつら	カツラ	株多 1,150	八尾町清水266	個 人	町 天
7	坂上の大スギ	スギ	1,100	利賀村坂上731	社 寺	県 天
7	天狗のスギ	スギ	株② 1,100	福光町広谷21	社 寺	町 天
9	立山杉の古木	スギ	株⑤ 1,030	滑川下梅沢755	その他	市 天
10	利賀の栃の木	トチ	960	利賀村利賀	村	国 天
11	宮川の大けやき	ケヤキ	952	上市町若杉501	社 寺	県 天
12	安居寺の大ケヤキ	ケヤキ	株② 950	福野町安居4921	社 寺	町 天
12	向野のエドヒガンザクラ	エドヒガン	株③ 950	城端町野口向野	個 人	その他
14	西岩瀬諏訪社の大けやき	ケヤキ	930	富山市四方西岩瀬131	県	県 天
15	恩光寺跡の二本杉	スギ	株② 910	庄川町庄	社 寺	町 天
16	露出の夫婦トチノキ(夫側)	トチノキ	900	朝日町寝入谷	その他	無
17	細島熊野社のカツラの木	カツラ	株多 880	利賀村細島	社 寺	無
18	細木神明社の境内林	スギ	株② 875	城端町細木1208	社 寺	その他
19	上皇神明宮の杉の木	スギ	860	利賀村上皇	社 寺	無
19	赤丸浅井神社の大けやき	ケヤキ	860	福岡町赤丸古屋5324	社 寺	県 天

※幹周で株とあるのは株別れているもので数字は株の本数、多とあるのは多数の意。

保護の形態で天とあるのは文化財の天然記念物で、国、県などとあるのは国指定、県指定の略。

第18 鳥獣保護区一覧

(4年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス城	立山町、外3	㊦	64,836	13,729	59年11月1日～6年10月31日
大平朝日町	朝日町	㊦	293		61年11月1日～8年10月31日
大笠上平村	朝日町	〃	2,274		61年11月1日～8年10月31日
小口山	大平村	〃	1,634	230	61年11月1日～8年10月31日
水見海岸	上平山	〃	1,871		61年11月1日～8年10月31日
二上山	氷見市・高岡市	㊦	6,905	1	61年11月1日～8年10月31日
愛上	高岡市	㊦	684		58年6月1日～5年5月31日
上羽山	宇奈月町	㊦	300		元年11月1日～11年10月31日
南蟹谷	上山市	㊦	630		58年6月1日～5年6月9日
有利賀村	富山	㊦	450		59年12月1日～6年11月30日
座主	福光町	㊦	1,070		60年3月6日～7年3月5日
倶利伽羅	大山村	〃	7,500	760	60年11月1日～7年10月31日
八乙女山	利賀村・庄川町	〃	1,100		62年3月31日～8年10月31日
天神山	立山町	〃	450		62年3月31日～8年10月31日
頼成山	小矢部市	〃	855		63年11月15日～10年11月14日
縄ヶ池	井波町	〃	388		元年11月1日～11年10月31日
吉峰	魚津市	〃	850		2年11月1日～12年10月31日
高岡古城公園	砺波市	〃	160		63年11月1日～10年10月31日
白木峰	城端町	〃	625		59年11月1日～6年10月31日
奥神通	立山町	㊦	70	17	60年11月15日～7年11月14日
奥五位	高岡市	〃	23		60年11月15日～7年11月14日
医王山	八尾町	㊦	4,590		61年11月15日～8年11月14日
小川	細入村・大沢野町	〃	460		61年11月15日～8年11月14日
小谷川	福岡町	〃	280		61年11月15日～8年11月14日
朝日山	福光町	〃	1,690		61年11月15日～8年11月14日
東福寺	朝日町	〃	600		61年11月15日～8年11月14日
ねいの里	平村	〃	1,500		62年11月15日～9年11月14日
野鳥の園	氷見市	㊦	390		2年11月1日～12年10月31日
田尻池	滑川市	㊦	180		59年11月1日～6年10月31日
大辻山	婦中町	㊦	50	13	59年11月1日～6年10月31日
	富山	㊦	98		62年11月1日～9年10月31日
	富山	㊦	5		63年11月15日～10年11月14日
	上山市	㊦	1,377		2年11月1日～12年10月31日
計	33か所		104,686	14,750	

㊦：森林鳥獣生息地の保護区

㊦：特定鳥獣生息地の保護区

㊦：集団渡来地の保護区

㊦：誘致地区の保護区

㊦：愛護地区の保護区

第19 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理 所 休 憩 所
中部 山岳 国立 公園	室堂集団 施設地区	室堂園地	室堂平園地 地蔵谷園地 雷鳥沢園地					雷鳥沢管理休 憩所 (S55) 木造 A = 127.2㎡
		室堂野営場		テントサイト A = 5,000㎡				
		室堂博物館展示施設						自然保護セン ター (S50~51) RC 2階建 A = 1,100.9㎡
	御前沢集 団施設地区	御前沢園地	御山谷園地 (S49) A = 3,000㎡		黒四アムサイ ト～御山谷 (S49) L = 1,240m			
	アルペン ルート沿 線地区	千寿ヶ原小公園	千寿ヶ原小公 園3か所 (S36)			千寿ヶ原駐車 場(S48~50) A = 5,700.6㎡		千寿ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4㎡
		称名園地	滝見台園地 (H元) A = 990.0㎡ 称名平園地 (S57) A = 2,190㎡		歩道橋 RC (S58) L = 42m	称名平駐車場 (S56) A = 5,643.5㎡	称名平休憩 所 RC 2階建 (S57) A = 220.0㎡ 休憩所(S63) 木造 A = 24㎡ 休憩所(S63) 鉄骨造 A = 50㎡	称名平公衆 便所(S56) RC A = 36.0㎡ 園地公衆便所 (S58) RC A = 8.6㎡ 身体障害者 公衆便所 RC (H元) A = 13.6㎡
		大観台園地	大観台園地 (S57) A = 540.0㎡					
		追分・美女平環道 路				弘法殿車場 (S44) A = 755.5㎡		
		弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0㎡ カルデラ展望 台 (S54)		弥陀ヶ原回遊 路 (S48) L = 1,900m カルデラ展望 台歩道(H3) L = 550m	弥陀ヶ原駐車 場(S44~45) A = 4,420.0㎡		弥陀ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4㎡

注) A:面積 L:延長

RC:鉄筋コンクリート CB:コンクリート・ブロック

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理 休憩所 公衆便所
中部 山岳	アルペン ルート沿 線地区	天狗の鼻駐車場				第1駐車場 (S45) A = 1,252.0㎡		
						第2駐車場 (S46) A = 1,600㎡		
		天狗平駐車場						天狗平公衆便 所 (S46) C B A = 37.4㎡
		追分・室堂線道路				室堂第2駐車 場 (S48) A = 3,600.0㎡		
国立 公園	立山周辺 地区	称名・室堂地獄谷 線歩道			称名～室堂 (S47～)			
		朝沢野営場		テントサイト A = 30,000.0㎡			朝沢管理所 (S44) C B A = 82.4㎡	朝沢公衆便所 (S39) C B A = 30.8㎡
								朝沢公衆便所 (S48) C B A = 38.4㎡
								朝沢公衆便所 (S53) C B A = 32.5㎡
		五色ヶ原野営場		テントサイト A = 3,000.0㎡				五色ヶ原公衆 便所 (S54) C B A = 31.3㎡
		タンボ平野営場		テントサイト A = 3,000.0㎡				タンボ平公衆 便所 (S47) 本道 A = 27.8㎡
国	立山	朝岳避難小屋				平富避難小屋 (S36) 石横 A = 20.9㎡		平富公衆便所 (S59) 本道 A = 3.4㎡
		別山乗越公衆便所						別山乗越公衆 便所 (S39) C B A = 43.2㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊樂小屋	管理所 休憩所
中部 山岳 国立 公園	立山周辺 地区	一の越園地	一の越園地 (S45) A = 1,700.0㎡ 改良 (H元)					一の越公衆便 所 (S38) CB A = 42.1㎡ 改修 (H元)
		雄山園地						雄山山頂公衆 便所 (S52) 鉄骨 A = 18.5㎡
		立山登山線歩道			室堂平～一の 越～別山乗越 ～雷鳥沢 (S37～)			
		一の越・タンボ平 線歩道	黒部平園地 (S43) A = 4,390.0㎡		一の越～東一 の越～黒部湖 (S44～)			
		室堂平・浄土山頂 歩道	室堂山園地 (S47) A = 500.0㎡		室堂平～室堂 山 (S46～)			
		室堂・雷鳥沢線歩 道			室堂平～雷鳥 沢 (S46～)			
		大日岳縦走線歩道			別山乗越～大 日平～称名 (S53～)			
		立山権ヶ岳縦走線			一の越～五色 ヶ原～黒部岳 (H2～3)			
	黒部峡谷 沿線地区	阿層原野営場		テントサイト A = 500.0㎡				阿層原公衆便 所 (S48) CB A = 13.6㎡
		権約温泉休憩所						権約休憩所 (S33) RC A = 26.2㎡
		樽平園地			樽平～猿飛 (H3)			猿飛休憩所 (S33) RC A = 31.0㎡ 改築 (S59) A = 33.0㎡
								樽平公衆便所 (S37) CB A = 16.5㎡
								樽平ピクニック センター (S60) RC A = 222㎡
								樽平公衆便所 (S59) CB A = 16.79㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部 山岳 国立 公園	黒部峡谷 沿線地区	祖母谷野営場		テントサイト A=320.0㎡					祖母谷公衆便 所 (S63) RC A=120㎡
	馬場島・ 朝岳地区	馬場島野営場	多目的広場 (S61) A=4,060㎡	テントサイト A= 2,100㎡		AS舗装 (S61) A=1,050㎡		馬場島管理休 憩所 (S57) 木造 A=119.2㎡	馬場島公衆便 所 (S63) 木造 (H元) A=56.0㎡
		馬場島・朝岳線歩 道			馬場島～朝岳 (S38～)				早月尾根公衆便 所 (S54) CB A=26.0㎡
	後立山地 区	前朝日岳野営場		テントサイト A= 1,673.0㎡					朝日平公衆便 所 (S60) 木造 A=6.48㎡
		首倉避難小屋					首倉避難小屋 (S49) 鉄骨 A=27.4㎡		
		不帰岳避難小屋					不帰岳避難小 屋 (S55) 鉄骨 A=37.5㎡		
		猿飛・白馬岳線歩 道			祖母谷～白馬 岳 (S42～)				
		祖母谷唐松岳線歩 道			大黒銅山～ガ キ田 L=4.0m (S61)		鉄骨道 A=22㎡ (S61)		
		連華温泉朝日岳線 歩道			小塚ヶ原 (S61) L=800m				
		薬師峠野営場		テントサイト A= 5,250.0㎡				薬師峠管理休 憩所 (S54) CB A=25.0㎡	薬師峠公衆便 所 (S44) CB A=18.5㎡
	奥黒部地 区	折立峠園地							折立公衆便所 (S37) RC A=22.5㎡
		折立・太郎山線歩 道			折立～太郎山 (H2～3)				
		太郎山・三俣連華 岳線歩道			薬師沢吊橋架 換 (S57) 雲の平木道 (S59) L=450m				雲の平公衆便 所 (S58) CB A=17.47㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所
白山国立公園	西赤尾地区	白山・北山麓歩道			ブナオ峠～ 大門山(S54) 大門山～ 見越山(S57) 見越山～ 大笠山(S58)		大笠山遊覧小屋(S60) 木造 A=8.1㎡	

2 国定公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆便所
能登半島 国定公園	水見市地区	宇波園地	宇波路傍園地(S43) A=399.0㎡			宇波駐車場(S43) A=150.0㎡		
		大境駐車場				大境駐車場(S45) A=1,800.0㎡		
		大境博物館展示施設					大境ビジターセンター(S46) RC2層建 A=175.1㎡	
		大境園地	九段浜第1園地(S47) A=6,100.0㎡		大境～姿(S47)		九段浜休憩所(S51) RC A=141.0㎡	
			九段浜第2園地(S51) A=2,480.0㎡		一部付替え(S62) L=90m			
		島尾駐車場				島尾駐車場(S56) A=2,510.0㎡		
	高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A=1,200.0㎡			雨晴休憩所(S55) RC A=73.9㎡	雨晴公衆便所(S55) RC A=18.0㎡
		雨晴駐車場				雨晴駐車場(S44) A=2,331.0㎡ (S59) 拡張 A=780㎡		雨晴公衆便所(S44) CB A=19.4㎡ 同上改修(H3)
		雨晴園地	雨晴1号園地(S49) A=4,500.0㎡ 改良(H元)				雨晴休憩所(S49) RC A=60.0㎡	
			雨晴2号園地(S50) A=6,440.0㎡					

		雨晴3号園地 (S55) A=1,040.0㎡				
二上山園地	万葉植物園 (S52) A=8,603.0㎡	テントサイト (H元) A=4,800㎡ オートキャンプ場 (H2) A=4,500㎡		城山駐車場 (S60) A=984㎡ 貝山駐車場 (S62) A=1,360㎡ 野営場駐車場 (H元) A=1,450㎡	二上山休憩所 (S52) 木造A=25.9㎡	二上山公衆便所 (S52) C B A=19.3㎡ 改修(H元) 野営場公衆便所 (H2) R C A=30㎡
雨晴・島尾線歩道			松太枝浜～島尾 (S48)			
二上山縦走線歩道			二上山～万葉ラ イン (S54)			
大師ヶ岳線歩道			大師ヶ岳～万葉 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理場所 公衆便所
五箇山 県立自然公園	五箇山国民休養地	相倉園地	相倉運動広場 (S49) A=7,850.0㎡ 相倉子供の広場 (S49) A=1,990.0㎡ 相倉入口園地 (S51) A=350㎡ 相倉植物園地 (S51) A=2,780.0㎡					相倉公衆便所 (S51) R C A=20.0㎡
		相倉野営場	広場 (S51) A=1,000.0㎡	テントサイト A=3,000㎡				相倉公衆便所 R C A=20.0㎡
		相倉裏山回遊歩道	展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)			
		高坪山登山道			相倉～高坪山 ～上梨 (S50)			
		上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)			

朝日 県立 自然 公園	あさひ国 民休養地	上の山園地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0㎡ 上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0㎡ 上の山第3園地 (S56) A = 1,500.0㎡				上の山休憩所 (S53) RC A = 94.5㎡ 上の山林休憩所 (S54) 木造 A = 28.9㎡	上の山公衆便所 (S52) RC A = 16.5㎡ 同上改修 (H3)
		城山駐車場			城山駐車場 (S55) A = 1,874.8㎡		城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6㎡	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4㎡
有峰 県立 自然 公園	有峰ふもと自然公園	有峰湖国民休養地事業	展望園地 (S58) A = 1,190㎡ 園路 (S58) L = 200m 多目的広場 (S59) A = 18,375㎡ 溪流広場 (S60) A = 8,860㎡ テニスコート5面 (S60) 園路 (S60) L = 373m バーベキュー広場 (S62) A = 2,300㎡ 芝生スロープ (S63) A = 5,000㎡	猪根山探勝路 (S58) L = 2,047m 砥谷半島探勝路 (S58) L = 2,724m 猪根谷探勝歩道 (S58) L = 2,300m	砥谷半島駐車場 (S58) A = 850㎡ 猪根平駐車場 (S59) A = 7,714㎡		テニスコート管理棟 (S60) RC A = 28.8㎡ ヒジターセンター (S61) RC A = 196㎡ 休憩所 (S62) A = 25㎡	公衆便所2棟 (S62) RC A = 26.47㎡ 給水設備 (S59) 電気設備 (S60・61) 汚水処理設備 (S60・61)

4 県立自然公園

公園名	事業内容						
	園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所	公衆便所
朝日県立自然公園	・城山園地 ・上の山園地 ・城山フィールドアスレチック	・馬場野営場	・城山自然歩道 ・北又歩道 ・イフリ山登山道	・越前峠駐車場		・城山休憩所	・城山公衆便所 ・馬場野営場 ・鹿島神社公衆便所 ・境公衆便所 ・宮崎海岸公衆便所
有峰県立自然公園	・猪根平フィールドアスレチック ・有峰展望台 ・大多和峠展望台 ・東西半島展望台		・猪根山遊歩道 ・砥谷半島遊歩道 ・折立遊歩道 ・冷谷遊歩道 ・西谷遊歩道 ・大多和峠遊歩道			・大多和峠休憩所 ・東西半島休憩所	・真谷公衆便所 ・砥谷半島公衆便所
五箇山県立自然公園	・丸岡植物園 ・相倉園地 ・田向園地 ・女郎ヶ池園地	・五箇山青少年旅行村野営場	・上梨園遊歩道 ・相倉遊歩道 ・赤摩木古歩道	・西赤尾駐車場 ・上梨駐車場 ・田向園地		・新屋休憩所 ・音沼休憩所	・相倉公衆便所 ・西赤尾公衆便所 ・丸岡公衆便所 ・上梨公衆便所 ・小原公衆便所
白木水無県立自然公園	・白木峰山頂園地 ・水無園地	・杉ヶ平野営場	・白木峰遊歩道 ・金剛堂山登山道 ・三ヶ辻山登山道 ・大鷲場歩道	・上百瀬駐車場 ・杉ヶ平駐車場 ・白木峰駐車場	・金剛堂山登山遊覧小屋	・杉ヶ平休憩所 ・白木峰山頂休憩所 ・上百瀬休憩所 ・水無休憩所	・白木峰公衆便所
医王山県立自然公園	・国見園地 ・三千坊園地	・国見野営場	・奥医王線遊歩道 ・前医王線遊歩道 ・横谷峠歩道		・医王山遊覧小屋 ・国見遊覧小屋	・国見展望休憩所 ・国土原休憩所	

5 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市 町 村 名	延 長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6 km	50・53
医 王 山 ふるさと歩道	福 光 町	8.7 km	50
朝 日 ふるさと歩道	朝 日 町	8.2 km	51
森 寺 ふるさと歩道	氷 見 市	6.1 km	52
俱 利 伽 羅 ふるさと歩道	小 矢 部 市	7.0 km	53
牛 嶽 ふるさと歩道	庄 川 町	13.0 km	54
松 倉 城 址 ふるさと歩道	魚 津 市	7.3 km	55

第20 ナチュラリストの配置状況

年 度	立 山 地 区		称 名 地 区		頼成の森地区		自然博物館地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20～8/20						
50	33人 (延158人)	7/20～8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23～11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30～11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29～11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7～11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29～11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24～10/10 (日、祝日)	44人	4/29～6/19 (日、祝日) 9/15～11/3 (日、祝日)	76人	4/29～11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1～10/28 (日、祝日)	20人	7/29～11/4 (日、祝日)	81人	4/29～11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7～10/10 (日、祝日)	33人	4/28～11/4 (日、祝日)	70人	4/28～11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6～10/10 (日、祝日)	32人	4/27～11/3 (日、祝日)	69人	4/27～11/3 (日、祝日)
62	53人 (延212人)	"	32人	7/5～10/10 (日、祝日)	35人	4/26～11/3 (日、祝日)	70人	4/26～11/3 (日、祝日)
63	52人 (延208人)	"	34人	7/3～10/10 (日、祝日)	35人	4/24～11/3 (日、祝日)	71人	4/24～11/3 (日、祝日)
元	55人 (延220人)	"	32人	7/2～10/10 (日、祝日)	34人	4/23～11/3 (日、祝日)	71人	4/23～11/3 (日、祝日)
2	75人 (延258人)	"	41人	7/1～10/10 (日、祝日)	41人	4/22～11/3 (日、祝日)	69人	4/22～11/3 (日、祝日)
3	64人 (延228人)	"	34人	7/7～10/10 (日、祝日)	36人	4/28～11/3 (日、祝日)	76人	4/28～11/3 (日、祝日)

第21 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①47年度「水はみんなのもの」 | (富山県教育委員会) |
| ②48年度「緑のなかの私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ③49年度「世界につながる空」 | (富山県教育委員会) |
| ④49年度「富山の植生」 | (大 田 弘) |
| ⑤50年度「大気と私たち」 | (富山県教育委員会) |
| ⑥50年度「富山の地形と地質」 | (深 井 三 郎) |
| ⑦51年度「富山の昆虫」 | (田 中 忠 次) |
| ⑧52年度「富山の川と魚」 | (田 中 晋) |
| ⑨53年度「富山の鳥」 | (林 梅 夫) |
| ⑩54年度「富山の気象」 | (中川・山崎・谷出・小鷹) |

セルフガイドシリーズ

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①52年度「立山とのふれあい」 | (富山県自然保護協会) |
| ②53年度「頼成の森の自然」 | (") |

自然観察読本シリーズ

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①55年度「ふるさと歩道をたずねて一医王山一」 | (堀 与 治) |
| ②56年度「ふるさと歩道をたずねて一朝日一」 | (長 津 蔭 尾) |
| ③57年度「ふるさと歩道をたずねて一御前山神通峡一」 | (大田 弘・長津蔭尾) |
| ④58年度「ふるさと歩道をたずねて一牛嶽一」 | (松 岸 得之助) |
| ⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて一倶利伽羅一」 | (正印・菊川・泉) |
| ⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて一森寺一」 | (大田・菊川・児島・田中) |
| ⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて一松倉城址一」 | (本多・広田・田中) |

自然ガイドシリーズ

- | |
|-----------------------------|
| ①58年度「中部山岳国立公園一称名の自然一」 |
| ②59年度「朝日県立自然公園一朝日国民休養地の自然一」 |
| ③60年度「ねいの里の自然」 |
| ④61年度「五箇山国民休養地の自然」 |
| ⑤62年度「有峰湖国民休養地の自然」 |
| ⑥63年度「中部山岳国立公園一樺平の自然一」 |
| ⑦元年度「中部山岳国立公園一弥陀ヶ原の自然一」 |
| ⑧2年度「中部山岳国立公園一馬場島の自然一」 |
| ⑨3年度「能登半島国立公園一大境の自然一」 |

富山県の自然環境保全地域シリーズ

- | |
|-----------------------|
| ①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」 |
| ②55年度「沢杉自然環境保全地域」 |

- ③56年度「神通峡自然環境保全地域」
- ④57年度「愛本自然環境保全地域」
- ⑤58年度「深谷自然環境保全地域」
- ⑥59年度「山の神自然環境保全地域」
- ⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」
- ⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」
- ⑨62年度「日尾御前自然環境保全地域」
- ⑩63年度「谷内谷自然環境保全地域」
- ⑪元年度「東福寺自然環境保全地域」
- ⑫2年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」(改訂版)
- ⑬3年度「自然環境保全地域のあらし」

自然観察読本シリーズII

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①62年度「大岩眼目県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ②63年度「呉羽丘陵県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ③元年度「神通峡県定公園」 | (菊川・大田・田中・熊木) |
| ④2年度「庄川峡県定公園」 | (菊川・堀・松岸) |
| ⑤3年度「倶利伽羅県定公園」 | |

絵

「平成 4 年度 環 境 月 間 ポ ス タ ー」

最優秀賞作品

富山市立奥田小学校 3 年 金 川 剛 久



環境保全型の商品を推奨する「エコマーク」。
再生紙を使用した環境に関する雑誌・書籍に
は「みどりのほん」と表示。